

広島大学文学部紀要
第四三卷特輯号

(一九八三年二月)

『列女傳』注釈及び解説Ⅰ

下見隆雄

『列女傳』注釈及び解説 I 目次

下 見 隆 雄

○母儀

- 一、有虞二妃……………五
- 注……………五
- 二、棄母姜嫄……………一五
- 注……………一五
- 三、契母簡狄……………二二
- 注……………二二
- 四、啓母塗山……………三〇
- 注……………三〇
- 五、湯妃有蘇……………三九
- 注……………三九
- 六、周室三母……………四五
- 注……………四五
- 七、衛姑定姜……………五八

注.....五九

八、齊女傅母.....六九

注.....六九

九、魯季敬姜.....七四

注.....七四

一〇、楚子發母.....九六

注.....九六

一一、鄒孟軻母.....一〇六

注.....一〇七

一二、魯之母師.....一二三

注.....一二四

一三、魏芒慈母.....一二九

注.....一二九

一四、齊田稷母.....一三二

注.....一三二

(補)魯師氏母.....一三七

注.....一三七

○學嬖 (二〜六までは『紀要』四一・四二卷に)

七、晉獻驪姬.....一三九

注	一四〇
八、魯宣繆姜	一四九
注	一四九
九、陳女夏姬	一五四
注	一五五
一〇、齊靈聲姬	一六二
注	一六二
二、齊東郭姜	一六六
注	一六七
三、衛一亂女	一七三
注	一七三
三、趙靈吳女	一七八
注	一七八
四、楚考李后	一八四
注	一八四
五、趙悼倡后	一八九
注	一八九

一、有虞の二妃

有虞の二妃は、帝堯の二女なり。長は娥皇、次は女英なり。舜の父は頑、母は嚳。父は瞽叟と号す。弟は象と曰ひ、敖游して嫂を於す。舜能く之を諧柔し、瞽叟に承事するに孝を以てして。母舜を憎みて象を愛せども、舜猶ほ内に治めて、姦意有る靡し。四嶽之を堯に薦す。堯乃ち妻はすに二女を以てして、以て厥の内を觀る。二女舜に畎畝の中に承事し、天子の女の故を以て而ち驕盈怠慢せず。猶ほ謙謙として恭儉、婦道を尽くさんことを思ふ。瞽叟と象と舜を殺さんことを謀りて廩を塗ら使む。舜歸りて二女に告げて曰く、父母我をして廩を塗ら使む。我其れ往かんと。二女曰く、往かれよと。舜既に廩を治む。乃ち階を捐て、瞽叟廩に焚く、舜往けて飛出す。象復た父母と謀りて、舜をして井を浚は使む。舜乃ち二女に告ぐ。二女曰く、兪り、往かれよと。舜往きて井を浚ふ。其の出入を格し、従りて掩ふ。舜潛出す。時既に舜を殺す能はず。瞽叟又た舜を速きて飲酒せしめ、酔はせて將に之を殺さんとす。舜二女に告ぐ。二女乃ち舜に藥を与へて浴汪せしむ。遂に往く。舜終日飲酒すれども酔はず。舜の女弟繫之を憐み、二嫂と諧す。父母舜を殺さんと欲すれども、舜猶ほ怨みず。之を怒りて已まざるときは、舜田に往きて号泣して曰く、呼旻天よ、呼父母よと。惟れ害茲くの若くなれども、思慕して已まず。其の弟を怨みず。篤厚して怠らず。既に百揆に納れ、四門に賓せしめ、林木に選り、大麓に入らしむ。堯之を百方に試みて、事毎に常に二女に謀らしむ。舜既に位を嗣ぎ、升りて天子と爲る。娥皇を后と爲し、女英を妃と爲す。象を有庈に封じ、瞽叟に事ふること猶ほ初めの若くす。天下二妃の聡明貞仁を称す。舜陟方して蒼梧に死す。号して重華と曰ふ。二妃江湘の間に死す。俗之を湘君と謂ふ。君子曰く、二妃徳純にして行ひ篤しと。詩に云ふ、颯々かならざらんや惟れ徳百辟其れ之に刑ると。此の謂なり。頌に曰く、元始の二妃、帝堯の女なり。有虞に嬪列し、舜に下に承ふ。尊を以て卑に事へ、終に能く劳苦す。瞽叟和寧し、卒に福祜を享く。

〔注〕

①『大戴禮』帝繫篇に依れば、「帝舜娶于帝堯之子、謂之女媭氏」とある。『類聚』帝王部引「尸子」に、「於是妻之以媭、媭之以娥、九子事之、而託天下焉」とある。なお『御覽』皇親部引「尸子」は「媭」を「娥」に作り、「娥」を「皇」に作る。また『以娥』の下に「娥皇衆之女英」の六字がある。北魏（山西省大同の司馬金龍墓、一九六六年発見）の『烈女傳圖』を見ると、「虞帝舜」「帝舜二妃、娥皇・女英」の文字が見える。なお後注⑩を参照。

蕭注によれば、こゝは「尸子」に基づくとする。また『漢書』古今人表では「女瑩」に作るが、「媭」「瑩」「英」の音が近いので誤ったとしている。『漢書』古今人表の師古注は「即女英也、瑩音於耕反」という。王先謙補注は梁玉繩を引いて、「五帝紀索隱・世本作女瑩、帝繫篇作女媭」とする。『史記』五帝本紀の「於是堯妻之二女」に付する「正義」には、「二女、娥皇女英也、娥皇無子、女英生商均云々」とある。歐纘芳『列女傳校證』（『文史哲學報』一八期）は「杜工部草堂詩箋」七・三七、『御覽』一三五引には、「長」「次」の下に、それぞれ「曰」字があるとす。

②『尚書』堯典には、「岳曰、瞽子、父頑、母嚚、象敖、克諧 以孝、烝烝 乂不格姦、」とある。『史記』五帝本紀では、「嶽曰、盲者子、父頑、母嚚、弟傲、能和以孝、烝烝 治不至姦、」となっている。司馬遷は「瞽子」を「盲者子」と解している。『尚書』注では、「舜父、有目不能分別好惡、故時人謂之瞽、配字曰瞍、」とし、疏には「周禮」春官における樂官としての瞽矇が無目の故に眊矇の相けを受けることとの関連から説き、善惡を分別できないこと無目に同じであったが故に時人が瞽と云ったのだとしている。劉向は、盲者と把握した司馬遷にそのままは従わず、「父、号瞽瞍」としているから、恐らく「注疏」と近似の立場に在ったものと思われる。御手洗勝博士は、『國語』周語上の「警告有協風至云々」に見える瞽の職掌と、瞽瞍の先祖にあたる虞幕（『左傳』昭公八年や『國語』鄭語など）が『國語』鄭語に、「虞幕能聽協風云々」と見える様に同様の性格を有すること、

更に瞽については、『國語』周語上に「是日也、瞽帥音官、以省風土」とあること等に注目しておられる。そして、汪中『述學』補遺が、虞幕より瞽瞍・舜に至るまで、舜の家は楽官を世襲したのであって、瞽瞍が官名であると云うのは、納得できる説であるとして居られる（『帝舜の傳説について』広島大学文学部『紀要』第二八卷）。

『呂氏春秋』古樂篇に、「瞽叟乃拌五弦之瑟、作以為十五弦之瑟、命之曰大章、以祭上帝」とある。蕭注は、『周禮』の瞽矇ともあわせ見て、「似係樂官」としつつも、『尚書』・『史記』に依って、「瞽者而已」と結論している。

雷學淇（『竹書紀年義證』卷五）は『尚書』の「瞽子」は「瞽官之子」の意であるとし、『呂氏春秋』古樂篇の「瞽叟云々」（前引）より、「叟為樂師之證」とする。尚、この伝説で、瞽叟以下を悪者と解する従来のとらえ方に対する氏の意見も興味深いが、こゝでは略する。

③『史記』五帝本紀では、「舜父瞽叟盲、而舜母死、瞽叟更娶妻而生象。象傲、瞽叟愛後妻子、常欲殺舜、舜避逃、及有小過則受罪、順事父及後母与弟、日以篤謹、匪有解、」とある。劉向は、『史記』の様に瞽叟がではなく、母が舜を憎んだと改め設定し、またその母も『史記』の様に特に後妻、だとは明記しない。

④『史記』五帝本紀に、「四獄咸薦虞舜曰、可、於是堯乃以二女妻舜、以觀其内、使九男与処、以觀其外、舜居媯汭、内行彌謹、堯二女不敢以貴驕、事舜親戚、甚有婦道、堯九男皆益篤、」とある。また堯を主にした部分では、「堯曰、悉拳貴戚及疏遠隱匿者、衆皆言於堯曰、有矜在民間曰虞舜、堯曰、然、朕聞之、其何如、嶽曰、盲者子、……堯曰、吾其試哉、於是堯妻之二女、觀其德於二女、舜飭下二女於媯汭、如婦礼、堯善之、」とある。これに対応する部分が、『尚書』堯典では、「（帝）曰、明明揚側陋、師錫帝曰、有齔在下、曰虞舜、帝曰、兪、予聞、如何、岳曰、瞽子、……帝曰、我其試哉、女于時、觀厥刑于二女、齔降二女于媯汭、嬪于虞、帝曰、欽哉、」

とある。これらの文献では、二女は舜に直接仕えるというよりも、親戚や家族全体への丁寧な接待を通じて、舜に仕える努めを果たしている。『列女傳』では微妙にこのあたりが異なる。蕭注はこのあたり、「本史記」と簡単に処理しているが、多少の検討を要すると思われる。まず劉向は二女を、舜を危機から救い、彼の業績を補佐する妻の役として明確に設定しているから、「二女承事舜於畎畝之中、不以天子之女故、而驕盈怠慢云々」と記し、二女が舜との夫婦単位の家庭における生活を通じて、婦道を尽くしている様にまとめている。従ってここでは二女は、舜を害せんとする父母や弟に、明確に対立する存在となっている。二女の舜に対する役割は母親の子供を保護するそれに似ている。原文「以觀厥内」における「内」は、『史記』では、舜が二女を受け入れて家をどう治めていくか、その家庭内での態度を観察させることが意味の中心になるが、『列女傳』では、舜が家族との間にかかえている問題とこれをどう解決するかを観察させることが意味の中心におかれている様である。だから二女は家族達とは距離を持ち、もっぱら舜が家族達から投げかけられる難問より舜を守るのであって、二女自身は、舜の家族に対して舜の妻という立場での様々な家庭的な努めを果たす役目を与えられてはいない。劉向がこの二女を「母儀」の初においた意図は、以上のように先行文献を微妙に変えることで達成されているのであろう。従ってまた『列女傳』における「婦道」は、『史記』の様に舜の親戚に仕えることを特に含んではないのである。劉向は、『孟子』萬章上篇に「萬章問曰、……舜之不告而娶云々」に見える様に、舜が父母に告げないで妻をめぐったこと、堯も同じく舜の父母に知らせなかったという伝説を前提としてこの伝をまとめたのかも知れない。『史記』などの様に、二女と家族達との関わりを重視するなら、父母に告げないで妻を迎えるという伝説の存在は全く考慮し得ないであろう。蛇足乍ら、『史記』と『列女傳』とのこのとらえ方の異なりは、家族や家庭というものの変化や、時代差が微妙に影響している結果なのかも知れない。

歐氏『列女傳校證』は、「謙謙」について『金樓子』及び『北堂書鈔』卷二五引（『列女傳』）では、「謙謙」

に作っていることから、下の「謙」字は誤りと見ている。妥当な見解と思われる。しかし今一応今本のまま読んでおく。

⑤『孟子』萬章上に、「萬章曰、父母使舜完廩、捐階、瞽叟焚廩、」とある。『史記』五帝本紀では、「瞽叟尚復欲殺之、使舜上塗廩、瞽叟從下縱火焚廩、舜乃以兩笠自扞而下、得不死、」と見える。舜を危険に陥れるのは、『孟子』では父母、『史記』では父、この『列女傳』では父と象とである。ところで前注①の『烈女傳圖』には、「舜後母燒廩」とある。

『史記索隱』引『列女傳』には、「二女教舜鳥工上廩、」とある。しかし今本『列女傳』にこの一句が脱落しているとする、どの部分にこれがあてはまるのであろうか、「二女曰」の次にはそのまゝの形では置けそうにない。(王注では、「時既不能殺舜」の上であらうと云う)『史記正義』引『通史』(梁武帝)には、「瞽叟使舜滌廩、舜告堯二女、女曰、時其焚汝、鵲汝衣裳鳥工往、舜既登、得免去也、」とある。「鳥工云々」はむしろこのような形でなら続きぐあいも良い。梁注には、宋の曾慥『類說』引の『列女傳』を紹介し、「二女曰、往哉、鵲汝衣裳鳥工往、」(注に、「習鳥飛之功以往、鵲錯也」とあり、曹大家の注であらうという)となっている。これは「正義」引の『通史』に似ている。梁注は更に、『楚辭』天問の(宋)洪興祖補注引では、「二女曰、時惟其戕汝、時惟其焚汝、鵲汝衣裳鳥工往、」とあるのを指摘し、いずれも今本よりも多いのは、今本が既に劉氏の旧を失っている証と述べる。これは次の「浚井」の部分についても同様である。『史記』の諸注や梁端の指摘するところは一応もつともであるが、これが確かに劉氏の旧に近いものであったと全面的に賛同するにはためらいが残る。舜の告に対する二女の答が廩・井両方の場合「往哉」だけで、具体的助言が見えないのは、確かに舜を助ける二女のイメージを明確にしないことにはなるが、逆に今本で、廩・井両方の場面に、鳥工・竜工と明確につながる表現がその片鱗も見えず、逆に「往哉」・「兪往哉」が、前後と適合して簡潔に形よくまとめら

れていると見えるのはなぜであろうか、また鳥工・竜工に関する用語例が漢代以前の文献に見えないのはなぜであろうか。そしてこれが南北朝末期以後の文献中で頻見するようになることにも疑問を抱かざるを得ず、鳥工・竜工が真実、原本『列女傳』の用語であつたとすつきり断定はし得ぬ氣持が残るのである。また、この注の初の方で指摘した北魏の『烈女傳圖』には、はつきり「舜後母燒廩」と見え、南北朝末期以後の文献に見えるものが確かに原本『列女傳』のそれを紹介したのかどうかにも、やはり疑問を抱かざるを得なくなるのである。ただこゝで私は梁端の見解を否定し去ることはできない。文献資料に依るかぎり、興味深い指摘であることには変りがない。しかしそれはそれとして、これをもつて今本に脱落ありと結論する程に確かな資料とは云えないのではなからうか。蕭注は梁説をそっくり紹介しながら、今本云々の梁説の結論部分を削っている。蕭氏の真意がいずこに在つたか、これも分かるわけではないが、やはり氏もいささかの疑問を抱いたからではないかと想像する。

舜が二女に告げ、二女がこれに答えるかたちは、恐らく『列女傳』より創られたものであろう。

⑥前の廩の話とセツトになつてゐる伝説を脚色したものである。『孟子』では前注引に続いて、「使浚井、出從而揜之」とある。趙岐注は、「使舜浚井、舜入而即出、瞽叟不知其已出、從而蓋其井、以為死矣」と解している。『史記』では、これも前注引に続いて、「後瞽叟又使舜穿井、舜穿井、為匿空旁出、舜既入深、瞽叟与象共下土実井、舜從匿空出去」とある。『孟子』では具体的にその様子が理解できない部分を、『史記』はきわめて現実に説明している。『列女傳』では、舜の危機脱出についての具体的説明を省略している。この後の酒の話において、二女の配慮によって助かる舜の姿が要領よくまとめられているのに比べて、前に置かれる廩と井の話は、『史記』の現実的理解を気にしすぎたまとめ方に、意識的に對抗するかの如く簡略である。だからこそ、脱文ありとの考えもそれなりの説得力を持つことになるのであろう。歐氏『列女傳校證』も王注・梁注に加えて、『金樓

子」を引き、これにもやはり「衣竜工往」の表現があることを指摘する。そして今本に脱文があることは疑問の余地はなく、『金樓子』・『通史』・『類説』や『楚辭補注』天問所引など（前注⑤参照）に依り、脱文はいずれも（鳥工云々・「竜工云々」）、「二女曰」の下に在ったであろうと推定している。もし諸氏の指摘する様な脱文が有ったことを是認するなら、恐らくそれは「二女曰」の下であつたとすべきであろう。因みに、『史記素隱』所引『列女傳』は、「龍工入井」とし、『史記正義』所引『通史』では、「舜穿井、又告二女、二女曰、去汝裳衣竜工往、入井、瞽叟与象下土夷井、舜從他井去也、」とある。梁注に依れば、『類説』所引『列女傳』には、前注⑤で紹介したものに続き、「二女曰、去汝衣裳竜工往」（注云「竜知水泉脈理」）とある。『楚辭補注』所引では、「二女曰、時亦惟其戕汝、時其掩汝、去汝衣裳竜工往」とある。

以上この部分に対する諸氏の脱文説、いずれも興味深い指摘とは云えるが、やはり全面的な是認はしかねる。前注参照。

『新序』雜事篇（第一）に、「昔者、舜自耕稼陶漁、而躬孝友、父瞽瞍頑、母嚚、及弟象傲、皆下愚不移、舜尽孝道、以供養瞽瞍、瞽瞍与象、為浚井塗廩之謀、欲以殺舜、舜孝益篤、出田則号泣、年五十猶嬰兒慕、可謂至孝矣、」と見える。

⑦この部分は先行文献には見あたらぬ。劉向にはなにかもとづく文献が有ったかも知れないが、『孟子』や『史記』に見える説話の形とは大きく異なる。逆に、先行文献が廩・井に続ける説話が『列女傳』では省かれている。『孟子』には、「象曰、謨蓋都君、咸我績、牛羊父母、倉廩父母、干戈朕、琴朕、弭朕、二嫂使治朕棲、象往入舜宮、舜在牀琴、象曰、鬱陶、思君爾、忸怩、舜曰、惟茲臣庶、汝其于予治、」とある。『史記』五帝本紀では、「瞽叟象喜、以舜為已死、象曰、本謀者象、象与其父母分、於是曰、舜妻堯二女与琴、象取之、牛羊倉廩、予父母、象乃止舜宮居、鼓其琴、舜往見之、象鄂不懌、曰、我思舜正鬱陶、舜曰、然、爾其庶矣、舜復事瞽叟愛

弟弥謹、」とある。『列女傳』がこの部分を用いなかつたのは、二女が舜を支えた功を強調するには余計な部分だと考えたからであろう。

二女の助力はこの部分で初めて具体的に記述されている。

「葉浴注」はなお詳かにし得ない。王注では、葉は葛花の属で酒毒を消すと説明している。

⑧「女弟繫」について、王注は「名敷手、俗書伝写誤合為繫字、又誤為繫字」という。梁注は、『漢書』古今人表に「敷手、舜妹」とあるのを指摘する。この師古注が流俗本では「撃」に誤り作るとしている。『説文』の「敷」に、「舜女弟名敷首」とあり、『史記正義』は「舜親戚」について、「(舜)妹頼手」と説く。『列女傳』では「繫」に作るが、これは諸家の云う様にもと「敷手」の二字であつたものが「撃」の一字として誤り合し、更に「繫」と誤写されたものであろう。

⑨『孟子』萬章上に、「舜往于田、号泣、于旻天、」とあり、又、「長息問於公明高曰、舜往于田、則吾既得聞命矣、号泣、于旻天、于父母、則吾不知也、」とも見える。『偽古文尚書』大禹謨に、「帝初于歷山、往于田、日号泣、于旻天、于父母、」とある。王注は「夫子(郝懿行)曰」として、この二「呼」字は『孟子』では「于」に作るかと、「于」は「呼」であるとし、「吁」「于」は古字通じ、「吁」「呼」は声近く、ともに歎息の義であると述べる。蕭注はこの王説を是とし、「偽孔傳」は『孟子』に本づき、「日」字が『孟子』より一字多いのはこの『列女傳』に本づいたのだとしている。しかし「日」字の位置が「偽孔傳」では「号泣」の上、『列女傳』では「呼旻天」の上にある。王注でも云う如く、「呼」を嘆息の辞と見れば、「日」は「エツ」であろう。「偽孔傳」では「ヒ」であろう。

⑩『尚書』舜典に、「納于百揆、百揆時敘、賓于四門、四門穆穆、納于大麓、烈風雷雨弗迷、」とある。『史記』には、「堯善之、乃使舜慎和五典、五典能從、乃徧入百官、百官時序、賓於四門、四門穆穆、諸侯遠方賓客皆敬、

堯使舜入山林川沢、暴風雷雨、舜行不迷」とある。又、「舜賓于四門、……舜入于大麓、烈風雷雨不迷、」とある。

「選」について王・梁注は『廣雅』を引いて、「納入也」とする。また『文選』七命（卷三五）注引に、「曹大家列女傳注」として、「竹木曰林、山足曰麓、」とあることを指摘している。

歐氏は『御覽』卷一三五に、「堯拳舜為相撰行王政、每事常謀於二女、」とあるのを指摘している。尚、二女と舜とのやりとりを見ていくと、『列女傳』では、二女に謀ったのは舜であると解すべきではないかと思われるが、謀らせる様に仕組んだのはこゝでもやはり堯である。

⑪ 娥皇を后、女英を妃としたことについては、なににもとづくか明らかでない。恐らく、古くよりこれに関する定まった文献が存在したのではなく、劉向が漢代の后妃制度に照応して、あてはめまとめたものであろう。『竹書紀年』舜の三十年に、「葬后育于涓」とあり、『漢書』地理志、扶風、陳倉に、「黃帝孫、舜妻、盲冢祠」とある。雷學淇『竹書紀年義證』は「沈約注云、后育娥皇也」を引き、「育」は「育」字の誤りである（蓋皇育盲冢相育於涓、育乃后名、盲必育之誤」と述べるを引き、吳卓信の「路史疏仵紀、帝舜有虞氏、堯妃以育、嬭以瑩、注云、育即娥皇、瑩即女英、見世本」とするを引く。因みに『世本』（張澍粹補注本）卷四には、「舜妃、娥盲女瑩（瑩）」と見える。雷氏説がやゝ勝る様に思われる。

原文「事瞽叟猶若初焉」を「四部叢刊」本では「初」字がなく、「文選樓叢書」本もこれに同じである。梁注は『太平御覽』皇親部引により、「初」字を補うべきであるとする。王注は「初」字を補うことについては指摘せず、「若」を「順」と解し、「言二妃雖貴、猶能和順於舅姑、」と説く。梁注に従うべきであろう。

⑫ 『尚書』に、「五十載、陟方乃死」とある。『史記』には、「踐帝位三十九年、南巡狩崩於蒼梧之野、」とある。

「陟方」は升遐の意と見るが妥当であろう。『竹書紀年』舜の五十年に、「帝陟」とある。『禮記』檀弓上に、「舜葬於蒼梧之野、蓋三妃未之從也、」とある。『楚辭』九歌、湘君の「帝子降兮北渚」に對する王逸注には、「言堯二女娥皇女英隨舜不反、沒於湘水之渚、」という。

「二妃死于江湘之間、俗謂之湘君」について、王注は、『史記正義』引では「之間」の下に「因葬焉」の三字が有り、『後漢書』注引には「湘君」の下に「湘夫人」の四字が有り、今本では脱落しているという。梁注は『史記』始皇紀の正義引・『後漢書』張衡伝注引の各々を指摘し、『類聚』靈異部下引では「死」を「葬」に作り、この七字（因葬焉湘夫人也）が無い。おそらく当時二本が存在したのであらうと云う。『御覽』卷一三五引にもこの七字は無い。尚、歐氏は、『杜工部草堂詩箋』七・三七引もやはり同じであるという。

⑬『毛詩』周頌、清廟の烈文に、「不顯維德、百辟其刑之、」とある。梁注は「惟」を「維」に作ることを指摘し、王應麟の説を引いて、楚元王は詩を浮邱伯より受けた。劉向は元王の孫で、述べし所は魯詩である。『魯秋潔婦』伝（卷五・節義）に引く「惟是褊心」は石經魯詩殘碑と合するという。

⑭王注は、「元」は「大」、「始」は「初」である。夫婦は人たるの大始であり、劉向がこゝに始を託したのであるという。

二、棄の母 姜嫄

棄の母 姜嫄は、郅侯ヂウキの女なり。^①堯の時に当たり、行きて巨人の跡を見る。好びて之を履む。帰りて娠有り。浸シヅメに以て益マシ大なり。心に怪しみて之を惡む。卜筮して禮祀し、以て子無からんことを求むるに、終に子を生む。以て不祥と為して、之を隘巷ヤウキョウに棄つ。牛羊 避けて踐まず。乃ち之を平林の中に送る。後 平林を伐る者 咸みな之に薦し之に覆す。乃ち取りて寒冰の上に置く。飛鳥 之を嘷つばさ翼す。姜嫄 以て異と為す。乃ち収めて以て帰る。因りて命けて棄と曰ふ。姜嫄の性 清静にして專一なり。種稼タネ穡シヤクを好む。棄の長ずるに及びて、之に桑麻を種樹ウヱツケすることを教ふ。棄の性 明にして而も仁、能く其の教を育み、卒に其の名を致す。堯 棄をして稷官に居ら使む。郅の地を更め国とし、遂に棄を郅に封ず。号して后稷と曰ふ。堯 崩じ、舜 位に即くに及び、乃ち之に命じて曰く、棄よ、黎民 飢に阻む。汝 稷に后として、百穀を播時ホクシせよと。其の後 世世 稷に居る。周の文武に至りて、興りて天子と為る。君子謂ふ、姜嫄 静にして化する有り。詩に云ふ。赫赫たる姜嫄、其の徳 回ならず、上帝 是れ依ると。又曰く、文を思ふに后稷、克く彼の天に配し、我が烝民を立つと。此の謂なり。

頌に曰く、棄の母 姜嫄 清静にして專一なり。跡を履みて孕み、懼れて野に棄つ。鳥獸すらも覆翼おおいかけばうするみて、乃ち復た収め恤やすんず。卒に帝の佐と為り、母道 既く畢す。

〔注〕

①『史記』周本紀に、「周后稷名弃、其母有郅氏女、曰姜原、姜原為帝嚳元妃、」とある。『列女傳』では、この姜嫄の子 棄と次の簡狄の子 契については、いずれも父の名を明確にしない。その理由は、后稷・契がいずれも舜に仕えたと把握すれば、有虞二妃を既に初に置いているから、『史記』のように、帝嚳との関連を明示すると、舜との前後関係の調整がうまくいかぬことになるからであることが先ず考えられる。しかし本当の理由は別

のところにあるであろう。作者はこのことがなくても配偶者の名を明示することは恐らくしなかつたとも思われるのである。この二人は各れも母と神秘的存在との感応がもとで生まれたことになっているが、現実的には父なし子である。私生児として生まれ成長する二人は、現実的にはあらゆる意味において不利な状況に在ることになる。しかしこれはむしろこの母子、特に母の偉大さを称えるのには非常に都合の良い設定でもある。こうして生まれた二人は、各母の持つ驚異的な教化能力と努力とに依つて、非凡なる人物として成長せしめられることになるのである。これは、現実的には父なし子という不利な設定が、むしろこの母子を称えるのに効果的に作用している点である。しかしこの設定も、実はその出発点が神秘的な生誕に始まるからこそ、この母子が結果の成功に対する賞賛の反面になおこうむる父なしの批判をも都合良く排除する力を備え得ているのである。そしてこの批判をシャットアウトする分だけ、それだけ逆にこの母子の偉大さは効果的に語れることになるのである。そして更に考えるなら、この神秘的生誕を効果的に呈示するために、父（帝嚳）の名は全く必要ないことになるであろう。夫の名が示されていてその上に神秘的な存在との関わりが語られては、この生誕をおろつている超現実的なイメージにはむしろかげりが出てくるのである。かくして、劉向の意図を考えると、姜嫄と棄、簡狄と契の母子の物語には、人間の父の名を示す必要は全くないばかりか、むしろ積極的に無視されているのが分かる。だから他の文献を拠にして、帝嚳との関係を云々することは、作者の意図も想像しつつか察を進めていくと、この伝においてはもとより無意味であることが分かつてくるのである。

『毛詩』大雅、生民の「厥初生民、時維姜嫄、」における「毛傳」は、「姜姓也、后稷之母、配高辛氏帝焉」とある。「鄭箋」では、「姜姓者、炎帝之後有女名嫄、当堯之時、為高辛氏之世妃、」とする。これに付する疏では、「高辛氏之世妃」を「其後世子孫之妃」と解している。又疏引の張融は、「毛傳」や『史記』のように、帝嚳を稷・契の父であるとするれば、『詩經』のこゝで、母のことだけ称えて父を美めないのは納得いかぬことだとして

いる。しかし前述の如く、この様な考え方を、劉向は十分承知の上でこの『列女傳』では意図的に父を省いて物語をまとめたのが実だとすべきであろう。なお『大戴禮』帝繫には、「帝嚳卜其四妃之子、而皆有天下、上妃有邠氏之女也、曰姜原氏、産后稷、次妃有娥氏之女也、曰簡狄氏、産契、次妃……産帝堯、次妃……産帝摯」とある。「契母簡狄」注①参照。

②『毛詩』大雅・生民には、「生民如何、克禋克祀、以弗無子、履帝武敏歆、攸介攸止、載震載夙、載生載育、時維后稷、」とある。『史記』では、「姜原出野、見巨人跡、心忻然說、欲踐之、踐之而身動、如孕者、居期而生子、」とある。なお后稷の出生をどう解釈するかについては、『毛詩』の「毛傳」・「鄭箋」などを含めて諸家に様々な議論がある。例えば「履帝武敏歆」についての解釈は、毛・鄭は基本的な面で異なる。（「契母簡狄」注③略説）この他次注の「禋祀」の解釈、また后稷を様々な場所に棄てたことの意味づけなどを巡って、神異現象の受け止め方に様々な見解があるが、本稿は神話研究とは趣を異にするので、今これを一々問題にしない。こゝでは『列女傳』は恐らく『史記』に依ったのであると思われる点に注目するに止める。

尚、神話・伝説の面からの検討については御手洗勝博士の諸論考などに詳しい。

③『毛詩』では前注②に見える如く、禋祀は子を授かる様にとの祈りと受けとれるが、『列女傳』では、姜嫄が父なくして娠したとするから、禋祀は娠を不吉として、これを除去するお祓いだと解される。下文の「以為不祥」との関連から云っても劉向は子を授かりたいための祀としては扱わなかったと見られる。梁注もこゝは『毛詩』とは異なるとしている。『史記』では前注引にも明らかな如く、禋祀にはふれていない。

④『毛詩』では注②引に続いて、「誕弥厥月、先生如達、不圻不副、無害無害、以赫厥靈、上帝不寧、不康禋祀、居然生子、誕實之隘巷、牛羊腓字之、誕實之平林、會伐平林、誕實之寒冰、鳥覆翼之、鳥乃去矣、后稷呱矣、」とある。『史記』は注②引に続いて、「以為不祥、弃之隘巷、馬牛過者、皆辟不踐、徒置之林中、適会山林多人、」

遷之而奔渠中冰上、飛鳥以其翼覆薦之、姜原以為神、遂收養長之、初欲弃之、因名曰弃、」とある。『毛詩』では不祥の子という意は明示されない（『毛傳』では「天生后稷、異之於人、欲以顯其靈也」とする）が、『史記』ではこれをはつきりと明示し、后稷の名が弃とされた理由を説明するようにまとめている。『列女傳』も略これに従ったものと思われる。ただ『史記』の「徒置之平林云々」については、『列女傳』のまとめ方は異なっている。蛇足ながら『詩集傳』では、「無人道而生子、或者以為不祥、故棄之而有此異、」としている。

原文の「飛鳥偪翼之」について、王注は、「偪」は「曲背」の意で、飛鳥が身を曲げて翼でその上下を蔽うのを言ったものとする。また蕭注引牟氏房は、「偪」は「偪」に作るべしと云い、『毛詩』生民では「鳥覆翼之」に作る如く、「覆」「偪」は古字通ずるとする。「齊威虞姬」（卷六辯通）に、「柳下覆寒女」を『毛詩』小雅、巷伯の「毛傳」では「偪、不速門之女」に作るのはその明証であるとし、また『禮記』樂記の「煦偪覆育万物」では、「偪」も「覆」も、ともに「以体親之」の意であるという。梁注は『禮記』樂記（煦偪覆育万物）の注より、「以体曰偪」として、「偪」「偪」古通とし、なお『莊子』人間世の「偪拊人之民」に対する『經典釋文』引の崔譔が、「猶嘔响謂養也」と云うのをつけ加えている。なお『楚辭』天問に、「稷維元子、帝何竺之、投之於冰上、鳥何燠之」とある。

⑤この部分は『列女傳』のみに見える。伝のまとめ方の形式は次の「契母簡狄」とよく似て対をなす。いずれも子に対する教育者としての母の役割を明示せんとする意図がうかがえる。これも恐らく劉向の筆に出るものである。次伝の注④も参照されたい。

⑥原文「棄之性、明而仁」について、次の「契母簡狄」においては「契之性、聰明而仁」とある。梁注は、陳奐の説によりこゝにもやはり「聡」字が「明」字の上に在ったであろうとする。また蕭注は馬瑞辰が『路史』（卷一八・高辛氏）注引『列女傳』には、「性敷而仁」とあるとするのを引く。ただこの『路史』の注は、「簡狄教

之時芸桑麻」と続くところからすると、当時の劉向『列女傳』からの正確な引用であるかどうか実は疑わしい。「封棄於郃」について、蕭注は『毛詩』大雅、生民の「即有郃家室」に対する「毛傳」より、「堯見天因郃而生后稷、故国后稷於郃、」を引く。

『史記』周本紀には、「弃為兒時、伋如巨人之志、其游戲好種樹麻菽、麻菽美、及為成人、遂好耕農、相地之宜、宜穀者稼穡焉、民皆法則之、帝堯聞之、拳弃為農師、天下得其利、有功、」とある。なお『毛詩』魯頌、闕宮の「是生后稷、降之百福、黍稷重穋、稵稷薿麥、奄有下国、俾民稼穡、」の「鄭箋」には、「后稷生而名棄、長大堯登用之、使居稷官、民賴其功云々」と見える。『史記會注考證』は「拳弃者舜、非堯也、」と云うが、司馬遷はなにか依るところが有ったかも知れないし、『竹書紀年』堯の五八年には、「使后稷放帝子朱于丹水、」とある。説話上における堯との関わりを特に否定する必要はないであろう。『列女傳』は『史記』のままとめたものを利用したと見て良からう。『史記』五帝本紀には堯が后稷を挙用したと云う（契母伝注⑤参照）。また『毛詩』生民や闕宮の「鄭箋」を見ると、鄭玄も『列女傳』を参考に行っているのではなからうかと想像される部分が認められる。

⑦『尚書』舜典に、「帝曰、棄、黎民阻飢、汝后稷、播時百穀」とある。また『史記』周本紀では、「帝舜曰、弃、黎民始飢、爾后稷、播時百穀、封弃於郃、号曰后稷、别姓姬氏、后稷之興、在陶唐虞夏之際、皆有令德、」という（『五帝本紀』では「爾」を「汝」に作る。）。

原文「汝后稷」について、王注以下、「汝居稷」でなければならぬとする。王注は「后」に作るは形の誤であるとし、今の「舜典」も誤っているとす。『毛詩』思文の「正義」引の鄭注でも「汝居稷官」とあるのはその証拠だとし、舜が官を命ずるに、君主の号たる「后」をその臣に施すわけではないという。「汝居稷」とは「汝作士」「汝作司徒」と同様の云い方である。何で「后稷」の称が有ろうかと云う。しかし、臧庸（『列女傳補注

校正』)はこれを否定し、「居」でなく「后」がやはり正しいとする。即ち『史記』五帝本紀も「汝后稷」に作っている。古は天子諸侯卿大夫に皆「君」の称が有った。「君」とは「主」のことであるから「夔」にもやはり「后夔」と称する。鄭注(前引、また『毛詩』魯頌、闕宮の「鄭箋」は、「使居稷官云々」とある)に、「汝居稷官」とあり、この伝の下文の「其後世世居稷」に「居稷」とあるから、これに因つて誤を致したのである。稷は天官であるから「君」の称が有るのであり、「后稷」の語は古くからあるもののだとして居る。蕭注は臧氏説に疑問を抱き、「后夔」「后稷」を後人がこの様に称するのはうなづけるが、命官の時に称すると考えると妥当でない。もし「君」が「主」の意であるなら、「后稷」を「主稷」、「后夔」を「主夔」と云うことも許されることにならうとしている。なお梁注も王注と略同じく、鄭注によつて「居」に作るのが是だと断じて居る。王・梁注は興味深い指摘をしているが、必ずしも「居」に改める必要があるまい。今、臧氏説に従つておく。

⑧蕭注は、夏の太康が国を失ひ稷官を廃するまで続き、不窋なる者が始めて官を失したとする。『史記』周本紀には、「后稷卒、子不窋立、不窋末年、夏后氏政衰、去稷不務、不窋以失其官云々」とある。ただ「不窋」は「后稷」直接の子ではないとする立場を『史記索隱』が表明している。『國語』周語上に、「昔我先世后稷、以服事虞夏、及夏之衰也、棄稷弗務、我先王不窋用失其官」とあり、『史記』は恐らくこれに基づいたのであろうが、「不窋」を「后稷」の直接の子と考えると、「世々稷官に居る」とは云えないことになるのは否定できまい。董氏『國語正義』も『路史』やその注などにより、二代限りで稷官を失つたのではなからうとする。『路史』卷一八「世為后稷、及夏之衰、有不窋者、失其官、」の注に『國語』・『史記』などの記載を非とし、「不窋」は夏末時の人としている。『列女傳』の立場も、後世の学者の如く、代々后稷の官は続いたと考えているのであろう。しかしこれは別として、『國語』『史記』の表現を批判する点については、理屈のみが先行して、これを裏付ける文献に欠けるのは惜しまれる。

⑨『毛詩』魯頌、闕宮に、「赫赫姜嫄、其德不回、上帝是依、無災無害、弥月不遲、是生后稷、降之百福、」とある。

⑩『毛詩』周頌、思文に、「思文后稷、克配彼天、立我烝民、莫匪爾極」とある。

⑪この「野」字について、王注は「失韻、蓋誤」と云う。梁注には先ず臧庸の説を引く、即ち、「野」は「隘」字の誤りである。両字は音が近いために誤ったのだとし、また『詩』生民には「誕置之隘巷」とあるのは、こゝがもと「野」でなく「隘」字であった証であるとする。この頌における「一」「恤」「畢」はみな脂類、「隘」は「益」声に従って支類に属する。古くは「支」「脂」両類通じたと云う。梁端はさらに『荀子』賦篇で「隘」と「狄」「敵」「迹」「適」が韻をふみ（皇天降物云々、……此夫安寬平而危險者邪、脩潔之為親、而襍汗之為狄者邪、甚深藏而外勝敵者邪、法禹舜而能揜迹者邪、行為動靜、待之而後適者邪）、『楚辭』離騷で「隘」と「績」とが韻をふむ（路幽昧以險隘、……恐皇輿之敗績）のをあげている。蕭注は、臧庸の指摘に関連して、この伝の「棄之隘巷」は必ずしも「生民」に依るものと断定はできまいと述べる。

三、契の母 簡狄

契の母 簡狄^①は、有娥氏の長女なり。堯の時に当たりて、其の妹娵^{せうだ}と玄邱の水に浴す^②。玄鳥有り、卵を銜^くむ。過りて之を墜^{おと}す。五色にして甚だ好し。簡狄と其の妹娵と競ひて往きて之を取る。簡狄 得て之を含むに、誤りて之を呑む。遂に契を生む^③。簡狄 性 人事の治を好み、上は天文を知り 施恵を樂しむ。契の長ずるに及びて、之に理順の序を教ふ^④。契の性、聡明にして仁。能く其の教を育て、卒に其の名を致す。堯 司徒為ら使めて、之を亳に封ず^⑤。堯 崩じ、舜 位に即くに及び、乃ち之に敕^{みことり}して曰く、契よ 百姓 親しまず。五品 遜はず。汝 司徒と作りて、五教を敬ひ敷きて、寛に在らしめよと。其の後 世世 亳に居る。殷の湯に至りて、興りて天子と為る。君子謂ふ、簡狄 仁にして礼有りと。詩に云ふ、有娥 方に將なり。子を立てて商を生むと。又た曰く、天 玄鳥に命じ、降りて商を生ましむと。此の謂なり。頌に曰く、契の母 簡狄 敦仁にして鷹翼^⑩なり。卵を呑みて子を産み、遂に自ら修飾す。教ふるに事理を以てし、推恩にして有徳ならしむ。契 帝の輔と為るは、蓋し 母 力有るなり。

〔注〕

①梁注は、『初學記』帝王部引には、この下に「帝嚳之少妃」の五字が有り、『御覽』(三六〇) 人事部一引では「次妃」に作る指摘する。しかし劉向の『列女傳』には、もともとこの五字は無かつたのではあるまいか。理由は前伝の注①で述べた。その理由がこの伝にもあてはまると考えるわけを次に補説する。先ず、「棄母姜嫄」・「契母簡狄」の両伝は様々な意味において対をなしているからである。時は共に堯・舜時代、子は共に母と超現実的存在との感応に依つて生まれたこと。現実的なとらえ方をすれば私生児である。しかし超現実的存在の子であることが、この親子に対する現実的批判を越えさせ、それがむしろ両母への偉大さ賞賛に自由な拡がりを与える結果につながっている。そして子は共に母の訓育を實のらせて天子の有能なる補佐となる。又、各々は後世、

周・殷の始祖とされる。以上の対比でも分かる通り、この両伝は明瞭に対をなしている。このことは「頌」の形式を比較してみても明瞭である。以上に依つて、「棄母姜嫄」に夫の名又は父の名が見えず、しかも作者はそれを示さないことで伝の叙述に大きな効果を与えたと考えられると同様に、この伝でも、梁注の指摘する「帝嚳之少妃」五字は、原本から既に無かつたと推定すべきである。

②『史記』殷本紀には、「殷契、母曰簡狄、有娥氏之女、為帝嚳次妃、三人行浴、」とある。『大戴禮』帝繫に、「帝嚳卜其四妃之子、而皆有天下、上妃、有邠氏之女也、曰姜原氏、產后稷、次妃、有娥氏之女也、曰簡狄氏、產契、次妃、曰陳隆氏、產帝堯、次妃、曰暵訾氏、產帝摯、」とある。『呂氏春秋』音初篇に、「有娥氏有二佚女、為之九成之台、飲食必以鼓、帝令燕往視之、鳴若謚隘、二女愛而爭搏之、覆以玉筐、少選、發而視之、燕遺二卵、北飛、遂不反、二女作歌、一終曰、燕燕往飛、実始作為北音、」とある。『淮南子』墜形訓には、「有娥在不周之北、長女簡翟少女建疵、」とある。

王注は『史記』に「三人」とあるのは、恐らく簡狄と其の妹及び娣とで三人になることを云つたものだろうと云う。なお臧庸『列女傳補注校正』は馬瑞辰説を引き、『路史』(卷一九、疏仡紀の「次妃有娥氏曰簡狄」)注引に、「娣妹浴於元郎」とあるから、今本で「与其娣妹」に作るのは誤りである。又「娣妹」は一人である。『呂氏春秋』にも二佚女と云い、『淮南子』も娣妹二人(高注)である。『史記』が「三人」とするは「二」の譌であり、王注が娣妹を分けて二とするのは誤りであるとする。梁注は『淮南子』に依つて妹の名は建疵であると考え、更に『御覽』(人事部)引には、「簡狄者、帝嚳之次妃也、妃有娥氏之女、与娣妹浴於玄丘水之上、有玄鳥銜卵而墜、五色甚好、相与競取之、簡狄得而吞之、有孕、遂生契、」とあり、これには「娣妹」に作る。このこと『史記』(三人)と合すると述べる。蕭注は王・梁注が『史記』の三人と『列女傳』のこゝが合すると云うのは非であるとする。『淮南子』・『呂氏春秋』ともに二女と云う。「妹娣」は「妹」のことで、古くは「娣娣」・「姑

妹」と云ったが、今人はただこれを「姑」と称するのと同様である。馬氏が『路史』引に「姊妹」とあるのに注目して今本の誤りを指摘するのも間違いであり、今本を、「姊妹」と改めた場合、この字の上に「与其」が有るのはそぐわぬし、下文にも「簡翟与姊妹」の文が来ることになって、やはり三人であることを認める結果になると云う。ただし馬説は今本の誤を指摘するために『路史』の「姊妹」に注目しているのであって、後に続く論証を見ていくとやはり二人説を採っているから、蕭注の批判は馬説を正確にとらえたものとは云えまい。馬・蕭説が「姊妹」は「妹」一人であろうと推定しているのは興味深い。ただし『史記』に「三人」とあるのを誤りとする根拠がしつかりしているとは云えないから、もともと劉向は三人と考えてこの物語をまとめたと考ええることもできるであろう。そうすると今本「姊妹」は「姊妹」又は「姊妹」の誤り伝写されたものと考えざるを得ない。王・梁注の様に三人と見るのも一説であろう。なお「四部叢刊」本では「姊妹」、下文を「姊妹」に作る。前後矛盾している。

③『史記』には、「見玄鳥墮其卵、簡狄取吞之、因孕生契、」とある。この他の関連文献は注②に掲げている。なお『毛詩』商頌、玄鳥に、「天命玄鳥、降而生商、宅殷土芒芒、」とあり、「毛傳」に、「玄鳥、鵲也、春分玄鳥降、湯之先祖、有娥氏之女簡狄、配高辛氏、帝率与之祈于郊禱而生契、故本為天所命、以玄鳥至而生焉、」とあり、「鄭箋」には、「堯知其後將興、又錫其姓焉、……湯之受命、由契之功、故本其天意、」と云う。又、「同」長發には、「有娥方將、帝立子生商、玄王桓撥、受小國是達、受大國是達、率履不越、遂視既發、」と見える。『楚辭』天問に、「簡狄在台、譽何宜、玄鳥致貽、女何喜、」とあり、「離騷」には、「望瑤台之偃蹇兮、見有娥之佚女、……鳳皇既受詒兮、恐高辛之先我、」とある。各文献間に少しづつ異なりは認められるが、『列女傳』が基本資料としたのは、恐らく『史記』ないし『詩』であろう。

「五色甚好」について、『史記』にも『詩』にも、卵についてのこの様な形容は見えない。卵に神異のイメー

ジを与えようとした劉向の創意に出る句であろうか。この様にも考え得る証拠として次の文が注目できる。『説苑』辨物篇に、「靈龜五色」とある。また『古史辨』（第七上、楊寬『中國上古史導論』第一七篇の二、玄鳥鳳鳥九鳳與句芒及益）に、玄鳥は即ち鳳鳥と云う。『楚辭』天問・離騷（前引）に、「玄鳥致貽」と云い「鳳鳥受貽」とあるのを証とする。更に『山海經』の資料を掲げつつ論証を重ねる。即ち、「大荒東經」に、「有五采之鳥、相鄉棄沙、惟帝俊下友、」とあり、「南山經」に、「又東五百里曰丹穴之山、……有鳥焉、其狀如鸚、五采而文、名鳳皇、」とあることから、五彩の鳥とは鳳鳥のことであるとす。玄鳥、鳳鳥、五彩の鳥などが関連を持つとすれば、簡狄の呑んだ卵が五色であったとする劉向の表現には、『説苑』で靈龜を五色と把握したと同様に、神異的なイメージが込められていたと考えて良いであろう。尚、玄鳥や鳳鳥の中に神秘的宗教観念の存することを、『古史辨』（前掲）は次の資料で紹介している。即ち『山海經』大荒西經に、「有決之國、沃民是処、沃之野、鳳鳥之卵是食、」とあり、『呂氏春秋』仲春紀・『禮記』月令には、「是月也、玄鳥至、至之日、以太牢祀于高禴、」とある。又『禮記』月令疏には「城簡狄吞鳳子」ともある等である。

蛇足ながら次のことについて注目しておく。鳥の卵を呑んで娠したことは、前伝同様、現実的解釈の立場からは付会であると蔑視される。例えば崔述『商考信録』卷一、契の項に依れば次の様に云う。『史記』殷本紀の卵を呑んで孕んだ話は、『詩』商頌、玄鳥に因って付会したものが、鄭玄がこれを探って『詩』に箋したため、世の中にはこれを信じる者が多い。しかし契の生まれに神秘的な現象が関係しているというのは作り話であって、要するに、玄鳥がやって来る春分の日、簡狄が郊禴に祈って、それで契が生まれたということなのだ。だからこのことが『毛詩』にも見える様に、天が玄鳥に命じて契を生誕させたと表現されているにすぎないのだ。又、前伝の姜嫄についても（『豊鎬考信録』卷一、后稷）、『史記』に見える様な、巨人の跡を踐んで孕んだという話は、『詩』大雅の「履帝武」に因って付会したもので、鄭玄がこの説を用いて以来（鄭箋）この説が有

名になってしまったが、実は「毛傳」の説の方が実情を伝えていることは、宋の歐陽脩や蘇洵が明らかにしたと述べている。「毛傳」は「履帝武」の帝を高辛氏と解し、「從於帝而見于天」と見ているに對し、「鄭箋」は、帝とは上帝と解し、姜嫄が大神の迹を履んだと説明している。又、崔氏は蘇洵の「魯妃論」を紹介して「燕墜卵於前、取而吞之、簡狄其喪心乎、巨人之跡、隱然在地、走而避之、且不暇忻然踐之、何姜嫄之不自愛也、又譚行浴出野而遇之、是以簡狄姜嫄為淫泆無法度之甚者、云々」いる。これらについては『史記志疑』も、甚かな理屈に合わぬつくり話であることを論証するに止まる。

ただし以上の神話否定の諸説は、劉向の意図した事柄とは全く次元の異なる議論に属することになるであろう。だから本稿から除外しても良いのであるが、この話に對する一面的見解には違いないので、関連する事柄としてごく簡単に付説したのである。なお神話伝説の観点からこれらの説話を見ていこうとするなら当然『古史辨』を詳細に見る必要があるが、本稿の目的から遠ざかりすぎるので省略する。契や后稷等についての神話伝説の面からの問題点に関しては御手洗勝博士の諸論考にユニークな整理が見られる。

④この部分は、前伝と比較すれば「姜嫄之性、清静專一云々」に對應する。しかし、この簡狄の場合には「性」に關する表現（姜嫄の「清静專一」の如き）がなく、すぐ「好云々」と続く、姜嫄の伝に付する「頌」は「棄母姜嫄、清静專一」とある。この簡狄の「頌」には、「契母簡狄、敦仁勵翼」とある。これよりすれば本文「簡狄性」と「好」との間に、「頌」の「敦仁勵翼」に對應する表現、あるいはこの一句そのまま脱落したのではあるまいかと思われる。文献的証拠がないので注目するに止める。

前伝の姜嫄と同様に、簡狄の性云々の記載が何に基づいたか明確にできない。恐らく、『書』・『史記』などの契に關する記載を原資料として、この人を育てた母の人間像が、想像を混えて創り述べられたものであろう。だから簡狄に關するこの様な記載は、前伝の姜嫄と同じく、劉向に依つて初めて登場したと見るべきであらう。

本来は殷の祖たる契を説明するための補助的な一固有名詞でしかなかった簡狄は、劉向に依って、明確な個性を具えた女性・母として登場せしめられたのである。結果から云うなら、劉向に依るこれらを始めとする様々な女性像の固定化が、中国の歴史や文化の中における女性に、厳しい規制と非個性化を強いる結果を招いたとも云うべきなのかも知れないが、劉向の立場や漢代思想の面から『列女傳』を觀るなら、劉向のこの様な呈示は、むしろこの時代が様々な意味において、女性という存在に対する理論的な把握を要請していた証ととらえていかなければなるまい。劉向はこの様な時代の文化的要請（儒教的人間觀の確立）を背に負いつつ、様々な女性に関する資料を集積分類することで、その生き方の型を示し、女性の人間像に次々にスポットライトをあてているのである。だからもし積極的に評価する方向で云うなら、むしろ劉向に依ってこそ女性は男性と對等に、文化社会の構成員としての理論的位置づけを与えられたとさえ云えるだろう。儒教的人間觀は前漢時代において確立されていくが、自然における陰陽二元の調和を人間社会の機構・運営に關連づけて、君臣父子を軸とする君主制を理論化する上で、自然の世界における陽（君）を支え補助する存在としての陰を臣に比定するなら、男性たる陽を支える陰としての女性を当然對等に注目せざるを得ないであろう。君や臣に關する議論や男性の社会的責任についての論は深められる一方、女性に關する問題点はこれ以上には総合的に整理されたとはなかつたのだから、実は儒教的人間觀がそれまで見落としていた部分を、劉向ははじめて明らかにしたのである。大げさではあるが、この時点で劉向は儒教的人間觀による支配理論を確立する上での一大欠陥を補つたのだと云うべきであろう。男性に対する人間としての女性の社会的役割が、定立されたことで、前漢における儒教的自然觀と人間觀とは更に密度濃く結合し、君主制を理論づけるより整った内容の思想として完成の域に近づき得たのである（『鄒孟軻母』注⑦参照）。

⑤この部分は、前伝の「棄之性、明而仁云々」に対応する。『史記』には契の性格について言及してはいない。

『史記』五帝本紀に、「禹・皋陶・契・后稷・伯夷……自堯時而皆拳用、」とある。

「亳」について、王注は、湯の都した南亳であるとし、『尚書』序の「湯始居亳、從先王居、」を掲げている。なお『竹書紀年』には帝嚳の元年に、「帝即位居亳」とあり、『義證』が亳の場所について考証している。

⑥この部分も前伝の「及堯崩云々」に対応する。『尚書』に、「帝曰、契、百姓不親、五品不遜、汝作司徒、敬敷五教、在寬」とある。『史記』殷本紀では、「契長而佐禹治水、有功、帝舜乃命契曰、百姓不親、五品不訓、汝為司徒、而敬敷五教、五教在寬、」とあり、「五教」字を重するが、「五帝本紀」では『列女傳』と同じく、重しない。『尚書』のこの部分については、従来「五教」は脱落したと見る説が有力である。『後漢書』鄧禹伝（更に、章懷太子注引）も重する。孫孫衍も「五教」は本来重したのが正しく、字を重する場合の「く」字を誤刪したために、重しないものも見られるのだと云っている。しかし『列女傳』のこゝが劉向原本のまゝだとすると、彼は、重しないでも十分意味のある表現と見ていたのであろう。加藤常賢『眞古文尚書集釋』では「在」を「才」の仮字とし、「寬」を「完」の仮字と読み、「五教始めて治まる」と解して居られる。池田末利氏『尚書通解稿』（『広島大学文学部紀要』特輯号、一九七二）では、「在」は「平在朔易」の「在」と同じで、「みる（察）」と解すべきであるとされる。しかし『列女傳』では、「敬敷五教」の結果として百姓に対して期待される理想的状況を意味する語と見れば良いのではなからうか。なお「四部叢刊」本はこれを「王教」に作る。

⑦この部分も前伝の「其後世々居稷」以下に対応する。

⑧『毛詩』商頌、長發に「有娥方將、帝立子生商、」とある。王注は、『毛詩』では、「立」の上に「帝」字があるのこゝはない。こゝは魯詩であると指摘する。『補注校正』引馬瑞辰も、『呂氏春秋』音初篇注引の『詩』にも「帝」字が無いとする。『詩三家義集疏』も、魯詩には「帝」字無しとする。ただ『楚辭』離騷の王逸注も魯詩説であるが、「帝」字が有る。これは後人が『毛詩』に依って増入したものだと言べている。必ずしも決定的な

説とは云えないが、一説として注目しておく。

⑨『毛詩』商頌、玄鳥に、「天命玄鳥、降而生商、」とある。

⑩蕭注は『尚書』皋陶謨に「庶明勵翼」とあるのを指摘している。しかし『尚書』では、帝の業を翼ける意であり、こゝは簡狄の性を云いあらわす語として使用されているのを区別して見るべきであろう。即ち本伝の「業於施惠」という現実的行為の拠となる彼女の本性を説明しているのである。なお歐氏『校證』は『北堂書鈔』二四引では「仁勵」二字倒すと指摘している。

四、啓の母 塗山

啓の母は、塗山氏の長女なり。夏の禹 娶りて以て妃と為す。^①既に啓を生みてより、辛壬癸甲まです。啓 呱呱として泣くに、禹 去りて、水を治む。惟れ荒に土功を度る。^②三たび其の家を過ぐれども、其の門に入らず。^③塗山 独り教訓を明にして、其の化を致す。啓 長ずるに及びて、其の徳に化し、其の教に従ふ。卒に令名を致す。^④禹 天子と為りて、而して啓 嗣と為る。禹の功を持して殞せず。君子謂ふ、塗山 教誨に彊むと。詩に云ふ、爾に土女を釐ふ、従はしむるに孫子を以てすと。此の謂なり。

頌に曰く、啓の母 塗山 維れ 帝禹に配す。辛壬癸甲までし、禹往きて土を敷む。^⑤啓 呱呱として泣くに、母 独り論序す。教訓するに善を以てして、卒に其の父を継がしむ。

〔注〕

①『大戴禮』帝繫に、「禹娶于塗山氏之子、謂之女嬀氏、産啓」とある。『尚書』臯陶謨に、「予創若是、娶于塗山、」とある。『藝文類聚』后妃部引『列女傳』には、「啓母塗山之女者、夏禹之妃、塗山之女也、曰女嬀、禹取四日而去治水、啓既生、呱呱而泣、禹三過其門、不入子之、塗山独明教訓、啓化其徳、卒致令名、禹為天子、啓嗣而立、能繼禹之道、」とある。「女嬀」は『大戴禮』に「女嬀氏」とあるそれである。これはこの伝に見えない。前後の伝とのつり合いから云えば、無い方がふさわしく思える。にわかには脱文と断定することはできまい。『漢書』古今人表には、「女嬀、禹妃、塗山氏女、生啓、」とある。なお『呂氏春秋』音初には、「禹行功、見塗山之女、禹未之遇、而巡省南土、塗山氏之女、乃令其妾、候禹于塗山之陽、女乃作歌、歌曰、候人兮猗、実始作為南音云々、」と見える。尚、「啓母」の下に、「塗山」二字が脱している如く思われる。

②『尚書』阜陶謨には、「予創若是、娶于塗山、辛壬癸甲、啓呱呱而泣、予弗子、惟荒度土功云々、」とある。この「辛壬癸甲」をどう解するか諸説有るが、『列女傳』はこの部分を「既生啓」の下に置くことによつて、その立場を明確にしている。ところが『藝文類聚』や『御覽』に引く『列女傳』には、「禹取四日而去治水、啓既生、呱呱而泣云々」となつてゐる。これを以て今本の脱誤を指摘せんとする議論が存するが、四日についての解釈が今本とは全く異なつた類書引の伝の文を、ただちに劉向の原本に近いものと決するのは問題が有らう。以下諸家の説を検討する。先ず王注は、この四日について、『書』では、娶つて四日、それから治水に往つたとし、この伝では、啓を生んで四日、それから出かけたことになるとその異を指摘している。『尚書』がこの様にか解し得ないか否かにわかには決し難いであらう。又、臧庸の『列女傳補注校正』は馬瑞辰の説を引き、『路史』注引『列女傳』に「娶四日而去治水、啓既生、呱呱」とあるから、古本では「辛壬癸甲」の下は「禹去而治水、啓既生、呱呱泣云々」と続いて見たと見るべきであらう。ところが、今本は「既生啓」を「辛壬癸甲」の上に移し、又、「禹去而治水」を誤つて「啓呱呱泣」の下に移している。「頌」を見ると、「辛壬癸甲、禹往敷土」は、「維配帝禹」の下に続いているから、このことから判断しても、劉向は、禹が娶つて四日、それから治水に出かけたと考えていたことがわかる。今本に脱誤があることは明らかである。尚、『路史』注（『后趙』）に『列女傳』では「嬌」に作ると云うが、今本にはこの名が無いとする。

先ず王注が『尚書』と『列女傳』とを、娶つて四日と啓が生まれてから四日との異と見ることに ついて、なるほど「孔傳」（「辛日娶妻、至于甲日、復往治水、不以私害公」）も「鄭注」（『尚書正義』引に、「始娶塗山氏、三宿而為帝所命治水」とある）も、娶後四日目には出かけたの意に解する様である。しかし『尚書』のこの部分をこう解するのが一般的であるとしても、劉向はやはりこの部分の「辛壬癸甲」を下句の「啓呱呱而泣云々」に繋げて解していたと考えることもできるのではなからうか。又、『校正』に引証する『路史』注は『藝文類聚』

や『御覽』に引く『列女傳』の形と同じであり、これらが原本に依拠している確証は無い。これらを以て今本を誤れるものと断言することはできない。『尚書』のこの部分の四日を娶後と解する説が支配的である勢を鑑みつつ、『列女傳』のこの部分が、かの類書に見える様な形に逆に変えられ引用されたのが実情ではなかつたらうか。今本『列女傳』のこの部分が、一般の解釈とは異なつて、啓生後の四日となつてゐるところにこそ、むしろ原本『列女傳』の姿がとどめられている証を認めるべきではあるまいか。この理由については後述する。なお「頌」に、「啓母塗山、維配帝禹、」の次に「辛壬癸甲、禹往敷土」が有り、「啓呱呱泣、母独論序」と続くのは、「辛壬癸甲」が原本『列女傳』では「既生啓」の上に在つたことの動かし難い証とされてゐる様であるが、これはむしろ諸資料を恣意的に曲げて読み取り、偏狭なる見解に陥つたための誤解にすぎない。今本のまゝの表現で、少しも「頌」と矛盾するとは考えられない。「頌」にはそもそも「生啓」のことにふれる表現はないのだから、この「辛壬癸甲」を、劉向が啓生後の四日と解することを前提として、「頌」の中に位置づけてゐると見て、少しも無理はないであらう。

『尚書』の「辛壬癸甲」が聚後の四日と解されるのが一般的であることは確かであるが、次の様な見解も有る。孫星衍『尚書今古文注疏』は、『列女傳』のこゝを引き、この四日を啓生後の四日と見る立場も有ることを紹介している。またこれは啓を生むのに四日を要したと釈することでもできると付け加える。加藤常賢『眞古文尚書集釋』では、「辛壬癸甲の四日目に子の啓が生れて云々」と解しておられる。

禹の娶と啓出生について、この四日を娶後と見る文献には、前引の他に、『吳越春秋』が有り、「禹娶塗山、謂之女嬌、取辛壬癸甲、禹行、十日、女嬌生子啓、」とある。『説文』龠字下には、「會稽山也、一日九江當涂也、民俗以辛壬癸甲之日嫁娶、」とあり、『水經注』淮水、當塗県云々下引『呂氏春秋』に依れば、「禹娶塗山氏女、不以私害公、自辛至甲四日、復往治水、故江淮之俗、以辛壬癸甲為嫁娶日也、」とある。又、『楚辭』天問に、「禹

之力獻功、降省下土四方、焉得彼媿山女、而通之于台桑、閔妃匹合、厥身是繼、胡維嗜不同味、而快朝飽、」とあり、注に、「以辛酉日娶、甲子日去、而有啓也」という。

梁注も、如上の諸文献と、『藝文類聚』や『御覽』引の『列女傳』とは、いずれも四日を娶後のそれとする。と、又、「頌」もやはりこれと一致するとの見方をして、今本には誤りが有るだろうと云うが、その論拠は、王注以下に見えるものと大差ない。ところで歐氏『校證』は今本の誤倒を論ずる。先ず氏は、『路史』後紀一三、「辛壬癸甲、行、十月而生啓、啓見其父、呱呱而泣、而弗皇子也」の注を論拠に選ぶ。即ち、『呂氏春秋』(前引)「水經注」に見える文の文に依り、次の様に云う者がある。「辛壬癸甲」は四年を意味するのであって、その後啓が生まれたのだ、『史記』に「辛壬娶」、「癸甲生啓」と云うのは繆であると。又、「癸甲」の下に欠文が有ると云う人もあるが、みな妄である。そもそも「娶」と「生子」とは別々のことであつて、一は、娶後四日止まつたことであり、二は、子が生まれて啼いたが父としてこれをいつくしむ暇がなかつたことである。『吳越春秋』(前引)にも見えるとおおり、啓は十月月で生まれたのである。『列女傳』にも、「娶四日而去治水、啓既生呱呱」と云つてゐるのはこれである。『路史』注は以上であるが、歐氏はこれを引き、こゝに指摘する『列女傳』の文は、『藝文類聚』・『御覽』と同じであるとして、今本の伝文に誤倒があると云う。即ち、「既生啓」・「啓呱呱泣」の七字は「治水」の下に在るべきであると。これは諸家の脱誤説に比べてはるかに優れている。禹の説話に関する一般の解釈や、諸類書に引用された『列女傳』、又、「頌」の叙述などを互に抵抗少なく包み込もうとするなら、歐氏の指摘以上の処置は不可能であるのかも知れない。しかし結論的に云えば、筆者はこれをも全面肯定できない。既に述べた様な考えにより他説よりは優れるが、誤倒説もやはり一般説や類書引の伝文に牽引されすぎた結果の安易な処理と評価せざるを得ない。

蕭注は、梁注や馬説に一応注目してはいるが、「辛壬癸甲」を「既生啓」の上に移すことに拘つてはいない。

しかし馬説に従つて、「啓呱呱而泣」は「禹去而治水」の下に来るべきとする。又、この伝のこの部分、啓が生まれてから始めて禹は治水に出かけたという様にもとれるが、それはむしろ逆でなければならぬとの考えに立ち、結婚して子が生まれたことは一つのまとまりとしてしめくくり、以下には、禹は治水に力を注ぎ、その子への教訓は全部塗山氏にまかせたことを叙述しているのであるとする。諸家の議論が諸文献に牽引せられて、『列女傳』の独自の表現を見きわめ得ないのに比して、蕭氏の指摘は冷静である。しかしやはり啓生の時期に拘わっているのが欠点である。

ところで『史記』夏本紀には、「(帝曰)予不能順是、禹曰、予辛壬娶塗山、癸甲生啓、予不子」とあり、『尚書』の、「予創若是、娶于塗山、辛壬癸甲啓呱呱而泣、予弗子」とは異なる。『史記』が何故この様なまとめ方をしたのかについて従来議論がある。先ず「集解」は、「辛日娶妻、至于甲四日、復往治水」と解する。「索隱」は本文を「辛壬娶塗山、癸甲生啓」と読み、理屈に合わぬと批判している。「正義」は、「生啓予不子」を一句としてとらえ、四日を「集解」と同様に解する。『史記會注考證』は、張文虎の説を紹介する。即ち「辛壬」は伝写の偶誤に依つて「娶塗山」の上に在るものである。「集解」・「正義」の解説を見ても、彼等の見た本が「辛壬癸甲」を二分していなかったことが了解できる。「索隱」だけが誤本に依つて説を立てたのであるとする。しかし滝川説はこの指摘を注目するが必ずしも全面的に支持するものではない様である。即ち、「癸甲」の下に「往」などの字を補うべきであるとし、「生啓予不子」は「塗山氏有孕生啓、予過不入、不得子視之」の意である。『楚辭』注の「以辛酉日娶、甲子日去、而有啓」もおそらくこの意であろうと云う。滝川説は「辛壬娶塗山癸甲」のまゝで読める考え方から、「正義」の、五字を一句という指摘を受け入れつつ、今本『史記』のこの部分を素直に読んでいこうとするものである。「辛壬娶塗山、癸甲生啓」と句すると、当然「索隱」の様な批判が起らざるを得ないであろう。それかと云つてむやみに伝文に脱誤が有ると断定してしまうのは軽率であ

る。この観点からは滝川説には傾聴すべきものがあろう。しかしなお「辛壬娶塗山癸甲」の句には疑問が残る。なぜ司馬遷は「辛壬」と「癸甲」とを二分したのであろうか。もしこれが誤りなく伝えられたものとすれば、この様に表現した司馬遷には何か考えがあったに違ひなからうし、彼が依拠した資料が今見る『尚書』と同じものであったかどうかもう一度考えて見る必要があるかも知れない。この面から考証を展開しているものが、黄暉『論衡校釋』に見えるので、次にこれを見ていく。

『論衡』卷九問孔篇に、「禹曰、予娶、若時辛壬、癸甲開呱呱而泣、予弗子」とある。そもそもこの原文をどう句するか自体にも問題が存するが、今一応黄暉本の句切りに依つた。なおこの部分は、『尚書』や『史記』のそれと似た表現であると思得る反面、見方に依つては可成り異なるとも云える。比較のため三文を並べてみる。

『尚書』、「予創若時、娶于塗山、辛壬癸甲、啓呱呱而泣、予弗子、」

『史記』、「予不能順是、禹曰、予辛壬娶塗山、癸甲生啓、予不子、」

『論衡』、「予娶、若時辛壬、癸甲開呱呱而泣、予弗子、」

となる。黄暉は以下の様に論じている。『論衡』のこの部分は、「予娶若時辛壬」が句、「癸甲開呱呱而泣」が句となる。又、『史記』には「禹曰、予辛壬娶塗山、癸甲生啓、」とあるから、司馬遷の基づいた経文は、「予娶塗山、若時辛壬、癸甲啓呱呱而泣」となっていたのであろう。「予辛壬娶塗山」は即ち経文の「予娶塗山、若時辛壬」を釈したものであり、「癸甲生啓」は即ち「癸甲啓呱呱而泣」を釈したものである。もし経文が「辛壬癸甲」を一まとまりの句としていたのなら、司馬遷が両句に分けるはずがないではないか。さて一方王充はこの経文を引いて、「予娶」の下の「塗山」を省いてしまったのだ。次に本来の経文には、「辛壬」の上に「若時」の二字が有つたのだが、「偽孔本」では「用殄厥世、予創若時、娶于塗山、辛壬癸甲」とまとめてしまっている。もとは、「帝曰・禹曰」は『史記』の様に明確に区別されていたのに、舜の言に併せてしまったため、「予創

若時」の下がすぐに「予娶塗山若時辛壬」に続いてしまい、「若時」が重出するので、これを刪して「辛壬癸甲」を続けて句にしてしまったのだ。又、「予娶塗山」がすぐ「予創若時」から続いた場合、「予」の字も重出するから取去つて、「娶于塗山」とまとめてしまったのだ（江聲説に依ると云う）。以下簡略にしてまとめると、今見る『尚書』の文は孔安國に依つてゆがめ伝えられたもので、脱誤ありと疑われる『史記』の方が、むしろ本来の經文に近く、「辛壬」と「癸甲」とは各々娶のこと啓生のことになり分けて解釈するのが本来の姿である。そうすると娶つてから二日で子が生まれるというような非現実的な叙述を認めねばならない点を批判されるけれども、大人の跡を履んで身ごもつたとか、燕卵を呑んで娠したという様な帝王感生の説話が有ることからすれば、二日で子が生まれたという様な叙述はそれなりに意味の含まれた事柄として受け止め得るのだと論じている。

以上黄暉の指摘はするどく興味深いが、これも全体としては一説として認め置く以上のもではあるまい。しかしいくつかの注目すべき点はある。禹の娶や啓の生誕に黄暉指摘の如く神秘的な要素を認めるとすれば、加藤常賢訳（『眞古文尚書集釋』）の、四日目に啓が生まれたという訳もそれなりに理解できそうに思われる。又、『史記』の従來の解釈について、「辛壬、癸甲」を娶後の四日と固定せず、又、脱誤があるのでもなく、司馬遷自身がもともと「辛壬」を娶に、「癸甲」を啓生に結びつけて了解していたという見解は傾聴すべきである。これが果して黄説の論ずる様な内容と一致していたか否か、これは明らかにはできないが、『史記』の文章の形からして、「辛壬、癸甲」を娶後の四日と見るにはやはり難が有るのではなからうか。このことから筆者は次の様に考える。司馬遷が彼自身の立場から、この四日をこの様に二日ずつに分けて理解した様に、劉向は彼の立場からはこの四日を一まとめにして、啓生後の四日と把握し叙述したのであると。なにも話を理解し易く改めた後世の諸文献を以て、この部分の形が本来はかの諸文献の形と同じであつたと断定する必要はないのであ

る。次の理由からも筆者の考えは支持されて良い。即ち、この啓母の伝は、「母儀」中に列せられている。そして頌の内容を見ても分かるとおり、塗山氏が啓に対して、母として優れた教化を施したことを称えるのがこの伝の主目的なのだから、『列女傳』の立場からすれば、「辛壬癸甲」は、禹と塗山氏とがすごした二日ないし四日ではなく、禹が父親として啓に接することの、極めて少ない日数であったことを語る句でなければならぬのである。父を持たないに等しい成長をした啓が、優れた母の教化に依って、優れた後継者となったのである。「辛壬癸甲」をこの様に用いることに依って、母塗山氏はこの上なく効果的に称えられることになるではないか。『列女傳』の各伝をていねいに見ていくと、女性を主人公として全体を構成するために、劉向はしばしば独特の資料処理をしていることに気が付く。これはこれまでの他伝（擘蹊の解説でも既に論じたところである。この啓母の伝もやはり例外ではないのである。

③蕭注は梁注を引き『御覽』引に、「禹三過其門、不入子之」とあるのはこゝと異なるとする。又、曹元忠説を引き、『類聚』卷一五引曹植「禹妻贊」に、「禹娶塗山、土功是急、聞啓之生、過門不入、女嬌達義、明勲是執、成長聖嗣、天祿以襲」とある。これからも、啓が生まれたのは禹が治水の仕事に出かけて後であるのを証することができると云う。又、『隋書』經籍志、史部、雜傳類に、曹植『列女傳頌』一卷が有る。「贊」の内容は劉向の『列女傳』説に基づいているに違いないと云う。啓が生まれたのが、禹の治水に出かけた後とする（例えば『吳越春秋』）のが合理的な解釈であるなら、それはそれで一見解であるが、それが必ずしも『列女傳』の叙述と全面的に一致しなくても良いはずである。

④歐氏「校證」は、『北堂書鈔』卷二四引には「独」（「独明教訓、教訓以善」）の上に、「誨以正道」の四字があり、『文選』謝希逸宋孝武宣貴妃誅注引には「致」を「好」に作るが、これは字の誤りと云う。ただ『北堂書鈔』の彼の四字が果たしてこの伝のものか否か判断が難しい。

⑤ 歐氏は、『路史』後紀一三上注引には「啓」字無く、「致」を「成」に作ると指摘している。

⑥ 『毛詩』大雅、既醉に、「釐爾女士、従以孫子」とある。こゝに「士女」に作るのと異なることを梁注が指摘し、「鄭箋」にも、「予女以女而有士行者」とあるし、「士」、「子」は韻をふむから、この『列女傳』が誤倒したのであろうと云う。しかし、『詩三家義集疏』は、結論から先に云えば、本来の『詩』も「士女」が是であろうとする。即ち馬瑞辰に依り、『毛詩』には「女士」とあるが、『列女傳』には「士女」に作る。ところが、「都人士」（小雅）にも、「彼君子女」の表現があり、これも「女而君子者」の意である。「鄭箋」の「女而士行者」も正しく経文の「士女」を釈したもので、今『毛詩』が「女士」に作るのは、むしろ後人が「鄭箋」の文に従って誤ったものであるとする。又、「士女」という場合、実字が下に在り、虚字が上に在るから、釈して「女而有士行」となるので、「君子女」は即ちその明証である。もし「女士」に作れば、実字がかえって上に在ることになる。古人にこの様な属文の法はない。やはり「士女」に作るが是であると結論している。

⑦ 「頌」に「啓生」は見えないが、この「辛壬癸甲」は啓が生まれて後の意ととるべきであろう。

補 蕭注に引く曹元忠（陳衍の友人）の説は、本来蕭氏の直接引用したものではない。「集注凡例」によれば、彼女の死後、陳衍が補入したものと云う。

五、湯の妃 有嫫

湯の妃 有嫫は、有嫫氏の女なり。殷の湯 娶りて以て妃と爲す。^①仲壬・外丙を生む。亦た教訓を明かにして 其の功を致す。^②有嫫の湯に妃たるや、九嬪を統領し、後宮に序有り。咸く 奸媚 逆理の人無し。卒に王功を致す。君子謂ふ、妃 明にして序有りと。詩に云ふ、窈窕たる淑女は 君子の好き迷なりと。言 賢女 能く君子の爲めに 衆妾を和好す。其れ有嫫の謂なり。^④

頌に曰く、湯の妃 有嫫、質行 聰明なり。伊尹を媵從して、夏自り殷に適く。^⑤勤 怒みて中を治め、九嬪 行有り。内外を化訓し、亦た愆殃無し。

〔注〕

①『呂氏春秋』孝行覽、本味篇に、「有侏氏女子採桑、得嬰兒于空桑之中、獻之其君、其君令棼人養之、察其所以然、曰、其母居伊水之上、孕、夢有神告之曰、曰出水而東走毋顧、明日視曰出水、告其鄰、東走十里、而顧其邑、盡為水、身因化為空桑、故命之曰伊尹、此伊尹生空桑之故也、長而賢、湯聞伊尹、使人請之有侏氏、有侏氏不可、伊尹亦欲歸湯、湯於是請取為婚、有侏氏喜、以伊尹媵女、」とある。高誘注に「侏讀曰莘」とある。『史記』股本紀に、「伊尹名阿衡、阿衡欲奸湯而無由、乃為有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味說湯、致于王道、」とあり、「集解」引『列女傳』に、「湯妃有莘氏之女」とある。『漢書』古今人表注に「嫫与莘同」（「有嫫氏湯中妃、生太丁」の注）とある。歐氏『校證』引顧廣圻も以上の文献の「嫫・」・「莘」・「侏」に目を止めている。梁注は『御覽』一三五引には「嫫」を「莘」に作ることも指摘し、「嫫 莘古通」と述べている。

『墨子』尚賢中に、「伊摯有莘氏女之私臣、親為庖人、湯得之、摯以為己相、与接天下之政、」とある。『史記』

殷本紀（前引）とともに、湯王が有莘氏の女を娶つたことを明言はしていないが、これらに前引「呂氏春秋」の資料をつき合わせると、『列女傳』の、有莘氏の女を妃にしたという話は、ほとんど無理なく生まれ出る。なお『御覽』卷一三五引には、「湯妃有莘之女也、徳高而伊尹為之媵臣、佐湯致王、訓正後宮、嬪御有序、咸無嫉妬逆理之人、生三子太丁外丙仲壬、教誨有成、太丁早卒、丙壬嗣登太位、」とある。

ところでこの『御覽』には今本『列女傳』には見えない事項が認められる。例えば伊尹のこと、生子のうち太丁も挙げていること等である。これらの特色から、今本よりも『御覽』に見える様な形の方がよりもとの形に近いのではないかという疑問が生じる。その理由は先ず、今本では「頌」中に、「媵從伊尹」とあるのに、本文中に「伊尹」のことが全く見えないのは、これを述べた部分が今本では欠落している証ではなからうかと考えられること。次に今本は生子を二人しか挙げないが、『漢書』古今人表（前引）にも、「生太丁」とあること、これが今本には落ちていないのではないかと考えられることである。しかしこの生子のことについては、多少の問題が存する。即ち、『御覽』引で彼らのその後のことまでも記しているのは、多少贅言の感があるし、もし本来の『列女傳』がこれ程に、湯妃の子供達に対する教育効果を強く称えていたのなら、「頌」にそのことを一語も用いないのは解せぬことである（この生子の問題点については次注で整理）。この点は『御覽』の方が原本に近いと安易には断定し難い要因とすべきであるが、先の伊尹に関する限り、「頌」とのつり合いから考えても、それが『御覽』のまゝであつたか否かは別として、伝の本文中に、『御覽』に見える様な一文がやはり存在したことは一応考慮せざるを得ない。

これと関連して、「伊尹云々」の句が欠落したのはどの部分からか検討してみる。『類聚』卷一五にも『御覽』と略同じ文が見える。即ち「湯妃有莘之女也、徳高而名、訓正後宮、嬪御有序、伊尹為之媵臣、佐湯致王、」とある。また『後漢書』文苑傳、崔琦の「有莘崇湯」の注引には、「湯娶有莘氏女、徳高而明、伊尹為之媵臣、佐

湯致王、訓正後宮、嬪御有序、咸無嫉妒也。」とある。(梁注はさらに『北堂書鈔』后妃部に「有髮高明質行聰明」とあるを指摘)。顧廣圻『列女傳考證』は、『金樓子』に、「伊尹為之媵臣、与之入殿、卒致王功」とあることから、『後漢書』引とも比較しつつ、「伊尹云々」の部分は、今本「卒致王功」の直前に在ったであろうと指摘する。歐氏は更に、『御覽』・『類聚』引などを参照しつつ、顧説に賛同している。しかし今本には前によく似た「致其功」の一句があり、『御覽』引や『後漢書』注引などから判断すると、「伊尹」の一句はむしろ「致其功」よりも前に在るべきではなからうか。このことは「頌」に述べる事柄の順からしても妥当性がある。即ち伊尹を媵従して殿に入ったこと、中を治めたこと、九嬪を訓化したことの順になっている。顧・歐説に従えば、「伊尹」のことは、むしろ九嬪訓化の後に述べられていたことになるであろう。

②生子について、王注は、『孟子』(萬章上)では、外丙・仲壬の前に太丁が有る(湯崩、太丁未立、外丙二年、仲壬四年、)。生子は三人であろうという。梁注は前注にも紹介したとおり、『御覽』一三五引に、「生三子、太丁・外丙・仲壬、教誨有成、太丁早卒、丙壬嗣登大位、」とあるのを指摘している。『史記』殷本紀には、「太子太丁未立而卒、於是迺立太丁之弟外丙、是為帝外丙、帝外丙即位三年崩、立外丙之弟中壬、是為帝中壬、帝中壬即位四年崩、」とある。『孟子』と同じである(外丙の「二」と「三」が異なる)。なお蛇足ながら孔傳『尚書』伊訓序に、「成湯既没、太甲元年、伊尹作伊訓」とあるので、太丁・外丙・仲壬即位を否定する立場も出て来るが、これは既に崔述(『商考信録』)や梁玉繩(『史記志疑』)の弁ずる所である。『竹書紀年』には、「外丙、名勝、……二年陟、仲壬、名庸、……四年陟、太甲、名至、……」とある。以上湯妃に三子が存したことを記す文献、またそれに関連して彼等が太丁を除いては各々即位したことを伝える文献などを見て来た。これらに照しても、今本に「太丁」が見えないのは、納得いかぬことである。だからこれも、「伊尹云々」と同様に、脱文かと疑われる材料にされるのも仕方がない。しかしその規準には明確に差が存する。なぜなら、「伊尹云々」が本文に欠

落したであろうと想定することの妥当性は、「頌」に伊尹のことが出て居るのに強く支えられる。だから諸類書引に見える「伊尹云々」の句は、原本『列女傳』のどこかに生きていたと主張することがそれなりの説得力を持つて来るのである。ところがこの太丁の場合には、「頌」の中に、特にこれをうら付ける様な表現が有るわけではなく、「太丁」が欠落し、三子の即位のことまでも本来は記載されていたであろう（前注①参照。また歐氏『校證』も『金樓子』の記載をも証として、こゝに「三子太丁・太丁早卒・丙・王嗣登大位」が脱していると言う。）との想定を支えるのは、諸書及注引等の『列女傳』や『孟子』以下の文献である。かくの如く諸書に見えているのだから、原本『列女傳』にもこれらが記載されていたと考えても不思議ではないと云える程の資料にすぎない。つまりこの部分が記載されていなかったとしたら、こんな矛盾が生ずると云える程の積極的な強い資料に支えられた想定とは云えないのである。むしろ逆に、劉向の『列女傳』では、太丁や生子の即位のことなどを記載してはいなかったのを、おせっかいな後人が、『孟子』や『史記』などに依つて、これらの部分を付け足したと考えることも同様に可能なことになるであろう。この想定のもつての妥当性は、かの部分が欠落しているとする想定と大差なく低い。しかし次の様な見方で差をつけることはできるだろう。即ち、この「母儀」には、大きく分けて、その子への母性の優れた対応がその子を社会的に有能な存在にしたと賞賛される場合、豊かな母性のうら付けを持った女性が、男性の天分に輝きを与えた重要な存在として賛えられる場合の二つがある。この様に明確に二分できない性格の伝も有るが、どの伝の場合にも、どちらに重きがおかれてるかに依つていづれかに区別することが可能である。例えば、「棄母姜嫄」・「契母簡狄」などは前者、「有虞二妃」は後者に属すると云える。この「湯妃有嬖」も、この表題、また「頌」の内容からしても、明らかに後者に属し、夫としての湯王の功業に、妃としての立場から、いかに優れた協力をしているかを称えようとする意図が歴然としている（それが伊尹の補佐の功績に似て劣らぬ性格を持つからこそ、妃と伊尹は結びつけられてこの伝に持ち

込まれているのであり、または、当然本来の伝の記載はその様であったに違いないとも想定されるのである。だからこそ、生子についての記載が、諸書に記載される程、この『列女傳』において首尾を整えていなければならぬとこだわる必要はないのである。以上、私は次の様に考える。「木丁」は本来即位しないまゝ卒した子であるからこそこの伝記に登さなかつたであろうし、三子の後のことや、外丙・仲壬の即位のことなどは記述する必要を認めてはいなかつたであろう。ただこれは、今本のこの部分が全く原本のまゝだと断定するものではない。この部分に関する限り、このまゝで劉向の意図を十分伝えているし、しかもこれが原本の姿に極めて近いであろうということなのである。

③湯妃の伝の中心はこゝに在るのである。『九嬪』について、王・梁は、九御であり、位は三夫人の下に在ると云う。蕭注は、『周禮』天官、内宰に、「以陰礼教九嬪、以婦職之法教九御」とあるから、九嬪と九御は別としてゐる。『周禮』の成立をも考慮すると、劉向がいかなる考えで「九嬪」を用いたのか判断は難しい。『禮記』昏義に「古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天子之内治、」とある。しかし劉向はこゝまで細かな序列を前提としてこの「九嬪」を見ていたのではあるまい。恐らく「嬪」は天子の妾ほどの意に用いたのである。

「妒媚」について、蕭注は『説文』の、「妒、婦妬夫也、媚、夫妬婦也、」を引き、「対文則異、散文則同」と云う。

蕭注引曹説(曹元忠)によれば、『初學記』卷一〇、皇后に、「魏曹植母儀頌」が見え、「殷湯令妃、有莘氏之女、仁教内脩、度義以処、清謐後宮、九嬪有序、伊為媵臣、遂作元輔、」とあるのは、曹植『列女傳頌』の一で、きつとこの「湯妃有嬖」に依つたものであると云う。一見解であろう。

④『毛詩』周南、關雎に、「關關雎鳩、在河之洲、窈窕淑女、君子好逑、」とある。「毛傳」は、「窈窕幽間也、……」

言后妃有關雎之德、是幽間貞專之善女、宜為君子之好匹、」と述べ、「鄭箋」には、「言后妃之徳和讃、則幽間処深宮、貞專之善女、能為君子、和好衆妾之怨者、言皆化后妃之徳、不嫉妬、謂三夫人以下、」とある。「楚辭」九歌、河伯に「子慕予兮善窈窕」とあり王逸注に、「窈窕好貌」と述べる。「詩三家義集疏」卷一に依れば、王逸は魯詩を学んだから、これは魯説であると云う。「廣雅」釋詁にも「窈窕好也、」とあり、『方言』にも「窈窕也……美状為窈、美心為窕」とある（魯詩説）。ところで『文選』卷二一、顔延年の秋胡詩「窈窕援高柯」注引『薛君韓詩章句』には、「窈窕、貞專貌」とある。『説文』には、「窕、深遠也」、又、「深肆極也、」とある。薛君「貞專貌」とは、「根心之容」を主として云ったものと解する（韓詩説）。なお『集疏』は、「速」を魯説では「仇」に作っていたとし、今本が「速」に作るのは、後人が「毛傳」に依つて妄改したとする。

王注は、これは魯詩説であり、毛氏と義を異にする。「鄭箋」もこの『列女傳』に基つけるものであると云う。蕭注は、鄭玄はもと韓詩を受けた人だから、魯・韓説同じと付加している。

⑤「質行」について、梁注は、「質」をもと「賢」に作っていたが、『北堂書鈔』后妃部三に依つて校改したと云う。「四部叢刊」本にては「賢」に作り、「文選樓叢書」本にては「質」に作る。

「滕從伊尹」、この表現については本文中に対応する記載がない。当然、脱文のあることが想定される。前注で既に論じた。

「自夏適殷」、王注は、韻のうえからして、「殷」を「商」に作るべきだと云う。梁注も、「顧校云、當作商」としている。

六、周室の三母

三母は 太姜・太任・太姒なり。

太姜は 王季の母にして有呂氏の女なり。大王 娶りて以て妃と為す。太伯・仲雍・王季を生む。貞順にして率導し過失有る靡し。大王 事を謀るにも 遷徙するにも、必ず太姜と与にす。君子謂ふ。太姜 徳教を広むと。

太任は 文王の母にして、摯任氏の中女なり。王季 娶りて妃と為す。太任の性 端一にして誠莊なり。惟れ徳を之れ行ふ。其の娠有るに及びて、目 悪色を視ず。耳 淫声を聴かず。口 教言を出さず。能く以て胎教す。豕牢に溲して、而して文王を生む。文王 生まれて明聖、太任 之に教ふるに、一を以てして百を識る。卒に周の宗と為る。君子謂ふ。太任為めに能く胎教すと。古は、婦人 子を姪めば、寝るに側せず。坐するに辺せず。立つに躡せず。邪味を食はず。割きりかた 正しからざれば食せず。席 正しからざれば坐せず。目 邪色に視せず。耳 淫声に聴せず。夜は則ち瞽をして詩を誦し、正事を道は令む。此くの如くすれば、則ち生子 形容端正、才徳必ず人に過ぐるなり。故に子を姪むの時、必ず感ずる所を慎しむ。善に感ずれば則ち善。悪に感ずれば則ち悪。人 生まれて万物に肖る者は、皆 其の母 物に感ず。故に形音 之に肖る。文王の母 肖化を知ると謂う可きなり。

太姒は 武王の母にして、禹の後 有莘姒氏の女なり。仁にして道に明なり。文王 之を嘉す。渭に親迎するに、舟を造べて梁と為す。入るに及びて、太姒 太姜・太任を思 媚し、且夕 勤勞して、以て婦道を進む。太姒 号して文母と曰ふ。文王 外を治め。文母 内を治む。太姒 十男を生む。長は伯邑考、次は武王發、次は周公旦、次は管叔鮮、次は蔡叔度、次は曹叔振鐸、次は霍叔武、次は成叔處、次は康叔封、次は聃季載。太姒 十子を教誨す。少自り長に及ぶまで、未だ嘗て邪僻の事を見さず。其の長ずるに及びては、文王 継ぎて之を教ふ。卒に武王・周公の徳を成す。君子謂ふ。太姒、仁 明にして徳有りと。詩に曰く、大邦に子有り。天の妹に偲ふ。文 厥の祥を定め。渭に親迎するに、舟を造べて梁と為す。顯ならざらんや其の光と。又た曰く、太姒 徽音を嗣ぐ。則ち百斯の男ありと。此の謂なり。

頌に曰く、周室の三母、太姜・任・姒なり。文武の興るは 蓋し斯に由りて起る。太姒 最も賢にして、号して文母と曰ふ。三姑の徳 亦た甚だ大なり。

〔注〕

①この様に三人の女性を一伝中に合わせ収めたものは、『列女傳』中、他に無い。三女性がこの様に一伝中に連れ入れられたのはなぜであろうか。それは先ず彼女達が各々、周王国の建設と完成をもたらした王者達の妻であり母であるからである。そして更に、周王国の栄光は、彼女達の夫や息子であった古公・文王・武王ないしは周公旦等が連続して掲げられ賞賛されることに依つて語られるのが一般的な形式として定まっているからである。周王国に栄光をもたらした各王者が、各々に前者の業績を効果的に受け継ぎ、更に發展的段階を形成し得た有能なる存在であつたと語られるとすれば、社会存立における男性に対する女性の役割を、積極的に理論化する意図を持つ劉向は、これら三女性を当然この母儀に位置づけねばならないし、連れ掲げねばならないことになるであろう。三人一緒に掲げられたのは、要するに、各王者が既に、周王朝賞賛のイメージの中に常に連続して設定されていること、彼らに次々に發展的に事業を成就せしめた女性原理サイドからの偉大な主人公が、こゝに見える三人の女性とされたからである。

ところで、以上の様な三女を列ね称える形式は劉向以前に既にできあがっていたのであろうか。『史記』周本紀は太姜・太任を列ね挙げて「皆賢婦人」とするが、文王・武王の登場に及んでは、太姒の役割をあわせて称える表現は見あたらない。太姒のことは「管蔡世家」において、武王の母、文王の正妃として紹介するだけである。ところが『毛詩』大雅、大明では、文王・武王を称えて母・妻に及び、こゝでは太任・太姒が列ね挙げうたわれている。又、同「思齊」では、「思齊大任、文王之母、思媚周姜、京室之婦、大姒嗣徽音、則百斯男」とある。「思媚周姜、京室之婦」を、周姜（＝大姜）のことを云う（馬瑞辰『毛詩傳箋通釋』）とする解釈も可能ではあるが、劉向はやはり「鄭箋」（「常思愛大姜之配大王之礼、故能為京室之婦云々」、「思媚」については後注で説く。）に近い立場に在つたと思う。以上の如く見るなら、これを、太姜、太任、太姒が列せられている先行

文献と見為すことはできる。ただし、称美の形は三者同列というよりは、周姜（太姜）の取りあげ方に比べて、太任・太姒への重視の度合いの方が強い。又、『國語』周語中には、「昔摯疇之國也、由太任、祀繪由太姒、齊許申呂由太姜」と見える。これも三女が一緒に認められる文献の一とし得る。ただこれは特に三女の方に注目しているものではなく、実は後に「陳由太姒」が続いている点が異質である。しかしいずれにしても、三女あるいは二女を列ね称える形式は、把握の規準が劉向の場合と同等とは云えないが、劉向以前に一応できあがっていた形式と見ることができよう。劉向はこれらの文献を採用しつつ、三女を略同等に合せて列ね称美する形式をつくりあげたのであると思われる。だからこれくらいの工夫では、この形式は、刮目に価する創意と云える程ではないと云わざるを得ないであろう。しかしそれにもかかわらず、この形式の中には、劉向の『列女傳』作成に対する確かな考え方が投影していると見ておかねばなるまい。即ち、この「母儀」には、母として妻として子や夫の社会的行動を支え育むことに努めた女性の伝記を集めている。周王室の功業を語るうえで、文武と彼等の登場と活躍の場を与えた古公を欠くことができないとすれば、この三女は当然同等の評価を荷って列ね挙げられねばならない。周室贊美の物語が、各男性王者の偉大さと功業を称えることによつて形成されていた従来の常識に対応し、劉向はこゝに三女を同等に列ね称える形式を創りあげたことで、女性の側面からの周室贊美の方式を新たに示したし、又、功業における、男性と異なつた女性次元から、その社会的存在価値の対等性を、具体的に周室贊美の物語を通して示したと見ることができよう。「鄒孟軻母」注⑩「契母簡狄」注④参照。

②『史記』周本紀に、「古公有長子、曰太伯、次曰虞仲、太姜生少子季歷、季歷娶太任、皆賢婦人、生昌、有聖瑞」とある。

「有呂氏之女」について、梁注本は「有台」に改め、『史記集解』周本紀（季歷娶太任）に、「列女傳曰、太

姜、有郤氏之女、太任、摯任氏之中女」とある。、『類聚』后妃部(卷一五)、『御覽』皇親部(卷一三五)等を引証している。又、「台」と「郃」と同じとする。しかし蕭注は「呂」もまた姜姓であるとして「有呂氏」にかえてしている。梁注の見解には従い難い。「有呂氏」のまゝで良いと思われる。先ず『國語』周語中に「齊許申呂、由太姜」とあり、韋注に、「四国皆姜姓、四岳之後、太姜之家、太姜、太王之妃、王季之母」と見える。『史記正義』(周本紀)もこれを掲げている。「台」に改める必要は無いであろう。劉向が「有呂氏」とした可能性の方が強いからである。

③『史記』(注②)には「太姜生少子季歷」と云い、太伯、虞仲(「吳世家」には、「太伯弟仲雍」とある。)は他妃が生んだ如く受け取れる。梁玉繩『史記志疑』卷三は、『左傳』僖公五年(「太伯虞仲、大王之昭也、太伯不從、是以不嗣」)の疏が、『史記』の表現だと王季と太伯とは別母かと疑われると批判するのを掲げ、『史記評林』に引く明の張之象が、司馬遷が「太姜生少子季歷」としたのは、下に「季歷娶太任」と続き、「皆賢婦人」の一句でこれらを統べて、婦姑が相い継ぐことを表わしたと説明するのに注目し、頗る明白な解釈だと賞している。なお虞仲・仲雍が同一人物か否かの議論が有るが(『史記志疑』卷二「太伯虞仲太王之子也」の下)、『列女傳』と直接関係が薄いから略す。劉向はこの二人を別人とは見なかつたろうし、太姜をこの三人の実母であると考えているのである。

④太姜の人格に対する賞賛の表現は何にもとづいたか不詳。『毛詩』大雅、縣に、「古公亶父、陶復陶穴、未有家室、古父亶父、來朝走馬、率西水滸、至于岐下、爰及姜女、聿來胥宇、周原膺膺、董荼如飴、爰始爰謀、爰契我龜、曰止曰時、築室于茲、」と見える。こゝの原文「大王謀事遷徙、必与太姜」は、『詩』にもとづくのであろう。尚、『新序』雜事第三に、『詩』縣を引いて後に、「大王愛厥妃、出入必与之偕、当是時、内無怨女、外無曠夫、」と見える。ただしこれは『孟子』梁惠王下篇の(「孟子」)対曰、昔者大王好色、愛厥妃…(『詩』)…当是

時、内無怨女、外無曠夫」に依つたものと思われる。

王注は、『後漢書』(文苑伝、崔琦の「周興三母」)注引『列女傳』には、「(太姜者、大王之妃、賢而有色、生太伯・仲雍・王季、)化導三子、皆成賢徳、(大王有事、必諮謀焉、)」とあること、『史記』周本紀の「正義」引には、「(…太姜有色而貞順、)率導諸子、至於成童、靡有過失、(大王謀事、必於太姜、遷徙必与、)」に作ることを指摘している。又、梁注は以上に加えて、『類聚』(卷一五)・『御覽』(卷一三五)引に、「賢而有色、化導三子、皆成賢徳、大王有事、必諮謀焉、」とあること、『北堂書鈔』后妃部二引に、「化導三子、皆成賢徳」とあることを指摘している。又、『類聚』引には、この下に、「詩曰、爰及姜女、聿来胥宇、此之謂也」の一四字が有る。今本は脱しているのだろうと述べる。

これに関連して、『四部叢刊』本にはこの一四字を含む次の部分が「広於徳教」の下に列なる。即ち「徳教本也、而謀事次之、詩云、古公亶父、来朝走馬、率西水滸、至於岐下、爰及姜女、聿来胥宇、此之謂也、蓋太姜淵智非常、大王之賢聖亦与之謀、其知大王仁恕必可以比国人而景附矣、」とある。他本にはこの部分は全く見えない。後文にも疑問の個所が有るのだが、この部分も、脱文であるのか後人の増し入れたものか、明確に判定することは困難である。しかし、今可能な考察を一応以下に展開してみる。

そもそもこの「周室三母」伝は様々な疑問点を持つており、先ず原本『列女傳』に様々な手が加わつたことが想像される。「文選樓叢書」本や王注・梁注・蕭注本等に依つて見ると、太姜伝は「君子謂」で結ばれるが、太任伝は「君子謂」でしめくくりつつ、更に「古者婦人妊子」以下、およそ伝記の文体とは異質と思われる胎教論が列ねられる。そして次の太姒伝は「君子謂」でしめくくりられて、『詩』よりの引用で全体を終つている。こゝで太任伝の胎教論の部分原『列女傳』の文と定め見るなら、「四部叢刊」本で、太姜伝には有つて他本には見えぬ彼の部分(一四字)が脱文であると考えられることも一見許されそうである。また後注で再び指摘するが、「四

部叢刊」本では、太姒伝にも、他本には見えない二二六字（梁注指摘）が「周公之徳」の下に続いている。上の見方を是としてこれを見るならば、この二二六字の部分についても、梁注が後人羸入と断定する考え方に従わなくても良いことになろう。ただこう考えた場合、形式のつり合いの点からすれば、太任伝に、「詩云」の部分分が、『詩』大明（摯仲氏任，自彼殷商，来嫁于周云々）あたりから引用されていてしかるべきと思われるのに、見あたらない。それではこれも脱しているとすべきなのであろうか。しかし以上の如き仮定をすべて是とする、「周室三母」の伝は冗長となり、いやに理屈っぽいまとまりとなってしまう。だから結果的には、下文で梁注が指摘している二二六字羸入の見解を是とするのが無理の少ない見方となるであろう。（歐氏も、「不類本伝之文」と云う）。さて逆にこの考え方をこの太姜の部分にも応用するなら、「徳教本也……而景附矣、」の七二字も除外したのが本来の姿ではあるまいか、こう考えても、「詩云……此之謂也」の部分も同列に扱うべきか否かに、なおためらいが残るが（太姒には『詩』大明、思齊より引用）、その他の部分は、どう見てもこの伝の本文らしきからは遠く、実は何人かが本文の注記として書き加えたものが誤って後に本文に組み入れられたのではないかと愚考されるのである。そしてこう考えて来ると、太任の伝におけるかの胎教論の部分も実は怪しい存在である。「四部叢刊」本が太姜・太姒の伝に備え入れている彼の部分を原本の本文でないと考えるなら、太任の伝における胎教論の部分も後世の増文とすべき性格を持つと見ても良いのではなからうか。以上より私はこの「周室三母」について次の様な事柄を想像する。即ち太姜の伝記、君子謂、詩云……此之謂也。大任の伝記、君子謂、詩云……此之謂也。太姒の伝記、君子謂、詩云……此之謂也とあるのが原本の形であったのだが、後世様々な人の手が入り、増文が入り込み、一方本来の或る部分などでは逆に欠落してしまったものもあるであろう。しかし今、原本の姿と断定し得る資料がそろって居るわけではないから本文を改めることはせず、一応、王注本や「文選樓叢書」本等に従って読んでおく。

⑤『國語』周語中に「昔摯疇之國也、由太任」とある。『史記』周本紀に、「季歷聚太任、皆賢婦人、生昌、有聖瑞、」とある。『毛詩』大雅、大明に、「摯仲氏任、自彼股商、來嫁于周、曰嬪于京、乃及王季、維德之行、」とあり、同じく「思齊」に、「思齊大任、文王之母、思媚周姜、京室之婦、」とある。

⑥王注は、『後漢書』（崔琦伝）注引（端懿誠莊、惟德之行）では「一」を「懿」に、『史記正義』（周本紀）引（端壹誠莊、維德之行）には、「一」を「壹」に作る。「一」に作るのは非であると云う。しかしとりたてて非とすることでもないと思う。

「誠莊」について、『毛詩』思齊の「毛傳」に、「齊、莊」とあり、「鄭箋」には「常思莊敬者大任也」とある。劉向の『詩』解釈もこれに近く、この表現も『詩』のこの部分に依拠するものかも知れない。

「惟德之行」、「詩」大明に「維德之行」とあるに依つていであらう。

⑦王注は、『後漢書』注・『史記正義』引には「娠」を「身」に作ると指摘する。梁注はさらに『御覽』人事部「もやはり「身」に作ると述べている。なお『毛詩』大雅、大明に、「大任有身、生此文王」とある。

⑧胎教と太任を結び付けたのは典拠に依るものか、劉向の創意なのか不詳である。『大戴禮記』保傅篇引の青史氏の記事に説く胎教の部分には、成王の母、武王の妃について、「周后妃任成王於身、立而不跛、坐而不差云々」とあり、太任にはふれない（賈誼『新書』卷一〇胎教引も略同じ）。『國語』晉語四、「文公問於胥臣曰云々」の項に、「昔者太任娠文王不憂、少溲於豕牢、而得文王、不加病焉」とある。これらにはなお明確な表現を見ない。太任と胎教とを結び付けたのはそんなに古いことではなさそうである。太任に関する安産の話は『國語』に見えるのだからこれは古くから伝えられたエピソードと考えても良い。なお「任」が「妊」・「妊」に通ずる字であることが、太任と安産ないしは胎教とを同一のイメージとして近づけ、物語を形成せしめる結果に導いたのかも知れないが、今のところこれを実証する資料は見出し得ない。この上も一つ想像が許されるなら、この様な操

作を具体化したのは劉向であるかも知れない。

「淫声」・「教言」について、梁注は、『後漢書』注・『御覽』人事部一・『大戴禮』保傳篇（廬辯）注などでは各々、「悪声」・「悪言」に作ると指摘している。

⑨文王出産のエピソードは前注⑧にも示した如く、『國語』晉語四に、「臣聞、昔者太任娠文王不憂、少溲於豕牢而得文王、不加病焉、文王在母不憂、在傅弗勤、処師弗煩、事王弗怒、敬友二虢、而惠慈二蔡云々」とある。また『史記』周本紀には、「季歴娶太任、…生昌、有聖瑞、」とある。『毛詩』大雅、大明には、「大任有身、生此文王、維此文王、小心翼翼、昭事上帝、聿懷多福、厥德不回、以受方國、」とある。

「卒為周宗」について、梁注は、この四字はもと脱していたのを『御覽』によつて補つたと云う。因みに『御覽』一三五には「以一而知其百、卒為周宗」とある。「四部叢刊」本以下この四字はない。歐氏もこれを脱文と判断する。しかしこの四字は文王を称える表現であり、太任の伝には余計の一句という感じもする。

⑩この部分（特に「古者婦人云々」以下）は太任に胎教を結び付けたことに関連して述べられた部分と見ることもできるが、太姜・太姒の伝の形と比べるとつり合いが取れない。そこで後人の増文かと疑われることは前述の通り（前注④）である。しかし今一応このまま読んでおく。

『大戴禮』保傳篇に、「胎教之道、書之玉板、藏之金匱、置之宗廟、以為後世戒、青史氏之記曰、古者胎教、王后腹之七日、而就宴室、…比及三月者、王后所求、声音非礼樂、則太師繙瑟而稱不習、所求滋味者、非正味、則太宰倚斗而言曰、不敢以待王太子、…周后妃任成王於身、立而不跂、坐而不差、独処而不偃、雖怒而不罵、胎教之謂也、」とあり（賈誼『新書』卷一〇胎教に、字句に多少の異同があるが略同文が見える。）、北周の廬辯注には、「太任孕文王、目不視惡色、耳不聽淫声、口不起惡言、故君子謂、太任為能胎教也、古者婦人孕子之礼、寢不側、坐不辺、立不蹕、不食邪味、割不正不食、席不正不坐、目不視邪色、耳不聽淫声、誦詩、道正事、如

此、則生子、形容端、心平正、才過人矣、任子之時、必慎所感、感於善則善、感於惡則惡矣、」とある。『列女傳』のこの部分に酷似する。なお梁注は、『大戴禮』・『新書』とこの部分との異同を校する。蕭注ではこれらの書が胎教に成王を掲げ、太任に關連づけて云つてはいないことに注目している。

「形音肖之」について、「四部叢刊」本では「音」を「意」に作る。歐氏『校證』は「意」に作るがやゝ長ずと云うが、『大戴禮』（前引に續いて）には、「太子生而泣、太師吹銅、曰声中某律、」とあるし、直接關係は無いが、『左傳』昭公二十八年には、叔向の妻が生んだ赤子の声を聞いた母が、あれは豺狼やまいぬの声をしていると云つていやがった話がある。生子の音声は古來人々の關心事ではあつたのであるから、「音」のままでもそれなりに含む意味は伝わつて来る。

⑪『國語』周語中に、「杞繪由太妣」とあり、韋注に「杞繪二国妣姓、夏禹之後、太妣之家也」と云う。『史記』周本紀に、「帝紂乃囚西伯於羑里、閔天之徒患之、乃求有莘氏美女、」とあつて、「正義」引『世本』に「莘国妣姓、夏禹之後云々」とある。ただし『史記』のこの「有莘氏美女」は紂王に獻じた女性であつて、太妣とは別人である。「太妣」は先ず『詩』に見える。『毛詩』大雅、思齊に、「思齊大任、文王之母、思媚周姜、京室之婦、大妣嗣徽音、則百斯男、」と見える。『史記』管蔡世家では、「武王同母兄弟十人、母曰太妣、文王正妃也、」とある。これを「有莘氏」の女とするものはやはり『詩』であろう。『毛詩』大雅、大明に、「有命自天、命此文王、于周于京、續女維莘、長子維行」とあり、「毛傳」は、「莘大妣国也、長子長女也、能行大任之德焉」と説明し、「鄭箋」には、「使継大任之女事於莘国、莘国之長女大妣、則配文王、維德之行、」とある。

王注は、『後漢書』注（文苑伝、崔琦）引には「太妣者」下に、「文王之妃」の四字が有る。ここに脱すると云う。しかし同じように「太姜者、太王之妃」、「太姘者、王季之妃」とあることに注目していない（『御覽』引も同じ）。今本『列女傳』が各々「三母」に焦点を置き、「太姜者、王季之母、」、「太任者、文王之母、」、そして

「太姒者、武王之母、」とあることからすれば、単に「文王之妃」とする『後漢書』注の方が異質である。同一の基準で見ることができない。ただ、次の様なことなら云えるだろう。即ち、二母には各々「大王娶以為妃」、「王季娶為妃」とあるのだから、「太姒」の項にも当然「文王娶為妃」とあるべきであると。

「禹後有莘妣氏之女」について、王注は「女」の下に、『史記正義』（管蔡世家）では「也」が有ると云う。梁注は、さらにここに「在郟之陽、在渭之涘」が続くことを指摘している。

⑫『毛詩』大雅、大明に、「天監在下、有命既集、文王初載、天作之合、在洽之陽、在渭之涘、文王嘉止、大邦有子、大邦有子、俁天之妹、文定厥祥、親迎于渭、造舟為梁、不顯其光、有命自天、命此文王、于周于京、續女維莘、長子維行、篤生武王、保右命爾、變伐大商、」とある。又、「文母」については、『毛詩』周頌、雝に、「綏我眉壽、介以繁祉、既右烈考、亦右文母」と見える。この「毛傳」に、「文母大姒也」と云い、「鄭箋」は「文德之母」と説明する。なお「大明」の「文定厥祥」の「毛傳」は、「言大姒之有文德」と説明するが、「鄭箋」には、「問名之後、卜而得吉、則文王以礼定其吉祥、」と述べている。

「太姒思媚太姜太任」について、『毛詩』大雅、思齊に、「思齊大任、文王之母、思媚周姜、京室之婦、大姒嗣徽音、則百斯男、」とあり、劉向はこの「思媚」を、「太姜」と「太任」両方にかけるように作りかえている。『詩』では（大明、思齊）、太任・太姒がより濃密に列ね称えられ、『史記』では（周本紀）、太姜と太任とがより緊密に列ね称えられるが、前述の如く（注①）劉向は三母を同じ様に列ね称えている。しかも太姒への評価は「頌」にも「太姒最賢」とあつて最も高い。この点からも、彼が「太姒思媚太姜太任」と表現したことの意は汲み取れる。なおここは、「嗣徽音」（思齊）を「思媚」に置き換えたと考えられることもできる。

⑬「文王治外、文母治内」、「四部叢刊」本は「文王理陽道而治外、文母理陰道而治内、」に作る。「文選樓叢書」本以下（『史記正義』引も）この様に作るものはない。「周室三母」の伝に関する限り、「四部叢刊」本には後人の

修飾が加わり過ぎた感が強い。前注④で指摘した太姒伝の二二六字扉入時に、この「陽道、陰道」も加えられたのではあるまいか。

文王が外を治め、文母は内を治めたことについての具体的表現は先行文献には見えない。ただ次の様に考えることはできる。『毛詩』大雅、思齊に、「惠于宗公、神罔時怨、神罔時恫、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦、」とあり、『毛詩』以外の詩でもここは恐らく文王の聖徳を称える詩として解されていたのであろうが、この部分は、「太姒嗣徽音、則百斯男、」に続くのであり、「思齊」の詩全体としては、文王の外に成就した聖徳は、太姒の内における援助に依る所の大であったことを意図してうたわれたものであつたらうから、劉向が恐らくこれに依拠して、「文王治外、文母治内」とまとめあげたのなら、その意は理解できる。

「十男」、この順序について議論がある。『史記』管蔡世家には、「武王同母兄弟十人、母曰太姒、文王正妃也、其長子曰伯邑考、次曰武王發、次曰管叔鮮、次曰周公旦、次曰蔡叔度、次曰曹叔振鐸、次曰成叔武、次曰霍叔處、次曰康叔封、次曰苴季載、」とある。王注は管叔鮮が周公旦の弟の如く叙せられるのは、『史記』や『孟子』(「公孫丑下篇に、「周公弟也、管叔兄也」とある)と合わない。又、成叔武と霍叔處の順も逆になっている。誤りであろうと云う。これに対し蕭注は、太姒の十男についてはもと二説が有つたのだと云う。一は管叔を兄、周公を弟とするもので、『孟子』・『史記』・『書』金縢の鄭注などがこれである。今一は、周公を兄、管叔を弟とするもので、これには先ず『鄧析子』無厚篇がある。即ち「周公誅管蔡、此於弟無厚也」とある。また『傅子』通志篇に、「管叔蔡叔弟也、為惡、周公誅之、」とあり、「擧賢」篇には、「周公誅弟而典型立、」とある。『孟子』公孫丑下「周公弟也、管叔兄也」の趙注は「周公惟管叔弟也、故愛之、管叔念周公兄也、故望之、」と述べている。『白虎通』誅伐篇に、「尚書曰、肆朕誕以爾東征、誅弟也、」とある。『呂氏春秋』開春篇の高誘注に、「管叔、周公弟、」とあり、「察微」篇注も同じく周公を兄としている等の証拠を列挙している。なお周公・管叔兄弟の

説については漢代に二説有つたことは焦循『孟子正義』も詳細に論じている。

成叔武と霍叔處との順序についても王注は誤りであろうと云つたが、梁注は、『白虎通』第八姓名に、「文王十子、詩傳曰、伯邑考・武王發・周公旦・管叔鮮・蔡叔鐸・成叔處・霍叔武・康叔封・南季載」とあり、霍叔武と成叔處が入れかわり、「聃」は「南」に作られている。その他の序列は『列女傳』と同じである。魯詩説に依るものであろう。『史記』管蔡世家では、成叔武が第七、霍叔處が第八となっている。『漢書』古今人表も同じである。この順序は『列女傳』が誤つたのであろうとする。これに対し蕭注は、『列女傳』は詩伝に基づいているのであり、多分両説が存在したと見るべきだろうと云い、さらに『左傳』僖公二四の「管蔡邴霍魯衛毛聃」に及び、これは序列を正確に記したものではなからうと述べている。なお歐氏『校證』は顧廣圻が、『史記』・『漢書』・『左傳』の如く「成」・「霍」の順が正しく、『列女傳』は伝写の誤りであろうと述べるのを引用している。やはりここは『列女傳』が誤つたとすべきであろう。特に「霍」・「成」の順にすべき必然性は見出せない。

⑭梁注は、『類聚』后妃部引には、「自少及長」の下に、「常以正道捭持之」の七字がある。「捭」は譎字であると指摘する。歐氏は『史記正義』引には「辟」を「僻」に作るが、古通である。又、「言常以正道持之也」の八字が、「邪僻之事」の下に有ると指摘している。

⑮梁注は、この下に明刻本では二二六字が多いが、これは後人の扉入であると述べている。即ち「武王纘太王・王季・文王之緒、壹戎衣而有天下、身不失天下之顯名、尊為天子、富有四海之内、宗廟饗之、子孫保之、武王未受命周公、成文武之德、追王太王・王季、上祀先公以天子之礼、斯礼也達乎諸侯・大夫及士庶人、父為大夫、子為士、葬以大夫、祭以士、父為士、子為大夫、葬以士、祭以大夫、期之喪達乎大夫、三年之喪達乎天子、父母之喪、無貴賤一也、蓋十子之中、惟武王・周公成聖、要其安民以播烈光、制礼以広達孝而言之、則聖德自然著矣、若管蔡監殷而畔、乃人才質不同、有不可以少加重任者、易曰、力小而任重、鮮不及矣、反思其受教之時、

未必至於斯也、豈可以累太姒耶、」である。歐氏は、この辞義を玩味するに、本伝の文に類しない、梁注に従つて後人の羸入と考えて良いと述べる。指摘の通り、内容から見て太姒の伝を中心に見る時、付随的な事柄が多すぎるし、太姜・太任の伝の体裁ともつり合いがとれない。羸入説、是とすべきである。荒城孝臣氏『列女傳』（明德出版社）も、この部分と太姜伝の「徳教本也」以下七二字の部分を書き下し文から省いて居られる。

⑩『毛詩』大雅、大明に、「文王嘉止、大邦有子、大邦有子、倪天之妹、文定厥祥、親迎于渭、造舟為梁、不顯其光、有命自天、命此文王、于周于京、續女維莘、長子維行、篤生武王、保右命爾、變伐大商、」とあり、同じく「思齊」に、「思齊大任、文王之母、思媚周姜、京室之婦、大姒嗣徽音、則百斯男、」とある。

⑪蕭注は、「三姑」には義が無い。「三」は「二」の誤りではあるまいか。太姜・太任が太姒にとつて姑となることを言ったものである。上文で、三母中の太姒が最も賢であると云つたので、ここで太姜・太任の徳もやはり甚大であると云つたものであると解している。興味深い指摘である。ただ、「姑」は婦女の通称でもあるから、このままで意味が通じないとは断定できないであろう。

七、衛の姑 定姜

衛の姑 定姜は、衛定公の夫人にして、公子の母なり^①。公子 既に聚りて死す。其の婦 子無し 三年の喪を畢りて、定姜 其の婦を帰す。自ら之を送りて野に至る。恩愛 哀思し、悲心感働す。立ちて之を望む。泣を揮ひ涕を垂る。乃ち詩を賦して曰く、燕燕 于き飛ぶ、其の羽を差池す、之の子于き帰す。遠く野に送る。瞻望及ばず、泣涕雨の如しと。去帰するを送り、泣きて之を望む。又た詩を作りて曰く、先君を之れ思ひて、以て寡人に畜すと。君子謂ふ、定姜 慈姑為り。過ぎて而も之れ厚くすと。

定公 孫林父を惡む。孫林父 晉に奔る。晉侯 卻驪をして還るを為めに請は使む。定公 辞せんと欲す。定姜曰く、不可なり。是れ先君の宗卿の嗣なり。大國又た以て為めに請ふ。而るに許さざれば、將に亡びんとす。之を惡むと雖も猶ほ亡ぶるに愈らずや。君 其れ之を忍べ。夫れ民を安んじて宗卿を宥す。亦た可ならずやと。定公 遂に之を復す。君子謂ふ、定姜能く患難を遠ざくと。詩に曰く、其の儀忒はず、是の四國に正たりと。此の謂なり。

定公卒す。敬嬖の子行を立てて君と為す。是れを獻公と為す。獻公 喪に居りて慢なり。定姜 既に哭して息す。獻公の哀せざるを見て、食飲を内れず。嘆じて曰く、是れ將に衛國を敗らんとす。必ず先ず善人を害せん。天 衛國に禍するかな。吾 鱗をして社稷に主たら使むることを獲ざるを と。大夫 之を聞き、皆 懼る。孫文子 是れ自り 敢へて其の重器を衛に舍かず。鱗は獻公の弟 子鮮なり。賢にして、定姜 之を立てんと欲すれども得ず。後 獻公 暴虐にして定姜を慢侮す。卒に逐は見て走げ、出亡して境に至る。祝宗をして廟に亡を告げ、且つ罪無きことを告げ使めんとす。定姜曰く、不可なり。若令 無きならば、神 誣にす可からず。罪有るならば若何にして罪無きを告げん。且つ 公の行、大臣を舍きて而も小臣と与に謀る。一罪なり。先君 冢卿有りて以て師保と為すに、而るに之を蔑にす。二罪なり。余 中櫛を以て先君に事ふ、而るに暴もて余を妾使す。三罪なり。亡を告ぐるのみ。罪無きを告ぐる無かれと。其の後 鱗の力に頼りて、獻公 復た國に反るを得たり。君子謂ふ、定姜 能く辞を以て教ふと。詩に云ふ、我が言に惟れ服せと。此の謂なり。

鄭の皇耳 師を率ゐて衛を侵す。孫文子 之を追はんことを卜して、兆を定姜に獻じて曰く、兆 山林の如し。夫有りて出て征して、而して其の雄を喪はん。定姜曰く、征する者 雄を喪ふは 寇を禦ぐの利なり。大夫 之を圖れと。衛人之を追ひて、皇耳を犬邱に獲へたり。君子謂ふ、定姜 事情に達すと。詩に云ふ、之を左し之を左す。君子 之を宜しくすと。

頌に曰く、衛の姑定姜 婦を送りて詩を作る。恩愛 慈恵、泣きて之を望む。数々獻公を諫めて、其の罪尤に得たり。聰明 遠識、文辭に麗くと。

〔注〕

①原文「公子之母也」について、王注は「失其名」とする。定姜に子が有つたのかどうか史料とし得るものはない。これは次注の「燕燕」の詩の背景としての説話が、どの様な内容を持つと考えられていたかということと同時に考察すべき問題である。

②「燕燕」が、定姜とその子の妻との情愛をうたつた詩であるとする最古の文献はおそらく『列女傳』のここであろう。それは魯詩説では既にそうなつていたからなのか、劉向の創意に依るものか結論は簡単でないと思う。従来は「列女傳」・劉向即ち魯詩学派に直結すると公式化され、諸家はためらいもなくこれをそのまま用いて考察を展開しているが、劉向がすべて魯詩にもとづいたと断定できるあかしがあるわけでもなく、またここに見える様なこの説話を、魯詩が既に有していたのかどうかについて確かな他の証拠が存在しているわけではない。実は、我々は「列女傳」のここに「燕燕」の成立事情がこの様な説話で紹介されているから、劉向・魯詩学派の公式に従つて、即ちこれが魯詩説と考えざるを得ないだけなのである。以下しばらく諸家の説を見わたしてみる。

王注は、「以畜寡人」に対して、「畜」は「孝」であり、一句は婦が姑に能く孝することを云うのであるとし、

これは魯詩説であり、『毛詩』(「畜」を「勗」に作る)とは義を異にすると云う。

梁注は、『禮記』坊記(「詩云、先君之思以畜寡人」)の(鄭)注の、「此衛夫人定姜之詩也、定姜無子、立庶子行、是為獻公、畜孝也、獻公無礼於定姜、定姜作詩、獻公当思先君定公、以孝於寡人」を引き、これは恐らく韓詩説であろうとする。その理由として、先ず『鄭志』より「鄭笈爰模云、為記注時、就廬君、先師亦然」を引き、先師とは張恭祖のことであるととし、『後漢書』鄭玄伝に、「又從東郡張恭祖受周官、……韓詩、」とあるのと照合する。また『經典釋文』が「此是魯詩」とするのは誤りであるとする。

陳喬樞『齊詩遺説攷』は、『鄭志』の「為記注時、就廬君、先師亦然、後乃得毛公伝、既古書、義又宜、然記注已行、不復改之、」をもとに、二戴の学は后蒼よりすること、后蒼は齊詩を治めたから、『禮記』の引詩には齊詩が多いことなどより、『禮記』鄭注は齊詩の説であり、『經典釋文』(「禮記」)が魯詩説とするのは「齊」の誤りである。王應麟『詩攷』もこの「禮記」注を魯詩に収め入れているが、王氏の見た「釋文」本もすでに「魯」に誤っていたものとする。

また陳氏は『韓詩遺説攷』で、王氏『詩攷』引の李迂仲が、「燕燕」は韓詩説では、定姜がその娣の帰るを送つて作つたとされると述べるのを『後漢書』和熹鄧后紀に依つて追証する。

これに対し『詩三家義集疏』は『禮記』注が齊詩説にもとづくであろうことは認めるが、韓詩説(特に「送娣」)に関する説は誤りであると云う。また『易林』萃之賁より「泣涕長訣、我心不快、遠送衛野、帰寧無子、」を、また同じく「恒之坤」より「燕雀衰老、悲鳴入海、憂在不飾、差池其羽、頡頏上下、在位独処、」を引いて齊説とし(陳喬樞『齊詩遺説攷』二同じ)、『列女傳』と合するから、齊・魯詩は義同じと見る。

以上諸家の説は各々もつともと思われるが、初めに述べた如く、『列女傳』の定姜に「燕燕」が関連づけて説かれたことを重要な拠所として、魯説「燕燕」はかくの如き内容を具えていたと結論する態度について、私は

どうも素直には是認できない。この定姜伝、この後に展開する話はほとんど『左傳』に見えるものが素材とされている。ところが『左傳』で、かくの如く活躍する定姜について、ここに劉向が示した様な息子の妻とのこととはどこにも見あたらない。勿論『史記』にも見えない。これはもともと劉向以前には、定姜が嫁を送ったという様なエピソードは無かつたからではなからうか。それでは何故劉向は定姜のこの話を作らねばならなかつたろうか。そもそも女性としての定姜の知慮の深さを語るだけなら、「定公惡孫林父」以下に列せられるエピソードだけで十分であるが、逆にその部分だけでは「母儀」中の女性としての定姜の位置づけができなくなる。また獻公との話の中では彼女は実母でないことが明瞭である。だから作者には、定姜を「母儀」中の女性として紹介するには、衛の王室において、本来母として出発した定姜が、いかなる事情で、特殊な母の資格を持つて衛の王室に貢献する存在となつたかを語る史料が必要だつたのである。そのため衛の王室に関連して互に似通つたエピソードを持つ（位を継いだのは実子でない、この王に苦勞する）衛の莊公の定姜の話が借用されたのである。『左傳』隱公三年に、「衛莊公娶于齊、東宮得臣之妹、曰莊姜、美而無子、衛人所為賦碩人也、又娶于陳、曰厲嬀、生孝伯、早死、其娣戴嬀生桓公、莊姜以為己子、」とある。『史記』衛世家にはこのところは、「莊公五年、取齊女為夫人、好而無子、又取陳為夫人、生子、蚤死、陳女女弟、亦幸於莊公、而生子完、完母死、莊公令夫人齊女子之、立為太子、」とある。『毛詩』邶風、燕燕では「燕燕、衛莊姜送歸妾也、」と云う（鄭注に「莊姜無子、陳女戴嬀生子、名完、莊姜以為己子、莊公薨、完立、而州吁殺之、戴嬀於是大歸、莊姜遠送、之于野、作是詩、見己志、」と説明する）。なお次の「齊女傳母」伝を参照。

劉向はおそらく「燕燕」と莊姜との關係を、「燕燕」と定姜との關係に置きかえることによりこの「衛姑定姜」を「母儀」中に置くにふさわしい話となし得たのである。ただ一つ劉向に困る点があった。それは、定姜に子が有つて早死したことにしなければならぬけれども、先行文獻中に定姜の子の名を伝えるものを見出せなかつたこ

とである。だから劉向はさりげなく、定姜を「公子之母也」と紹介せざるを得なかったのだ。前注王照圓が「失其名」と云うのは、伝統的な考証形式を墨守する者の陥るきまりきった誤解の一つとすべきであろう。

以上私は、定姜伝のこの部分は、魯詩説に既に存在していた話ではなく、劉向が定姜伝を「母儀」中に位置づけるために、『左傳』・『史記』・『毛詩』に見える様な資料を素材として創作したものと解したい。従って後世の学者が、これを三家詩の問題として展開した議論は全く無意味であつたと考える。なおこのことに関連して「齊女傳母」注①も参照されたい。

原文「以畜寡人」について、歐氏『列女傳校證』は、『毛詩』では「勗」を「畜」に作ることを指摘し、「畜」即ち「勗」の借とする。しかしすでに陳喬縱『魯詩遺説攷』二において「勗」は「畜」の仮借であろうとし、「孝」は愛好の通称であり、「以好寡人」の意と解すれば良いとしている。

③この伝の特徴は、一つ一つの話が「君子謂」でしめくくられて連ねられるところにある。これとよく似た形式は、「魯季敬姜」・「鄒孟軻母」などに見られる。

原文「過而之厚」について、『詩三家義集疏』卷三上は、詩句「遠送于野」を説明して、「言送之往外也、送于野、故云遠、魯説所謂、過而之厚也」と云う。なお『左傳』僖公二二年には、「君子曰、非礼也、婦人送迎不出門云々」とある。

④『左傳』成公七年に、「衛定公患孫林父、冬、孫林父出奔晉、衛侯如晉、晉反戚焉、」とあり、成公一四年に、「衛侯如晉、晉侯強見孫林父焉、定公不可、夏、衛侯既帰、晉侯使卻爰送孫林父而見之、衛侯欲辭、定姜曰、不可、是先君宗卿之嗣也、大国又以為請、不許、將亡、雖惡之不猶愈於亡乎、君其忍之、安民而有宗卿、不亦可乎、衛侯見而復之、」とある。『史記』衛世家は定公についてはきわめて簡略である。即ち「子定公臧立、定公十二年卒」とあるのみである。この部分ほとんど『左傳』に同じである。ただ、孫氏が奔つて以後、位に復するま

での『左傳』の示す七年間という時の流れは『列女傳』では無視されているのが異なる。孫氏奔晉の部分は定姜の働きを記述するための補足部分であるから、これは当然の処置である。

⑤『毛詩』曹風、鵲鳩に、「其儀不忒、正是四国」とある。この様に、一話終結毎に「君子謂」「詩曰」を置く形式は前注③にも指摘した「魯季敬姜」・「鄒孟軻母」の場合にも見られる。

⑥『左傳』成公一四年に、「衛侯有疾、使孔成子・寧惠子立敬嬖之子衎以為太子、冬十月衛定公卒、夫人姜氏既哭而息、見太子之不哀也、不内酌飲、歎曰、是夫也、將不唯衛国之敗、其必始於未亡人、鳥呼、天禍衛国也夫、吾不獲鱣也使主社稷、大夫聞之、無不聳懼、孫文子自是不敢舍其重器於衛、尽實諸戚、而甚善晉大夫」とある。鱣即ち子鮮については、先ず襄公一四年、獻公が孫文子（林父）に国を追われた時に行動を共にしている。即ち「有母弟鱣以出云々」とある。敬嬖は襄公二六年に再び登場する。即ち「衛獻公使子鮮為復、辭、敬嬖強命之、対曰、君無信、臣懼不免、敬嬖曰、雖然以吾故也、許諾」とある。これは獻公が子鮮に頼って衛国に復帰する条で、次注の原文「其後頼鱣力、獻公得反国」に関連する事実である。しかし『列女傳』では敬嬖に関するこのことは取り上げない。

定姜が鱣に対して抱いていた期待を、『左傳』は「吾不獲鱣也使主社稷」という彼女の嘆辞で説明し、これをそのまま用いた『列女傳』では、更に「鱣者獻公弟子鮮也、賢而定姜欲立之、而不得」と説明する。しかし『左傳』やその他の史料にも、定姜が鱣を位に即けるべく力を尽した事実は見当たらない。暴慢なる獻公と対照的に、これを補佐した鱣への評価は『春秋傳』では良い。『左傳』襄公一四年に、厚孫が臧武仲に「衛君其必婦乎、有大叔儀以守、有母弟鱣以出、或撫其内、或營其外、能無婦乎、」と語っているし、同年、子展・子鮮と接触を持った臧武仲は、「衛君必入、夫二子者、或輓、或推之、」と語っている。『左傳』襄公二六年、獻公復歸の交渉に際し、甯喜は「必子鮮在、不然必敗」と、鱣が中介しなければ事は成就しないであろうと云っている。しか

し、獻公受け入れについての処理に關して甯喜が右宰穀に相談を持ちかけると、彼は「子鮮在何益、多而能亡、於我何為」と答えている。鱒が個人的には、その善良な優しさの故に、信頼される人物ではあつても、いざという時に暴虐を封じ込める程の実行力にはむしろ欠ける人物であつたことを物語るものであろう。後に甯喜も右宰穀も殺されることになる。『左傳』襄公二十七年に依れば、この時、鱒は「逐我者出、納我者死、賞罰無章、何以沮勸、君失其信而國無刑、不亦難乎、且鱒突使之」と述懐して晉に奔げる。『公羊傳』襄公二十七年は、經「衛殺大夫甯喜、衛公弟鱒出奔晉、」に對して、「曷為為殺甯喜出奔、……公子鱒不得已而与之約、已約、歸至殺甯喜、公子鱒挈其妻子而去之、」とあり、『穀梁傳』襄公二十七年では、「專喜之徒也、專之為喜之徒何也、己雖急納其兄、与人之臣謀弑君者也、專、其曰弟何也、專有是信者、君賂不入乎喜而殺喜、是君不直乎喜也、故出奔晉、……專之去合乎春秋、」と述べる。『公羊傳』は鱒に對する明確な批評言を用いていないが、何休は「守小信而忘大義」と評する。『穀梁傳』は鱒の「信」を守つて出奔した態度に關しては、「合乎春秋」との見解を明示している。鱒を「賢」とした劉向は、『穀梁傳』のこの様な評価を多少とも意識していたのであろうか。そして定姜の善なる母性に出る獻公への対応とその見識は、この賢なる鱒の素質を見通していたことによつて更に顕彰されることになるであらう。

原文「必先善善人」を『左傳』では「其必始於未亡人」に作る。梁注引陳奐説は、『左傳』に注目しつつ、「善」は「寡」の誤りとする。しかし『左傳』を拠として直ちに『列女傳』を誤りとするだけで良いのかどうか疑問が残る。『左傳』の「未亡人」は、同「莊公二十八年」の杜注にも「婦人既寡、自称未亡人也」とある解釈に従つて良いであらう。『列女傳』のここをこのとおりに解するなら、なるほど「寡」の誤りとする考えは正しい。しかし、衛國崩壊を予知して嘆きつつ、その手始めに自分が危害を受けるであらうという様な、定姜の思いあがりともとれる独白を、果たして劉向はそのままここで用いたであらうか、私は否と見たい。定姜が「母儀」中の女

性である為には、その母性が男性権力を越える力として動きだしてはいけない。そうすれば彼女はむしろ「孽嬖」の女性となる。息子の嫁にかけた過ぎたる情や定公の意志決定に強い影響を与える発言、又、鱒を即位させようとの計画を持ったこと、更に獻公への三罪の指摘など、定姜の権力への介入の様子から、評価の方向を少しずらせると、そのまま「孽嬖」の女性となり得る個性の強烈さを、我々は彼女に対して容易に感じ得るのである。自分を丁寧扱わなかったことへの怨み言は、三罪のうちにも明示されるから、ここはむしろ自分をさす言としての「寡人」としない方が良く、劉向は考えたのではなからうか。逆に衛國衰退と自己被害の意識が密接に結びつけられたりしたなら、定姜をむしろ神的存在に近い権力者として強く印象づけることになるであろう。こう受け取られることは劉向の意図ではなかったと思う。後文によれば、定姜は卜兆の判断を依頼されるから、あるいは彼女は従来神秘的能力の持主と見られていた可能性も考えられる。『左傳』などではその様な性格は否定されてはいないであろう。しかし『列女傳』ではその要素はできるだけ払拭されていると思われる。以上の様な理由で、劉向は、未亡人の意でなく、関係者ないし有能にして善良なる人の意味としての「善人」を意識的にここに用いたのではないかと想像する。そう考えると後に続く「大夫聞之、皆懼、孫文子云々……」も、『左傳』とは多少異なる意図より出る内容として十分理解できるし、特に「皆懼」の表現が効果的となる。

⑦『左傳』襄公一四年に、「公出奔齊、……子鮮從公、及境、公使祝宗告亡、且告無罪、定姜曰、無神何告、若有不可誣也、有罪、若何告無、舍大臣而与小臣謀、一罪也、先君有冢卿、以為師保、而蔑之、二罪也、余以巾櫛事先君、而暴妾使余、三罪也、告亡而已、無告無罪、」とある。

この部分にはいくつかの問題点がある。先ず王注は原文「若令無神不可誣」について、「無」は「有」に作るべきだとし、『左傳』襄公一四年を証拠として掲げている。梁注は「無」の下に「罪」字が脱しているだろうとする。蕭注は王説に従う。いずれも『左傳』の表現に牽引せられて無用の考察を加えている様に思われる。『左

傳』と『列女傳』とは発想が異なるのではなからうか。『左傳』のこの部分に關しても従來の解釈は今一つ明確と云えない。これらの問題点は後でまとめて解説を加えたい。その前にこの兩文献のこの個所についての一つの論考を以下簡単に紹介する。

徐仁甫著『左傳疏證』は、この部分の話は、『左傳』が『列女傳』のここを改良し採用したとの見解を提出している。即ち次の如く論ずる。『左傳』は『列女傳』の文を採り、「不可」の二字を刪つた。恐らく定姜が不可とするのは「告無罪」をであり、「于告亡」をではない。もしそのまま「不可」を用いたなら「告亡」をも否定することになる。又『左傳』は「且公之行」の一句を刪つた。「且」は別起をなす詞であるが、上句に「有罪、若何告無」と云えば、下句はそのまま続いてその罪について述べているから、別起の詞を用いる必要はないのである。比較すれば、『左傳』の文はこまやかで理にかなっているが、『列女傳』は粗疏であるとする。しかしこの見解には従いかねる。以下私の見解を列ねたい。私は先ず『列女傳』は恐らく現在見得る様な『左傳』の文章を参考にしつつ、劉向が更に簡潔にし、意味の通じ易い文章として改め表現したものと考える。そもそも『左傳』における「無神何告」はどう読むべき文章であろうか、定姜の語として従來の『左傳』の解説書の如く「神無くんば」又は「神無し」と読むことは、意味をなさない様に思う。恐らく獻公の所行を語る氣持が強いのであるから、「神を無みず、何をか告げん」と読むべきであろう。また「若有、不可誣也、」は「有るが若くするも、誣く可からず」と読むことができよう。これに対し『列女傳』の「若令無神不可誣」において、「無」は、罪無きを告げようとしたことへの「不可」という厳しい否定に続く語であるから、「もしつみがないのなら」の意であり、「誣」は『左傳』の如く、神をあざむくの意よりも、「妄」の意に解すべきであろう。なお荒城孝臣氏『列女傳』（明德出版社）はここを「不可なり、若し無からしむるも、神は誣ふべからず。」と読んで居られる。私の読解と微妙に異なる部分もあるが、「無」と「神」を切り離して読まれる点には賛成する。

以上の様に考えると、王注が『左傳』に依つて「無」を「有」に改める説には従い難い。梁注が「無」の下に「罪」字を補うべきだとするのは優れた指摘と思われるが、補わなくても読める。また兩注ともなお配慮が欠けているのは次の点である。即ちそれは、『左傳』と『列女傳』とは、使用字句の類似は認められるが、劉向は解読し難い『左傳』の表現を、理解し易い表現に改め、文字の意味も少し異なる内容に変えて用いているのだということを用意して諸々の考察を加えなおす必要があるだろう。以上により、徐氏の指摘にもほとんど妥当性を見出し得ない。「不可」は「告亡」までも否定する語と受け取らないでも良い。なぜなら後に「告亡而已」とあるから。「不可」は定姜の怒りを含んだ否定の気持を表す語として極めて効果的である。また、「且公之行」の「且」はこの場合別起の詞とするほどの強い詞と見る必要はない。公の具体的な三罪の事実を指摘するために語調をたてなおす詞と見れば良い。決して不要な一句などではない。

三罪について『列女傳』ではその内容を示していない。『左傳』成公一四年・襄公一四年などに見える事実をさすのであろう。なお定姜が姜使された具体的な事実は『左傳』にも見当たらない。

獻公が復帰する条は『左傳』襄公二六年に見える。また『公羊傳』・『穀梁傳』には襄公二七年でこのことを論ずる。前注⑥参照。

原文「使祝宗告亡、且告無罪於廟」について、『左傳』には「於廟」はない。しかし杜注は「告宗廟也」とし、三罪を指摘した定姜の居場所についても、「時姜在国、故不使得告無罪也、」と考えている。『左氏會箋』は杜注を謬とし、定姜も敬嬴も公と共に亡命したのであり、祝宗だけを帰国して廟に告げさせようとしたのだと見る。事の真相を究明するのは困難であるが、杜注が「告宗廟」と考えたのは、むしろ彼が『列女傳』の表現に依つたからではなからうか。廟に告げたと考えたのは本来劉向であつて、『左傳』ではそうではなかったかも知れない。楊伯峻『春秋左傳注』は于鬯『香草校書』を引用し、「祝宗亦公行、故即為壇于境而使之告神」としている。

『左傳』においてはむしろこの方が妥当な解釈と思われる。先行文献を資料とはしたけれども、劉向は独自の立場でこれらを受け止めて利用していることを考えに入れておかないと、全く無意味な注釈と議論とをくり返すことになるであろう。

⑧『毛詩』大雅、板に、「我言維服、勿以為笑、」とある。

⑨『左傳』襄公二〇年に、「故鄭皇耳帥師侵衛、楚令也、孫文子卜追之、獻兆於定姜、姜氏問繇、曰、兆如山陵、有夫出征、而喪其確、姜氏曰、征者喪雄、禦寇之利也、大夫凶之、衛人追之、孫蒯獲鄭皇耳于犬丘、」とある。『列女傳』ではこの事件を獻公の復帰後の話としている点が異なる。また、「姜氏問繇」の一句を省き、また「孫蒯」の名を刪っている。

『左傳』の「山陵」を『列女傳』では「山林」に作る。これに対して梁注は『列女傳』の「林」を誤りと断じている。理由として『左傳正義』に、「雄」と「陵」とは韻字であるとの指摘があるのを引いている。『左傳正義』の見解に従うならば、梁注の説はもつともと思われるが、劉向はそもそも『左傳』が兆辞として示したこの部分を、単なる孫文子の言葉としてしまったのだから、韻字に関する配慮をどこまで加えたか疑問である。劉向はここを兆辞の性格を消して、「林」と表現したのであって、『左傳』が「陵」としているのだから、誤っていると断定するなら、それは全く一方的な独断になってしまうであろう。

⑩『毛詩』小雅甫田、裳裳者華に、「左之左之、君子宜之、右之右之、君子有之」とある。『說苑』修文篇にもこの詩を引く。

八、齊女の傅母

傅母は、齊女の傅母なり。女 衛莊公の夫人と為り、号して莊姜と曰ふ。姜 交好なり。② 始め往きて、操行衰惰にして、治容の行 淫佚の心有り。③ 傅母 其の婦道の正しからざるを見る。之を諭して云ふ、子の家 世々尊榮にして、当に民の法則と為るべし。子の質 事に聡達にして、当に人の表式と為るべし。儀 貌の壯麗なるは 自ら修整せざる可からず。錦を衣て絢 裳にし、飾り 輿馬に在るは。是れ 徳を貴ばざるなりと。④ 乃ち 詩を作りて曰く、碩人其れ頎たり、錦を衣て絢衣す。齊侯の子、衛公の妻、東宮の妹、邢侯の姨、譚公は維れ私なりと。女の心を砥厲して以て節を高くす。以為らく人君の子弟、国君の夫人と為りては。尤も邪僻の行有る可からずと。女 遂に感じて自ら修む。君子 傅母の未然に防ぐを善す。莊姜は 東宮得臣の妹なり。子無し。戴嬀の子の桓公に姆たり。公子州吁は嬖人の子なり。寵有り。驕りて兵を好む。莊公 禁ぜず。後 州吁果たして桓公を殺す。⑦ 詩に曰く。猗に 木に升ることを教ふる母かれと。此の謂なり。頎に曰く。齊女の傅母、女を未然に防ぐ。先祖を称列す、尊榮ならずということ莫しと。⑧ 詩を作りて指を明にし、先を辱かしむること無から使む。莊姜 姆とし妹として、卒に能く身を脩むと。

〔注〕

①『左傳』隱公三年に、「衛莊公娶于齊、東宮得臣之妹、曰莊姜、美而無子、衛人所為賦碩人也、」とある。『史記』衛康叔世家に、「莊公五年、取齊女為夫人、好而無子、」とある。ところで伝の順序に注目するとき、ここに一つの疑問が生じる。前に置かれた「衛姑定姜」は衛の定公・獻公（BC6C）の時代で、魯の成公・襄公の時代に当たり、この莊姜の話の莊公は魯の惠公（BC8C）の時代に相当する。なぜ時代順序から見ても逆になつていたのであるうか、原「列女傳」で既にそうなつていたのか、それとも後世の錯簡に依るものであるうか。これと関連して、伝の順序に問題のあるものに「鄒孟軻母」がある。「四部叢刊」本ではこれが「齊女傳

母」と「魯季敬姜」との間に置かれているが、「文選樓叢書」本以下では「楚子發母」と「魯之母師」との間に置かれている。時代順という観点からは後者に妥当性がある。しかしこの場合でも、この「齊女傅母」はやはり、「衛姑定姜」の後に位置付けられたままである。このことがむしろ原『列女傳』からこのままであったことの一証とし得るのではあるまいか。なぜこうなったのか、今のところ詳かにし得る明確な資料は無い。ただ想像が許されるなら、以下の事柄が考えられる。それは先ず作者が前の「衛姑定姜」の伝をあの人に組み立てたことと無関係ではないであろう。「衛姑定姜」の話の中には、『毛詩』では莊姜のことと関連づけられている詩のエピソードが借用されて取り入れられている（「衛姑定姜」の伝注②参照。『毛詩』燕燕は衛莊姜が婦妾を送る詩とされる。これが定姜の話とされている）。恐らく定姜の話が先にまとめられて、これに莊姜の話を借用してしまつたために、作者に、かえつて莊姜に関する何らかの話を設けざるを得ぬ気持が生じたのであろう。だからここは立伝の事情からしても、もともと「齊女傅母」・「衛姑定姜」の順にはなり得なかつたのではあるまいか。『毛詩』にも見える様に、莊姜を誉めてこれと関連づけられる國風の詩は多いが、莊姜自身を「母儀」中に位置づけるにふさわしいエピソードは（『史記』や『左傳』などにも）無い。ところで定姜については『左傳』などにも、彼女を「母儀」中の女性として取り上げてふさわしい話が見えるのに『詩』に直接これを称える詩文が無い。そこで作者は当然「母儀」に取り入れるにふさわしい定姜に注目し、「衛姑定姜」の伝に、莊姜と関連付けられた詩文を借用してしまつたが、それかと云つて詩文に彼女を称えてしばしば取りあげる莊姜を無視できず、彼女に対して国君の夫人にふさわしい教育をした傅母の話を創作して付け加え（注④参照）、「衛姑定姜」の場合と同様に、『詩』を引用してこれに結び付けて、莊姜を一応「母儀」中に登場させ得たのである。だからこの「齊女傅母」の伝は、「衛姑定姜」と組み合わされることで初めて『列女傳』に位置を得たと云つて良いであろう。両伝成立に関する以上の如き想像が当たつているとすれば、時代順からは逆になつても、作者の気持の上では、当然「衛

姑定姜」が先に置かれて矛盾はなかつたのである。またこの様に考え得るとすれば、「衛姑定姜」でも論じたように(注②)、これらの話がすべて魯詩説に基づくと考えて、その学派の特殊なとらえ方と断定するのはこの場合もやはり誤りであることが明白になるであろう。もし本来魯学派の詩説として各々の話がここに見える様な形になっていたのであれば、莊姜・定姜の立伝の順が逆になる必要もなかつたはずである。古典や伝統的な見方とは別に、作者に特殊な立伝の事情が存在したことを、この両伝の位置関係がはからずも語ることになつたと考えられるのである。

②王注は「交」も亦「姣」字であると云う。梁注は「交姣古今字」と云う。蕭注は『説文』より「倏交也」、「毛詩」小雅、桑扈「交交桑扈」の「鄭箋」、「交交猶倏倏」、同じく「衛風、碩人」の「箋」、「長麗倏好」について、『釋文』には「本又作姣」とある等を引いている。

③原文は「有冶容之行淫泆之心」となっているが、「四部叢刊」本は、「心淫泆冶容」に作る。「文選樓叢書」本及び王注本以下みなこの原文に同じである。今これに従つて読んでおく。

この部分は、莊姜に対する傅母の訓戒を語るための導入部分であるが、莊姜の衰惰を伝える文献を見出し得ない。これも作者の創作に出るものではあるまいか。ただこの場合、魯詩説で莊姜がその美に驕つたと解する詩は或いは存在したかも知れないのだが、今、『毛詩』に依る限り莊姜に好意的な詩ばかりである。

④この傅母は恐らく作者の創り出した人物であろう。「母儀」中の女性とされる程の母性の行跡は無い莊姜ではあるが、その美しさが称えられ、彼女の不幸が、その可憐さ故に人々の心をとらえて『詩』に数多くうたわわれているのだから、作者は彼女を特異な女性の伝記集である『列女傳』の中に全く取り入れないですますわけにはゆかない。この作者の気持が、一方から働いて、定姜の伝記に、莊姜と関連する資料を借用させることで定姜の中に間接的に莊姜を登場させたのであろうし、また借用したが為に、こんどは逆に莊姜を直接なんらかの手法を通

じて「母儀」中に位置づけなければならぬ気持が一そう強められることになったに違いない。傅母は、「母儀」中に莊姜を直接に登場させる為に、作者に依つて特別に創り出された人物であるに相違あるまい（注①も参照）。

以上により、傅母は、莊姜を「母儀」中に位置づける為の重要な役割を持つてしていると把握して良いであろう。なお従つてこの傅母の言も特に基づく原典が有るわけではないであろうが、「衣錦綉裳、飾在輿馬」などは、或いは、『毛詩』衛風、碩人に見える「衣錦褰衣」や「四牡有驕、朱幘鏤鏤」の様な表現からの連想で用いられたものかも知れない。歐氏『校證』は「褰」「綉」の両字通ずることを證している。即ち『毛詩』のこの「鄭箋」は「褰禪也」とする。『禮記』王藻に「禪為綉」とあり、注に「綉有衣裳而無裏」という。また「中庸」に、「詩曰、衣錦尚綉、惡其文之著」とあるなどを指摘する。王注も略同じ指摘をしている。尚『莊子』讓王に、「仁義之慝、輿馬之飾、憲不忍為也、」とある。

⑤『毛詩』衛風、碩人に、「碩人其碩、衣錦褰衣、齊侯之子、衛侯之妻、東宮之妹、邢侯之姨、譚公維私」とある。王注は、これを傅母の作とするのは魯詩説であるとす。王注誤りとする確かな資料はないが、この詩が、『列女傳』のここに示される様な物語を、劉向以前から魯詩学派の伝統的な詩説として伝えていたのか否か、実はそれをどちらかと明確に指摘することはできない。私は前注③④等で考察した様に、この様な物語とこの詩を結びつけることはむしろ劉向に始まるものと考えるが、これは次の様な考え方も否定するものではない。即ちこの詩自身の解釈としての下文の「以為人君之子弟、為国君之夫人、尤不可有邪僻之行焉」の様な見方は、或いは魯詩説の伝統的な解釈の姿を伝えているのかも知れないということである。

「私」について、蕭注は『爾雅』（釋親）の「女子謂姉妹之夫為私」を掲げている。

⑥『文選』卷二一顔延年、秋胡詩注引の『列女傳』に、「齊母乃作詩、以砥礪女之心、高其節、」とある。この

ことは王・梁注や『校證』等の既に指摘するところである。

⑦『左傳』隱公三年に、「衛莊公娶于齊、東宮得臣之妹、曰莊姜、美而無子、衛人所為賦碩人也、又娶于陳、曰厲嬀、生孝伯、早死、其姊戴嬀生桓公、莊姜以為己子、公子州吁嬖人之子也、有寵而好兵、公弗禁、莊姜惡之、石碻諫曰云々、」とあり、同四年に、「春、衛州吁殺桓公而立、」と続く。『穀梁傳』では「州吁」は「祝吁」に作る。『史記』衛世家には、注①引に続いて、「又取陳女為夫人、生子、蚤死、陳女女弟、亦幸於莊公、而生子完、完母死、莊公令夫人齊女子之、立為太子、莊公有寵妾、生子州吁、十八年、州吁長好兵、莊公使將、石碻諫莊公曰云々、……二十三年、莊公卒、太子完立、是為桓公、桓公二年、弟州吁驕奢、桓公絀之、州吁出奔、……十六年、州吁取聚衛亡人、以襲殺桓公、州吁自立為衛君、」とある。なお『毛詩』邶風、日月の序に、「衛莊姜傷己也、遭州吁之難、傷己不見答於先君、以至困窮之詩也」とあり、同「終風」序には、「衛莊姜傷己也、遭州吁之暴、見侮慢、而不能正也、」とある。『列女傳』は『左傳』の記載に酷似している。「姆」について、王注は「即母字也」と述べ、梁注には「金壇段氏玉裁曰、姆當是母、謂以桓公為己子也、」とある。

⑧『毛詩』小雅、角弓に、「母教猥升木、如塗塗附云々」とある。

⑨「尊榮」について、王注は韻の關係で「榮尊」に作るべきであると云う。しかし梁注は「楚辭遠遊、榮與人韻、東方朔答客難、榮與身韻」と云う。

⑩「姆妹」について、王注は、嬀氏の子の母になったことを云うのだから「姆嬀」に作るべきだと述べ、「當是母桓」という或説も載せる。梁注では、黄丕烈の、「妹」は宋本でははつきり識別できない。「教」字のようだと云うのを引く。蕭注は王注を批判して、嬀氏の子を嬀と称することはできないと云う。今、梁注の指摘に従えば明晰に処理できそうであるが、「妹」と「教」では距離が有りすぎるのが難点である。やはり「姆」は本文の「姆戴嬀」を受け、「妹」は「得臣之妹」を受けていると考えれば良いのではなからうか。

九、魯の季敬姜

魯の季敬姜は、莒女なり。戴己と号す^①。魯の大夫 公父穆伯の妻にして、文伯の母、季康子の従祖叔母なり。博達にして礼を知る。穆伯 先に死し、敬姜 文伯を守護す^②。出で学びて還帰す。敬姜 側目して之を眴るに、其の友 堂に上りて、後階從り降りて卻行し、劍を奉じて履を正すこと、父兄に事ふるが若くにするに、文伯は自ら以て成人と為すを見る^③。敬姜 召して之を数りて曰く、昔者 武王 朝を罷きて、絲紵の絶れたるを結ばんとし、左右を顧みるに、之を結ば使む可き者無し。俯して自ら之を申ふ。故に能く王道を成す^④。桓公 坐友三人、諫臣五人。日々に過を挙ぐる者三十人。故に能く伯業を成す。周公 一食にして三たび吐哺し、一沐にして三たび握髮す。賢を執りて、窮閭・隘巷に見ゆる所の者 七十余人。故に能く周室を存す。彼の二聖一賢は 皆 霸王の君なり。而るに人に下ること此くの如し。其の与に遊ぶ者 皆 己に過ぎたる者なり。是を以て日々に益して而も自らは知らざるなり。今 子 年の少にして而も位の卑きを以てして、与に遊ぶ所の者は 皆為めに服役す。子の益せざること、亦た以て明かなりと。文伯乃ち謝罪す。是に於て乃ち嚴師・賢友を扱ひて之に事へ、与に遊び処る所の者は、皆 黄耇・倪齒なり^⑤。文伯 衽を引きて攘掩し、親ら之に饋す。敬姜曰く、子 成人なりと。君子謂ふ、敬姜 教化に備ると。詩に云ふ、濟濟たる多士、文王以て寧しと、此の謂なり。文伯 魯に相たり。敬姜 之に謂ひて曰く、吾 汝に語らん。治国の要は尽く経に在り^⑥。夫れ幅は 曲枉を正す所以なり。疆ならざる可からず。故に幅以て將と為す可し。畫は 均しからざるを均しくし、服せざるを服する所以なり。故に畫以て正と為す可し。物は 蕪と莫とを治むる所以なり。故に物以て都大夫と為す可し。持交して失はず、出入して絶ざる者は 梱なり。梱以て大行人と為す可きなり^⑦。推して往き、引きて来す者は 綜なり。綜以て関内の師と為す可し。多少の数を主る者は 均なり。均以て内史と為す可し。重任を服して遠道を行き、正直にして固なる者は 軸なり。軸以て相と為す可し。舒にして窮る無き者は 摘なり。摘以て三公と為す可し。文伯 再拜して教を受く。文伯 朝を退きて、敬姜に朝す。敬姜 方に續す^⑧。文伯曰く、歌の家を以てして、而も主猶ほ續す。懼らくは季孫の怒を干さん。其れ歌を以て主に事ふる能はずと為さんかと。敬姜 歎じて曰く、魯 其れ亡びんか。童子をして官に備ら使めて、而も未だ之に聞かしめずや。居れ、吾 汝に語らん。昔 聖王の民を処くや、瘠土を扱ひて之を処き、其の民を勞して之を用ふ。故に長く天下

に王たり。夫れ民 勞すれば則ち思ひ、思へば則ち善心生ず。逸すれば則ち淫し、淫すれば則ち善を忘る。善を忘るれば則ち悪心生ず。沃土の民 不材なるは 淫すればなり。瘠土の民 義に嚮ふは勞すればなり。是の故に天子は 大采して日に朝し、三公九卿と与に地徳を組織す。日 中しては政を考して、百官の政事に与り、師尹維旅牧をして、民事を宣敘せ使む。少采して月に夕して、大史・司載と天刑を糾虔す。日入りては九御を監して、禘郊の柔 盛を潔奉せ使め、而る後に安に即く。諸侯は朝には天子の業令を脩め、昼には其の国を考へ、夕には其の典刑を省み、夜には百工を倣めて、淫無からしめ、而る後に安に即く。卿大夫は 朝には其の職を考へ、昼には其の庶政を講り、夕には其の業を序へ、夜には其の家事を庀めて、而る後に安に即く。士は 朝にして業を受け、昼にして講誦し、夕にして習復し、夜にして過を討めて憾無くして、而る後に安に即く。庶人自り以下は 明にして動き、晦にして休し、自りて以て怠ること無し。王后は親ら玄紵を織り、公侯の夫人は 之に加ふるに紵紵を以てし、卿の内子は 大帯を為り、命婦は 祭服を成し、則士の妻は 之に加ふるに朝服を以てす。庶士自り以下は 皆其の夫に衣す。社して事を賦し、烝して功を獻ず。男女 績を効し、否んば辟有るは 古の制なり。君子は心を勞し、小人は力を勞するは、先王の訓なり。上より以て下 誰か敢へて心を淫し力を舍めんや。今 我は寡にして、爾は又た下位に在り。朝夕 事に処すれども、猶ほ先人の業を忘れんことを恐る。況んや怠惰有れば、何を以てか辟せん。吾 汝の朝夕我を修めて、必ず先人を廢すること無かれと曰はんことを冀ふに、爾 今や 胡ぞ自ら安せざると曰ふ。是を以て君が官を承くる。今 穆伯の嗣を絶たんことを懼るるなりと。仲尼之を聞きて曰く、弟子 之を記せ。季氏の婦 淫せずと。詩に曰く、婦に公事無し。其の蠶織を休めんやと。言ふことろは 婦人 織績を以て公事と為す者なり。之を休むは礼に非るなり。

文伯 南宮敬叔に酒を飲ましむ。露堵父を以て客と為す。焉に鼈を差めて小なり。堵父怒る。相ひ延めて鼈を食はしめんとす。堵父辞して曰く、將に鼈を長ぜしめて之を食はんとすと。遂に出づ。敬姜 之を聞きて 怒りて曰く、吾 之を先子に聞く、曰く、祭には尸を養ひ饗には上賓を養ふと。鼈 人に於て何か有らん、而るを夫の人をして怒ら使むと。遂に文伯を逐ふ。五日にして、魯の大夫辞して之を復す。君子謂ふ。敬姜 微を慎むを為すと。詩に曰く。我に旨酒有り。嘉賓 式て謙し以て樂むと。賓を尊ぶを言ふなり。

文伯卒す。敬姜 其の妾を戒めて曰く。吾 之を聞く。内を好めば、女之に死し、外を好めば、士之に死すと。今 吾が子夭死す。吾 其の内を好むを以て聞ゆるを惡むなり。二三婦の辱して先祀を共祀する者は、請ふ、瘠色ある母れ。揮涕

する母れ。陪膺つれはたらきする母れ。憂容うれいのさまある母れ。降服する有るも、加服する母れ。礼に従ひて静かならんことを。是れ吾が子を昭にするなりと。仲尼 之を聞きて曰く、女の知は婦に如くは莫く、男の知は夫に如くは莫し。公父氏の婦は知なるかな。其の子の令徳を明にせんと欲すと。詩に曰く、君子 穀有り、厥の孫子に貽すと。此の謂なり。

敬姜の喪に処るや、朝には穆伯に哭し、暮には文伯に哭す。仲尼 之を聞きて曰く、季氏の婦 礼を知ると謂ふ可きなり。愛すれども私無く、上下 章有りくわうと。

敬姜 嘗て季氏に如く。康子 朝に在り。之と言ふに、応へず。之に従ひて寢門に及ぶに、応へずして入る。康子 朝に辞して、入りて見へて、曰く、肥や、命を聞くことを得ず、乃ち罪ある母からんかと。敬姜 対へて曰く、子 聞かずや。天子及び諸侯 民事を内朝に合す。卿大夫自り以下、官職を外朝に合し、家事を内朝に合す。寢門の内、婦人 其の職を治む。上下 之を同じくす。夫れ 外朝にては、子 將に君の官職を業とせんとす。内朝にては 子 將に季氏の政を庇めんとす。皆に 吾の敢て言うべき所には非ざるなりと。康子 嘗て敬姜に至る。門を闚ひらきて 之と言ふ。皆 闚ひらを踰こへず。悼子を祭る。康子 焉あやに与る。酢するに受けず。俎を徹してのちは讌せず。宗 具もはざれば繹まりせず。繹すれども飲を尽くさずして則ち退く。仲尼謂ふ、敬姜 男女の礼に別ありと。詩に曰く、女や爽あやはずと。此の謂なり。

頌に曰く、文伯の母 号して敬姜と曰ふ。通達にして礼を知り、德行に光明あり。子の過失を匡たし、教ふるに法理を以てす。仲尼 焉を賢とし、列して慈母と為す。

〔注〕

①『左傳』文公七年に、「穆伯娶于莒、曰戴己、生文伯、其姊聲己生惠叔、戴己卒、又聘於莒、莒人以聲己辭、則為襄仲聘焉、」とある。ところで『國語』魯語下に、「季康子問於公父文伯之母云々」とある。韋注は「康子魯正卿、季悼子曾孫、桓子之子、季孫肥也、文伯魯大夫、季悼子之孫、公父穆伯之子、公父歆也、母穆伯之妻敬姜也、」と説明している。同じく穆伯の妻ではあるが、『左傳』の穆伯（公孫敖）の妻戴己と『國語』の文伯の母敬姜とを同一人物とすることには無理がある。劉向のなにかの記憶違いに依るものではあるまいか。この『左

傳』の穆伯は公孫敖のことで僖公・文公の時代にその名が見える。その子文伯穀のことは文公七年、一四年等にその名が見える。そしていづれも孟孫氏の血すじである。この文伯穀は、季孫氏の血すじに連なる人である（『國語』の）公父文伯とは別人なのである。『國語』に見える文伯は、『左傳』定公五年・哀公三年に見える公父歆のことである。混同が起こったのはいづれも父子の名が穆伯・文伯だからであろう。しかし『左傳』に見える公父歆にしても、『國語』の文伯にしても、本文にその父が穆伯であるとか、母が敬姜であったとか明記しているわけではない。この話の出処については『禮記』檀弓下篇の「穆伯之喪、敬姜昼哭、文伯之喪、晝夜哭、孔子曰、知礼矣、文伯之喪、敬姜拋其牀而不哭、曰、昔者吾有斯子也、吾以為將為賢人也、吾未嘗以就公室、今及其死也、朋友諸臣、未有出涕者、而內人皆行哭失声、斯子也、必多曠於礼矣夫、」が注目される（これに類似の話は『史記』虞卿列傳の樓緩の語や『孔子家語』卷一〇、曲禮子夏問などに見えている。またこの伝の後の方にこの話を採用している。注③⑨）。『禮記正義』引『世本』に依れば、「悼子紇生穆伯靖」とあり、「悼子紇生平子意如、意如生桓子斯、斯生康子肥」とある。また『姓纂』には「季悼子紇生穆伯、穆伯生文伯歆、文伯歆生成伯、成伯生頃、為公父氏、」とある。

以上に依れば、季悼子の子が季平子、平子の兄弟が穆伯、この子が文伯となる。

王注は「戴己」について、「姜」と「己」とは同姓ではないから誤であると指摘する。以上の考察からして、勿論、戴己と敬姜とは別人であることが明白である。梁注にもこの二人を別人とし、『左傳』に見える公孫敖も諡が穆伯であったので誤ったのだとする、尤もな指摘である。この他の伝にも、固有名詞の使用に関して、作者の誤解を含む特殊な例は多い。

② 『國語』魯語下に、「公父文伯之母、季康子之從祖叔母也、」とある。

原文「守養」について、梁注引盧文弨は「養」は「義」の譌と云い、蕭注もこれに従う。ただこの所は「敬

姜守養文伯、」と句することもできるから、「養」のままでも通じる。こうすると「出学」の主語がなくなるが、次の句が「敬姜」で始まるから、「出学」の主語が「文伯」であることは了解できるし、わざわざ敬姜を「守義」と紹介する必然性もなさそうである。また「守義」と関連するエピソードも見あたらない。よってここは梁注以下には従えない。又、「文伯」が重すべきところ、脱落したとも見得る。

③蕭注は「後階」を熟語と見て、即ち北階のことであると云う。その云うところによれば、「士昏禮」記に、「婦洗在北堂、」とあり、鄭注に「北堂、房中半以北」とある。大夫士の場合、東房と西室とがあり（一般に天子・諸侯には室をはさんで左右房がある。房の南には牆があるが北にはない）、この東房の北半分が北堂と名付けられていることになる。この北堂への升降の階があり、これが北階と云われる。即ち「大射儀」に「工人士与梓人、升自北階、」とあり、「燕禮」(「執罍者升自西階云々」)の鄭注に、「羞膳者、從而東、由堂東、升自北階、」とある。北階は東房の北堂のところにあるから、これを後階ともよび得るのだと云う。また文伯の友人は文伯に諂い仕えて、賓階である西階より升らずに、堂の後の階から升ったのであると解する。以上を考察するに、『大射儀』で工人士や梓人が北階より升降するのは身分の賤しい下士だからであるから、ここで友人がへり下つて文伯に事へる如くふるまつて北階を升降したと見ると、一応解釈はおちつきそうである。ただ北階を後階とよぶ例を他に見出し得ないのが気がかりである。疑義なしとは云えないが、今一応これに従つて解した。

④原文「結絲絺絶」について、王注は「絲」は「係」に作るべきだとする。その証として『呂氏春秋』(卷二四不苟篇の「武王至殷郊、係墮」)を指摘している。また郝敬の説を引き『韓非子』(第三一外儲説左下)では「鞮繫解因自結」とあるから、「絲」は即ち「鞮」字であること、また『玉篇』では「鞮」を「絲」に作つており、ともに或体字であるとする。(また『呂覽』には「勉而自為係」とあるが、この伝には「俯而自申之」と見えるから、「勉」はまた「倪」字の譌であろうとする。)梁注では、「絲」はおそらく「係」の誤りで、さらにこ

れを誤つて正文に入れてしまつたものとする。その証として『漢書』張釋之伝に、「王生老人曰、吾鞮解、顧謂釋之、為我結鞮、釋之跪而結之、」とあり、師古注に、「結詭曰係」とある。『列女傳』のここを読んだ者が、「結」字の傍に「係」と注したのであるを誤り正文とし、さらに「絲」と誤つたのであると云うのである。梁注はまた『漢書』哀帝紀に「鞮係解」に作り、『韓非子』外儲説左下には「鞮繫解」とあるなどより、この「絲」は「絲」に作るべきで、これは「鞮」と同じであること、『玉篇』には「絲脚衣」とあり、「糸」旁に作つたのは、上下の字に涉つて誤つたのであるとしている。蕭注は、先ず『淮南子』説林訓の「鈞之縞也、一端以為冠、一端以為絲、冠則戴致之、絲則屢履之、」や『後漢書』禮儀志の「絳袴絲」などみな「絲」に作ることを指摘し、「結」字こそが下文に涉つて疑り衍したもので、「係絲絶」は即ち「襪係解」であるとするとする。従つて梁注が「絲」は「係」の誤りて衍するものとするのは非であると断ずる。

各説一理あるが、いずれも他の文献の表現に牽引せられて穿ちすぎの見解に拘る感が強い。むしろ「絲絲」をそのまま一語と見てさしつかえなく、「絶」をわざわざ「解」と見る必要もないのではなからうか。この他の話で気付くことは、この話が文王（『韓非子』・武王（『呂氏春秋』・晉文公（『韓非子』）などと結びつけられていること、『列女傳』のここは『呂氏春秋』が武王とするのに近いが、彼は「武王至殷郊係墮」であるに對し、ここは「罷朝云々」とあり、場面が全く異なる。こんな話は、主人公の性格に似通つたものがあれば、ひもむすびのことだけをそのままにして、人物の入れ替えがある程度自由になされることに抵抗はなかつたものと思われる。だから同様に、「解」がたとえ意識的に「絶」に変えられたところで、こんなことはさしたる重大事とは考えられなかつたと思われる。

原文「俯而自申之」について、王注は『呂覽』（前引）では「勉而自為係」とあるが、「勉」は「俛」の譌であるとする。しかしわざわざ指摘する程のことでもないと思われる。

⑤ 桓公に関するこの話はなにに基づくのか詳かでない。ただ桓公が匹夫の士にへり下った話が、『韓非子』難一・『呂覽』下賢・『韓詩外傳』卷三・四・六・一〇などに見える。

⑥ 周公についてのこの話は有名である。『史記』魯周公世家に、「周公戒伯禽曰、我文王之子、……然我一沐捉髮、一飯三吐哺、起以待士、猶失天下之賢人、」とある。ところで『史記志疑』卷一八に、「吐握之事、諸子所說、恐未必有之、黃氏日鈔云、此形容之語、本無其事、王溥南亦以為妄、」と云う。『呂氏春秋』謹聽篇や『淮南子』汜論訓では禹のこととして載せている。『呂覽』下賢篇に、「周公旦……所朝於窮巷之中、甕牖之下者七十人、」とある。『韓詩外傳』卷八には、「周公……所執贄而師見者十人、所還質而友見者十三人、窮巷白屋之士所先見者四十九人、時進善者百人、宮朝者千人、諫臣五人、輔臣五人、拂臣六人、載干戈以至於封侯、異族九十七人、同姓之士百人、」とある。関連して類似する文章は『荀子』堯問篇・『說苑』尊賢篇・『尚書大傳』卷四梓材などに見えるが、数字や字句に異なりが見られる。ここに挙げられた武王・桓公・周公旦の各々の話は、いずれも優れた臣の輔佐を得ることに努力・成功した為政者を中心に構成された教訓話であるから、前注④でも述べた様に、主人公の性格を中心に据え置いて、周囲に列せられる素材は様々な変化を持って修飾されることが可能であり、この様な説話は、本来話の真偽に関する批判をはるかに越えて存在するのである。

⑦ 『論語』学而・子罕篇に、「無友不如己者」とある。

⑧ 王注は、『詩』に「黃髮兒齒」とあり、ここと義同じと云う。『毛詩』魯頌、閟宮に、「既多受祉、黃髮兒齒、」とある。蕭注は『爾雅』では「鬢」に作ることを指摘し、注の「齒墮更生細者」を掲げ、「倪」も通ずるとする。『爾雅』第一釋詁上に、「黃髮、鬢齒、鮒背、耇老、寿也、」とある。

⑨ 王注は、「捲」は「卷」（『淮南子』原道訓に「短袂攘卷」）にも作り、「拳」（即ち手臂）と同じであるとする。梁注もほぼ同じことを述べ、『淮南子』の高誘注「卷、卷臂也」を掲げる。蕭注は両説に続けて、『史記』滑稽

列傳の「髻髻鞬鞞、侍酒於前、」に注目し、この徐廣注「髻、収衣袖也、鞬、臂捍也、」を掲げている。

⑩「文伯出学」以下、この部分の話の出典は詳かでない。後半の話はすべて「國語」に見えるのに、この話に関連する素材がいずこに出るか指摘できぬのは、あるいは劉向の創作に依るからであろうか。なお「禮記」檀弓下には、文伯の喪に朋友諸臣の涕を出す者がいないので、敬姜が、「斯子也、必多曠於礼矣夫」と云ったというエピソードが見える。直接には後注⑨の話と関連が深いが、この場合にも間接的にこの話形成の土台になった可能性が想像されて良いであろう(⑨参照)。

⑪「毛詩」大雅、文王に、「濟濟多士、文王以寧、」とある。

⑫これに続いていく話も、出典を明確にしない。しかし織具と関連付けて説かれる役職についての論が興味深い。なお鄒景衡「列女傳織具考—蠶桑絲織雜考—」(「大陸雜誌」第四五卷・第五期)という論考がある。

王注は「此以経緯喻治理」とし、きつと依拠した文献が有るに違いないが、見出し得ないと云う。梁注は「御覽」八二六引「列女傳」に付せられた注を紹介している。即ち「経者総絲縷以成文采、有経国治民之象」とある。蕭注はこの一段は續のことを喩としているが、ここに連ねられるのは唐突である。多分、もとは後文「婦人以織績為公事者也、休之、非礼也、」の下に在ったものであろうとし、更に、次の「敬姜方績」の下に「使童子備官」と、文伯が下位に在ることに言及しているのに、それより前の此の段で「文伯相魯」とあるのでは前後関係が順当でない。これはこの一段が倒置せられた証であろうと指摘している。面白い説と思われるが、かの「休之、非礼也」の次にこの話が来れば話の続き工合が整うとばかりは云えない。為政の意見を述べた敬姜の二種類の話が二つ連ねられて「仲尼聞之曰・「詩曰」でしめくくられて、一つのまとまりを持っている。ただ、この話に続く「敬姜方績」の話は「國語」にその出処を見出し得るし、仲尼の言も既にかしこに見えるものである。だから、この話の末尾にある「詩曰云々」も、直接的には「敬姜方績」の話に関連する内容になっ

ている。「文伯相魯」のこの話を直接しめくくる「君子謂」や「仲尼曰」、又「詩曰」が無いところを見れば、この話はこの伝中の他の話の場合の様に独立したのではなく、續のことから政治論に説き及ぶ「敬姜方績」の前に、単に関連する話として置かれたと考えるのがむしろ妥当ではあるまいか、もし蕭注の説を認めるなら、「君子謂」・「詩曰」などの部分が、この「文伯相魯」の話の末尾に落ちたことをも指摘しなければならないことになるであろう。

「経」について鄭氏（前掲論文）は、紡織工程上、「経」には二義がある。広義には、織制工程前の準備作業を指して云い、狭義には牽経（たていとがけ）を指して云う。ただこの「経」は「織」と同義字である（『説文』に、「経、織也」とある。現在『説文』には、「経、織従絲也」とあるが、鄭氏は、文字学者が『御覧』八二六引の『説文』と、「緯」字が、「織横絲也」と説明されるのと関連付けて、本来は「経、織也」とあつたものを補足したので正しくないとする。ただし、『御覧』引に依つて「従絲」二字を補つたことは段注もすでに指摘するところである）。鄭氏の考察するところは、尤もである。この「経」はただ単に「たていと」の意では解せない。「たていと」がはたおりの要であるから、ここで「治国之要」と云われているとも解せそうだが、これでは意味がせまく限定されてしまう。恐らくこの「治国之要」は、具体的には、以下に続く「幅」・「畫」・「物」・「梱」等の織具に喩えられた各々の要職の確實なる把握にあることを云つたものであろうから、「経」はこれらの織具全体を包括する意味に解する必要があるであろう。従つて「経」は基本的には「たていと」の意を否定するものではないが、「はたおり」全体を包み込んだ「経」と解すべきであろう。

⑬ 梁注は、原文「所以正曲枉也」に対して、『御覧』では「曲」字が無いこと、また原文「疆」字について、もと「疆」に誤っていたが、『御覧』（「強」に作る）に依つて改めたことなどを指摘し、『御覧』の注「枉曲也、幅強乃能正曲、将強乃能除乱、以幅喻将也」を紹介する。なお「文選樓叢書」本では「疆」に作っている。

「幅」について、鄒氏前掲論文に依れば、「幅杼」のことであるとす。即ち織機で織布を張っておく伸子しんしのことで、「布杼」・「辺杼」等の名もあり、日本名では「篋」とか「篋」ともよばれると云う。

⑭原文「所以不均、服不服也」について、梁注は『御覽』引には、「不均服」三字が無いことを指摘する。又、『畫』に対する注「畫傍也、正、官長也、総縷得畫、以喻徒庶得長而後齊、」を引き、「傍」は「榜」の誤であらうと述べる。なお「四部叢刊」本では「畫者」を「書者」に作り、『御覽』でも「畫」に作り、その他もみな「畫」に作るが、これは「畫」が正しかろう。鄒氏は「畫」は「箝」おきのことであるとする。また「正」とは「左傳」隱公六年「翼九宗五正」の「正」のことで、杜注に「五正、五官之長」とあるとする。又、「箝」に経を正し緯を服するはたらきがあるので喩に用いたのであらうと云う。

⑮王注は「蕪」について、「如絲類之屬」と云い、「莫」は「膜」に同じとし、『禮記』内則（「去其黻」）の注「黻謂皮肉之上魄莫也」を掲げる。梁注も王注の立場を是認し、又、『御覽』引と比べつつ、この文には諱有りとする。ところが歐繹芳『列女傳校證』（『文史哲學報』一八期）は、王注の引く「内則」注はあてはまらないと指摘し、原文「所以治蕪与莫也」を『御覽』八二六引『列女傳』と照合して、「莫」字が重なるべきだ（引注もやはり「莫莫」となっている）とする。更に、『楚辭』九思に、「塵莫莫兮未晞」とある王逸注は「莫莫合也」とあり、「合」には「密」の義があるから、意味の上で「蕪」と近くなり、茂密雜乱していることを云ったものだと云う。かくして全体として、「物」は糸の乱れを整えるものという意味だと結論する。王注にも一理あるのである。歐氏の指摘に全面的に従うわけにはゆかない。ただ『御覽』引では、本文にも注にも「莫莫」とあるから、『御覽』の依った『列女傳』のここは「莫莫」となっていたと見るべきであらう。しかしこのことは今本が「莫」一字を脱していることが立証できる拠とはなし難い。

鄒氏前掲論文（注⑩引）は『御覽』引の誤りを指摘し、『文選樓叢書』本（清・阮福据南宋余氏刻本撫影）に

依つてここを解する。即ちその文は「物者所以治差与莫也、故物可以為都大夫、」とある。「蕪」が「羌」に作られ「莫」字が重ならない点が『御覽』と異なり、「羌」字に作る点では、王注本以下とも異なっている。

さて鄒氏は、「物」をこれもやはり織具と考えている。「輶」又は「交桿あやたけ」の解釈ができるが、この場合、後者をあてるべきであろうとする。次に「羌」について、「求」の誤りと見て、更に「緑」と解すれば「輶」との関連が考えられるが、結局は『説文』の「織」が「羌」と音近であることに注目している。又、「莫」はきいとに付着するうすかわのことであるとすると、以上要するに「物」は織布の過程における類を除去する役割を有し、それが都大夫の防姦除惡の職掌に比定せられたものと考えられる。

「物」を織具の観点から論じた点で鄒氏の説は興味深い。「蕪・莫」については王注の考え方でも、鄒氏との間に大きな隔りはない。ただ「蕪」でなく「羌」をとる鄒氏の見解に一理は存するが、なお「蕪」字を否定する程確論とは云えまい。なお蕭注引洪頤煊は「物」は「愬」字の譌であり、古の「總」字にあたるとする。『詩』(召南、羔羊)に、「素絲五總」とあり、「都」にも「總」の義があるから「愬」を「都大夫」と見ることができるとする。着眼は興味深いが、織具との関連まで説き及んで良いか否かに疑問が残り、鄒氏説程の説得力には欠ける。梁注では『御覽』引の注をとりあげて(「物為一丈墨也」)いるが、これに従い難いことは鄒氏も指摘する如くである(前掲論文参照)。

「梱」を、王注は今の「梭」のことであろうと云う。梁注は『御覽』引の注「梱使纒交錯出入不失理也、似大行人交好鄰国不離畔也、大行人主使命者、」を引く。『御覽』は「梱」に作るが、一本また「梱」に作る。なお『文選樓叢書』本では「梱」、「四部叢刊」本では「梱」に各々作る。

鄒氏は「梱」は即ち今の綜統(緯を通す杼口をつくるために、経を引き上げるのに使うしかけ)であると云う。

⑯王注によれば、「綜者、持絲交也、交之言文、機綜往来、絲相持、形如爻也、開音皮交切、門上木名、開亦内外交之処也、」とある。王注本では「開」に作る（「文選樓叢書」本同じ）が、「四部叢刊」本では「開」に作る。今『御覽』や梁注本以下の「関」に作るのに従っておく（歐氏『校證』も「関」をとる）。梁注は『御覽』注に依つて「総、推縷令往、引之令来、似関内師取合人衆使令有節、関内師主境内之師衆、」と云う。蕭注は、関内の師にはまだ実証なしとし、『周禮』の「司關」がこれにあたり、「師」は「司」の誤りであろうかと云う。鄒氏は、ここでの「綜」とは今の「織梭」のことだと見ている。また鄒氏は「開内之師」に作るが正しく、「開門延納」の意で、『周禮』の「關人」又は「司關」等の職がこれに相当するもので、彼等が門関の間を梭巡して、人員の出入を司るのを、織梭が徘徊往復するのに喩えたものであると云う。前注とともに鄒氏の考證には興味深いものがあるが、この「綜」はむしろ前注⑮の「綜統」が当たっているのではなからうか。「梱」を「綜統」と断定するにはためらいが残る。むしろこれを「梭」にあてる方がふさわしい様に思う。しかしこの想像は鄒氏の考證を越えることはできない。それにしても「梱」・「綜」の解釈になお疑義が残される様に思われるのである。

⑰梁注は『御覽』の注「均謂一齒受一縷、多少有數、猶内史之治民也、」を引く。又、「均」は「杓」に作るべきだとし、『廣雅』釋器の「経梳謂之杓」、曹憲（隋）の音釈「子允反」を掲げ、『廣韻』（去聲・震第二）の「杓」には、「凡織先經以杓梳絲使不亂、出埤蒼、」とあるを引証する。鄒氏は数線のことであると考証している。

⑱梁注は『御覽』の注「相当大任、堅固不遷、死而後已、有若軸、」を引く。鄒氏は布軸ぬのまきのことであると述べている。

⑲梁注は『御覽』の注「摘謂勝也、舒而不窮、喻三公道徳潔備無匱竭也、」を引く。又、「摘」は「摘」に作るべきだとし、『集韻』二三、「摘、機上卷絲器」を引いている。鄒氏は経軸まきのことであると考証している。

⑳『御覽』八二六にはここまでを引いている。「文伯載拜受教」に作る。歐氏『校證』は「載・再」は古通であると云う。

㉑これ以下に連なる話は『國語』魯語下に出ると思われる。なお『孔子家語』卷九にもこれを簡略にしたものが見える。

『國語』には「敬姜」を「其母」に作る。「方績」を「四部叢刊」本では「力績」に作る。

㉒「主猶績」について、『國語』韋注は「言家有寵、不当績也」と云う。明解とは云い難い。「主」はここでは敬姜をさすであろうから、母を大切にしないとと思われるかと懸念しているのである。

㉓原文「童子」を、「四部叢刊」本では「吾子」に作る。『國語』魯語下では「童子」に作る。

㉔梁注は、「淫也」を「逸也」に作るべきであると云う。この証として『左傳』成公六年（国饒則民驕佚）・襄公二五年（井衍沃）の『正義』引『國語』には「逸」に作っていると指摘する。今、『國語』が「淫」に作るのも誤りで、これに基づいたため『列女傳』も誤つたのであると云う。梁注の指摘尤もであり、本文における「逸」と「淫」の使用の面から考えても、たしかに「逸」に改める方が意味は整ってくる。ただ『列女傳』がもと「逸」に作っていたと断定する積極的証拠がそろっているとは云い難いので、今一応「淫」のままて読んでおく。

㉕原文「嚮義」を、『國語』では「莫不嚮義」に作る。

㉖「大采」について、『國語』韋注（引虞翻）に「大采、衮織也」と云う。『大戴禮』四代篇に、「天子盛服、朝日于東堂、以教敬示威于天下也」とあり、『禮記』玉藻に、「玄端而朝日於東門之外」（鄭注では「端當為冕字之誤也」と云う。韋注の「衮織」とは見解が異なる。疏引孔晁説は韋注に同じである。）とある。「朝日」については以上の他に、『周禮』に、「朝日、祀五帝、」とあり、鄭注に、「朝日、春分拜日於東門之外、祀五帝於四郊、」

と云う。また『儀禮』覲禮注には、「天子、……帥諸侯而朝日於東郊」とも見える。また『尚書大傳』には、「古者帝王躬率有司百執事、而以正月朝迎日於東郊、以為万物先、而尊事天也、祀上帝於南郊、所以報天德、迎日之辭曰、維某年月上日、明光於上下、勤施於四方、旁作穆穆、維予一人某敬拜迎日東郊云々」とある。

「組織地徳」について、梁注は、『國語』では「組織」を「祖識」に作るとし、韋注引の虞翻説、「祖習也、識知也」を引き、ここの「組織」は字の仮借であると述べる。王注は同じところに注目しているが、字形近くして誤つたと結論している。梁注が妥当と思われる。なお「四部叢刊」・「文選樓叢書」本では「地」を「施」に作る。以上のことを韋注は、「言天子与公卿、因朝日以修陽政而習地徳、因夕月以治陰教而糾天刑、日照昼、月照夜、各因其明以修其事也」と説明している。

「日中考政」について、梁注は、『初學記』（卷一三）禮部（祭祀の「夕月」引「列女傳」）では、「政」を「正」に作ると指摘している。

「与百官之政事、使師尹維旅牧、宣敘民事、」について、『國語』（董增齡「正義」本）には、「与百官之政与事、師尹惟旅牧相宣序民事」に作る。なお、「四部叢刊」・「文選樓」王注本では「序」を「敬」に作る。王注は、「序」と「敘」とは同じ、「叙」・「敬」は字形の誤りで、『初學記』引では「叙人事」とあるより、「敬」字が誤りであることがわかると指摘する。梁説も略同じで、「梁注」本は「敬」を「叙」に改め、蕭氏もこれに従っている。今これに従つておく。

⑳「少采夕月」について、王注は『初學記』（禮部・祭祀）引に見える曹大家注を紹介する。即ち「少采、降之采也、以秋分祀夕月以迎陰氣也」とある。又、曹注「降」の下に脱文があるとする。これに関して梁注は、「之」字は「大」字の誤りであろうと推察している。蕭注は、曹注「祀夕月」の「祀」字は衍とする。なぜなら、「朝日」にも「祀」とは云っていない。「朝」「夕」に即ち祀の意があるからなので、『新書』に「春分朝日、秋分夕月」

とあるのはその証であると云う。「國語」韋注に依れば、「或云、少采黼衣也（『禮記』王藻疏引では孔晁説、昭謂朝日以五采、則夕月其三采也、……此因夕月而共敬觀天法考行度以知妖祥也、）」とある。なお朝日・夕月またその制度をめぐる様々の問題は「周禮」天官、掌次・春官、典瑞や「禮記」玉藻を中心とする諸家の議論に詳しい。ここでは省略する。

「大史司載」について、「國語」韋注によれば、「載、天文也、司天文、謂馮相保章氏、与大史相儷偶也、」と云う。董氏「正義」に依れば、「周禮」大史に、「正歲年以序事」とあり、「爾雅」釋天に、「載歲也、……周曰年、唐虞曰載」とある。大史は歳年を正すから、司載と云うのだ。韋注では載を天文と解しているが何に基づくかわからない（蕭注同じ）。大史は下大夫、馮相・保章とともに中士で大史に統べられて司載の事にあたるのであるとする。蕭注は司載は司盟ではあるまいかと考えている。即ち司盟は秋官に属し、盟載の法を掌る。これに関連して、太史には「凡邦国都鄙及万民之有約劑者藏焉、……若約劑乱則辟法、不信者刑之、」とあるから、下文で、「糾虔天刑」と、秋令を正すことを云っているのと合すると云う。一見解として注目したい。

「九御」について、韋注に「九嬪之官、主粢盛祭服者」とある。

⑳ 「業令」を『國語』では「業命」に作る。

「辱考其国」は、『國語』では「辱考其国職」となっている。王注は「職」字がここでは脱したと云う。歐氏も指摘する如く、「職」字のある方が文が整う。

㉑ 「庀」について、蕭注は「其也、治也」と云う。

㉒ 「講隸」について、王注は「隸」は「肄」に作るべきであると云い、「肄」は「習」であり、『國語』では「貫」に作るが、これも「習」であるとする。梁注・蕭注ともにこれを引き、歐氏「校證」もこれを是とする。

「討過」について、王注は、『國語』では「討」を「計」に作るが、「討」が正しいとし、『左傳』に「日討国

人、日討軍実(宣公二年)「其君無日不討国人而訓之、……無日不討軍実而申傲之、」とあるを証とし、これはその義であるとする。

③① 「無自以怠」について、王注は、『國語』は「自」を「日」に作るが、「自」でも通ずると云う。

③② 「紘綖」について、蕭注は、『左傳』(桓公二年)の「衡紘紘綖」を引き、杜注・疏を紹介する。即ち杜注には「衡、維持冠者也、紘冠之垂者也、紘、綏從下而上者、綖、冠上履也、」とある。疏からは「冕以下為幹、以玄布衣其上、謂之綖、」とあるのを引く。また『論語』(子罕)に「麻冕」とあることより、布を用いることがわかり、『周禮』弁師(夏官)に、「掌王之五冕、皆玄冕、」とあるのより、その色には玄を用いることがわかると云う。

「内子」について、蕭注は『左傳』僖公二十四年「以叔隗為内子」の杜注「卿之嫡妻為内子也、」を掲げている。「則士」について、王注は、「則」を『國語』によって「列」の誤りであると断ずる。『國語』章注に「列士、元士也、」とある。尚、蠶繅の事について、「鄒孟軻母」注③の参照。

③③ 蕭注は、『周禮』夏官、大司馬より、「仲春教振旅、……遂以蒐田、……獻禽以祭社、」を引く。又、『詩』豳風(七月)の「蠶月」や『禮記』祭義・月令の「大昕之朝」・「勸蠶事」などは皆社の後であると説いている。又、「豳風」(七月)の「八月載績」・「九月授衣」などは、季冬「大飲烝」(月令)では孟冬の前に在ると述べている。なお『國語』章注には、「社、春分祭社也、事、農桑之屬也、冬祭曰烝、烝而獻五穀布帛之功也、」とある。

「否則」を『國語』には「愆則」に作る。

「力を勞し」については「鄒孟軻母」注④を参照。

③④ 原文「其何以辟」を『國語』では「其何以避辟」に作る。王注は「避」字が脱すると指摘し、歐氏も、上文に「否則有辟」とあるから、「避」字を補うべきであると云う。尤もな指摘ではあるが、今、原文のまま読んでおく。

「胡不自安」を「四部叢刊」本では「吾不自安」に作る。「國語」も「胡」に作るから、むしろ「吾」に作るのが『列女傳』本来の姿であつたかも知れない。前文に文伯は「懼云々」と云っているので、「吾不自安」に作る方が文意も通じやすいからである。ただ「胡」でも意味は分かるし、これが誤りとは断定できないので、今、王注本以下に従つて読んでおく。

③⑤ ここまでが『國語』魯語に見えている。

③⑥ 『毛詩』蕩、瞻卯に「婦無公事、休其蠶織」とある。ただ『毛詩』では、婦人が蠶織をやめて公事に口出しするのは良からぬことと戒めている様である。尚、「鄒孟軻母」注の参照。

③⑦ 『國語』魯語下に見える話と同じである。ただ前の話と列せられる順序が逆になっているだけである。

「露堵父」を『國語』では「露堵父」に作る。梁注では「堵、國語作睹、宋焯云、或從目」と云っている。「堵父辞曰」、「國語」には「堵父」が無い。

「而食之」を『國語』では「而後食之」に作る。

「敬姜聞之」を『國語』では「文伯之母」に作る。

「於人何有」を『國語』では「於何有」に作り、韋注は「何礼有斃也」と解している。「人」字のある方が理解しやすい。

「遂逐文伯」を『國語』は「遂逐之」に作る。

「魯大夫」を『國語』の一本では「魯夫人」に作る（「公序本」）。

③⑧ 『毛詩』小雅、鹿鳴に、「我有旨酒、嘉賓式燕以敖、……我有旨酒、以燕樂嘉賓之心」とある。字に異同がある。

③⑨ この話も『國語』魯語下に見える（『孔子家語』曲禮子貢問も略同じ）。なお、『戰國策』趙策三には、樓緩が趙王に語つた話として、「公甫文伯官於魯、病死、婦人為之自殺於房中者二八、其母聞之、不肯哭也、相室曰、焉

有子死而不哭者乎、其母曰、孔子賢人也、逐於魯、是人不能隨、今死、而婦人為死者十六人、若是者、其於長者薄、而於婦人厚、とある。これと同じ内容の話が『史記』虞卿列傳、『新序』善謀篇などに見える。ただし「二八」については「二人」に作るものもあり、これについて諸家に論議があるが、黄丕烈は「二八」が正しいとする。今これに従う。またこれらと似た内容の話が『韓詩外傳』一や『禮記』檀弓下に見える。即ち、「魯公甫文伯死、其母不哭也、季孫聞之曰、公甫文伯之母貞女也、子死不哭、必有方矣、使人問焉、對曰、昔是子也、吾使之事仲尼、仲尼去魯、送之不出魯郊、贈之不与家珍、病不見士之視者、死不見士之流淚者、死之日、宮女縗經而從者十人、此不足於士、而有余於婦人也、吾是以不哭也、詩曰、乃如之人兮、德音無良、」とあり、「文伯之喪、敬姜擲其牀而不哭、曰、昔者吾有斯子也、吾以將為賢人也、吾未嘗以就公室、今及其死也、朋友諸臣、未有出涕者、而內人皆行哭失聲、斯子也、必多曠於禮矣夫、」とある。これらの話は、文伯が士・朋友から慕われなかつた部分に注目すれば、逆に、この篇の最初に出て来る話を形成する素材ともなり得る（前注⑩参照）。また妻妾から慕われた点に注目すれば、この敬姜の妻妾への訓戒に直接結びついて来るであろう。余説ながら、孔子以下の賞讃は一応それとしても、強烈な女性ないし母性のエネルギーのふさわしい受け止め手を持ち得なかつた敬姜の、すさまじい思想と行動には、敬服を通り越して、憐愍や恐怖すら覚える。この様な過剰な期待を背負う程には、文伯の才能は豊かではなかつたに違いない。従つて彼の人生も安穩ではない（尚、④参照）。

「戒其妾」を「四部叢刊」本は「戒止妾」に作る。

「好内」について、蕭注は「左傳」（僖公一七年）より「齊侯好内多内寵」を引く。

「辱共祀先祀者」について、「孔子家語」では、「辱」を「欲」に作る。又、王注は「先」の上の「祀」は衍字であると云う。梁注は『國語』にはこの「祀」字が無いと指摘するのみである。今このまま読んでおく。

「揮涕」、「國語」では「洵涕」、「家語」は「揮涕」に作る。王蕭注に「不哭流涕以手揮之、」とある。

「陷膺」、「國語」では「搢膺」(注「搢叩也」)、「家語」には「拊膺」(注「拊猶撫」)とある。「搢膺」が解しやす
い。

「有降服、毋加服」、「國語」はこれに同じく、「家語」では「無加服、有降」に作る。

④『毛詩』魯頌、有駝に、「君子有穀、詒孫子、」とある。『毛詩』には「厥」字が無い。『詩三家義集疏』に依れば、魯詩では「貽厥孫子」、齊・韓詩では「詒于孫子」に作っていたであろうとする(『經典釋文』や陳喬樞らの指摘による)。

④この話も『國語』に見える。『禮記』檀弓下には「穆伯之喪、敬姜晝哭、文伯之喪、晝夜哭、孔子曰知礼矣、」とある。『家語』も文伯には「晝夜哭」とある。しかし後半(孔子曰以下)は『列女傳』・『國語』に近い表現になっている。蕭注は『禮記』坊記の「寡婦不夜哭」を引く。

④この話も『國語』に見える。「公父文伯之母」で始まっている。

「在朝」、「國語」には「在其朝」に作る。章注には「自其外朝也」とあり、蕭注に「私朝也」と云う。

「辞於朝」について、『國語』章注は「辞其家臣入見敬姜」と説明する。

「合民事於内朝」、「國語」では「合民事於外朝、合神事於内朝」となっている。王注・梁注ともに、下半の一句をここでは脱していると指摘する。脱したと見るべきであろう。

④この話も『國語』魯語下に見える。『國語』では「公父文伯之母、季康子之從祖叔母也、康子往焉、」で始まる。「闔門而与之言、皆不踰闕、」について、王注は「闔、闕也、門、寢門也、踰、過也、闕、門限也、」と説明する。『國語』章注は「傳曰、婦人迎送不出門、見兄弟不踰闕、是也」と云う。『左傳』僖公二十二年の「君子曰云々」の一文を指すものと思われる。

「繹不尽飲則退」について、「四部叢刊」本「文選樓」本では「……飲則不退」に作る。歐氏も云うとおり「不

は衍字と見るべきであろう。王注は「釋尸、尸之祭也、國語、飲作飫、飫、燕食也、不尽飲、恐醉飽失儀、」と云う。因みに『國語』章注は「立曰飫、坐曰宴、言宗具則与釋、釋畢而飲、不尽飫礼而退、恐有醉飽之失、皆所以遠嫌也、」と云う。ところで『毛詩』小雅、鹿鳴の常棣に、「飲酒之飫」とあり、「毛傳」に「飫、私也、不脱履升堂、謂之飫、」と云い、「鄭箋」に「私者凶非常之事、若議大疑於堂、則有飫礼焉、聽朝為公、」と補説している。章注とは少し義を異にしている（『國語正義』の説）。

④④『毛詩』衛風、氓に、「女也不爽、士貳其行」と見える。

④⑤敬姜については様々な評論ができそうである。以下これを考えつつ、作者の女性に期待するものがなにてあつたかを述べてみる。

「慈母」の「慈」は愛の意であろうが、劉向の紹介する敬姜は儒教倫理の側からは賢明な母であり女性ではあつても、「慈」というイメージがこれとびつたり重なるか否か疑問である。前注③⑨でも述べたが、この敬姜の伝では、敬姜の、母として女性としての強烈な思想と行動が、例えば息子の文伯に満足のいく形で受け止められていたなら、敬姜の息子への愛は「慈」のイメージにびつたりあてはまると思われる。しかし文伯は、その死後も、敬姜の期待ほどには、社会的評価を受けていないらしく思われる。これを察知している敬姜は、世間を欺く行動を、敢えて妻妾たちに強いて、死んだ息子の世間への体面を形成しようとする。今から見ると、いわばこれは最早息子のためではなく、家ないしはそれを代表すると意識する自分自身のためにする小細工としか見えない。こう見るなら、この行為が孔子によつてたとえ「明其子之令徳」と評価されようと、それは実質のない空しい令徳にすぎないことにならう。敬姜が息子に過大な期待をかけすぎていたことを知りつつ（③⑨所引の諸文献を見よ）も敢えてこのようなゼスチャーを為したと見るなら、ただ単に慈母との評価をあてはめることはできない。むしろ彼女自身は気付かぬままに、相手よりも自分だけの社会的評価を形成する行動を為す結

果に陥っているのだ。この伝には引用しなかった「不哭」（『禮記』檀弓下）の話なら、まだ慈母の姿が止められてゐる。これなら、息子に過剰な期待をかけた自己への反省の気持がまだしも感じられるからである。賢明な女性を母に持った、凡才の文伯にとつては、息子をその素質も考えず一方的に期待通りの社会的男性に仕立てようとする、敬姜のひとりよがりの母性エネルギーは、大きな圧力となる。むしろこの強烈な教育は文伯から社会的自律性を次第にはぎ取っていくのではないか。敬姜の思想と行動は、前述の如く家の体面を確立する意図から出るものであろうが、この女性のエネルギーを受け止め具体的な權威として形成する男性エネルギーの持主を彼女は自分の周囲に持っていない。彼女はそれでも行動を止めない。集団の倫理規制に忠実であることが個や家の確立につながるからである。そこで社会からの倫理規制に服従することが過ぎて、実は息子も家も越えて自分の思想と行動のみを世間にひけらかす結果になってしまっている。もしもこの場合彼女の周囲に介在する人物が一寸異なれば、彼女はむしろ強烈な悪女ともなる存在である。又、彼女の言動の価値ある受け止め手がその家の中に居ないところは、悲劇的とも見える。同じ様に強烈な封建倫理を背負った母性を持ちながら、孟子の母の場合は少し事情が異なる。孟子は強烈な母性をその豊かな素質に受け止め、呑み込まれることなく、このエネルギーを思想行動の男性エネルギーに変換しつつ、自律の道を形成していくからである。この意味において、この敬姜の伝と孟軻母の伝とは、母と子の関係から見ると、興味深い対照をなしている点が興味深い。敬姜に関しては、作者は彼女の鮮やかな思想行動の表面にのみ光をあて、その母性の面を描き出す配慮が十分ではなかった様に思われる。だから劉向は彼女を「母儀」中の女性として加えることに成功したとは云えないが、それは恐らく彼が敬姜の強烈な言動にむしろ魅了されたからに違いない。彼が魅了されたわけは、前漢末が儒教倫理の積極的な確立推進の時期にあたり、この様な強固な倫理観を持ち行動する女性の出現が要請されたことを敬姜の中に読み取っていたなら、この事情は理解できるであろう。現在から敬姜をどの

様に批判しようとも、劉向の思い描いた女性は、この様な厳しい母性や女性に十分対応し得るところの厳格な男性ないし士臣を育む存在でなければならなかったのである。敬姜に彼の期待した要素が多かっただけ、彼女の母性の面よりも、その鮮やかな言動にのみ強く牽引される結果となつたのであろう。作者の配慮不足と思われる部分に、はからずも作者を『列女傳』作成にかりたてた時代の要請が露出しているとも云えるであらう。(「鄒孟軻母」注⑰・「齊田稷母」注④参照)

一〇、楚の子發の母

楚の將 子發の母なり。① 子發 秦を攻めて糧を絶つ。② 人をして王に請は使む。婦に因りて其の母を問ふに、母 使者に問ひて曰く、士卒 恙無きを得たるかと。③ 對へて曰く、士卒 并に菽粒を分かちて之を食ふと。④ 又た問ふ、將軍 恙無きを得たるかと。對へて曰く、將軍 朝夕に芻豢黍粱なりと。子發 秦を破りて帰る。其の母 門を閉して内れず。人をして之を數ら使めて曰く、子 越王句踐の呉を伐つを聞かずや。客に醇酒一器を獻ずる者有り。王 人をして江の上流に注がせ、士卒をして其の下流に飲ませむ。味 美を加ふるには及ばざれども、而れども士卒 戰、自ずから五す。⑤ 異曰 一囊の糗糲を獻ずる者有り。王 又た以て軍士に賜ひ、分かちて之を食はしむ。甘 嚼を嚼えざれども、戰、自ずから十す。今 子 將と為りて、士卒 并に菽粒を分かちて之を食ふに、子独り 朝夕に芻豢黍粱なるは何ぞや。詩に云はずや、樂を好むこと荒にすること無かれ。良士は休休たりと。和を失はざるを言ふなり。夫れ人をして死地に入ら使めて 自らは其の上に康樂す。⑥ 以て勝を得る有りと雖も、其の術に非ざるなり。子は吾が子に非ざるなり。吾が門に入る無かれと。子發 是に於て其の母に謝す。然る後に之を内る。君子謂ふ、子發の母 能く以て教誨すと。詩に云ふ、爾が子を教誨するに、穀を式て之に似せんと。此の謂なり。

頌に曰く、子發の母 子の驕泰を刺す。將軍は稻粱、士卒は菽粒。責むるに 礼無ければ人力を得られざるを以てす。君子 焉を嘉し、母徳に編ぬ。

〔注〕

①この伝は「四部叢刊」本では「魯季敬姜」と「魯之母師」の間におかれている。このことについては「齊女傳母」注①及び「鄒孟軻母」注①参照のこと。又、この伝は「楚子發母者」で始まらない。この形式は、「母儀」では次の「鄒孟軻母」・「齊田稷母」に共通する。又、他伝にも散見する。これに對し梁注は、標目に從つて読んでいくので「子發母者」を省略したのだとし、今本の形式が一定していないのは後の人が改めたからだとする。

る。しかし確かな拠が有るわけではない。

子發について、王注は、名は舎。姓は不明。『荀子』や『戰國策』に見える。『類聚』（卷五九）引に「子反」に作るの誤りと述べている。梁注は、『荀子』疆國篇（「公孫子曰、子發將西伐蔡云々」）の楊倞注「子發、楚令尹、未知其姓、」、『淮南子』道應訓（「子發攻蔡踰之」）注「子發、楚宣王之將、」を掲げる。又、『類聚』武部・『御覽』兵部一二では「子反」に作ると云う。歐氏『校證』は、『記纂淵海』八一も「子反」に作ることを指摘し、類書が同じ誤りを抄襲した結果であると云う。又、『通典』注などから、子發の姓は景、名は舎であることを証している。即ち先ず、劉師培『荀子斟補』疆國篇は、子發は即ち景舎のことである。『通典』職官二大司馬の注に、「楚大司馬景舎帥軍伐蔡、蔡侯奉社稷而歸之楚、発其賞、辞曰、発誠（『荀子』は「誠」）布令而敵退、是主威也、相攻而敵退、是将威也、戰而敵退、是衆威也、臣不宜以衆威受賞、」とある。杜佑は『荀子』に拠つて述べたもので、舎とは景舎であることがわかるとする。王叔岷『荀子斟理』疆國篇はこの劉氏説の、子發は景舎なりの考証を是とするが、次の一点を是正する。『御覽』二〇九引『史記』に「楚大司馬景舎帥軍伐蔡云々」とあり、『通典』注と同じである。杜佑は『史記』に依拠したのであって、『荀子』に依拠したとだけは云い切れないとする。以上歐氏は、劉・王説に依り、子發について従来（王注・梁注）は不明とされた姓を、景とし、子發即ち景舎なりと断定している。劉氏以下の説、興味深い指摘ではあるが、立証を支えるべき資料の弱さを見すごしたきらいがある。『通典』注や『御覽』引『史記』に見えるというだけでは以上の断定は十分生きてはこない様に思われる。景舎の名は『戰國策』楚策一に、楚宣王の時、兵を率いて趙を救つた楚の將として登場しているが、これを子發と結び付ける強力な手がかりはない。以上子發を景舎とする歐氏らの説に有力な証拠はないのである。ただ子發を宣王の時の人とすれば、『荀子』疆國篇から、名は舎であることがわかるから、子發は景舎のことかも知れないと想像することは可能である。『渚宮舊事』卷三は、『淮南子』道應訓の、子發（『荀

子」と同類)の話を引き、「大司馬景舎攻下蔡蹶之云々」として紹介している。

子發を楚國の人と見ることに問題はないが、その生存の時期をどう定めるかについて、諸資料間の調整は必ずしも都合良くおさまるとは云えない。このことは後に論ずるとして、先ず劉向自身は、子發を楚宣王時の人と考えていたであろうと思われる。『新序』卷二には、『戰國策』楚策四(後掲)に見えると同類の子發・宣王の話を取めている。又『淮南子』には子發を楚の宣王(威王)の頃の將軍とする話がいくつか見えるから、資料の上から見ても、子發をBC4Cの人と見ることは、漢代において疑われる事柄ではなかったものと思われる。ところが資料の中には、子發の活躍と蔡國の存在が同時であることをうかがわせるものがあり、蔡國の存亡を考慮に入れて子發の生存時期を定めるとなると、資料間の解決困難な矛盾があらわになる。以下、先ず歴史事実の面から子發の生存時期を定めようとする方向から諸文献を検討し、次に資料の確かさという面に視点を定めて考察を加えてみる。

先ず『史記』の歴史記述と諸書の資料を照合することから検討を始める。

『荀子』疆國篇には「公孫子曰、子發將西伐蔡、克蔡、獲蔡侯、歸致命曰、蔡侯奉其社稷、而歸之楚、舎属二三子而治其地、既楚発其賞、子發辞曰、発誠布令而敵退、是主威也、徒拳相攻而敵退、是將威也、合戦用力而敵退、是衆威也、臣舎不宜以衆威受賞、譏之曰、子發之致命也恭、其辞賞也固、」とある。このことは、『淮南子』道應訓に依れば、「子發攻蔡蹶之、宣王郊迎、列田百頃而封之執圭、子發辞不受、曰治国立政、諸侯入賓、此君之徳也云々、」とあり、楚の宣王の時のこととする。高誘の注に、「子發、楚宣王之將」とあるのも当然であろう。しかし、子發を楚宣王の將とし、この時蔡を破ったとすると、歴史事実との矛盾が起こる。楚が蔡を滅ぼしたのは二度、一は楚靈王一〇年、蔡靈侯二年(BC531)であり、一は楚恵王四二年、蔡侯齊四年(BC447)である。『史記』管蔡世家には二度目の時、「蔡遂絶祀」(「楚世家」には「恵王」四二年、楚滅蔡)

とあるから、楚宣王（B・C 369〜340）の世に、既に絶祀の蔡を伐つということは有り得ないことになるであろう。ところで『戦國策』楚策四に依れば、莊辛が楚襄王に語る話に、「蔡聖侯之事因是、以南游乎高陂、……而不以国家為事、不知夫子發方受命乎宣王、繫己以朱絲而見之也、」（『新序』卷二に見えるもの略同じ）とあり、ここでは確かに子發は宣王と同時の人となっている。とすれば、子發と宣王とを結び付けた『淮南子』の記載が、全く他に例の無いでたらめとは云えないことになる。しかしここでは、宣王に対して聖侯の名が見えることなどともあわせて、いくつかの疑問が生ずる。先ず『淮南子』の場合と同様に、宣王の時に蔡国は存在しないこと。更に蔡には聖侯の名は存在しないことなどである。そこで『戦國策』のこの部分につき、鮑彪や呉師道に依ると、蔡聖侯は蔡靈侯に、楚宣王は楚靈王に各々改めるべきであるとする（『戦國策校注』卷五）。しかし黄丕烈『戦國策札記』卷中は、『新序』（卷二）にこの話を載せて、「蔡侯」、「宣王」に作るから、『戦國策』の本文はもともと「聖侯」「宣王」に作っていたのであるとする。そして、この話は春秋の蔡靈侯・楚靈王の時のことではないことは、子發が『淮南子』注に宣王に事えたとされていることから分かるとする。黄丕烈の指摘にもかかわらず、『史記』の歴史事実の記載と照合するなら、やはり鮑・呉の指摘のとおり、これらは「靈」字に改めて読むのが妥当と云わざるを得ない。ただ『戦國策』の本文はもとから「聖」「宣」に作っていたらうと推定する黄丕烈の指摘も間違つてはいないであろう。要するに、理由は詳らかにできないが、『戦國策』が字を誤っていたのだと考えざるを得ないことになるのである。尚、『戦國策』のこの部分を蔡靈侯・楚靈王の時の話として受けとめると、これは『春秋』昭公二十一年の「冬十有一月丁酉、楚師滅蔡、執蔡世子有以歸、用之」にあたる歴史事実と見て良いであろう。『史記』管蔡世家には、「靈侯」十二年、楚靈王……誘蔡靈侯于申、伏甲飲之、醉而殺之云々」とある。これはB・C 341にあたる。尚、この時王命を行使したのは『左傳』や『史記』に依れば、公子弃疾である。

さて『戰國策』のかの話を、楚靈王の時の事件とするなら、当然、子發もBC6Cの人と考えるべきであろう。とすれば、『淮南子』に見える子發と宣王の話も、子發と靈王の話と考えざるを得ず、『荀子』の「蔡侯」もやはり蔡靈侯をさすと考えざるを得ないことになる。王先謙は、靈王を誘ったこととこれを伐ったことは別事であるとしているが、BC531のことにあてはめると両事は一のことと解することが可能である。だから、楚が蔡を滅し祀が絶たれたBC447の時代に、この子發を下げることよりも、逆に春秋時代に上げる方が妥当となる。しかし以上の如く単純に『戰國策』や『淮南子』が固有名詞を誤ったとしてしまうことには難点がある。特に『淮南子』が、その成立の地を考慮に入れる時、楚や蔡の歴史上の記録を誤ったと結論することはたやすく納得できることではないからである。

次に『淮南子』の資料を検討してみる。「道應訓」には、先掲の『荀子』に見えるものと類似の話の他に、子發が技道の士を求めたところ、一人の盜人が応募した、これを使って齊軍を退けることができた話が見え、「人間訓」には、「子發辨擊劇而勞佚齊、楚國知可以為兵主也、」と、子發が上蔡令であった時、ある罪人に判決が下った。この時、「子發喟然、有悽愴之心」であったという。彼の恩情に感じた罪人は、後に子發が威王に罪を得て追われた時、彼をかくまったという話が見える。また「脩務訓」には、「蓋聞、子發之戰、進如激矢、合如雷電、解如風雨、員之中規、方之中矩、破敵陷陳、莫能壅御、沢戰必克、攻城必下、彼非輕身而樂死、務在於前、遺利於後、故名立而不墮、」と見える。以上『淮南子』の資料では、子發は楚の宣王く威王の時代の人と考えられている。戦いの上手さと、將軍として上に立つ人間にふさわしい見識の持主であったことを伝えている。これらを見ると、子發はやはり宣王の時代に活躍した將軍として楚国で語り伝えられた人物と考えるのが最も素直な受け止め方だと思われる。しかしながら初めに考察した、蔡国に関する歴史事実の面からすると、不明瞭な部分は依然として未解決のままである。ただ両者を折中して、子發をいずれか一つの時代に固定しな

ければならないとすれば、資料の面から推してもBC4Cの宣王の時代の人と考えざるを得ないであろう。想像を混えることが許されるなら、諸資料に見える蔡は、実は春秋時代の国としての蔡ではないのかも知れない。実は蔡国は強大な楚の権力下に在って、その存在はほとんど取るに足りない小国にすぎなかったが、絶えず楚国に対して積極的な反抗を為した国であった故、楚国にとってはむしろ一定の存在感を失わせない国だったに違いあるまい。將軍としてのその優れた業績の故に、もしかしたらいくつかの伝説的なエピソードまで創作されたかも知れぬ子發の英雄譚の中に、時間の観念を超越した蔡国が現れることに、大きな抵抗はなかったということなのかも知れない。あるいは又、歴史事実よりも、楚国における子發の人気の大きな存在を占めていたということかも知れない。又、蔡について、『淮南子』にも見える様に、子發は上蔡令であったというから、国としての蔡ではなく、なにかの行きがかり上、この地方の特定の勢力者との折衝を持ったことが実際に有ったのかも知れない。そしてこの話と子發に関する伝説的な部分が合流して、楚の一地方としての蔡は、国としての蔡に置き換えられて、興味深い素材の整った話として創作されたのではあるまいか。恐らく子發に関する話には、必要以上に脚色された部分の有って、それが実話に近い部分と一緒に、諸文献に残ることになったのであろう。だから我々が一方的に歴史事実によりかかって子發を把握しようとするのは、誤解を拡大するものになるのかも知れないのである。この意味において、『戰國策』に対する前掲の黄丕烈の指摘には傾聴すべき部分があるであろう。

以上の考察にもかかわらず、『列女傳』に収められたこの話は、その直接の素材を現存の文献から検索することができない。ただ既にとりあげた諸資料における、有能な軍人將軍としての子發の姿は、この物語の中に矛盾なく再現されていると云って良からう。ただ、ここでは、諸資料に見られた様な、指導的立場に在る人間としての自覚、さらには人間的な温かさや見識の深さも、実はその母の教化に依る結果であると説明する話と

なっている。この話は既に見て来た諸資料を側面から支える位置に在り、その意味で、子發英雄譚の補助資料としての性格が濃厚である。この話の基本資料は他の文献から借用されたと云うよりも、劉向一流の筆の先からつくり出された話という感が強い。諸資料から想像される子發の人間像から、彼にこの様な母が居て、この様な体験が有ったとしても不思議ではないと、読者に自然と思わせる様にまとめている。『列女傳』には、この様な作者の意図によつて作りまとめられたことが明瞭に指摘できる話は多数存在する。先行文献に既出の資料を切り取つてそのまま収めた話は、むしろ皆無と云うべきであり、『列女傳』全体は、作者の独特な人間解釈や歴史解釈、資料処理を經由して成立したものと見なくてはならないと考える。従つて時としては、作者劉向を、穀梁学を修めた人で魯詩を修めた人という従来の古典学者の固定観念を越えたところに発見することがなければ、『列女傳』の生々しい姿はかえつて見失われることになるであらう。

最後に、『新序』巻一に見える一節を紹介する。ここでは楚の有名人達が、歴史事実からすれば別々の時代に存在したはずなのに、時代を越えて同時に活躍した話となつてゐる。即ち、「秦欲伐楚、使使者往觀楚之宝器、楚王聞之、召令尹子西而問焉、……召昭奚恤問焉、……昭奚恤發精兵三百人、陳於西門之内、……令尹子西南面、太宗子敖次之、葉公子高次之、司馬子反次之、……秦使者懼然無以對、昭奚恤遂揖而去、秦使者反、言於秦君曰、楚多賢臣、未可謀也、遂不伐楚、」とある。ここに登場する昭奚恤は『戰國策』などにも見えるとおり、楚の宣王の時の人であるが、司馬子反は春秋時代共王の時代の人であるし、子西は恵王の時代の人である。実は各々ほぼ百年ずつ離れた時代の人なのである。話のテーマが決まれば、登場人物の個性だけが採られ、その人に当然あるはずの生存時期の制約は無視して創作される例の一つとして見て良いであらう。この話を引いた『渚宮舊事』は、歴史事実の面を無視できぬまま、これを宣王の時代と設定し、「令尹子西」の「子西」を去り、「子反」は「子發」に改め、「楚王」を「宣王」に改め、『新序』雜事篇一と紹介しているが、本来の意図からはず

れた紹介と云うべきである。

②梁注は『類聚』（巻五九）・『御覽』（巻二八二）引では「秦」の下に「軍」字が有る。後の「破秦」の場合も同じであるが、余知古『渚宮舊事』では、ここには「軍」字が有るが、下句の場合には無いと指摘する。歐氏「校證」は、『記纂淵海』八一では、「破秦」の下に「軍」字が有ると云う。

③梁注は、『御覽』にはことと下の「又問將軍云々」のところに「得」字が無いと指摘する。蕭注は『風俗通』（『類聚』巻七五・『御覽』三七六等引）に依り、「恙、毒蟲也、食人心、古人草居露宿、故相問必曰無恙、」と云う。なお諸書の引用には字句の異同が有るが、今略す。又、『戰國策』（齊策四）の「趙威后問使者曰、歲亦無恙耶、民亦無恙耶」を引く。「問」について、『周禮』大行人の「三問三勞」注、「問、問不恙也」を引く。又、『禮記』曲禮に、「主人不問、客不先舉、」とあり、鄭注に「客自外来、宜問其安否無恙、」とするも引いている。

④梁注は孫志祖の説を引き、「并」は「半」の譌ではあるまいか。『渚宮舊事』引『列女傳』には「升」に作るが、非である。『類聚』・『御覽』引には「并」が無い、下文（士卒并分云々）も同様であると述べる。蕭注もこれを認めて『漢書』項羽伝に、「（秦三年、……羽曰、……）今歲飢民貧、卒食半菽」とあるのを引証する。尚『漢書』注に、「孟康曰、半、五升器名也、臣瓚曰、士卒食蔬菜以菽雜半之、師古曰、瓚說是也、菽謂豆也」とある。梁注のは、興味深い指摘ではあるが「并」のままでも読めないことはない。蕭注が引く『漢書』の「半菽」は、こことは少し異なる様に思われる。ここが「分半菽粒」となっているのなら別であるが。

⑤王注は『類聚』引には「呉」の下に「邪」字有り、「器」の下に「者」字が有るが、此には脱するとする（『御覽』同じ）。下文「糗糒」の下には「者」が有るから、本来ここにも「者」字は有ったものと考えerことは可能である。

⑥梁注は、旧本は「注」を「往」に誤っている。『渚宮舊事』・『類聚』・『御覽』に従って校改した。『太平寰宇記』

に、會稽県の西三里に投醪河があること等を述べている。王注も既に『類聚』が「注」に作ることを指摘して、「往」に作るを誤れるものと云っている。歐氏「校證」も「注」を是とし、以下の関連文献を掲げている。即ち『文選』張景陽七命に、「單醪投川、可使三軍告捷、」とあるを紹介し、李注引『黃石公記』に、「昔良將用兵、人有饋一簞之醪、投河、令衆迎流而飲之、夫一簞之醪、不味一河、而三軍思為致死者、滋味及之也、」とあり、『呂氏春秋』察微篇高誘注も略同じ（古之良將、人遺之單醪、輸之於川、与士卒從下流飲之、示不自独享其味也」とある。『集釋』引畢沅に、「或以楚莊王事」という。又、『水經注』漸江水に、「呂氏春秋（順民篇と云う）曰、越王之栖於會稽也、有酒投江、民飲其流、而戰氣自倍、所投即浙江也、」とあること、『長短經』道德篇に、「單醪投河、感一軍之士、」とあること等を掲げている。

⑦王注は「及」字を衍とする。梁注に『渚宮舊事』を挙げ、「及」を「足」に作り、『類聚』・『御覽』に、「味不加喙、」に作ると云う。歐氏は、『記纂淵海』八一引も「味不加喙」に作ることを付加している。尚、注①にも紹介した如く、『渚宮舊事』の引用は、原典の表現が編者の考証を通過して変形している可能性が高い。必ずしも原典の姿をうかがう有力な資料とはなし得ないことに留意しておかねばならない。前後注の場合も同様である。

⑧梁注は『渚宮舊事』にては、「五」の下に「倍」字が有ると云う。蕭注は、この所に前注⑥掲の歐氏指摘『黃石公記』を紹介している。

⑨梁注は『渚宮舊事』に、「軍士」字を重すると云う。

⑩梁注に、『渚宮舊事』・『御覽』飲食部一八では「十」の下に「倍」字が有ると云う。

⑪『毛詩』唐風、蟋蟀に、「好采無荒、良士休休」とある。梁注は、これは魯詩説であろう、王應麟『詩攷』には載せずと指摘する。『詩三家義集疏』卷八はこの伝の詩句を指摘し、魯説では「休休」を「顧礼節之儉」とする

と云う〔爾雅〕釋訓「瞿瞿休休儉也」、〔毛詩正義〕引李巡に「皆良士顧禮節之儉也、」とある。

⑫王注は、『文選』（卷二八苦熱行）注引には、「康樂於上」に作る（「自・其」字無し）と述べ、引曹大家注に「軍事險危、故為死地也」とあるを引く。梁注も同じ。蕭注は『孫子』より、「兵者……死生之地」（計篇）、「死地則戰」（九變篇・九地篇）、「陷之死地、然後生、」（九地篇）を掲げている。

⑬梁注は、『渚宮舊事』では「術」を「道」に作ると云う。

⑭『毛詩』小雅、小宛に、「教誨爾子、式穀似之」とある。「穀」は「善」の意という。

⑮王注は、「粒」「黍」は韻が合わない。「菽粒」は「蔬糲」に作るべきだと云う。蕭注はこのままで通ずるとする。字を改める必要はないであろう。

一一、鄒の孟軻の母

鄒の孟軻の母なり。孟母と号す^①。其の舎、墓に近し。孟子の少きとき、嬉遊して、墓間の事を為し、踴躍・築埋す。孟母曰く、此れ吾の子を居処せしむる所以に非ざるなりと。乃ち去りて市傍に舎す。其の嬉遊すること、賈人術売の事為り。孟母又た曰く、此れ、吾の子を居処せしむる所以に非ざるなりと。復た徙りて学宮の傍に舎す。其の嬉遊すること、乃ち俎豆を設け、揖讓・進退なすことなり^②。孟母曰く、真に以て吾が子を居せしむ可きなりと。遂に之に居る。孟子、長ずるに及び、六芸を学びて、大儒の名を成す。君子謂ふ、孟母、善く以て漸化す。詩に云ふ、彼の妹たる子を以てか之に予へんと。此の謂なり。

孟子の少きとき、既に学びて帰る。孟母、方に續す。問ひて曰く、学、何の至る所ぞと。孟子曰く、自若たりと。孟母、刀を以て其の織を断つ。孟子、懼れて其の故を問ふ。孟母曰く、子の学を廢するは、吾の斯の織を断つが若きなり。夫れ君子、学、以て名を立て、問ひて則ち知を広む。是を以て居れば則ち安寧、動けば則ち害に遠ざかる。今にして之を廢するは、是れ斯役を免れず、以て禍患を離る無きなり。何を以て、織、續して食するに、中道にして廢して為さざるに異ならん。寧ぞ能く其の夫子に衣せ、長に糧食を乏しくせざらしめんや。女、則ち其の食する所を廢し、男、則ち徳を脩むるに墮らば、竊盜と為らざらば則ち虜役と為らんのみ。孟子、懼る。且夕、勤学して息まず。子思に師事す。遂に天下の名儒と成る。君子謂ふ、孟母、人の母為るの道を知ると。詩に云ふ、彼の妹たる子、何を以てか之に告げんと。此の謂なり。孟子、既に娶る。將に其の私室に入らんとするに、其の婦、袒して内に在り。孟子、悦ばず。遂に去りて入らず。孟母に辭して去らんことを求めて曰く、妾聞く、夫婦の道、私室にては与らずと。今、妾、竊かに墮して室に在り。而して夫子、妾を見る。勃然として悦ばず。是れ妾を客とするなり。婦人の義、蓋し客宿せず。請ふ、父母に帰せんと。是に於て、孟母、孟子を召して之に謂ひて曰く、夫れ礼、將に門を入らんとして、執存と問ふ。敬を致す所以なり。將に堂に上らんとして、声、必ず揚ぐ。人に戒る所以なり。將に戸を入らんとして、視、必ず下す。人の過を見るを恐るればなり。今、子、礼を察せざるに、而るに礼を人に責む。亦た遠からずやと。孟子、謝す。遂に其の婦を留む。君子謂ふ、孟母、礼を知りて、而も姑母の道に明らかなりと。

孟子 齊に処りて、憂色有り。孟母 之を見て曰く、子 憂色有るが若し。何ぞやと。孟子曰く、不敏^②。異日、問居す。楹を擁して歎く。孟母 之を見て曰く。郷に 子に憂色有るを見る。曰く、不也と。今、楹を擁して歎く。何ぞやと。孟子 対へて曰く、軻 之を聞く、君子 身に稱ひて位に就く。苟に得て賞を受くることを為さず。榮禄を貪らず。諸侯聴かざれば、則ち其上に達せず。聴きて用ひざれば、則ち其の朝を踐まずと。今、道 齊に用ひられず。行かんと願へども、而れども母老ゆ。是を以て憂ふと。孟母曰く、夫れ婦人の礼、五飴を精し、酒漿を暮し、舅姑を養ひ、衣裳を縫するのみ。故に閨内の脩有りて、境外の志無し。易に曰く、中饋に在り。遂ぐる攸無しと。詩に曰く、非 無く、儀 無し、惟 酒食を是れ議ると。以て 婦人に擅制の義無くして 三従の道有るを言ふなり。故に 年少きときは則ち父母に従ひ、出で嫁すれば則ち夫に従ひ、夫死すれば則ち子に従ふ。礼なり。今 子 成人なり、而して我は老ゆ。子は子の義を行へ、吾は吾が礼を行はんと。君子謂ふ、孟母 婦道を知ると。詩に云ふ、載ち色し載ち笑ふ、怒に匪ず教に匪ずと。此の謂なり。

頌に曰く、孟子の母、教化 列 分す。子を処して去を扱ひ、大倫に従は使む。子 学進まざるとき、機を断ちて焉に示す。子 遂に徳を成し、当世の冠と爲る。

〔注〕

①この伝は、「四部叢刊」本では「齊女傅母」の次、「魯季敬姜」の前におかれ、「有虞二妃」から数えて九番目になる。「文選樓叢書」本以下すべて、「楚子發母」の次、「魯之母師」の前におき、初から一 一番目となつてゐる。「四部叢刊」本が何を規準にしたのかわからないが、時代順ということになれば、「齊女傅母」注①でも述べた如く、「楚子發母」の次に在るのが妥当であろう。劉向が子發を楚の宣王時代に活躍した人物と見ていたとすれば、次の威王時代にかかるとしても、B C 4 C前半から、後半に少ししかかる頃であり、孟子の活躍時期はB C 4 C後半以後である。ところで「四部叢刊」本の序列の他本と異なる特色は、実はこの孟母の伝記のみを前に出した点にある。従つて他伝の序列そのものには、番号は異なるが変化は無いことになる。

王注は、『文選』（何平叔「景福殿賦」）注引には、「孟軻母者」の四字、「号」の下に「曰」字があるが、ここには脱すると云う。あるいはそうかも知れない。なお「楚子發母」注①を参照。

梁注は梁玉繩の説を引き、孟母は仉氏であることが、『釋史』引『風俗通』に見える。又、明人の纂せし『孟子譜』に、元の張瑩が孟母廟碑より、その母を李氏というとしているが、何にもとづくのか不明であると云う。蕭注は、「仉」が変じた字から「李」に誤ったのであろうとする。即ち、「仉」は「爪」字であり、通じて「掌」に作る。揚雄「河東賦」に、「爪華踏衰」とあり、蘇林は、「掌扱之、足踏之也」と云い、顔師古は「爪古掌字」と云う。かの孟母廟碑が「李氏」に作るのは、「仉」が「掌」に変じたのを、浅人が「掌」を「李」に誤ったのであろうと推定している。

明確な資料の指摘は難しいが、この孟母の息子への接し方は、先の「魯季敬姜」に酷似する。しかも「母儀」中の二大長篇である。「魯季敬姜」には典拠をたどり得る部分が多い。孟母の伝にはこれが少ない。孟母伝のイメージは、「魯季敬姜」をまとめる過程で、敬姜の女性像に刺激・影響されて次第に形づくられて来たものではあるまいか。しかし敬姜の伝でも評価した如く、この母からの影響力を各々がどの様に受け止めて、これを自立の推進力に質的転換したかについて、文伯と孟子との間には可成の差異が認められる。

②王・梁注、『文選』（巻一一、何平叔）景福殿賦注引に、「遊」を「戲」に作ると云う。歐氏は更に『文選』（巻一六）潘安仁の「閑居賦」注、『事文類聚』續七、『記纂淵海』八一引も同じく「戲」に作ることを指摘する。

③王注は、『文選』景福殿賦注引には、「子」の下に「也」字が有り、「居処子」を「居子処」に作ると云う。梁注は「也」字を補っている。ところで『列女傳補注校正』に引く牟房の説に依れば、「処子」とは幼子ということと同様で、幼子は成人になるまでは、習俗に随って変ずるものである。だから居る場所を扱ばなければならないのである。『易』咸卦「亦不処」の虞翻注には、「凡士与女未用、皆称処矣」とあると指摘する。以上により、

『文選』注に「居子処」に作るの非であると云っている。蕭注もこれを是認する。牟氏説は興味深い指摘をしているが、「処子」の使用例としてはやはり女性を指す場合が多い。「処士」の意に用いられるものは有るが、特に成人前の男子を意味する語とのみは解し得ない。「虞注」の解釈も牟氏の考えとは距離が有る。又、「居処子」のままでも読めるが、上から続く文字との関連から見ても、『文選』等の如く「居子処」の方が読み易い表現ではある。しかし今一応「居処子」のまままで読んでおく。歐氏『校證』は、『文選』景福殿賦注・閑居賦注、『杜工部草堂詩箋』二九、『事文類聚』七、『記纂淵海』八一引には「吾」字が無いが、ただ『杜工部草堂詩箋』補遺七引には有ると指摘する。又、『文選』景福殿賦注引等に見られる句末の「也」字は、下文の句法に照して、今本が脱するものとする。尤もである。

④ 歐氏は、『文選』景福殿賦注・閑居賦注引等では、「復徙」を「乃」に作るが、『杜工部草堂詩箋』などでは「復徙」のままと云う。

⑤ 歐氏は、『文選』注引等、「其」の下に「子」字が有るが、『杜工部草堂詩箋』などでは無い。又、『文選』閑居賦注引等、「遊」を「戯」に作ることに、『杜工部草堂詩箋』引では「讓」を「遜」に作る（宋英宗の父の諱を避けたためであろう）と指摘している。

⑥ 歐氏は、『文選』景福殿賦注引等では、「真」を「此」に作ることに、『文選』閑居賦注引等では「真」の上に「此」字が有ること、『杜工部草堂詩箋』等引は今本と同じであることを指摘し、「真」の上に「此」字の有るのが正しいのではあるまいかと云う。前後の文例からも、表現の面からも「此」字が有る方が落ち着くのは確かである。

「遂居之」について、梁注は、「之」字は旧本では脱していたが『文選』閑居賦注引に従って校増したと云う。『文選樓叢書』本、『王注』本には「之」字は無いが、『四部叢刊』本には有る。

⑦歐氏は、『文選』注引等、「儒」の下の「之名」二字が無い。今本には有るがこれは衍であろうと述べる。

以上有名な孟母三遷の話であるが、典拠は不明である。これ以下に列なる話も含めて、劉向の筆から生まれ出た部分がかなり多いと想像される。後漢趙岐の「孟子題辭」にも、『列女傳』や『史記』に見える以外の新しい資料は無い。ただ、次の点に注目したい。この『列女傳』では、孟子の父のことには全くふれていない。特に偉大な孟子の人間形成に関与した母像に焦点を絞ることで、母徳を印象的に語ろうとしたからであろう。しかし、おそらくこれを孟子に関する史料という立場から採用したであろう趙岐は、「夙喪其父」という新しい解釈を生み出している。もともと劉向は、孟母の話をもとめるに際して、ここに見える様な具体的資料を持つてはいなかったであろう。又、実際に父に関する具体的資料も存在してはいなかったであろう。だから正確に云えば、劉向は孟子、孟母に関して、父関係の資料を省いて話をまとめたのではなく、孟子の父に関する話はずくらなかつただけである。しかし孟子の事跡に関する資料が『孟子』や『史記』以外にはなく、『列女傳』の孟母の話があまりにも見事にまとめられていたため、後世、孟母・孟子のこの話はこれ以後、史料としての性格を持ち始めたのである。そして実は劉向は語りもしなかつた「夙喪其父」さえも史料の仲間入りをさせる間接的な原因をも作つたのである。「孟子題辭」に、「孟子生有淑質、夙喪其父、幼被慈母三遷之教」とあるのは、主としてこの『列女傳』に依拠した結果と思われる。我が子にこれだけ徹底した教育を施せる母親の条件としては、夫を既に失っているか、生存していても存在感の希薄な夫であることが考えられても無理ではない。この話から想像されることは、孟母の女性エネルギーが本質的に強力であつたこと。それに加えてこれを受け止める相当な男性エネルギーが全く無いか、異常に弱いために、孟母のエネルギーは一層激しく強烈になつて息子にかかつている。要するに孟母の話から想像されることは、夫は無いに等しいということに他ならないことになるであろう。

孟子の父がいつ没したか明確な資料は無いが、母よりも早かつたことは、『孟子』梁惠王下篇に見える文によつて検することができる。即ち「孟子之後喪踰前喪」とあり、「趙注」に、「孟子前喪父約、後喪母奢、」と云う。又、「公孫刃」下に、「孟子自齊葬於魯、反於魯」とあり、「趙注」に、「孟子仕於齊、喪母、歸葬於魯、」とある。これより、孟子が齊に仕えていた頃、母が没し、魯に歸葬したこと、この葬が前喪（父）よりも奢であつたために誤解を受けたことが分かる。周廣業『孟子出処地考』が、「孟子喪父、在為士之後、甚明、其時年蓋四十余矣、題辭所謂夙喪者、亦以父先母没耳、非必幼孤也、」というのは略肯定できる。ただ、孟母三遷を史実と見た趙岐はやはり、『列女傳』の記載を信用したのであるから、明確な年歳は知り得ぬまでも、孟母三遷などの話に希薄な父親像から、幼孤を頭に思い描いたに違いなからう。しかし、『孟子』の記載より推定するかぎり、孟子成人後まで父は実は生存していたと考えるべきであろう。『孟子』本文をかくの如く明確に読解しつつ、なお「夙喪其父」と記さざるを得なかつたのは、趙氏が疑つたり否定し得ない程に、『列女傳』の孟母の記載が既に史実としての迫力を持つて後漢の學者に語りかけていた証と見ざるを得ないであろう。以上『列女傳』の記載を真実と信じるなら、趙岐の様な解釈が生まれるのは当然とせざるを得ない。しかしあくまでも劉向には父のことを積極的に描くつもりはなかつたであろう。

崔述『孟子事實錄』は、三遷の話について、孟母の教育努力はあるいは全く無いことではあるまいが、個々の具体的な話は、孟母の善教を極端な形式に依つて語らんがための作り話であるとする。

「孟子題辭」の疏に引く『列女傳』には、「孟軻母、其舍近墓、孟子少、嬉遊為墓間之事、孟母曰、此非吾所以処子也、乃去舍市傍、其嬉戲、乃賈人術売之事、又曰、此非吾所以処子也、復徙舍學宮之傍、其嬉戲、乃設俎豆揖遜進退、孟母曰、此真可以居吾子矣、遂居焉、及孟子既学而歸、孟母問學所至、孟子自若也、孟母以刀斷機、曰、子廢學若吾斷機、孟子懼、且夕勤學不息、師子思、遂成名儒、」とある。

⑧『毛詩』鄘風、干旄に、「彼姝者子、何以予之」とある。

⑨王注は、「績」は「織」の誤りであると云う。『韓詩外傳』（巻九）ではまさしく「織」に作ると指摘する。梁注は、『御覽』宗親部一・資産部六も「織」に作ると述べる。「織」の方が意味は分かり易いし、一見解ではあるが、本来「織」であつたと断定できる程の強力な根拠とは云えない。「魯季敬姜」も「績」である。ここも「績」であつても良いであらう。

『韓詩外傳』巻九に、孟母の賢を称えて、「孟子少時誦、其母方織、孟子輟然中止、乃復進、其母知其誼也、呼而問之曰、何為中止、對曰、有所失復得、其母引刀裂其織、以此誡之、自是之後、孟子不復誼矣、孟子少時、東家殺豚、孟子問其母曰、東家殺豚何為、母曰、欲啖汝、其母自悔失言、曰、吾懷妊是子、席不正不坐、割不正不食、胎教之也、今適有知而欺之、是教之不信也、乃買東家豚肉以食之、明不欺也、詩曰、宜爾子孫承承兮、言賢母使子賢也、」とある。この話の前半は、恐らく『列女傳』の作者が典拠としたところであらう。後半の部分についてはここには全くとりあげない。その理由は明確にはできないが、ただ考えられることは、胎教のことについては、「周室之母」の太任にあてはめて記述しているから、ここではわざと省略したのかも知れないということである。

崔述『孟子事實錄』は『韓詩外傳』のこの話について、誦しかつ思考するのが当然で、声の中断を責めるのは極端な態度であるし、「欲啖汝」にしても一寸した戯言なのに、これを悔いて豚肉を買ったというのは、むしろ無用に教をかざる間違つたやり方である。いずれも孟母の善教を説かんとして、殊更なる形式化にたよつたために、かえつて矛盾をさらす結果になつたもので、話そのものは信じ得ないものと述べている。

同じ作り話であるにしても、『韓詩外傳』の断機よりも『列女傳』のそれの方が、孟母の戒めの態度は、より冷静でありかつ威厳が有る。

⑩王注本は「学所至矣」に作り、「所」は「何」に作るべきか、又は「所」の上に「何」を脱するかである。「御覽」(八二六)引には「所」の上に「何」が有ると指摘する。梁注は「御覽」に依つて校増する。「四部叢刊」本・「文選樓叢書」本は、「学所至矣」のままである。

⑪梁注は「御覽」引の注「言未能博」を引いている。

⑫梁注は、「御覽」・「孟子題辭」疏引では、「其織」を「機」に作る。下の「斯織」も同じく「織」に作ると云う。「斯織」について、歐氏「校證」は、「御覽」五一一、「記纂淵海」八一引には「斯」無く、「御覽」八二六引は今本と同じであると云っている。

⑬歐氏は、「御覽」八二六引では「是」の上に「則」が有ると云う。

このあたり、「滕文公」上の「劳心者治人、劳力者治於人」の文を連想させる。尚、「左傳」襄公九年の知武子の言には「君子劳心、小人劳力、先王之制也」とあり、公文文伯の母(魯季敬姜)も同じことを云っている(「國語」魯語も同じ)。更につけ加えるなら、この孟母の断機の訓戒を中心とする説話は、「魯季敬姜」の、「敬姜方績」以下と対をなしている様に思われる。かれを間接的素材とし、「韓詩外傳」の話を取り入れて、劉向独特の発展を試みたのがこの部分だという見方もできそうな気がする。

尚、このあたりの話に、「孟子」滕文公上篇の次の如き考え方が、多少影響を与えているかと思われる。即ち、「有大人之事、有小人之事、……故曰、或劳心、或劳力、劳心者治人、劳力者治於人、治於人者食人、治人者食於人、天下之通義也、」とある。尚、先の「魯季敬姜」にも、類似の文を引く(注⑬)。

⑭子思に師事したことについては古来問題が有る。「史記」孟荀列傳では、「受業子思之門人」と云っている。子思に直接師事したとするのは、おそらく劉向に始まる見方であろう。この点でも趙岐はやはり『列女傳』に従つて、「長、師孔子之孫子思、治儒術之道、通五經、尤長於詩書」としている。古来これをめぐって様々な論議が

有る。劉向は『史記』をもとにしたであろうが、あつさり「門人」を削除してしまつてゐる。おそらく後世の学者の如く、歴史事実とか虚構とかに關する嚴密な考証などは、自ら次元を異にする資料選択や創作が、劉向においては為されたに相違ない。これについては、これを中心に考察を加えてみる必要が有るけれども、ここで云えることは、劉向は、たとえ先行文献と矛盾しても、「門人」を削除することの方が、より一層、孟子や孟母を効果的に称え得るという確信を持つたことである。自らの主義や主張の方を大切にするために、資料を恣意的に改変することは、古代中国の学者には特に珍しいことではない。時の前後とか事実とかいふ概念が全く無視されるわけではないが、これらへの配慮は、時として捨てられて、事実の記録資料を原点にして、この周辺に様々な疑似記録が作り出されていく。多少なりとも觀念的に連合可能な事柄は同一事と見なされ、そのことが実際に存つたとしても不思議ではないと思われる事柄は、事実と區別されないことが許された。たとえそれが今の我々から見ればフィクションであることが分かる様な事柄でも、この時点では事実記録の仲間入りをしていったのである。現実や事実への関心が高まりつつはあつても、神話的發想やその世界はやはり生きて人々の思考の中で君臨していたのである。しかしこのことはなにも古代人に限つたことではなく、事実や思想を記号化する段階で、ある種の觀念次元の飛躍を避けることの困難であることは、現代人の場合でも同様であらう。

孟子が子思に師事したのか、その門人に師事したのか、実は確かな記録が存在するわけではない。もつと云えば、孟子の生卒年にしても、明確なことは分からない。『孟子』の記載に従えば、その生存・活躍が梁の恵王や齊の宣王の時代（BC四C末）にあたることは明らかである。孔子が、周の敬王四一年即ちBC四七九に歿したとすれば、孟子の活躍までの年数は百五十年を下ることはない。さすれば孟子が子思に直接師事できる可能性のほとんど無いこと、従来の諸家の指摘するとおりである。孟子の生卒年、遊説の時期順序については清

朝以来の諸家の間に諸説存し、未だ決定的な説を見ないが、今これに対する考証は省略する。これらの詳細を考慮の外に置き、『孟子』の資料を拠として、大まかに想像してみても、以上述べた如く、『列女傳』の記載を認めることは困難なことになる。『史記』が、子思の門人に学んだとすることも、実は確かな資料が存していたからではなからうことはその門人の姓名さえも記していないことで想像される。司馬遷でさえも本来は『孟子』離婁下篇の、「予未得為孔子徒也、予私淑諸人也」などから、想像を混えて記載したのに違いあるまい。しかし比較すれば、『史記』の記載の方が、まだしも事実までの距離は近い可能性が高いと云えるだろう。ところで劉向は、『史記』の記載を手にながら、読者に、孟子の偉大さを納得させるための様々な資料をそろえて示さなければならなかった。だから孟子が子思に師事したように改変することに些細な抵抗さえも覚えることはなく、むしろそれは当然の処置に過ぎなかった。そして殆ど躊躇なく文字化されたこの記載は、孟子の偉大さを理解する上では極めて都合の良い一資料であつたため、後世の学者を永い間眩惑し続けることになつたのである。『漢書』藝文志は勿論（名軻、鄒人、子思弟子）、『風俗通』窮通（文章は『史記』に似るが「門人」を去つている）も、『列女傳』と同じ立場をとるに至つてゐる。そしてこの見方が都合良く定着したため、『史記索隱』に引く「王劭以人為衍字」の如く、逆に『史記』の方が疑われることさえ起こつてゐる。孟子と子思との出会いを連想させるものに、これは孟子の字の問題とも関連してゐるが、『孔叢子』雜訓の「孟子車尚幼、請見子思」や「孟軻問牧民何先、子思曰云々」等がある。『漢書』藝文志の師古注は、「聖證論云、軻字子車」と述べてゐるが、趙岐の時にさえ分からなかつた孟子の字が、『聖證論』で明確にされたのは、『孔叢子』などが拠とされたからであらうが、もし孟子車即ち孟軻と考えていたのなら、むしろ『孔叢子』自体、極めて疑わしい資料であるし、同じく『列女傳』以来の、子思と孟子とを直接結び付ける見方の影響下ないし、それを都合良く利用する徒の筆の下に創りあげられた事柄と同系列に入れ得る書物であるだろう。

以上、諸家も既に明らかに明らかにする如く、孟子は子思の直弟子ではあり得なかつたことを論じ、劉向資料処理の特徴にふれつつ、『列女傳』の性格の一端にも論及した。『荀子』非十二子に「子思孟軻云々」とある。

⑩『毛詩』鄘風、干旄（前注⑧）の終章に、「彼姝者子、何以告之、」とある。

⑪『韓詩外傳』卷九に、こことよく似た話が見える。即ち、その初の部分は、「孟子妻独居、踞、孟子入戶視之、白其母曰、婦無礼、請去之、母曰、何也、曰、踞、其母曰、何知之、孟子曰、我親見之、」となつてゐる。『列女傳』では、孟子が妻を批判する具体的きつかけが変えられ、しかもその態度は後退して消極的である。逆に妻の主張が明確に示され、孟母に劣らず孟子の妻の個性も強烈に描かれるところが異なる。『韓詩外傳』では、孟子の男性像は、男性原理に立つ礼法を一方的に露わにつきつける単純な明るさを残している。ところが『列女傳』では、孟子の態度は妙に屈折している。直接に即座に不満を言葉に表現し得ないで、態度の結果を通じて、間接的に自らの不満が妻に理解されることを待つてゐる。男性原理を一方的に押しつけるだけでは、社会を支える礼法が十分機能し得なくなりつつある時代の状況を背景としてゐるからであらうか。単純なる男性の力の原理による理論だけでは封建社会の安定・維持は不可能である。男性原理をどう確立し擁護するかは、儒教を社会の構成と推進の論理にすることを考える人々の一つの大きな課題であつたはずである。そこで男性原理の礼法の中に女性をどう組み込んでいくかがこの時期の儒教の持つ現実的な課題であつたのだと思われる。それは、儒教における男に対する女の理論的役割を、表面的には対等のものとして位置づけることによつて解決される事柄であつた。しかし実はこのことは結果的には、男性原理の中に女性原理を囲い込んで、女性エネルギーの現実的噴出を制限し、男性原理が現実的な原理として安定・定着することを期待したものに相違あるまい。儒教の論理の中における女性の位置づけをどうするか、やはりこれは前漢末という時代の劉向自身の持つ課題でもあつたのである。逆に見つめれば、現実における女性の存在感が確実に高まつていたことが分かつ

て来そうである（「契母簡狄」注④参照）。大げさなとらえ方かも知れないが、妻の様子に対する不満を間接的に表現する孟子の姿には、儒教の間観がこの時期（漢末）に直面していた問題が反映されて居るだろう。又、次の妻の積極的な主張は、現実における女性エネルギーの伸張・拡大をなにかしか反映するものであろうし、最終的にこの妻の主張をうまく礼法の枠の中に位置づける解決の中に、儒教における女性原理の位置づけが、一つの型を通して確立された姿を見る思いがするのである。尚、「周室三母」注①も参照。

梁注は、妻は由氏であることが、王圻『續文獻通考』に見えると述べる。

⑱『韓詩外傳』には見えない妻の主張部分である。ところで『白虎通』卷九には、「夫有惡行、妻不得去者、地無去天之義也、夫雖有惡、不得去也、」とある。孟子の妻は去ると主張している。これは現実における女性の姿を生々しく再現している様に思う。『白虎通』の言う所は、この様な女性の強大なエネルギーを、儒教の理屈で滅殺せんとする意図に出るものであろう。『列女傳』の妻の主張は、一見『白虎通』に述べる所に適合せぬかに見えるが、以上の様な観点からすれば十分関連が認められる。『列女傳』の妻の主張は、『白虎通』の如き強圧的な理屈で正面から否定されることはない。批判する側の儒教礼法論理をそのまま用いて、批判者の配慮の欠点を指摘するかたちで妻の主張の生々しい鋭さは包み込まれている。妻の主張を認める様な形式を通して、実は妻の主張の力を男性原理で抑制しているのである。孟母の方が一段上に立って儒教の論理を現実的に運用していることになる。なべて『列女傳』に登場する女性は「孽嬖」のそれを除いて、すべて儒教論理の擁護者であり、更に彼女らは、儒教の論理を育む偉大なる母性原理とでも云うべき存在かも知れない。実際には多くの詳細な論証を必要とするが、簡単に云えば劉向は、儒教の論理が、実は基本的には母性原理に立脚していることを、はからずも『列女傳』を通じて明かす結果になったのかも知れない。儒教が、現実には必ずしも論理的ではない女性エネルギーをその中に包み込んでしまうことで、男性原理たる礼法を維持し得たのは、本来儒教がもと

もとすべてのものを包み育む母性原理に立脚するものであったからかも知れない。

①9 『禮記』曲禮上に、「將上堂、声必揚、戸外者三屢、言聞則入、言不聞則不入、將入戸視必下、」とある。

②0 『韓詩外傳』卷九には、前注①7に掲げた文に続いて、「母曰、乃汝無礼也、非婦無礼、礼不云乎、將入門、將上堂、声必揚、將入戸、視必下、不掩人不備也、今汝往燕私之処、入戸不有声、令人踞而視之、是汝之無礼也、非婦無礼也、於是孟子自責、不敢去婦、詩曰、采芣采芣、無以下礼、」とある。「將入門」の下に、「列女傳」に依つて「問孰存」を補っている（趙懷玉校本）が、今無いままを掲げた。

②1 この下に『詩』を引用しないのはなぜであろうか。諸家はこのことに注目していない。欠落したと見ることも可能であろうが、作者が故意に省いたと解すべきかと思う。想像するに、『韓詩外傳』卷九の類話の後には既に、『詩』邶風、谷風よりの一句が置かれている。同じ句をこちらにそっくり借用することもならず、それかと云つて新たに他の『詩』の句を拾つて来んとするも、ここに適合するものがなかつたからである。

②2 この話の典拠は詳かでない。ただ、孟子が齊での去就に悩んだ話は『孟子』に見える。「公孫刃」下に、「孟子去齊、充虞路問曰、夫子若有不豫色然、前日虞聞諸夫子、曰、君子不怨天、不尤人云々、」とある。齊を去らんとする孟子に対して、宣王は禄位でこれを引き止めようとする。孟子はこれに対して、「如使子欲富、辞十万而受万、是為欲富乎、季孫曰、異哉子叔疑、使己為政、不用則亦已矣、又使其子弟為卿云々、」と答えている。しかし齊を去る孟子の心が複雑であつたその様子は「孟子去齊、……曰、……王庶幾改之、王如改諸、則必反予、夫出畫而王不予追也云々、」の語に良く込められている。そして最後に、すべてをふつ切ることの如き孟子の気持が、「孟子去齊、居休、公孫丑問曰、仕而不受禄、古之道乎、曰、非也、於崇吾得見王、退而有去志、不欲變故不受也、繼而有師命、不可以請、久於齊、非我志也」の様なかたちで示されている。作者は、以上の如き孟子の決心を、母とのやりとりによって説明する話に創り換えている。

⑳王注に依れば、下文の例に従って「不也」に作るべきか、あるいは「敏」は「敢」の誤りであると云う。梁注もこれ（不也）を認めている。これは是とすべき見解かも知れないが、孟子が後で母の指摘する如く、ここでも同じく単に「不也」とのみ云ったのであれば、問い正されても、「孟子対曰」以下の様に述べていくのは、先の返事の虚偽をさらす結果になることであり、納得できないことである。孟子の「不敏」は、心に逡巡する所はあることを自覚しつつも、それを言にすることなく、吾が心の問題として解決しようと考えつつある状態の気持を、内に含んだ語だったのであるまいか。孟母は、初めはその気持を察したか見すかしたかこれだけでは言明はできないが、「不也」という単純な答えとして記憶に止めたのであろう。うがち過ぎた見方かも知れないが、「不敏」と「不也」が、全く同じ語になつてはこの部分の母子のやり取りは生きて来ない様に思われる。「不敏」は己の気持や考えを謙して、いわば、取るに足らない、又は、こまかく申しあげるほどのことでもありませんとでも訳せそうな感じの語として用いられているのではなからうか。しかし今疑問を残しつつ原文をそのままにとどめおく。

㉑直接の典拠とは云えないが、『孟子』離婁上に、「惟仁者宜在高位、不仁而在高位、是播其惡於衆也、」とある。また『論語』里仁の「富与貴、是人之所欲也、不以其道得之、不処也、貧与賤、是人之所惡也、不以其道得之、不去也、君子去仁、惡乎成名、」をも連想させる。これに関連して『孟子』中より次の如き各条に目を止めることができるであろう。即ち「萬章」下の、「士之託於諸侯、非礼也、……抱關擊柝者、皆有常職、以食於上、無常職而賜於上者、以為不恭也、」。又、同上篇の、「伊尹、……非其義也、非其道也、祿之以天下、弗顧也、繫馬千駟、弗視也、非其義也、非其道也、一介不以与人、一介不以取諸人、」。又、「滕文公」下の「孔子、……取非其招不往也、」や「古之人未嘗不欲仕、又惡不由其道、」などがこれに当たる。更に、『說苑』卷一六談叢には、「君子雖窮不処亡國之勢、雖貧不受亂君之祿、」とあり、卷一七「雜言」には、「賢人君子者……知所去就、故

雖窮不処亡国之勢、雖貧不受汗君之祿」とある。

②5 『孟子』公孫刃下に、「孟子自齊葬於魯、反於齊云々、」とある。孟子が齊に仕えて卿であつた時、孟母は死んだのである。ところで孟母は孟子と共に齊に居て死んだのか、母は魯に止まつて居て死んだのか、諸家の間に議論が存するが（焦循『孟子正義』）、今これを考察しない。ただ劉向は少なくとも齊で死んだと解したのである。しかし齊における孟子と母との問答は、恐らく劉向の筆に出るものであるから、この話を以て『孟子』の彼の個所の実際を推すのは、そもそも手順を誤っていると云うべきであろう。

②6 直接関係はないが、『禮記』禮器には、「君親制祭、夫人薦盞、君親割牲、夫人薦酒、」とあり、「祭統」には「宗婦執盞從、夫人薦浣水、君執鸞刀羞膾、夫人薦豆、」などと見える。「曲禮」下に、「納女於天子、曰備百姓、於国君、曰備酒漿、」とあり、『周禮』天官に、酒人・漿人の下に女酒・女漿が有る。卷五、「節義」の「楚成鄭督」に、「婦人之事、在於饋食之間而已、」とある。

②7 直接の出典ではないが、『禮記』祭義に、「古者天子諸侯、必有公桑蠶室、君、……卜三宮之夫人世婦之吉者、使入蠶于蠶室、……世婦卒蠶、奉繭以示于君、遂獻繭于夫人、夫人曰、此所以為君服与、……及良日、夫人繅、……服既成、君服以祀先王先公、」とあり、「祭義」に、「王后蠶於北郊、以共純服、天子諸侯非莫耕也、王后夫人非莫蠶也、」とある。「月令」には、「季春之月、……后妃齊戒、親東鄉躬桑、禁婦女母覲、省婦使以勸蠶事」と見える。又、『孟子』滕文公下に、「禮曰、諸侯耕助以供粢盛、夫人蠶繅以為衣服、犧牲不成、粢盛不絜、衣服不備、不敢以祭、」とあり、『穀梁傳』桓公一四年に、「天子親耕以共粢盛、王后親蠶以共祭服、」とある。『周禮』天官、内宰には、「中春詔后帥外内命婦、始蠶於北郊、以為祭服、」とあり、『呂氏春秋』上農篇に、「后妃率九嬪蠶于郊、桑于公田」とも見える。「命婦は祭服を成し」(注③2)のことが、「魯季敬姜」に述べられ、『詩』大雅、瞻卯の「婦人無公事、休其蠶織」を引いている。尚、『詩』豳風、七月も桑織のことを述べる。

⑲『易』家人に、「象曰、家人女正位乎内、男正位乎外、男女正天地之大義也、家人有嚴君焉、父母之謂也、父子、弟兄、弟弟、夫夫、婦婦、而家道正、正家而天下定矣、……六二、无攸遂、在中饋貞吉、」とある。尚、注⑳も参照。

⑳『詩』小雅、斯干に、「無非無儀、唯酒食是議、無父母詒罹、」とある。「鄭箋」に、「儀善也、婦人無所專、於家事、有非、非婦人也、有善、亦非婦人、婦人之事、惟議酒食爾」とある。前半の解釈は劉向の考え方と異なる様である。「詩三家義集疏」は、『列女傳』では、「三従」を以て「無非」を、「無擅制」を以て「無儀」を各々解している。即ち「非」を「違」、「儀」を「度」と訓じたものと見ている。従うべきであろう。『士昏禮』記に、「父送女、命之曰、戒之敬之、夙夜毋違命、母施衿結帨曰、勉之敬之、夙夜無違宮事、……庶母……命之曰、敬恭聽、宗爾父母之言、夙夜無怒、視諸衿繫、」とある。

㉑これと同類の表現は「魯之母師」にも用いられている。次注参照。

㉒前注とも関連するが、三従については、『儀禮』喪服（齊衰不杖期）に、「女子子適人者、為其父母、昆弟之為父後者、」とあり、「傳」に、「婦人有三従之義、無專用之道、故未嫁従父、既嫁従夫、夫死従子、故父者子之天也、夫者妻之天也、」とある。又、『大戴禮記』本命篇に、「女者如也、子者孳也、女子者、言如男子之教、而長其義理者也、故謂之婦人、婦人伏於人也、是故無專制之義、有三従之道、在家従父、適人従夫、夫死従子、無所敢自遂也、教令不出閨門、事在饋食之間而已矣、」とある。尚、「魯之母師」注⑳を参照。

㉓『毛詩』魯頌、泂水に、「載色載笑、匪怒伊教、」とある。ここに「匪教」に作るのと異なる。「韓詩外傳」三に三度（伝曰、魯有父子訟者・「当辨之時」・「季孫之治魯也」）、八（曾子有過）にこの詩句を引くが、いずれも「伊教」に作る。王注は、「匪教」は「匪怒」にひかれて誤つたのだと述べるが、歐氏『校證』は、「匪」は「彼」であると論証する。即ち、『左傳』襄公八年に詩を引いて「如匪行邁謀」（小雅、小旻）とあり、杜注に「匪

「彼也」とあること、『毛詩』小雅、桑扈に、「彼交匪敖」とあるを、『左傳』襄公二十七年には、引いて「匪交匪傲」に作ることを証とする。歐氏説は傾聴に価する。『廣雅』釋言に「匪彼也」とある。王念孫（『廣雅疏證』卷五下）は『毛詩』や『左傳』（前引）などに依り、惠棟『毛詩古義』の説（三家詩に「彼」に作るもの存したから、杜注はかくの如く説いたのである）などを引き、『詩』に「匪」を「彼」に作るもの多く、「匪」を従来の如くなべて「非」とのみ訓ずるのは正しくないとする。尚、『左傳』杜注は、「匪彼也」と解するが、『毛詩』小旻の「鄭箋」は、「匪非也」としている。しかし顧炎武『杜解補正』（『廣雅疏證』引）は、「杜解為長」と云っている。

かく見て来るとき、この「匪教」を単に誤りとのみ断ずることはできない。従来の学者の見解をもとにするなら、これはむしろ「魯詩説」では「匪教」に作っていたものと見るが妥当と云わねばならないだろう。

一一、魯の母師

母師は魯の九子の寡母なり。臘日^② 作者を休みて、歳祀す。礼事 畢りて、諸子を悉く召して謂ひて曰く。婦人の義大故有るに非ざれば、夫家を出でず。然れども吾が父母 家に幼稚多くして、歳時 礼理まらず。吾 汝に従ひて、謁ふ、往きて之を監らんと。諸子 皆頓首して許諾す。又た、諸婦を召して曰く、婦人に 三従の義有りて、専制の行無し、少にしては父母に繋かり、長じては夫に繋かり、老ひては子に繋かる。今 諸子 我の私家に帰視することを許す。正礼を踰ゆと雖も、願はくは、少子と俱にして、以て婦人出入の制に備へん。諸婦 其れ房戸の守を慎め。吾 夕にして反らんと。是に於て、少子を僕とし、婦りて家事を辨す。天陰りて、還ること早きに失す。閭外に至りて止まる。夕べにして入る。魯の大夫、台上従り見て之を怪しむ。人をして其の居処を問 視せ使むるに、礼節 甚だ修まり、家事 甚だ理まる。使者 還りて、状を以て対ふ。是に於て、大夫 母を召して之に問ひて曰く。一日 北方従り来りて、閭に至りて止まる。良久し。夕べにして乃ち入る。吾 其の故を知らず。甚だ之を怪しむ。是を以て問ふなりと。母 対へて曰く、妾 不幸にして早に夫を失ひ、独り九子と居す。臘日 礼 畢く事りて閭あり。諸子に従ひて、私家に帰視せんことを謁ひ、諸婦・孺子と、夕にして反らんことを期す。妾恐る、其の醜醜飽は人情の有する所なり。妾の反ること太だ早ければ、敢へて復返せず。故に閭外に止まり、期 尽きて入ると。大夫 之を美とす。穆公に言ふ。母に尊号を賜ひて母師と曰ふ。夫人に朝謁せ使む。夫人諸姫 皆之を師とす。君子謂ふ。母師 能く身を以て教ふと。夫れ礼、婦人 未だ嫁がざれば、則ち父母を以て天と為し、既に嫁げば、則ち夫を以て天と為し、其の、父母を喪するには、則ち降服 一等なるは、二天無きの義なり。詩に云ふ。出でて濟に宿し、禰に飲餞す。女子 行有り、父母兄弟に遠ざかると。

頌に曰く、九子の母 誠に礼経を知る。謁ひて帰し、還反するに、人情を擲はず。德行 既に備はり、卒に其の栄を蒙る。魯君 之を賢とし、号するに尊名を以てす。

〔注〕

①この話の出典は未詳。次伝の注①参照。

②冬至後、三度目の戌の日。又、陰曆十二月八日の称。「風俗通義」祀典に、「謹按、禮傳、夏曰嘉平、殷曰清祀、周曰大蜡、漢改爲臘、臘者獵也、言田獵取禽獸、以祭祀其先祖也、或曰、臘者接也、新故交接、故大祭以報功也、漢家火行衰於戌、故曰臘也、」(『史記』秦本紀、惠文君一二年の「正義」や『左傳』僖公五年、「虞不臘」の「孔疏」等)とある。又、「獨斷」上にも類似的文が見える。「廣雅」釋天では、「臘」を秦代の称と云う。「禮記」郊特牲に、「天子大蜡八、伊耆氏始爲蜡、蜡也者索也、歲十二月合聚万物而索饗之也、……蜡之祭、……黄衣黄冠而祭、……黄衣黄冠而祭、息田夫也」とあり、同『月令』字彙に、「臘先祖五祀、勞農以休息之」と見え、鄭注に、「此周禮所謂蜡祭也、」と云う。尚、孫詒讓『周禮正義』地官、黨正や、春官、籥章などに、臘、蜡について論ずる。

③歐氏『校證』は、『事類賦』五の注・『御覽』三三では、「休作者」を「休家作」に作ることに、『藝文類聚』五には「休家作者」に作ることに目を止め、ここでは「休」の下に「家」字を脱し、「者」は衍字であるとし、「臘日休家作、歲祀礼事畢」となるのが整った文になると述べている。一説である。しかし今、もとのままに読んでおく。

④「孽嬖」の「魯桓文姜」にも、「礼、婦人無大故、則不婦」とある(『魯桓文姜』の注③参照)。「禮記」雜記下に、「婦人非三年之喪、不踰封而弔、」とある。「大故」について、『孟子』滕文公上に、「今也不幸至於大故、」とある。趙注には、「大故謂大喪」と云う。又、『禮記』曲禮上に、「女子許嫁、纓、非有大故、不入其門」とあり、鄭注は、「大故、宮中有災變若疾病、乃後入也、」と云う。

⑤王注は、『北堂書鈔』(一五五)引では「礼」を「祀」に作ると云う。ところが『書鈔』一五五引には「礼」に作る。王氏の指摘するのはこれ以外の処なのであろうか。歐氏『校證』は、『事類賦』五の注・『御覽』三三引

に、「祀」に作ることを参考にし、上文の「歲祀」を承けているものと見て、ここは「礼」は誤りであり、「祀」に作るのが是であると云う。一理はあるが、「礼畢」の語も見えるから、強いて「祀」に改めなくても良いのではなからうか。

「四部叢刊」本は、「然吾父母家幼稚」に作る。歐氏は、『北堂書鈔』一五五・『藝文類聚』五・『御覽』四三〇引にはいずれも「幼」の上に「多」字が有り、ここに補うべきであるとする。

⑥王注は、「謁告也、監視也」と云う。『御覽』人事部（四三〇）引注に、「謁請也、監視也」とあるのを引く。蕭注は更に曹元忠が同「時序部」（三三三）引注には、「謁告諸子欲往」と見えると指摘するのを付加している。

⑦歐氏は、『藝文類聚』五・『御覽』四三〇では、「頓」を「稽」に、「許」を「唯」に作ると指摘している。

⑧婦人の義に関する同類の表現は、「鄭孟軻母」（同伝注②⑩等を参照）にも見える。『穀梁傳』隱公二年に、「婦人在家制於父、既嫁制於夫、夫死從長子、婦人不專行、必有從也、」とある。又、『禮記』郊特牲に、「婦人從人者也、幼從父兄、嫁從夫、夫死從子、」とある。『白虎通』嫁娶篇に「嫁娶者何謂也、嫁者家也、婦人外成以出適人為家、娶者取也、男女者何謂也、男者任也、任功業也、女者如也、從如人也、在家從父母、既嫁從夫、夫死從子也、傳曰、婦人有三從之義焉、」とある。

原文「少繫於父母」について、梁注は、『藝文類聚』歲時部下（五）・『御覽』（四三〇）に依って、「於」字を校増したと云う。『四部叢刊』本・『文選樓叢書』本には、「於」字は無い。

⑨「雖踰正礼」について、歐氏は、『藝文類聚』五にては「正」を「婦」に作ると云う。

⑩「婦辨家事」について、王注は「辨、俱也、俗字作辦」と云い、梁注は『御覽』（四三〇）に「辦」とあるのを掲げ、「辨辨古今字」と云う。

⑪王注は、『北堂書鈔』では「失」を「太」に作ると云い、梁注は『御覽』（三三三）には「太早」に作るとする。

蕭注は「如失入失出之失、即太早義、」と述べている。

⑫ 王注に依れば、閨は里門。還るのが早すぎたので、家人に姿を見せまいとしたのであると注している。

⑬ 梁注は、『御覽』（三三三・四三〇）では「夕」字上に「待」字が有ると指摘する。歐氏は『事類賦』五の注にも同じく「待」字が有る。今本は脱したのであるとする。今、原文のまま読んでおく。

⑭ 蕭注は、「閨」は、『左傳』（莊公八年）の「無寵、使閨公」の「閨」の如きであると述べる。

⑮ 梁注は、『御覽』（四三〇）では、「一日」を「母」に作り、「閨」の下に「外」字が有り、「夕」字が無いことを指摘している。

⑯ 「臘日」について、『四部叢刊』・『文選樓叢書』では「臘月」に作る。王注は、「月」は「日」に作るべきであると云う。梁注は、旧本は「月」に誤っていたが、『御覽』（四三〇）に従って改めたと云う。伝の初にも「日」とあるから、ここも「日」に作るのが当然であろう。

⑰ 王注は、『北堂書鈔』では「禮」を「祀」に作り、「事」字が無いと云う。尚、「畢事」は「事畢」かも知れぬ。

⑱ 「醕醢醉飽」について、王注は、醕醢とは合錢して酒を買い会飲することだと説明する。梁注には、『御覽』（四三〇）注に、「醕醢、合聚飲酒也」とあるのを引く。蕭注は、『禮記』禮器に、「周礼其猶醢与、」とあり、鄭注に、「合錢飲酒為醢」とあるのを紹介する。尚、歐氏は、『事類賦』五注・『御覽』三三三には「醢」を「歠」に作る」と指摘している。

⑲ 歐氏は、『事類賦』五注・『御覽』三三三では、「所」を「公」に作ると指摘する。

⑳ 梁注は、『御覽』（四三〇）では、「失早」に作ると云う。しかし『御覽』三三三では「太」字が無い。歐氏は『事類賦』五注にも「太」字が無いことを指摘している。

㉑ 「期尽」について、梁注は『御覽』（四三〇・三三三）が「尽期」に作ると云う。

②②「穆公」について、梁注は『御覽』（四三〇）がこの二字を重ねていると指摘する。しかし卷三三には、「穆公云々」となっている。

魯の穆公については、『史記』魯世家には「子顯立、是為穆公、穆公三十三年卒、」とあるのみである。『孟子』公孫刃下、孟子が齊を去る時のことを記した部分に「昔者魯穆公無人乎子思之側、則不能安子思、泄柳申詳無人乎穆公之側、則不能安其身」とあり、「告子」下には、「魯穆公之時、公儀子為政、子柳子思為臣、魯之削也滋甚、」とある。こまかいことであるが、この話を魯の穆公の時とするなら、時代の先後より考えれば、この母師の伝は先の「鄒孟軻母」の前に置くべきであろう。なぜなら劉向は孟子が子思に師事したとするのであるから。しかし視点を變えて話の形式的な類似に基づいて判断すれば、これ以下の三伝はここに連なるのがむしろ妥当とも思われる。尚その上、この三伝について、時代順や形式のことを更に加えて比較してみると、この伝の穆公はBC5C→4C、次の安釐王はBC3C、次の宣王がBC4Cに各々在位していること、「魯之母師」・「齊田稷母」には共に終の「此之謂也」が無い等の形式が似ているから、「魏芒慈母」伝が、三伝の内ではいちばん後に置かれるべきかと思われる。ただしかし作者がそこまで厳密に序列したかどうか明確ではない。

②③梁注は、「朝謁」を旧本は「明請」に誤っている。『御覽』（四三〇）に従って校改したと云う。蕭注には王念孫の説を引く、即ち、「明請」では意味が通じない。「明」は「朝」の誤りであろうと云う。「四部叢刊」・「文選樓叢書」ともに「明請」に作る。「請」には謁の意があるから良いとしても、「明」については王氏説に従うべきであろう。

②④「無二天之義也」について、王注は、天は君。婦人は夫を君とし、二尊無しであると云う。蕭注は、『儀禮』喪服の斬衰三年の「女子子在室、為父」をあげ、齊衰不杖期より、「女子子適人者、為其父母昆弟之為父後者、傳曰、為父、何以期也、婦人不式斬也、……婦人有三從之義、……故父者子之天也、夫者妻之天也、婦人不式斬者、

猶曰不忒天也、婦人不能忒尊也、」を掲げている。尚、前注④及び⑧を参照。

②「毛詩」邶風、泉水に、「女子有行、遠父母兄弟、」とある。又、「鄘風、蝮蝮」・「衛風、竹竿」にも同じ詩句が見える。「毛序」に依れば、各々「泉水、衛女思婦也、嫁於諸侯、父母終、思婦寧而不得、故作是詩、以自見也、」・「蝮蝮、止奔也云々」・「竹竿、衛女思婦也、適異固而不見答、思而能以礼者也、」とある。『詩三家義集疏』には「三家異義なしとしている。『列女傳』のここがいずれと深く関連しているか明確にはできないが、少なくとも「蝮蝮」は除外して良いであろう。

王注は、この詩の下に、「此之謂也」四字が脱すると云う。「母儀」中これが無いのは、ここと「齊田稷母」である。その他、「湯妃有嬖」は「其有嬖之謂也」で終わる。単に形式面から見ると、この四字は脱落したと考えるべきであろう。

一三、魏の芒の慈母

魏の芒の慈母は、魏の孟陽氏の女にして、芒卯の後妻なり。三子有り。前妻の子五人有りて、皆慈母を愛せず。之に遇すること甚だ異なるに、猶ほ愛せず。慈母乃ち其の三子に命じて、前妻の子と衣服・飲食を齊しうするを得ざらしめ、起居進退甚だ相ひ遠つ。前妻の子猶ほ愛せず。是に於て、前妻の子魏王の令を犯し、死に当たる。慈母憂戚悲哀し、帶圍尺を減ず。朝夕勤勞して以て其の罪を救はんとす。人慈母に謂ふ有り。曰く、人母を愛せざること至甚なるに、何為れぞ。勤勞憂懼の此くの如くなるやと。慈母曰く、如し。妾の親子たれば、妾を愛せずと雖も、猶ほ其の禍を救ひて其の害を除かん。独り仮子に於てのみ為さざれば、何ぞ凡母に異ならん。其の父其の孤なるが為めにして、妾をして其の繼母為ら使む。繼母は母の如し。人の母と為りて其の子を愛する能はざれば、慈と謂ふ可きか。其の親に親しみて、其の仮に偏すれば、義と謂ふ可きか。不慈にして且つ無義なれば、何を以てか世に立たん。彼愛せずと雖も、妾安くんぞ以て義を忘る可けんやと。遂に之を訟ふ。魏の安釐王之を聞き、其の義を高しとして曰く。慈母此くの如くするに、其の子を救はざる可きかと。乃ち其の子を赦し、其の家に復す。此れ自り五子慈母に親附すること雍雍として一なるが若し。慈母礼義の漸を以てして、八子を率導す。咸魏の大夫卿士と為り、各々礼義を成す。君子謂ふ。慈母心を一にすと。詩に云ふ。尸鳩桑に在り。其の子七つ。淑人君子其の儀一つ。其の儀一つ。心結ぶが如しと。心の均一を言ふなり。尸鳩一心を以て七子を養ふ。君子一儀を以て万物を養ふ。一心以て百君に事ふ可し。百心以て一君に事ふ可からず。此の謂なり。

頰に曰く、芒卯の妻、五子の後母なり。慈恵仁義もて、仮子を扶養す。吾を愛せずと雖も、拳拳たること親の若し。繼母斯くの若き亦た誠に尊ぶ可し。

(注)

①この話の典拠も詳かでない。しかし「魯之母師」・「齊田稷母」と話の形式はよく似ている。即ち、母としての

立場を弁えて子への教訓に努めた女性が、終には国君に知られ、称えられるというものである。「魯之母師」注②参照。

芒卯は『戰國策』魏策などにその名が見える。魏の将である。「西周策」には「孟卯」と見える。「秦策」には、秦昭王の言として、「孟嘗芒卯之賢」とある。梁注は、「淮南子」汎論訓（孟卯妻其嫂、有五子焉、然而相魏、寧其危、解其患）の注、「孟卯齊人也、及為魏臣（能安其危解其患也、戰國策曰芒卯也、）」を引き、「芒」と「孟」とは古くは同声と云う。ところで『淮南子』の記載に依れば、『列女傳』のこの記載のもとになる話はやはり存在していたらしく思われる。

②「遇」について、王注は、遇とは接見することであり、五子に接見すること、その礼数を異にして、己の子と同じくしなかつたことを云うのだとする。

③「人不愛母至甚也」について、「四部叢刊」本にはこの一句がない。歐氏はこれを補うべきであると云っている。

④「四部叢刊」本は、「何如」に作る。歐氏は「何為」に改むべきであると指摘している。

⑤「凡母」について、梁注は「温公家範」では「凡人」に作ると述べている。

⑥蕭注は、『儀禮』喪服、齊衰三年の「繼母如母」を紹介している。「傳曰、繼母何以如母、繼母之配父、与因母同、故孝子不敢殊也、」とある。尚、『儀禮』には続いて「慈母」を説き、「慈母如母、傳曰、慈母者何也、傳曰、妾之無子者、妾子之無母者、父命妾曰、女以為子、命子曰、女以為母、若是、則生養之終其身如母、死則喪之三年如母、貴父之命也、」とある。このあたりの慈母の言には、『儀禮』のこの部分の記載が微妙に影響している如く感じられる。

⑦「遂訟之」を、「四部叢刊」本では、「遂説之」に作る。歐氏も「訟」に改めるべきであると云っている。

⑧「可不救其子乎」について、「四部叢刊」本は、「救」を「赦」に作る。王注は、「赦」に作るべきであり、字形

の誤りであると云っている。梁注は、「救一本作赦」とする。歐氏も「救」に作るべきであると云っているが、今一応「救」のまま読んでおいた。

⑨「復」について、王注に、徭役を除くことであると云う。「漢書」高帝紀上に、「復勿租稅二歲」とあり、師古注に、「復者、除其賦役也、」と云う。ここは、拘束を解いて家に返した意とも取れるが、上に「赦」があるから、これを恩賞と解することもできる。ただ、「齊田稷母」には「復其相位」とある。

⑩臧庸「列女傳補注校正」に、胡承珙の説を引く、即ち、「説苑」反質にては、「養」を「理」に作ると指摘している。

『説苑』反質篇の、「信鬼神者失謀云々」の項に、この同じ詩を引いて、「傳曰、尸鳩之所以養七子者一心也、君子之所以理万物者一儀也、以一儀理物、天心也、五者不離、合而為一、謂之天心、在我能因自深結其意於一、故一心可以事百君、百心不可以事一君、」と云う。又、同「談叢」篇にも、「一心可以事百君、百心不可以事一君、」の句が見える。この句は、『晏子春秋』内篇問下の二九章に、「一心可以事百君、三心不可以事一君、」と見え、外篇重而異者一九章にも同じ句が使用されている。又、これを『孔叢子』詰墨篇に引き、「三心」を「百心」に作る。『淮南子』繆稱訓には、「故兩心不可得一人、一心可以得百人、」とある。『風俗通』過譽篇に、「謹按、詩云、淑人君子、其儀不忒、正是四国、傳曰、一心以事百君、百心不可事一君、」とある。

『毛詩』曹風、鳩鳩に、「鳩鳩在桑、其子七兮、淑人君子、其儀一兮、其儀一兮、心如結兮、」とある。『毛序』には「鳩鳩、刺不壹、」と云うが、陳喬樞（『詩三家義集疏』引）は魯詩説には譏刺の意がないと述べている。『韓詩外傳』二の「夫治氣養心之術……是以君子務結心乎一也、」の項にこの詩句を引く。

一四、齊の田稷の母

齊の田稷子の母なり。田稷子 齊に相たり。下吏の貨金百鎰を受けて、以て其の母に遺る。母曰く、子 相たること三年なり。禄 未だ嘗て多きこと此くの若くならず。豈に士大夫の費を脩めるや。安くにか此を得る所ぞと。対へて曰く、誠に之を下より受くと。其の母曰く、吾聞く、士は身を脩め行を潔くして、苟 得を為さず。情を竭し実を尽くして、詐偽を行はず。非義の事 心に計らず。非理の利 家に入れず。言行 一なるが若く、情貌相ひ副ふ。今 君 設官して以て子を待し、厚禄以て子に奉ず。言行には則ち以て君に報ず可し。夫れ人臣と為りて、其の君に事ふること、猶ほ人子と為りて 其の父に事ふるがごときなり。力を尽くし能を竭くし、忠信にして欺かず。務むること忠を効すに在りて、死を必し 命を奉ず。廉潔 公正なり。故に遂げて而も思ひ無し。今 子は是に反し、忠に遠ざかる。夫れ 人臣と為りて不忠なるは、是れ人子と為りて不孝なり。不義の財は吾が有に非ざるなり。不孝の子は吾が子に非ざるなり。子 起てと。田稷子 慚じて出ず。其の金を反して、自ら罪を宣王に帰し、誅に就かんことを請ふ。宣王 之を聞き、大いに其の母の義を賞し、遂に稷子の罪を舍す。其の相位を復して、而して公金を以て母に賜ふ。君子謂ふ、稷の母 廉にして化する有りと。詩に曰く、彼の君子、素殮せずと。功無くして禄を食むは 為さざるなり。況んや金を受くるに於てをや。頌に曰く、田稷の母 廉潔にして正直。子の 金を受くるを責めて 以て不徳と為す。忠孝の事 材を尽くし力を竭くす。君子 禄を受けては 終に素食せず。

〔注〕

①この話の典拠は恐らく次の話であろう。『韓詩外傳』卷九に、「田子為相、三年婦休、得金百鎰奉其母、母曰、子安得此金、対曰、所受僸禄也、母曰、為相三年不食乎、治官如此、非吾所欲也、孝子之事親也、尽力致誠、不義之物、不入於館、為人臣不忠、是為人子不孝也(旧本にては「為人子不可不孝也」)、趙懷玉校本にては「為

人臣不忠、是為人子不孝也、」、ここは許維通『韓詩外傳集釋』に依る、子其去之、田子愧慙走出、造朝還金、退請就獄、王賢其母、說其義、即舍田子罪、令復為相、以金賜其母、詩曰、宣爾子孫承承兮、言賢母子賢也、」とある。この田子がなぜ『列女傳』では田稷子となっているか不詳。『韓詩外傳』では王も宣王と明確にはしていない。宣王の時には有名な田駢が思いかぶが、風貌・行跡ともにこれに結び付くものはない。

②「貨」について、王注は「貸」の誤りではなからうかと云う。理由として、恐らく、田稷は奉祿の余りを人に貸しつけて利息を取っていたのであろう。『韓詩外傳』で、田子はこの金を受くる所の俸祿ですと云っている。もしも下吏から貨賂を受けて金を得たのなら、心のよごれた人であるが、賢母にして是の子有りと云っているから、其の母より考えても、田子が貨賂を受ける様な人とする事はできないと論じている。王氏の指摘は興味深いが、うがち過ぎて偏狭な感情論に陥っている。『韓詩外傳』もはっきり、「不義之物、不入於館」・「田子罪」などがあるから、むしろ貨賂と考える方が自然ではなからうか。『列女傳』の場合も同様に見て良いと思う。田稷子は「誠受之於下」と云い、母も「不義之財」と云っている。又、「頌」には、「責子受金」とある。やはり貨賂と解する方が自然である。蕭注も貨賂を是とする。即ち、「受之於下」・「反其金、歸罪於宣王、請受誅」とあり、人に貸して利息を収めることは『周禮』（地官、泉府に、「凡民之貸者……以国服為之息、」）にも見えることで大罪には至らない。又、人に貸して利息を取ること「貸金」とは云わないと論じている。尤もな指摘と思われる。

③梁注は、「脩」字疑うらくは譌と云う。しかしこのままでも読める。

④母の言葉「吾聞士修身潔行」以下は、『韓詩外傳』の母の言葉を敷衍したものである。ただ、『韓詩外傳』では、親に仕える孝子の問題から説きはじめるが、『列女傳』ではこれを士の問題として把握しなおして論を展開する。忠と孝とを関連づける見方は一致するが、『列女傳』では、忠を孝に結び付けて、更に、「不孝之子、非吾

子也、」と厳しく断定的な口調でしめくられる。これは、孝を忠の下に従属せしめる理念が、ほとんど抵抗なく受け入れられる世情、ないしはこの理念の確立が要請された政治的社会的状況等を想像させるのである。忠が孝に先行する理念は、個々の人間的情愛や家族関係の閉鎖的絶対性は認めないで、すべてが国家倫理の下に統制されることを容認しむしろ強制さえする。この田稷の母は、忠の指令の下に在って厳しく忠の家族的形態としての孝を要求する国家倫理そのものである。ここでは母子の閉鎖的な愛などは全く価値を認められていない。この様な状況は夫婦の場合でも例外ではない。例えば「節義」の「蓋将之妻」で、君主が戎に殺されて、後を追って自殺したが図らずも救われた蓋将丘子は、妻から、「君亡不死非忠也」となじられる。なお妻子の私愛に未練を持つ丘子に対して、妻は「棄忠臣之公道、嘗妻子之私愛、……吾不能与子蒙恥而生焉、」と云いのこして自殺する。又「周主忠妾」は、忠のために私情をおさえて苦に堪え終には自殺せんとする。又、「魏節乳母」は、秦軍から追われる公子をかばって供に死する。従って、以上の如き理念の下では、自らの情念や論理に生きんとする者は、生存の基盤を放棄しなければ、それは全うできない。「賢明」の「楚接輿妻」は、楚王からの招聘を断る決心をした接輿に対し、「君使不従、非忠也、従之又違、非義也、不如去之」と説いて、共に居所を去っていく。このことは「楚老萊妻」「楚於陵妻」の場合も略同様である。これは、逆に観ると、叛逆や個性的な生き方を一面では許容する思想であるとも解釈できそうだし、隠逸是認の同一線上に在ることも否定できないのだが、そして儒教の思想がこの様な要素をも広く包んでいることも確かなのだが、『列女傳』の場合には、これと質を遠くへだてる明確なる理念が存在する。即ち、自らの論理に生きるためには、彼らは、安住する日常生活の基盤を放棄しなければならない。このことは実は、忠義を外れては生きてゆけない「節義」中の女性達と同様の理念の中で処理されていることが分かるのである。即ち隠逸的存在を志向する彼等は、忠義を遵守することで保証される日常的な自分を一旦殺さなければならぬのである。隠逸是認へは実際にはかなり隔りがある。

ところでこの様な母や妻の生き方や人間関係のとらえ方を、ただ単に人間的な情愛を知らない、母や妻であることを忘れた女性と断定して良いであらうか、それは否である。時代環境と人間観の異なつた場に在る我々が、彼女等の特殊な人間的な情愛や女性らしさの様子を具体的に把握できないために決めつけているだけなのだと思ふべきだろう。母の役割が、外から加わる様々な危機を排除し、子の安らかな成長と社会環境への適応を希求するところに在るとすれば、強大な国家倫理の下では、先ず母は、閉鎖的な親子の情愛によつてではなく、その置かれた社会環境が望む様な母として子に接触せねばならないであらう。即ち孝を實踐し忠義に生きることを身を持つて教えることが、ここでは即ち母の愛とならざるを得ないことになるのである。その結果、子や夫が程良く社会に適応してゆける存在となるなら、これ等の母が、個人的な情愛を強く否定して、厳しく冷酷に子に対応している様に見えても、実は力いっぱい母として生きた女性として彼女等は評価されても良いことにならう。もうすこし云い方を変えらるなら次の様にも云えるだろう。子を生んだ母は、子に加わる様々な危険を忌避して、本来、閉鎖的な保護愛に彼をとじ込めたままにしてしまおうとする心理傾向があるう。しかし、子が、やがては己の保護が完全にはとどき得ぬ、社会的存在として生きねばならないこと、己の死後を生き続ける己の生命でもあること等を、当然彼女は自覚せざるを得ないから、母は己の中に巣くうところの、社会の影響力を排除して己の子を抱き込もうとするこだわりの情愛を、やがては自ら克服せねばならない。いかなる時代の母も、子を可能な限り高度に社会に適応できる存在として成長せしめなければ、人間社会の母とはなれないのであるから、母は一面、社会の価値観をそのままわが子を導くための基準とせざるを得ない存在でもあることを認めておかねばならないであらう。『列女傳』の母や妻の中に、忠孝の理念にのりうつられて自らを売り渡したかの如く、子や夫を厳しく非情に規制する者が見られても、その様に導くことが最高の社会適応に至る道程を歩んでいるのであれば、彼女を、人間的な情愛を否定した、又はこれを放棄した非情な存在と単純

に規定することはできないであろう（ただし例えば季敬姜の如く、母の期待が子の可能性を越えて高すぎる場合（九、の注④）にはいささか問題は残る）。時代や空間を越えて、母の情愛の表出の形が、その社会環境に依つて異なっているに過ぎないのだ。だから例えば、このことを一度動物の世界における母性の問題の特殊な姿というとは離れたとも思える観点からとらえてみると、我々はもつと寛大に理解できることになるはずである。それはそれとしても、前漢末から後漢時代に、いかに儒教倫理が盛行したとしても、現実には、『列女傳』に示す様な典型的な女性の実はどれ程も存在しなかつたであろう。ここでこれが極端な姿になっているのは、これが実話ではなく、思想学者劉向が、古典の原資料を用いて、自己の期待を込めた典型的な人物に彼女等を仕立てあげたからで、とりあげた人物自体も、現実の彼女等とはひどくかけ離れた存在であるに違いないのだ。そしてまた少し視点を変えるなら、特に後漢時代以後の人々が、この様な典型的な人間像に強い影響を受けたことも否定できないところであり、様々な典型的な人物が実在したことも事実とせねばならないであろう。

(補) 魯の師氏の母^①

魯の師の春姜は、魯の師氏の母なり。其の女を嫁す。三たび往きて三たび逐はる。春姜 故を問ふに、其の室人を輕げしを以てす。春姜 其の女を召して之を笞ちて曰く、夫れ婦人 順従を以て務と爲し、貞 愆をもて首と爲す。故に、婦夫に事ふるに五有り、平旦 纒笄（たづな）して朝するには、^③則ち君臣の敵有り。沃盥（たらい）して饋食するには、則ち父子の敬有り。報反して行くには、則ち兄弟の道有り。必ず期し必ず誠あるには、^④則ち朋友の信有り。寢席の交ありて、然る後夫婦の際有るなりと。君子 春姜を謂ひて曰く、陰陽の順逆を知ると。

(注)

①「四部叢刊」本や「文選樓叢書」本にはこの伝を設けない。

王注は、「補」として「魯師氏母」を設け、『毛詩』齊風、鷄鳴の疏に引く『列女傳』(次の梁注に紹介)を引く。

梁注は、宋の王回序に「每篇、皆十五伝」とあるのに、今、「母儀」には十四伝しかないことに注目し次の如く論ずる。即ち、『類聚』(二五)后妃部・『御覽』(一三五)皇親部一引『列女傳』に、「黃帝妃曰嫫母、於四妃之班居下、貌甚醜而最賢、心每自退、」とあり、呉騫はこれを今本の首に補った。『北堂書鈔』(二二五)后妃部三に、「心每自退」とあつて「出列女傳」と云い、『御覽』(一三五)注には「余同呂氏」とある。『呂覽』遇合篇に、「嫫母執乎黃帝、黃帝曰、厲女德而弗忘、与女正而弗衰、雖惡奚傷、」とある。さすればこれらの数語がもと『列女傳』に存在したのであろう。又、『毛詩』齊風、鷄鳴疏に引く『列女傳』には、「魯師氏之母齊姜、戒其女曰、平旦纒笄而朝、則有君臣之敵、」とあり、顧廣圻はこれこそが欠落した一伝だと考えている。ところで

『御覽』（五四一）禮儀部二〇には、師氏母についての全文を引用していると指摘している。

蕭注は、「母儀」に一伝が欠けていることを認め、王照圓本が「魯師氏母」を補ったのを是とする。ただ内容的には梁注の指摘する文の方がよりすぐれているとする。又、この標題名（魯師氏母）や伝の内容からして、これが「母儀」中のものであることは疑えない。これに対して嫡母の伝は「母儀」中のものですべき積極的証拠がない。呉氏がこれを採用したのは正しくない。むしろその内容からして、「貞順」の首に列すべきではなからうか（「心每自退」は「順」に合し、「与女正而弗衰」は「貞」に合する。曹元忠は「与汝正」は即ち「与汝貞」であり、宋、仁宗の諱を避けて改めたのだと云う）と論ずる。

以上の諸説より、嫡母の伝を「母儀」に列するのは、その「母」にひかれたためであろうが、この処置の欠点は蕭氏の指摘のとおりであろう。「魯師氏母」をここに列すべきとする蕭氏の考えにも略従える。梁注が『御覽』に見えるこの伝の文を全文とする考えには従いかねる。『御覽』の例からして、正確な全文が載せられていることはまず期待できないし、この全体を見ても、「詩曰云々」も「頌曰云々」も無い。もしこの伝が原本『列女傳』に採録されていたとすれば、全体はもう少し長かったであろう。又、内容から考察すると「齊女傅母」の性格に通ずるものがあるから、順序からすれば、この伝の後に列せられていたものかと想像される。

標題について、蕭注は、曹元忠が、全書の例から、「魯師春姜」とすべきであると云うのを引く。興味深い指摘である。しかし今一応王注本の標題に従っておく。

②『風俗通』（通志）氏族略、『古今姓氏書辨證』（三等引）に、「師氏、……魯有師乙、」とある。

③王注は、『儀禮』士昏禮の「纒笄」の鄭注を引き、縵髪であり、纒は広さ幅（二尺二寸）、長さ六尺のきれである。笄は今時の簪にあたりと説明している。

④蕭注引曹元忠は、『儀禮經傳通解』昏義引には「受期、心誠」に作ると云う。

七、晉獻の驪姫

驪姫は、驪戎の女にして、晉獻公の夫人なり。初め、獻公 齊に娶りて、秦穆夫人、及び太子申生を生む。又、二女を戎に娶りて、公子重耳・夷吾を生む。獻公 驪戎を伐ちて之に克ち、驪姫を獲て以て帰る。奚齊・卓子を生む。驪姫 獻公に嬖せらる。齊姜 先に死す。公 乃ち驪姫を立てて以て夫人と爲す。驪姫 奚齊を立てんと欲す。乃ち弟と謀る。曰く。一朝 朝せざる時、其の間^⑥に刀を用ひて、太子と公子とを逐^おひて問^たつ可きなりと。是に於て、驪姫乃ち公に説きて曰く、曲沃は君の宗邑なり。蒲と二屈^⑦とは君の境なり。以て主無かるべからず。宗邑 主無ければ則ち民畏れず。辺境 主無ければ則ち寇心^{あだ}を開かん。夫れ寇 其の心を生じ、民 其の政を嫚^{あざ}るは、国の患^{うれ}なり。若し太子をして曲沃を主り、重耳をして蒲に居り、夷吾をして二屈に居ら使む。□□^⑧驪姫、既に太子を遠ざく。乃ち夜泣く。公其の故を問ふ。対へて曰く、吾聞く、申生 人と爲り甚だ仁を好みて強、甚だ寛恵にして民に慈ありと。今 君 我に惑ひて必ず国を乱さんと謂ひ、乃ち国民の故を以て強を君に行ふこと無からんや。君未だ命を終へずして歿すれば、君其れ奈何せん。胡ぞ我を殺さざる。一妾を以て百姓を乱すこと無かれと。公曰く、其の民を恵みて其の父を恵まざるかと。驪姫曰く、民の爲めにすると父の爲めにすると異なるなり。夫れ君を殺して民を利するに、民 孰か戴かざらん。苟も交に利して寵を得、乱を除きて衆説ばば、孰か欲せざらん。其の君を愛すと雖も、欲 勝へざるなり。若し村に良子有りて、先ず紂を殺し、其の悪を彰はすこと母くんば、釣^ひしく死するも、必ずしも手を武王に仮りて以て其の祀を廢すること母からん。吾先君武公 翼を兼せて自り、楚穆 成を弑するまで、此れ皆 民の爲めにして親を顧みず。君 早く凶らざれば、禍且に及ばんとすと。公懼れて曰く、奈何にしてか可ならんと。驪姫曰く、君 何ぞ老^いして之に政を授けざる。彼 政を得て之を治むれば、殆んど將に君を釈^ゆさんかと。公曰く、不可なり。吾 將に之を凶らんとすと。此れ由り太子を疑ふ。驪姫乃ち人をして公命を以て太子に告げ使めて曰く、君 夢に齊姜を見る。亟^いに往きて祀れと。申生 曲沃に祭り、福を絳^しに帰る。公 田^ちして在らず。驪姫 福を受く。乃ち鳩を酒に置き、毒を脯^うに施す。公 至りて申生を召し、將に胙^ひせしめんとす。驪姫曰く、食外自り来る。試さざる可からざるなりと。酒を地に覆す。地 墳^かる。申生 恐れて出づ。驪姫 犬に与ふ。犬 死す。小

臣に飲ましむるに、小臣^⑩之に死す。驪姫乃ち天を仰ぎ心を叩きて泣き、申生を見て、哭して曰く、嗟乎、国は子の国なり。子何ぞ君と為るを違しとするや。父の恩有るも之を忍ぶ。況んや国人をや。父を弑して以て利を求むるも、人孰か之を利とせんと。獻公人をして太子に謂は使めて曰く、爾其れ之を圖れと。太傅里克曰く、太子入りて自ら明らかにならば、以て生く可し。不れば則ち以て生く可からずと。太子曰く、吾が君老いたり。若し入りて自ら明らかにならば、則ち驪姫死して、吾が君安からずと。遂に新城の廟に自縊す。公遂に少傅杜原款を殺し、闕楚をして重耳を刺せ使めんとす。重耳狄に奔る。賈華をして夷吾を刺せ使めんとす。夷吾梁に奔る。尽く羣公子を逐ふ。乃ち奚齊を立つ。獻公卒し、奚齊立つ。里克、之を殺す。卓子立つ。又た之を殺す。乃ち驪姫を戮し、鞭ちて之を殺す。是に於て、秦夷吾を立て、是れを惠公と為す。惠公死し、子圉立つ。是れを懷公と為す。晉人懷公を高梁に殺し、重耳を立て。是れを文公と為す。乱五世に及びて然る後定まる。詩に曰く、婦に長舌有るは、惟れ厲の階と。又た曰く、哲婦城を傾くと。此の謂なり。

頌に曰く、驪姫 継母にして、晉獻を惑乱す。謀りて太子を譖し、毒酒もて権を為す。果して申生を弑し、公子 出奔す。身は又た幸に伏し、五世 乱昏す。

〔注〕

①『左傳』莊公二八年に、「晉獻公娶于賈、無子、烝於齊姜、生秦穆夫人及太子申生、又娶二女於戎、大戎狐姬生重耳、小戎子生夷吾、晉伐驪戎、驪戎男女以驪姫、婦生奚齊、其娣生卓子」とある。なお齊姜について、杜注は「齊姜武公妾也」という。『列女傳』が齊姜を「聚於齊」とするのと異なる。

②梁注は「本穀梁說」という。蕭注は『公羊傳』にも奚齊卓子は驪姫の子としていと補説している。『穀梁傳』僖公一〇年に、「晉獻公伐虢得麗姫、獻公私之、有二子、長曰奚齊、稚曰卓子」とあり、『公羊傳』僖公一〇年にも、「奚齊卓子者驪姫之子也」とある。『左傳』莊公二八年（前注①）・僖公四年では、驪姫が奚齊を生み、娣が卓子を生んだと云っている。『國語』晉語一にも、「獻公伐驪戎、克之、滅驪子、獲驪姫以婦、立以為夫人、生

奚齊、其娣生卓子、」とある。『史記』晉世家も、「驪姫弟生悼子」とする。

③『史記』齊世家に、「太子申生其母齊桓公女也、曰齊姜、早死、」とある。『史記會注考證』は陳仁錫の説を引いて、『左傳』によれば齊姜は武公の妾である、武公の末年に齊桓公は初めて立ったのであり、その女であるとは云えないと述べている。因みに齊桓公はBC685に即位、晉獻公はBC676に即位している。女が即位以前の子と想定できるなら、陳説必ずしも妥当とは云えまい。

④『國語』晉語一に、「驪姫請使申生処曲沃、以速嵬、重耳処蒲城、夷吾処屈、奚齊処絳、以徹無辱之故、公許之、」とあり、「公將黜太子申生、而立奚齊、」とあり、「公之優曰施、通於驪姫、驪姫問焉曰、吾欲作大事、而難三公子之徒、如何、驪姫賂二五、」とあるから、申生と二公子との追放を画策した張本人は驪姫で、施に知恵を借りて二・五に賂して公を動かさせたことになる。『左傳』莊二八年では「驪姫嬖、欲立其子、賂外嬖梁五、与東闕嬖五、使言於公云々、」となっていて、驪姫をそそのかす施は登場しない。『史記』になると更に前二者と異なり、公子廃立の意は獻公より出た様にまとめられ、「十二年、驪姫生奚齊、獻公有意廢太子、」となっている。

驪姫を寵愛したことが原因で太子を遠ざけようとする公の気持が形成されるのであるから、公子流浪の原因に姫がかかわっていることは否定できないが、この部分では、『國語』・『左傳』、更には『列女傳』における程に驪姫はきめ細かな謀略を廻らす女性とは扱われず、公の意の方がむしろ強調されている。又、以上の先行文献よりすると、『列女傳』に於ける娣の扱いは特異である。即ち、『國語』に於ける施の役割はここでは娣に置き換えられ、その入知恵の内容も先行文献とは異なっている。

⑤この部分は先行文献には見えない。驪姫に策謀を唆す施（『國語』）の言葉は、「早処之、使知其極、夫人知極、鮮有慢心、」とある。恐らく劉向はこの施の役割を娣に置き換えたものであろうが、『國語』で、地位の極限を知らせることを目的として公子等を各々の地に居らせるように画策したのに比べ、ここは直接に放逐して間て

よと説くのであるから、簡略にして手ぎわ良くまとめあげられていることが分かる。

「一朝不朝、其間用刀」は明瞭に読みきれない。「用刀」を、梁端・王照圓・蕭道管の本ではこのままに作るが、「四部叢刊」本では「容刀」に作る。王注によれば、「間は隙なり、言ころ、朝せざるの時、甚だ少きのみ、便ち其の間に乗ずる有りて、而して刀を用てこれを中傷すること、上官桀等、燕王の書を詐り為りて、霍光出沐の日を伺ひてこれを奏して、以て光を害せんと欲するが如し、」という。今一応王注に従つて解する。

⑥『國語』では、施の言によつて、驪姫が申生を讒せんがため二五に賂して公に云わせたことになつてゐる。『左傳』では、我が子奚齊を立てんと望む驪姫が梁五と東閼嬖五に賂して公に進言させる。『史記』では、太子を廃せんと考えた獻公自身の意として記述される。劉向は驪姫が直接公に説いたように設定し、先行文献における取り扱ひとは明確に変えてゐる。

⑦梁注は『國語』晉語一の章注「屈有南北、今河東有北屈、則是時復有南屈」を引いてゐる。なお『竹書紀年』隠王七年に、「翟章救鄭、次于南屈、」とある。

⑧「曲沃は君の宗邑なり云々」よりここまで、『國語』晉語一に略同じである。ただ『列女傳』で、「民不畏、辺境無主、則開寇心、夫寇生其心」となつてゐるところで、傍点を施した字について、『國語』では「畏」を「威」に、「辺境」を「疆場」に、「寇」を「戎」に各々作つてゐる。なお『左傳』莊二八年も『國語』に同じである。『史記』では既に述べたように、この部分は驪姫の謀略とは切り離してまとめてゐる。また『穀梁傳』・『公羊傳』はこれらのことはとりあげてゐない。

⑨王注は「元空一格」とし、梁本、蕭本ともに空格にしているが、『四部叢刊』では、『晉獻』二字をあてはめてゐる。この二字をあてはめるのは、『列女傳』の例として適當とは思われない。『文選樓叢書』本も空格のままにしている。

⑩『國語』では、「優施教驪姬夜半而泣謂公、曰云々」とある。『史記』では、三子を遠ざけた後、「獻公私謂驪姬曰、吾欲廢太子、以奚齊代之、驪姬泣曰、」とある。

⑪原文「君未終命而歿、」とあるが、『國語』では「君未終命而不沒、」とある。このあたり『國語』に依つてゐると思われるが、字句に多少の異同がある。『史記』には直接これにあたる部分は見えないが、言葉巧みに太子への公の疑惑や不安をかきたてる部分としては、前注⑩に続いて、「太子之立、諸侯皆已知之、而數將兵、百姓附之、奈何以賤妾之故、廢適立庶、君必行之、妾自殺也、驪姬詳譽太子、而陰令人譖惡太子、而欲立其子、」とある。

⑫この部分は『國語』に同じであるが、原文驪姬の言である「為民与為父異、夫殺君利民、民孰不戴、苟父利而得寵、除乱而衆悅、孰不欲焉、雖其愛君、欲不勝也、若紂有良子而先殺紂、母彰其惡、鈞死也、母必佞手於武王以廢其祀、自吾先君武公兼翼、而楚穆弑成、此皆為民而不顧親、君不早凶、禍且及矣、」の部分は、『國語』の、「外人之言曰、為仁為國不同、為仁者、愛親之謂仁、為國者、利國之謂仁、故長民者無親、衆以為親、苟衆利而百姓和、豈能憚君、以衆故不敢愛親、衆況厚之、彼將惡始而美終、以晚蓋者也、凡民利是生、殺君而厚利衆、衆孰沮之、殺親無患於人、人孰去之、苟交利而得寵、志行而衆悅、欲其甚矣、孰不惑焉、雖欲愛君、惑不釈也、今夫以君為紂、若紂有良子、而先喪紂、無章其惡、而厚其敗、鈞之死也、無必佞手於武王、而其世不廢祀至于今、吾豈知紂之善否哉、君欲勿恤、其可乎、若大難至而恤之、其何及矣、」の部分是要領よくまとめたものと思われる。ただ『列女傳』の「苟父利而得寵」の「父」字は、『國語』で「交」字に作るのが意味が良くわかる。また『列女傳』の、「自吾先君武公兼翼、而楚穆弑成」の部分は『國語』の側には見えない。晉武公が翼を伐つて哀侯を殺したことは『國語』晉語一に見える。楚の穆王（太子商臣）が父の成王を自殺せしめたのは、春秋魯の文公元年のこと。驪姬のことは春秋魯の僖公の時にあたるから、ここでこの事件が語られるというの

は時代が合わない。おそらく劉向の記憶違いに依るものであろう。このことは王注も指摘する。梁注は、梁玉繩の意見を引用し、「楚平伯嬴」（貞順）で秦穆公を云い、「齊傷槐女」（辯通）で宋景公を云うのと同じく、『列女傳』における時代誤認の例だとしている。蕭注は更に『史通』外篇の雜説下に見える『列女傳』批判の一部を紹介する。『史通』では「故論楚也、則昭王与秦穆同時、言齊也、則晏嬰居宋景之後」とある。「昭王と秦穆とを同時としている」のは、先にあげた「楚平伯嬴」伝における、楚平王と秦穆公を同時と考えている劉向の錯誤のことを云うのであろうが、『史通』も実は、「平王」とすべきを「昭王」に誤っている。「晏嬰居宋景之後」とはやはり先にあげた「齊傷槐女」伝で齊景公や晏嬰よりも後の時代の人である宋景公が、昔の人として登場させられていることの誤を云うのである。ただ『列女傳』には往々にして、固有名詞や時の前後を厳密に考慮していない場合があり、ただ単に誤と評するだけで良いものか疑問も残る。なお「楚子發母」注参照。

⑬この部分も『國語』晉語一によつてまとめたものと思われる。次第に老いて、権力を失墜することへの不安におびえる父は、日々に力強く周囲の尊崇を集めていく息子に対して、恐怖し、憎悪をつのらせていく。驪姫の子に讓位をとお考える様になるのは、勿論、驪姫の働きかけにも依ることは確かであるが、獻公自身の不安と恐怖に淵源する申生への敵対情念から生まれてくる一時逃避と見ても良からう。驪姫はこの父子間の状勢と揺れ動く獻公の心理を極めて巧みに操っているのである。春秋時代の父子対立の物語には興味深いものが多いが、この物語はそれらの中でも、ここに智恵深き女性が介在し、獻公に冷静さを語りかける重臣達と対峙して、思い通りに感情的に燃えて滅びる獻公を操っていく驪姫の動きは出色である。この点『史記』の筆の方が冴えている。『列女傳』では驪姫の悪役ぶりを強調するため、重臣達の言動部分を省略してしまっているので、わき役を省いた形になり、結果的にかえつて彼女の悪役の見事さが薄められてしまっているのである。しかし『列女傳』でここに、「此れ由り太子を疑ふ」とするのは、『國語』にも『史記』にもないまとめ方である。『列女傳』

では驪姫がひとり画策をめぐらして、父が子への疑惑を深めるようしむけた様にまとめている。ここで初めて父は子を疑い始めたと明記したのはその意図の表われである。

⑭驪姫が申生と公とを巧みにわなに追い込む。『國語』晉語二では、驪姫は再び申生の勢力増強を語って獻公の不安をかきたて、いよいよ公が申生抹殺を現実に押し進める様に働きかける。終に公は「申生が危険な存在であることを」私は忘れてはいない。今まで罪をきせるきっかけがなかっただけだ。」と口ばしする。そこで驪姫はしてやったりと、優施に「君は私に太子を殺して、奚齊を立てることを許された。でもあの里克が気がかりだ。」と告げる。この部分は『史記』にも見えない。

「君夢見齊姜」は、『國語』・『左傳』・『史記』ともに同様であるが、『穀梁』では、「麗姫欲為乱、故謂君曰、吾夜者夢夫人、趨而来曰、吾苦畏、胡不使大夫將衛士而衛冢乎、公曰、孰可使、曰、臣莫尊於世子則世子可、故君謂世子曰、麗姫夢夫人、趨而来曰、吾苦畏、女其將衛士而往冢乎、世子曰、敬諾、築宮、宮成、麗姫又曰、吾夜者夢夫人、趨而来曰、吾苦飢、世子之宮已成、則何為不使祠、」とあり、夢を見たのは驪姫自身なのである。しかし『列女傳』は『國語』以下の記載に依っている。

「麗姫福を受く」について、『左傳』は、「姫置諸宮六日、公至、」とする。『國語』では、『列女傳』と同様に、この時間経過を記さないが、『史記』は、「居二日、獻公從獵來還、」とする。

驪姫が、「食 外自り来る云々」と進言することについて、『國語』・『左傳』はこれと異なり、「公祭之地」とする。『穀梁』では、「君將食、麗姫跪曰、食自外来者、不可不試也、覆酒於地、而地責、」とある。『史記』も、「公欲饗之、驪姫從旁止之曰、胙所從來遠、宜試之、祭地、地墳、」とする。『列女傳』はこのところは恐らく『穀梁』を採っている。しかしここでは酒・肉に毒のしるしを見た申生は、「恐れて出づ、」とあるが、これは『穀梁』には見えない。『左傳』にも『史記』にもない。ここは『國語』が『列女傳』と同じである。

なお「小臣死之」について『列女傳補注校正』引牟房は「之」字疑うらくは衍ならんという。

⑮驪姫のこの言は、『國語』では、「有父忍之、況国人乎、忍父而求好人、人孰好之、殺父以求利人、人孰利之、皆民之所惡也、難以長生、」となつてゐる。『穀梁』では、「天乎天乎、国之国也、子何遲於為君」とする。『列女傳』は恐らくこの二を併せたのである。『左傳』は、「姫泣曰、賊由天子、」とあるだけで、この様に太子に語りかけてはいない。『史記』は、「太子何忍也、其父而欲弑代之、況他人乎、且君老矣、且暮之人、曾不能待、而欲弑之、」とまとめ、獻公に訴えて、太子がこんなことをするのは、私と奚齊が憎いからです、私たち母子は他国に身を辟ける他ありません云々と、言の裏側で公の氣をそそる。(後注⑱)

⑯この部分は『穀梁』(僖一〇)に従つたものと思われる。他の文献には見えない。

⑰この部分も『穀梁』に従つてゐる。『左傳』では、「或謂太子」となつており、『史記』もこれと同じく、『國語』は、「人謂申生曰、」とある。ところで『說苑』立節篇に載せる話では公子重耳が申生に釈明をうながして居る。即ち「晉驪姫譖太子申生於獻公、獻公將殺之、公子重耳謂申生曰、為此者非子之罪也、子胡不進辭、辭之必免於罪、申生曰、不可、我辭之云々、」とある。『禮記』檀弓上にも、「晉獻公將殺其世子申生、公子重耳謂之曰云々、」とある。なお『呂氏春秋』離俗覽、上徳に依れば、「晉獻公為麗姫遠太子、太子申生居曲沃、公子重耳居蒲、公子夷吾居屈、麗姫謂太子曰、往昔君夢見姜氏、太子祠而膳於公、麗姫易之、公將嘗膳、姫曰、所由遠、請使人嘗之、嘗人人死、食狗狗死、故誅太子、太子不肯自釈、曰、居非麗姫、居不安、食不甘、遂以劍死、」とある。『新城の廟に自經す』を、『穀梁』では「刎服而死」とする。『國語』では「雉經于新城之廟、。』『左傳』は、「縊于新城、。』『史記』は、「自殺於新城」とある。しかし『呂氏春秋』では前引の如く、「遂以劍死」とあり、『說苑』も「遂伏劍死」となつてゐる。

⑱『國語』晉語二に、「驪姫既殺太子申生、又譖二公子、曰、重耳夷吾、与知共君之事、公令闞楚刺重耳、重耳逃干

狄、令賈華刺夷吾、夷吾逃于梁、尽逐羣公子、乃立奚齊焉、」とある。『左傳』僖公四年には、「姫遂譖二公子、曰、皆知之、重耳奔蒲、夷吾奔屈、」とある。また重耳が翟に奔ったことは僖公五年傳に、夷吾が梁に奔ったことは僖公六年傳に見える。『史記』は「此時重耳夷吾來朝、人或告驪姫曰、二公子怨驪姫譖殺太子、驪姫恐、因譖二公子、申生之藥胙、二公子知之、二子聞之恐重耳走蒲、夷吾走屈、……二十二年、獻公怒二子不辭而去、果有謀矣、乃使兵伐蒲云々、」とある。『列女傳』では驪姫が二公子を譖したことを省略している。

前注⑯と関連して、『列女傳』では申生自経の後、公が杜原款を殺したことを継ぎ記しているが、『國語』では、毒酒事件の直後、「公命杜原款、申生奔新城、杜原款將死、使小臣圍告于申生曰云々、」とある。『左傳』僖公四年では、事件後、申生が新城に奔り、その後、「公殺杜原款、」と続く。『史記』では、驪姫はこの事件が起こったことについて獻公に、太子がこんなにまでするのは、私と奚齊を憎んでいるからです、私達母子はいつでも他国へ身を避けたいと訴える。これを聞いて太子は新城へ奔り、「獻公怒、乃誅其傳杜原款、」とある。『列女傳』は「太子奔」を記さない。

⑰『史記集解』は、その「十一月里克弑悼子于朝、」の下に、「列女傳曰、鞭殺驪姫于市」という。『列女傳』では、原文は「乃戮驪姫鞭而殺之於是秦立夷吾是為惠公」となっている。王注もやはりこれに注目しているが、『史記索隱』だとしている。また「今本作是、蓋字声之誤耳、」と云う。なお梁注も『史記集解』に引く『列女傳』に注目しつつ、「是字、疑市之譌」と云っている。しかし「集解」の引く『列女傳』は、今本のそれと少し字並びが異なる。「是」が「市」の譌とか、「字声之誤」とか安易に文字を対応させて論ずることは難しい。蕭注はあつさり、「於是」は下の「秦立夷吾」に連なつて句となすべきだと指摘している。もつともな見解である。

里克が驪姫を殺したことは『國語』晉語二に見えるが、その殺し方を具体的に記したものは他の文献に見出し得ず、これは恐らく『列女傳』の創作部分だと見て良いであろう。

里克が奚齊・卓子を殺し、荀息がこれで死する。『公羊傳』(僖一〇)は荀息を賢とする。『左傳』僖公九年に、荀息の死については、「君子曰、詩所謂白珪之玷、尚可磨也、斯言之玷、不可為也、荀息有焉、」とし、『史記』晉世家も同じ詩を引き、「其荀息之謂乎、」として、『公羊傳』の「荀息可謂不食言矣、」を意識しつつ、「不負其言、」と云っている。『左傳』・『史記』における荀息の評価をどう把握するかについては諸家に議論があるが、『列女傳』とは直接関係がないので今省略する。なお『列女傳』は里克も終には恵公(夷吾)に殺されることは省略している。荀息の死も里克の死も、この驪姫の伝では省略されて当然である。不必要な部分を削り取った劉向の要領の良い処置と見て良からう。

⑳ 『五世』について、『淮南子』精神訓には、「獻公豔驪姫之美而乱四世」とあり、高誘注に、「四世者、奚齊・卓子・恵公夷吾・懐公圉也」とある。ここに云う「五世」は、獻公く懐公の五を云うのであろう。文公重耳はこの内に含まれないであろう。

㉑ 『詩』大雅、瞻卯に、「哲夫成城、哲婦傾城、懿厥哲婦、為梟為鸇、婦有長舌、維厲之階、乱匪降自天、生自婦人、匪教匪誨、時維婦寺、」とある。なおこのあたりは「夏桀末喜」・「魯桓文姜」・「晉獻驪姫」・「齊靈聲姫」の各伝にも引用している。

八、魯宣の繆姜

繆姜は、齊侯の女にして、魯の宣公の夫人、成公の母なり。聡慧なれども行乱る。故に諡して繆と曰ふ^①。初め成公幼きとき、繆姜 叔孫宣伯に通ず。名は喬如^②。喬如 繆姜と季・孟を去りて魯国を擅^{まは}にせんことを謀る。晉・楚 鄆陵に戦ふに、公出でて晉を佐^{たす}く。將に行かんとするに、姜 公に告ぐ、必ず季・孟を逐^おへ、是れ君に背けばなりと。公辞するに晉の難を以てし、反りて命を聴かんことを請ふ。又た、晉の大夫に貨し、季孫行父を執^とりて之を止め使め、仲孫蔑を殺して、魯を以て晉に土^{つか}へて内臣たらしめんことを許す。魯人喬如に順^まはず。明^ちして之を逐ふ。喬如 齊に奔^かぐ。魯 遂に繆姜を東宮に擯^{しりぞ}く。始め往かんとするとき、繆姜 之を箠^{むち}せ使む。良の六に之^ゆくに遇ふ。史曰く、是れを良の隨に之くと謂ふ。隨は其れ出なり。君必ず速かに出でんと。姜曰く、亡けん。是れ周易に於いて曰く、隨は元亨利貞、咎無し。元は善の長なり。亨は嘉の会なり。利は義の和なり。貞は事の幹なりと。終に故に誣^{いつ}ふべからざるなり。是を以て隨と雖も咎無し。今、我 婦人にして乱^{あや}かに与^かる。固より下位に在りて而も不仁有り、元と謂ふ可からず。国家を靖^{やす}んぜず。享と謂ふ可からず。作して身を害す。利と謂ふ可からず。位を棄てて放^ほにす、貞と謂ふ可からず。四徳有る者なれば隨にして咎無きも、我は皆に之無し。豈に隨ならんや。我は則ち惡を取る。能く咎無からんや。必ず此に死して、出づることを得ざらんと。卒に東宮に薨^おず。君子曰く、惜しいかな、繆姜。聡慧の質^{しつ}有り^③と雖も、終に其の淫乱の罪を掩^{おほ}ふを得ずと。詩に曰く、士の耽^かるは、猶ほ説く可きなり。女の耽るは 説く可からざるなりと。此の謂なり。

頌に曰く。繆姜 淫泆^{いんて}にして、宣伯 是れ懼^{おそ}む^④。季・孟を逐はんと謀りて 魯を専らにせ使めんと欲す。既に靡^たれて擯^{しりぞ}けられ、心意摧^{くだ}げ下る。後に善言ありと雖も、終に補ふ能はず。

〔注〕

① 梁注に『逸周書』諡法解を引いて、「名与実爽曰繆、」という。この諡についての記載は『列女傳』以外に見えない。しかもこの繆姜伝だけに諡の説明が有る。特に、もともと聡慧だったのに、行乱れたのがこの「孽嬖」中の

他の女性達とは異なっていると劉向が区別したことのあらわれであろうか。『左傳』は「穆」に作り、『公羊傳』は「穆」、『穀梁傳』は「穆」に各々作る。

②『左傳』成公一六年に、「宣伯通於穆姜」と見える。宣伯は後に齊に奔り、聲孟子（後伝に登場する靈公の母）にも通ずる。彼の娘は齊の靈公に嬖せられ、景公を生んでいる（僖公二五年傳）。

③『左傳』成公一六年に、前注引用の文に続いて、「欲去季孟而取其室、將行、穆姜送公而使逐二子、公以晉難告、曰請反而聽命、」とある。『左傳』では頼みにそのまま順おうとしない成公に対して、穆姜のきつい言葉が発せられる。即ち「姜怒、公子偃・公子鉏趨而過、指之、曰、女不可、是皆君也、」である。不安になった成公は出発が遅れることになる。「公侍於壞墮、申宮儼備、設守而後行、是以後」とある。聡明な女性が情を通じた男性と共謀して、我が実の子さえも失脚させようとする。母性が欠落した穆姜の狂姿は『左傳』の方がむしろ巧みに描写し得ていると云えそうである。ただ劉向は、女性の中に、社会制度と切り離して個別的な母性とか女性のやさしさ・愛の美しさなどを積極的に見出そうとしてはいない様であるから、『左傳』のこの部分に対して、或いは強い興味は覚えなかつたのかも知れない。『列女傳』に登場する女性は、一定の社会制度下における男性に従う女性に課せられる倫理の厳しさを、全身で受けとめることを生存の論理と為す存在である。いわばある特殊な体制下において課せられる厳しい任務に対して我欲を否定して従う忠実な人間がこれに近いであろうか。なお『史記』にはこのあたりの話や穆姜のことは取りあげない。ただ、「（成公）十六年、宣伯告晉、欲誅季文子、文子有義、晉人弗許、」とあるのみである。

④成公一六年秋、再び出かける成公に、姜は命令する、「將行、姜又命公如初、公又申守而行」（『左傳』）と、その後宣伯は晉にはたらしきかけて、季孟を亡き者にしようとする。即ち「宣伯使告卻擘、曰魯之有季孟、猶晉之有欒范也、……若欲得志於魯、請止行父而殺之、我斃蔑也、而事晉蔑有式矣、……九月、晉人執季文子于荅丘、……」

使子叔聲伯請季孫于晉、卻犢曰、苟去仲孫蔑、而止季孫行父、吾与子国親於公室、对曰、僑如之情、子必聞之矣、……乃許魯平、赦季孫、冬十月、出叔孫僑如、而盟之、僑如奔齊、」とある。

ここに云う「晉大夫」とは『左傳』に依れば卻犢のことである。

「士」字について、梁注に、「顧（廣圻）校云、士即事字、古通用、」とある。なお「以魯士晉為内臣」について、蕭注は、「案左傳、我以鄭為内臣」と云うが、これは『左傳』僖公七年における鄭の太子華が齊桓公に話した語の一部で、この魯・晉の事件と関わりはない。蕭注が何かの記憶違いをしているか、さもなければ、ただ単に似通った文句として関連的に示すのが目的であつたのかも知れない。

「明」字について、梁注は、「顧校云、明即盟字、古通用」と云う。

⑤これ以下『左傳』に同じである。『左傳』襄公九年に、「穆姜薨於東宮、始往而筮之、遇艮之八、」とある。王注は「六」を『左傳』では「八」に作ることを指摘している。筮の「之八」はよく解らないが、『左傳』杜注は、「周禮大卜掌三易、然則雜用連山歸藏周易、二易皆以七八為占、故言遇艮之八」と云う。

また続いて、「史曰、是謂艮之隨、隨其出也、君必速出、姜曰、亡、亡、」とある。『左傳』ではここで杜注に「亡猶無也」と云っている。そして「是於周易云々」と続くから、『左傳』では古くから、「亡」「是」を切り離して読んでいる様である。王注はこれを批判し、「亡読音無、無是、言無此事也、旧読以亡断句、是、属下句、非、」と述べている。しかし「是」字を上句に属して読むのは一理あるが、上句に「是謂艮之隨」とあるから、「是」字を下句に続けることが全くの誤読とも云えないのではなからうか。

襄公九年の記載は続いて、「是於周易曰、隨、元亨利貞、無咎、元体之長也、亨嘉之会也、利義之和也、貞事之幹也、然故不可誣也、是以雖隨無咎、」とある。「元体之長、……貞事之幹也、」は『周易』乾卦文言傳に見える。ただし、「善之長」に作る。『列女傳』はまさしく「善之長」に作り、『左傳』に依りつつも、この部分は「文

「言傳」に依拠したことがわかる。『列女傳』は「然」を「終」に作るが、王注も指摘する如く「然」を正とすべきであろう。各本「終」に作るに、和刻本は「然」に改めている。今原文のままを示しておくが、「然る故に…」と読むべきであろう。

又続いて、「今我婦人而与於乱、固在下位、而有不仁、不可謂元、不靖国家、不可謂亨、作而害身、不可謂利、棄位而姤、不可謂貞、有四德者、雖隨而無咎、我皆無之、豈隨也哉、我則取惡、能無咎乎、必死於此、弗得出矣、」とある。『列女傳』では「姤」を「放」に作り、「雖」はない。王注に依れば、「放」に作るは字形の誤とする。即ち、『經典釋文』卷一七の「而姤」の注に、「嵇叔夜音效」とあり、『左傳正義』に「服虔詭姤為放效之」とあるから、『列女傳』も本来「效」に作っていたが、「效」に因って、又誤って「放」に作ったのであると述べている。ここは、本来「姤」に作っていたのに、「效」に因って、「放」に誤ったと云うべきではなからうか。王注上の「效」字はあるいは誤っているのかも知れない。梁注は『左傳』を引いて、形が近いために誤ったのだとしている。これらの指摘はもつともと思われるが、劉向は『左傳』の襄公九年のこの箇所をそっくりそのまま引きながらも、特に『左傳』に曰くとしているわけではないのだから、「放」で意味が通じる以上、わざわざ「姤」に改めなくても、「放」こそが『列女傳』の用いた字と考えても良いのではなからうか。

原文「君必速出」は、「速やかに出でられよ」の意味ととるべきかと思われるが、東宮に擯けられる立場の繆姜に「出でられよ」と助言するのは解しかねる。それよりもむしろ東宮に軟禁される彼女に、隨卦から考えられる善意をくみ出したなぐさめの言葉と解すべきであろう。繆姜の言葉のしめくりも「必死於此、不得出矣」となっているから、こう解することの妥当性が一そう確かなものと思われる。

⑥『毛詩』衛風、氓に、「士之耽兮、猶可説也、女之耽兮、不可説也、」とある。『詩三家義集疏』卷三下は「魯毛文同、」とし、「男子過行、猶有解説之詞、婦人從一而終失節、則無可言矣」の意であると述べる。

⑦王注に、「夫子（郝懿行）曰、「として、「是阻」は「寔怛」字の誤であろうと云う。理由として、「寔」は「寔」字の古字と通ずること。「怛」と「姐」とは音義同じ、『説文』に、「怛驕也」とあり、『文選』（卷二三・嵇康、幽憤）詩注に、（この『説文』の）「怛」を「姐」に作る。また『玉篇』（卷八・心）に、「怛、秦呂切、驕也」とあることなどをあげている。「寔」はともかくとしても、「怛」の指摘には従うべきかと思われる。

九、陳女夏姬

陳女夏姬^①は、陳の大夫夏微舒の母なり。其の状美好なること匹無し。内に伎術を挾み、蓋し老して而して復び壯なる者なり。三たび王后と為り、七たび夫人と為る。公侯之を争ひ、迷惑失意せざるもの莫し。夏姫の子微舒大夫と為る。公孫寧・儀行父と陳靈公と皆に夏姫に通ず。或るひは其の衣を以て朝に戯る。泄冶之を見て謂ひて曰く、君不善有れば子宜しく之を掩ふべし。今子自りして君を率ひて之を為す。幽間を待たずして朝廷に於て以て戯る。士民其れ爾を何と謂はん。二人以て靈公に告ぐ。靈公曰く、衆人之を知るも、吾が不善害無し。泄冶之を知るは寡人恥づと。乃ち人をして微に泄冶を賊して之を殺さ使む。靈公と二子と夏氏に飲みて、微舒を召す。公二子に戯れて曰く、微舒汝に似たりと。二子も亦た曰く、其の公に似たるに若かずと。微舒此の言を疾む。靈公酒を罷めて出づ。微舒弩を廐門に伏して靈公を射殺す。公孫寧・儀行父皆に楚に奔る。靈公の太子午晋に奔る。其の明年、楚莊王兵を挙げて微舒を誅す。陳国を定めて、午を立つ。是れを成公と為す。莊王夏姫の美好なるを見て、將に之を納れんとす。申公巫臣諫めて曰く、不可。王罪を討ちしなり。而るに夏姫を納るるは、是れ色を貪るなり。色を貪るを淫と為す。淫は大罰為り。王願はくは之を凶れと。王之に従ふ。後垣を壊して之を出さ使む。將軍子反美なるを見て、又た之を取らんと欲す。巫臣諫めて曰く、是れ不祥の人なり。御叔を殺し、靈公を弑し、夏南を戮し、孔儀を出し、陳国を喪ぼす。天下に美婦人多し、何ぞ必ずしも是を取らんと。子反乃ち止む。莊王夏姫を以て連尹襄老に与ふ。襄老邠に死して其の尸を亡ふ。其の子黑要又た夏姫に通ず。巫臣夏姫を見て謂ひて曰く、子帰れ。我將に汝を聘せんとすと。恭王位に即くに及びて、巫臣齊に聘す。尽く其の室と与に俱に鄭に至り、人をして夏姫を召さ使めて曰く、尸得可きなりと。夏姫之に従ふ。巫臣介をして幣を楚に歸さ使めて、夏姫と与に晋に奔る。大夫子反之を怨み、遂に子重と与に巫臣の族を滅ぼして、其の室を分かつ。詩に云ふ。乃ち之の如き人婚姻を懷なり。大いに信無きなり。命を知らざるなりと。嬖色命を殞すを言ふなり。

頌に曰く、夏姫好美にして国を滅し陳を破る。二大夫を走らしめ子の身を殺す。楚莊を殆誤せしめ、巫臣を敗乱す。子反は悔懼し、申公は族分かる。

〔注〕

①王注は「陳」を「鄭」に作るべきだとし、梁注も、夏姫を陳女と称すべきではないとする。夏姫の出身国を考えるならもつともな指摘であるが、作者の誤解にもとづくものかどうか明確とは云えない。巻六には「齊女除吾」の伝があるが、「齊」が特にその出身地を表すものとして用いられているのではなさそうである。また、『列女傳』にとりあげる伝記に付された題目には、ほとんど国名が冠せられているが、それはその話がどの国で起こった話かを示すためである。夏姫のことも陳の国での話である故、「鄭」を冠するのはかえって『列女傳』の例からはずれることになる。ただ「陳女」とした作者の苦慮はわかるが、これでは誤解されるのが当然で、適当な題名と云えないこともたしかである。「陳」は「鄭」の誤りなどと簡単に処理するわけにはゆかない。

『國語』楚語上に、「昔陳公子夏、為御叔娶於鄭穆公、生子南、子南之母乱陳而亡之、使子南戮於諸侯、」とある。章注に「公子夏、陳宣公之子御叔之父也、為御叔取鄭少妃姚子之女夏姫也、」と云う。

②王注は『史記正義』（「陳杞世家」）引『列女傳』では「大」の上に「陳」、「母」の下に「御叔之妻」の四字があることを指摘している。なお『類聚』卷三の「淫」に引く『列女傳』では、「夏姫者、陳大夫徵舒母也」とある。「梁注」本にはこの字が有る。

③「四部叢刊」本では「伎」を「技」に作る。夏姫に対するこの様な見方は果たして劉向以前から存在したのであるろうか。明確にできない。梁注によれば、（宋・姚寬）『西溪叢語』に、「春秋夏姫乃鄭穆公之女、……宇文士及妝壹記序云、春秋之初、晉楚之諺曰、夏姫得道、雞皮三少」とある。しかし夏姫に関するこの様な話が春秋の頃に存在したことを立証する文献を今見出すことはできない。何人もの男性が夏姫に魅了された話は勿論古くから存在したであろうが、彼女が神仙方伎の道を体得した女性の様に云いなされる話が合流したのはむしろ後の時代のことではなからうか。常識を越えて度々且つ長い年月の恋愛を体験する女性を支えたのは、その美貌

と若さであったと想像されても不思議ではない。又、想像を絶する若さの保持というイメージが、神仙秘術への期待感と結びついていくのも、ごく自然のなりゆきと思われるのである。

④この部分には疑義がある。『類聚』卷三五引『列女傳』には、「老而復壯者三、三為王后、」と見える。『史記正義』（陳杞世家）引では「三為王后、七為夫人、」とあるが、『史通』雜說篇には、「劉向列女傳云、夏姬再為夫人、三為王后、」とあって、かなり表現が異なっている。王注は、『類聚』引では、「三」字の下にまた「三」とあり、『史記正義』引にも、「三為王后」とあること（王照圓は原文「……而復壯者三為王后七為夫人、」の「三」を「復壯者」に属して読んだのであろうか。なお梁注も姚寬『西溪叢語』より、「雞皮三少」（前注③）を引いて、「所謂老而復壯者三也、」と述べている。）から、『列女傳』では「三」字が脱すると指摘する。ただこれだけでは釈然としなかったのか、或説を引いて、今本の「三」は、「二」と「一」が誤り併せられた結果で、本来は、「二」を上句に、「一」字を下句に属して読むべきだとの見解も紹介している。夏姬が三たび王后となった事実を伝える資料は見当たらないから、「二」「一」に分けて読む説は興味深い。ただこの場合でも、「七為夫人」の「七」をどう数えるのか解決はできない。根拠のない想像ではあるが、字文士及「妝奩記序」（前注③）に見える様な古い諺が実際に存して、劉向がここでその一部を利用したのなら、本来は「三・七」は文調を整えるために置かれたもので、一たび二たびと数えるのでなく、ただ単に「たびたび」の意に用いられたものかも知れない。なお『佩文韻府』の「三少」に、『列女傳』として「夏姬挾技術、老而復少者三、諺曰、夏姬得道、雞皮三少」の如くかかっている。ただこれは『列女傳』に先立つ文献との関係を明確にする資料とはなし難い。『史通』雜說では、夫人となったことは一々明確にはし難いが、王后となったことについては明確にできるとして、当時諸国のうちで王を称したのは楚だけだが、巫臣の諫めによって、莊王は夏姬を楚宮に入れたことにはなっていないから、后になったのは、この他なら、周室以外を考えることはできないけれども、周徳が衰

えたとは云え、同姓を妻に迎えることはとても考えられないことで、魯が呉から娶った（『左傳』哀公二二年）のさへ昭公以後のことなので、禮にもちゃんとそのことを云っている（『禮記』雜記に「夫人之不命於天子、自魯昭公始也」とある）。また一人の女性が三代にわたって嬪となるなど考えられないこと等々と『列女傳』を批判しているが、無用のせんさくの感が強く、敢えてその欠点をあばかんとする構えがあらわで、『列女傳』に対する実質的な批判とはなり得ていない。

⑤『左傳』宣公九年には「孔寧」とある。『國語』周語中・『史記』にも「孔寧」とある。しかし『穀梁傳』宣公九年ではまさしく「公孫寧」となっている。ここでも劉向はやはり『穀梁傳』に従ったのであろう。

⑥『國語』周語中では、單襄公が楚に聘する途上、陳国を通じて国の様子を見、陳の滅亡を予言する話の中に、「遂仮道於陳、以聘於楚、……民將築台於夏氏、及陳、陳靈公与孔寧儀行父、南冠以如夏氏、留賓不見、單子帰告王曰、陳侯不有大咎、国必亡、」とある。『左傳』宣公九年には、「陳靈公与孔寧儀行父通於夏姬、皆衷其袒服、以戲于朝、」とある。『穀梁傳』宣公九年には、「陳靈公通于夏徵舒之家、公孫寧儀行父亦通其家、或衣其衣、或衷其襦、以相戲於朝、」とある。『史記』陳杞世家では、「十四年、靈公与其大夫孔寧儀行父、皆通於夏姬、衷其衣以戲於朝、」となっている。ところで『類聚』引『列女傳』は、「陳靈公与孔寧儀行父、皆通焉、或衣其衣、或装其幡、以戲於朝、」としている。とすれば今本『列女傳』とはかなり異なることになる。『列女傳』の原本をそのままそっくり引用したものかどうか確証はないが、この資料の興味深い点は次に在る。「或衣其衣、或装其幡」は『穀梁傳』の「或衣其衣、或衷其襦」に近い表現であり、「或、或、」とする点で、『左傳』や『史記』などよりも今本『列女傳』の、「或衣其衣、」の表現に近いわけだから、むしろ今本「其衣」の下には、『穀梁傳』の「或衷其襦」によく似た表現の一句が脱落していると考ええる根拠となし得るかも知れない。また『穀梁傳』に、「或」で句を連ねているのから見ても、今本『列女傳』に、「或衣其衣」の一句しか見えないのは、「或」を

冠した文章表現の意義をうすめてしまいそうである。この面から見ても、原本『列女傳』には、恐らく「或」を冠したもう一句が下に続いていたらと考えて良さそうである。

なおこの部分も、『史記』や『左傳』よりも『穀梁傳』の表現に近いと云うべきであろう。

⑦『左傳』宣公九年には、「泄治諫曰、公卿宣淫、民無效焉、且聞不令、君其納之、公曰、吾能改矣、公告二子、二子請殺之、公弗禁、遂殺泄治、孔子曰、詩曰、民之多僻、無自立辟、其泄治之謂乎、」とある。『列女傳』では泄治は直接に靈公を諫めてはおらず、彼の二人に対して忠告している。このあたり『左傳』とは人物の設定の仕方が全く異なっている。『史記』（陳杞世家）も『左傳』と同様なとらえ方をしている。即ち「泄治諫曰、君臣淫亂、民何效焉、靈公以告二子、二子請殺泄治、公弗禁、遂殺泄治、」とある。『穀梁傳』は『左傳』・『史記』とは少し異なる。即ち「泄治聞之、入諫曰、使國人聞之、則猶可、使仁人聞之、則不可、君愧於泄治、不能用其言而殺之、」とある。泄治に積極的な殺意を抱き得ず孔寧・儀行父になりゆきをまかせてしまう『左傳』・『史記』の靈公とは異なり、『穀梁傳』の靈公はむしろ行動的である。また公孫寧・儀行父が泄治殺しに直接関わったように記してもいない。『穀梁傳』でこの様な人物設定になるわけは、『春秋』經の「陳殺其大夫泄治」を「称国以殺其大夫、殺無罪也、泄治之無罪如何、」の如く把握するからであろう。『列女傳』で、三人の愚行を泄治が直接見ること、靈公にでなく二人のとりまきをいさめることなどはこれ以前の文獻に見えない型である。ただ、靈公が泄治の言に恥じるのはやや『穀梁傳』に近似する。この他、泄治の諫言や靈公が恥ぢることまた逆に泄治への憎悪を形成することなどは劉向の創作に出づるものと見て良からう。君主の乱行を悼み、国の将来に不安を抱く泄治のひかえ目な配慮が二人を諫める言葉に込められて、先行文獻に見える泄治はむしろ単純なる諫言者である様に受け取れるが、『列女傳』では少し異なる。君主に面と向かってその行動をなじむことはない。密かに二人に忠告して、あまりおおっぴらにしない様に諫めるのである。しかし靈公も泄治のえらさが

よく分かるからこそ一層自らが恥ずかしく、この恥辱感から自己を回復せんとして、逆に泄治を憎む攻撃の方
向へ自己の氣持を転換していくのである。「人をして微かに泄治を賊して之を殺さ使む、」はこの靈公の複雑な
心境を語るに十分である。これも先行文献には見えない。ここに劉向が自己の君臣觀を巧みに混入した結果と
考えて良いであろう。なおこの「微」字は今本「微」に作るが、王注以下指摘する様に「微」字が正しいと見
るべきであろう。

『説苑』君道篇には、陳靈公を諫めて殺された泄治の異なつた型の話が見える。即ち、「陳靈公 行僻而言失、
泄治曰、陳其亡矣、吾驟諫君、君不吾聽而愈失威儀、夫上之化下、猶風靡草云々、」とあり、これを聞いた靈公
が泄治を妖言をなす者として殺す。また『大戴禮記』保傳篇には、「紂殺王子比干而箕子被髮陽狂、靈公殺泄治
而鄧元去陳以族從、」とある。又同様の文が『韓詩外傳』卷七にも見える。

『孔子家語』子路初見篇に、『左傳』宣公九年の詩と同じものを引いて、子貢の質問に対して孔子が比干と比
較すると泄治の死は、「以区区之一身、欲正一国之姪昏、死而無益、可謂捐矣、」であると説いている。

⑧『左傳』宣公二〇年に「陳靈公与孔寧儀行父飲酒於夏氏、公謂行父曰、微舒似汝、对曰、亦似君、微舒病之、公
出、自其廐射而殺之、二子奔楚、」とある。『史記』陳杞世家では、「靈公与二子飲於夏氏、公戲二子曰、微舒似
汝、二子曰、亦似公、微舒怒、靈公罷酒出、微舒伏弩廐門、射殺靈公、孔寧・儀行父、皆奔楚、靈公太子午奔
晉、微舒自立為陳侯、」とある。この部分、『列女傳』が『史記』に依拠したであろうことが明瞭である。ただ
二子の公にやり返す言葉に工夫があり、「怒」を「疾」(『左傳』は「病」と変え、「孔寧」でなく『殺梁傳』の
「公孫寧」)の方を用いたこと。また「微舒自立為陳侯」を用いていないことなどが『史記』と異なる。

⑨『左傳』宣公二一年に、「冬楚子為陳夏氏乱故伐陳、謂陳人無動、將討於小西氏、遂入陳、殺夏微舒、轅諸栗門、
……(申叔時)曰夏微舒殺其君、其罪大矣、討而戮之、君之義也、……今泉陳、貪其富也、」とある。また成公二

年に、「楚之討陳夏氏也、莊王欲夏姬、申公巫臣曰、不可、君召諸侯、以討罪也、今納夏姬、貪其色也、貪色為淫、淫為大罰、周書曰、明德慎罰、……若興諸侯、以取大罰、非慎之也、君其凶之、王乃止、」とある。

『史記』陳杞世家では、成公元年冬、楚莊王が夏徵舒を誅して、陳を鼎としたところ、申叔時がこれを批判したので止めたことなど、『左傳』と略同じである。そして「乃迎陳靈公太子午於晉而立之、復君陳如故、是為成公、孔子讀史記、至楚復陳曰、賢哉楚莊王、輕千乘之國而重一言、」と列ねる。しかし夏姬に関する話は省略している。『列女傳』はほとんど『左傳』に同じであるが、「使壞後垣而出之、」は『左傳』にない。『左傳』の記載によれば、莊王は一度も夏姬を近づけた様には受け取れない。王注は、ここに「人の見るを畏れしなり」と述べる。

⑩『左傳』成公二年（前注引に続いて）、「子反欲取之、巫臣曰、是不祥人也、是天子蠻、殺御叔、殺靈侯、戮夏南、出孔儀、喪陳国、何不祥如是、人生実難、其有不獲死乎、天下多美婦人、何必是、子反乃止、」とある。『列女傳』も略これに同じであるが、「天子蠻」を省いている。杜注は「子蠻」は鄭靈公とする。また「何必是」を「何必取是」としている。

⑪『國語』楚語上に、「昔陳公子夏、為御叔娶於鄭穆公、生子南、子南之母乱陳而亡之、使子南戮於諸侯、莊王既以夏氏之室、賜申公巫臣、則又畀之子反、卒於襄老、襄老死于邲、二子争之、未有成、恭王使巫臣聘於齊、以其子姬行、遂奔晉、晉人用之、実通吳晉、使其子狐庸為行人於吳、而教之射御、導之伐楚、至于今為患、則申公巫臣之為也、」とある。『左傳』成公二年では前注に続いて、「王以予連尹襄老、襄老死於邲、不獲其尸、其子黑要烝焉、巫臣使道焉、曰婦、吾聘女、又使自鄭召之、曰尸可得也、必来逆之、姬以告王、王問諸屈巫、对曰、其信、知罃之父、成公之嬖也、而中行伯之季弟也、新佐中軍、而善鄭皇成、甚愛此子、其必因鄭而婦王子与襄老之尸、以求之、鄭人懼於邲之役、而欲求媚於晉、其必許之、王遣夏姬婦、将行、謂送者曰、不得尸、吾不反

矣、巫臣聘諸鄭、鄭伯許之、乃共王即位、將為陽橋之役、使屈巫聘于齊、且告師期、巫臣尽室以行、……及鄭使介反幣、而以夏姬行、……以臣於晉、（成公七年）……子反欲取夏姬、巫臣止之、遂取以行、子反亦怨之、及共王即位、子重・子反殺巫臣之族子闔子蕩及清尹弗忌、及襄老之子黑要、而分其室、」とある。因みに襄老が郟で戦死したことは、宣公一二年に見えている。なお『史記』はこのあたりのことは略して載せない。ただ晉世家には、「楚申公巫臣盜夏姬以奔晉、晉以巫臣為邢大夫」（成公一年）とある。『列女傳』はこのあたり恐らく『左傳』に依ったものと思われるが、『左傳』の「又使自鄭召之、曰、戸可得也」を『列女傳』では巫臣が齊に聘して鄭に至った時のこととしている。これは劉向の工夫の存するところと云うべきかも知れない。

⑫『毛詩』鄘風の蠨蛸に、「乃如之人也、懷昏姻也、大無信也、不知命也、」とあり、序に「止奔也、衛文公能以道化其民、」という。『韓詩外傳』一にやはりこの部分を引き、「乃如之人兮、云々」に作る。『說苑』辨物篇にやはり『韓詩外傳』と同様の個所が有るが、引く『詩』に、「兮」がない。『詩三家義集疏』卷三中、魯・韓詩では「乃如之人也」の「也」を「兮」に作ると指摘する。なお『毛詩』鄭箋は「懷」はおもいうの意と見ているが、「懷」は「壞」の借字と見る蘇輿の説（『詩三家義集疏』卷三中引）に従い、今やぶるの意と見ておく。

一〇、齊靈の聲姫

聲姫は、魯侯の女にして、靈公の夫人、太子光の母なり。孟子と号す。大夫慶尅に淫通す。之と与に衣を蒙り、輦に乗りて閔に入る。鮑牽之を見て、以て國佐に告ぐ。國佐慶尅を召して將に之を詢んとす。慶尅久しく出でず。以て孟子に告げて曰く、國佐我を非すと。孟子怒る。時に國佐靈公を相けて諸侯に柯陵に会す。高子・鮑子内に出りて守る。還りて將に至らんとするに及びて、門を閉して客を索す。孟子之を訴へて曰く、高・鮑將に君を内れざらんとし、而も公子角を立てんと欲す。國佐之を知ると。公怒りて鮑牽を削りて、高子・國佐を逐ふ。二人莒に奔る。更に崔杼を以て大夫と爲し、慶尅をして之を佐け使めて、乃ち師を帥りて莒を囲む。勝たず。國佐人をして慶尅を殺さしむ。靈公佐と盟して之を復す。孟子又た懇へて之を殺さしむ。靈公薨するに及びて、高・鮑皆に復る。遂に孟子を殺して、齊の乱乃ち息む。詩に云ふ。教に匪ず誨に匪ず、時れ維だ婦を待つと。此の謂なり。頌に曰く、齊靈の聲姫厥の行乱失す。慶尅に淫して鮑牽を是れ疾ましむ。高・鮑を譖懇へて遂に以て奔亡せしむ。禍を好み亡を用ひて、亦た以て喪を事とす。

〔注〕

①この部分が「号子孟子」に続いていくことには問題があるが、これは次注でとりあげる。この部分に関連する文献としては、『左傳』襄公十九年に、「齊侯娶于魯、曰顏懿姫、無子、其姪譏聲姫生光、以為大子、諸子仲子・戎子、戎子嬖、仲子生牙、属諸戎子、戎子請以為大子、許之、仲子曰、不可、廢常不祥、間諸侯難、光之立也、列於諸侯矣、今無故廢之、是專黜諸侯、而以難犯、不祥也、君必悔之、公曰、在我而已、遂東大子光、使高厚傅牙、以為大子云々」とある。王注によれば、「靈」の上に「齊」字を脱すると云う。もつともな意見と思われるが、「譏聲姫」と「聲孟子」との文献上の区別を指摘しなければこの指摘も無意味である。

②靈公夫人で太子光の母である女性が「孟子と号した」とするには疑義がある。聲孟子と慶克とが淫通したことについては、『左傳』成公一七年に、「齊慶克通干聲孟子」とあるのがそれで、これ以下の伝の記述はほとんど『左傳』のそれに依っているものと思われる。またこの孟子については、この前年「成公一六年」にも、「齊聲孟子通僑如、」とある。(僑如は前の「魯宣の繆姜」の伝に登場する叔孫宣伯である。)この条に付する杜注は「聲孟子齊靈公母、宋女、」とする。また『國語』周語下の「齊人殺國武子」の下の章注も、「齊慶克通靈公之母聲孟子、」と云う。靈公夫人で太子光の母である譏聲姫と靈公の母である聲孟子とは別人と考えなければならぬであろう。劉向が何故この様にまとめたのかわからないが、作者自身が厳密に固有名詞を選定していないか、さもなければなにか記憶違いをしていたのかも知れない。あるいは想像はやや突飛となるが「齊靈聲姫」の主要部分と、「聲孟子」に関する冒頭の部分が欠落した為に、「聲孟子」の主要部分が「齊靈聲姫」の冒頭部分と接続して誤り伝えられることになったのであろうか。しかし証拠となるものはない。なお仁智には「齊靈仲子」があり、聲姫の生んだ太子光と仲子のことが見える。

③『左傳』成公一七年に、「齊慶克通干聲孟子、与婦人蒙衣、乘輦而入于閔、鮑牽見之、以告國武子、武子召慶克、而謂之、慶克久不出、而告夫人曰、國子謫我、夫人怒、」とある。『列女傳』とほとんどそっくりであるが、強いて異を指摘するなら、『左傳』の「与婦人」は「婦人と一緒に」である。王注は、「此有脱誤」と云うが、見当違いの指摘である。『左傳』では慶克が主語とされているし、ここでは孟子が主語なのだ。著者の書き変えに依る結果この様な表現になったのだと判断しなければなるまい。『左傳』では慶克が女装して婦人と一緒に後宮に入ったのであり、『列女傳』では孟子が女装した慶克と一緒に輦に乗って後宮にかくれ入ったことになる。

次の異は、『左傳』は「慶克」、ここは「慶尅」となっていること。

次の異は、『左傳』が、「而謂之」とあり、ここは「將詢之、」とあること。こまかな異なりにすぎないが、「久

不出」との関連で読むとすれば、『列女傳』の表現が優れているように。

この部分に見える様な國佐の性格は、『國語』周語下の「柯陵之会」の項で、「齊國佐見、其語尽」と評されている。この章注は「尽者尽其心意善惡褒貶無所諱也、」と述べる。

④『春秋』の経文に、「六月乙酉、同盟于柯陵」とある。『左傳』は、「國子相靈公以会、」とのみ記す。『穀梁傳』には、「柯陵之盟、謀復伐鄭也、」とある。

⑤『左傳』では前引に続いて、「高鮑処守、及還將至、閉門而索客、孟子訴之、曰、高鮑將不内君而立公子角、國子知之、秋七月壬寅別鮑牽、而逐高無咎、無咎奔莒、」とある。『列女傳』では、「而立公子角」の「而」と「立」の間に「欲」字を入れる。また『列女傳』では『左傳』にない「公怒」を加え、高子・國佐の二人が莒に奔ったことになっている。『左傳』では、國佐は諸侯と共に鄭を伐つ計画を進行中で、靈公と共にこの時帰国したのではないから、國佐が莒に奔ったとはしない。『春秋』の經にも、成公一七年には、「秋、……齊高無咎出奔莒、」とある。劉向が話をまとめる都合上作り変えたと思われるであろう。王注はこのあたりが『左傳』と異なることを指摘し、「不知出何書」と述べているが、劉向の創意に出ると見るのが妥当であろう。今残っている先行文献に見当たらない記載を、すべて劉向の創意に依るものと断定してしまうのは危険かも知れない。しかし『列女傳』を女性主人公の話としてまとめあげるために、明らかに故意にある行動や言葉がその女性のものとして、先行文献の記載を作り改めているものがあることは、これまでしばしば指摘したとおりである。劉向が國佐をここで、『左傳』と変えてこの様に扱ったのは、孟子の批判敵対者としての國佐の役割を強調し、後の「孟子又愬而殺之」の効果を考へてのことであつたろう。この様に考へる時、ここの所は劉向の創意によって先行文献とは異なった形の物語になつたのであつて、この様に考へることが必ずしも論理のない無意味な想像にすぎぬとは云えないであろう。従つて王照圓の如く「不知出何書」とする必要はない。

⑥『左傳』成公一七年では、「齊侯使崔杼爲大夫、使慶克佐之、帥師圍廬、國佐從諸侯圍鄭、以難請而婦、遂如廬師、殺慶克、以穀叛、齊侯与之盟于徐闕而復之、十二月廬降、使國勝告難于晉、待命于清、」とあり、また成公一八年に、「齊爲慶氏之難故、甲申晦、齊侯使士華免以戈殺國佐于內宮之朝、師逃于夫人之宮、書曰、齊殺其大夫國佐、棄命專殺、以穀叛故也、」とある。

『左傳』では高無咎が莒に奔り、その子の高弱が高氏の邑である廬に拠つて叛く、齊侯は崔杼や慶克に廬を伐たせる。ところが、高弱の急を知つた國佐がかけつけて慶克を殺し、穀に拠つて叛いたため、齊侯は國佐と一旦休戦状態において、次の年國佐を華免に殺させる。『列女傳』では、高子と共に莒に奔つた國佐を攻めること。國佐が人を使って慶克を殺させること。孟子が靈公にうつつたえて國佐を殺させることなど、いずれも『左傳』とは異なる。劉向の獨特のまとめ方に依るためと見て良いであらう。

⑦鮑牽を刑りて後、『左傳』には同年（成公一七年、即ち靈公八年と思われるが）、「齊人來召鮑國而立之、」とある。高氏がどのようにして復したかわからないが、襄公六年に、「高厚崔杼定其田」と見え、杜注によれば「高厚、高固子」とある。高無咎も高固の子（成公一六年杜注）である。無咎の子弱が廬が降つた後どうなつたかわからない。なお孟子を殺したことは見あたらない。靈公が薨ずる（二八年）のは魯襄公一九年であり、はるかに後となる。

⑧『毛詩』大雅、瞻卯に、「婦有長舌、維厲之階、乱匪降自天、生自婦人、匪教匪誨、時維婦寺、」とある。

⑨梁注に、「失与洪同」と云う。

⑩王注は「好」は「奸」字、「亡」は「已」字に作るべきとする。梁注引陳奐は、「亡」は「妄」字の誤りであるとする。蕭注は、「好禍」は「樂禍」の意とし、『左傳』莊公二〇年より、鄭伯の「今王子頹歌舞不倦、樂禍也」を引いている。「好禍」は蕭注に従つて良いであらうし、「亡」は「妄」字と見、乱の意と解すべきであらう。

一一、齊の東郭姜

齊の東郭姜は、棠公の妻にして、齊 崔杼の御たる東郭偃の妹なり。美にして色有り。棠公死す。崔子 弔ひて姜に説び、遂に偃と謀りて之を娶る。既にして其の室に居る。公宮に比し。莊公通ず。驟 崔氏に如く。崔子 之を知る。異日 公 崔子の冠を以て侍人に賜ふ。崔子慍る。疾有りと告げて出でず。公 台上に登りて以て崔子の宮を臨む。台上由り東郭姜に戯むる。公 下りて之を従ふ。東郭姜 奔りて戸に入りて之を閉づ。公 之を推して曰く、余に開けと。東郭姜曰く、老夫 此に在り。未だ収髪に及ばずと。公曰く、余 崔子の疾を問ひしなりと。開けず。崔子と姜と側戸自り出で、門を閉して衆を聚め鼓を鳴らす。公恐る。柱を擁して歌ふ。公 崔氏に請ひて曰く、孤 罪有るを知る。請ふ 心を改めて吾子に事へん。若し信ぜられずんば、請ふ盟はんと。崔子曰く、臣 敢へて命を聞かずと、乃ち之を避く。公 又た崔氏の宰に請ひて曰く、請ふ 先君の廟に就きて死せんと。崔氏の宰曰く、君の臣杼 疾有りて在せず、侍臣敢へて命を聞かずと。公 牆を躡へて逃る。崔氏 公を射て、踵に中る。公 反りて墮つ。遂に公を弑す。是の時に先だちて、東郭姜と前夫の子棠母咎と俱に入る。崔子 之を愛して相室為ら使む。崔子に前妻の子二人 大子成・少子彊あり。姜入るに及び、後、子明を生む。成に疾有り。崔子 成を廃して明を以て後と為す。成 人をして崔邑以て老せんことを請はしむ。崔子 哀みて之を許す。棠母咎と東郭偃と争ひて与へず。成と彊と怒る。將に之を殺さんと欲す。以て慶封に告ぐ。慶封 齊の大夫なり。陰かに崔氏と権を争ふ。其の相ひ滅びんことを欲す。二子に謂ひて曰く、之を殺せと。是に於て二子帰りて、棠母咎・東郭偃を崔子の庭に殺す。崔子怒りて之を慶氏に翹へて曰く、吾 不肖にして子有りて教ふる能はず。以て此に至る。吾が 夫子に事ふること国人の知る所なり。使者を辱くすと唯も以て已むべからずと。慶封 乃ち廬蒲鑿をして徒衆と国人とを帥りて、其の庫廐を焚きて成・彊を殺さ使む。崔氏の妻曰く、生きて此の若くんば死するに若かずと。遂に自經して死す。崔子帰りて、庫廐 皆焚け、妻子皆死するを見、又た自經して死す。君子曰く、東郭姜 一国の君を殺して、三室を滅ぼし、又た其の身を残す。不祥と謂ふべしと。詩に曰く、枝葉 未だ害有らず、本先に先敗ると。此の謂なり。頌に曰く、齊の東郭姜、崔杼の妻。莊公を惑亂し、母咎 是れ依る。禍 明・成に及びて 邑を争ひて相ひ殺す。父母 聊無く、崔氏 遂に滅ぶ。

〔注〕

①『左傳』襄公二五年に、「齊棠公之妻、東郭偃之姊也、東郭偃臣崔武子、棠公死、偃御武子以弔焉、見棠姜而美之、使偃取之、偃曰、男女辨姓、今君出自丁、臣出自桓、不可、武子筮之、遇困之大過、史皆曰吉、示陳文字、文字曰、夫從風、風隕妻、……凶、無所歸也、崔子曰、廢也、何害、先夫当之矣、遂取之、」とある。『列女傳』はこれに依つて要約したものと思われる。偃が難色を示したこと占いのことなどを「与偃謀」の様に簡単に処理している。

「東郭偃之姊」の「姊」について、「王注」本以下、「姊」に作るが、「四部叢刊」本では「姊」に作る。

ここのところ『史記』齊太公世家では、「(莊公)六年、初棠公妻好、棠公死、崔杼取之」とあるのみである。②王注は「既」字で絶句。原文の「居其」は「其居」に作るべきだとし、其の居室が公宮に近かつたという意とする。しかし「居其」のままでも読めるのではないか。「比」を「近」の意と見るのは妥当と思われる。『左傳』『史記』後文に「近於公宮」と見える。

③『左傳』では前引に続いて、「莊公通焉、驟如崔氏、以崔子之冠賜人、侍者曰、不可、公曰、不為崔子、其無冠乎、崔子因是、又以其間伐晉也、曰、晉必將報、欲殺公以說于晉、而不獲間、公鞭侍人賈舉、而又近之、乃為崔子間公、」とある。『史記』もほぼこれと同様で、「莊公通之、數如崔氏、以崔杼之冠賜人、侍者曰、不可、崔杼怒、因其伐晉、欲与晉合謀襲齊、而不得間、莊公嘗答宦者賈舉、賈舉復侍、為崔杼間公、以報怨、」とある。『史記』が「崔杼怒」と表現を定めたところを『列女傳』も採用している。ただ、『列女傳』では、崔杼は、妻に通じたうえ自分を侮辱したことに恨みを抱いて莊公を弑する結果になった様にまとめられてゆくが、『左傳』に依つて、前後の崔杼の行動を見ていくと、むしろこの恨みや怒りはゼスチャーとして、崔杼によって、彼の政治的な意欲を実現する過程に於いて巧みに利用されているとの感じが濃い。莊公は上手にわなにしかけられ

た様に受け取れるのである。『史記』も概ねこの線に沿っているが、人間の怨恨の機微を『左傳』以上に効果的に使用してまとめている。しかし『列女傳』では東郭姜へ視点を定めてしまい、崔杼の奥深い魂胆はかえって薄められた形になったため、この後に続く莊公と東郭姜のやりとりが迫力を欠く結果になっている。

④『左傳』に依れば、「夏五月、莒為且于之役故、莒子朝于齊、甲戌饗諸北郭、崔子称疾不視事、」とあり、『史記』も同じである。『列女傳』は、莒の来朝と饗応のことを省いてしまったので、「崔子愠」を強調した形になっている。『左傳』・『史記』では、姿を見せない点では、崔杼のゼスチャーの要素が濃いが、『列女傳』では、崔杼の感情的な愠のみが印象的である。

⑤この部分、先行文献には見えない状況描写が加えられている。『左傳』では、崔杼が姿を見せなかった翌日、「乙亥、公問崔子、遂從姜氏、姜氏入于室、与崔子自側戸出、」とある。『史記』はやや変じて、「乙亥、公問崔杼病、遂從崔杼妻、崔杼妻入室、与崔杼自閉戸不出、」とある。『列女傳』はこの両者を混ぜ取り、更に劉向自身の創意を追加している。室に入って閉戸するのは『史記』に依ったらしく思われる。しかし『左傳』の「自側戸出」をこの後にやはり使用している。

「不開」について、王注は、「何敢不開乎」の意と解し、梁注は、上の「開」字（公曰、余開）は「問」に作るべきであり、公が、崔子の疾を見舞に來たのだ、どうして開けないのだと云っていると解する。蕭注は、「余開」とは上の「開余」（公推之曰、開余）の意で、「不開」二字は必ずしも公の言葉としなくても良いのであつて、東郭姜が終に戸を開けなかつたと解する。公の言葉として解するのは無理であろう。蕭注が妥当である。なお「四部叢刊」では、「不開」は「不聞」に作り、上の「余開」も「余聞」に作る。しかしこれは梁注が指摘する如く、「余開」は「余問」とする方が解し易い。

⑥『左傳』では、二人が側戸自り出でたのを知らぬ莊公が歌で姜を呼ぶ。即ち「公拊楹而歌、侍人賈舉止衆從者

而入、閉門、甲興、」とある。『史記』は賈擧の行動を少し変じて、「公擁柱而歌、宦者賈擧遮公、從官而入、閉門、崔杼之徒持兵、從中起、」とある。『左傳』の描写を一層明確にとらえなおしている。『列女傳』では賈擧を省いているが、「公恐」を加え、これを効果的にするためか、「鳴鼓」も追加している。『列女傳』では、「擁柱而歌」は『史記』をそのまま採ったのであろうが、意味は全く異なる。梁注は、『左傳』服虔注の「一曰、公自知見欺、恐不得出、故歌以自悔」（『史記』齊世家正義引）はこの伝に基づいて為せる説であると指摘するが、もつともである。ただ『左傳』・『史記』では、公が恐怖の気持から歌ったとは解し得ない。『列女傳』が恐れや後悔の情を込めて歌うと表現したのは、劉向の創意に依るものと見なければならぬ。

⑦この部分も先行文献と異なるところが多い。『左傳』では、「公登台而請、弗許、請盟、弗許、請自刃于廟、弗許、皆曰、君之臣杼疾病、不能聽命、近于公宮、陪臣于擲有淫者、不知二命、」とある。『史記』もほとんどこれに同じく、「公登台而請解、不許、請盟、不許、請自殺於廟、不許、皆曰、君之臣杼疾病、不能聽命、近於公宮、陪臣爭趣有淫者、不知二命、」とある。『列女傳』では、公が台に登る場面は前に用いたのでここでは省いている。しかし公と崔杼の直接交渉で場面が進展する。請が許されず崔氏の宰に請うがこれも拒絶される。しかし場面の緊迫感が『左傳』・『史記』以上の効果をあげているかどうか疑問である。ただ崔杼の個人的な憤怒は良く表現されているし、命請いをする荘公の様子は崔杼の怒りが強調される分だけ残酷に描写されている。劉向は、女性に気持を奪われて絶対権力の足場を失った王者が、いかに想像を越えて無様か、むしろそれを強く提示したかったのではないかと思われる。

⑧『左傳』では、「公踰牆、又射之、中股、反隊、遂弑之、」とあり、『史記』も略同じく「公踰牆、射中公股、公反墜、遂弑之、」とある。これらでは公を射た者は誰であるか明示しないが、『列女傳』はこれを「崔氏」としている。しかし「崔子」とはなっていないから、劉向もそこまで明確に指摘し得ず、崔氏の中の誰かとするに

止めたのであろう。こう考えると、『左傳』の「又」を「有」と解して、「公を射た者が有る」と見るなら、『列女傳』の示し方が特異とは云えなくなる。なお先行文献では「股」とあるが、ここでは「踵」としている。

『穀梁傳』襄公二五年には、「夏五月、乙亥、齊崔杼弑其君光、莊公失言淫于崔氏」とある。晉の范寧は「放言將淫崔氏、為此見弑也、邵曰、淫過也、言莊公言語失漏、有過於崔子、而崔子弑之云々」と述べている。崔杼君の話のどの部分をこの様に云うのであろうか。今対応する事実を一々詳かにし難い。

⑨『左傳』襄公二七年に、「齊崔杼生成及彊而寡、娶東郭姜、生明、東郭姜以孤人、曰棠无咎、与東郭偃相崔氏、崔成有疾而廢之、而立明、」とある。『史記』齊世家は、「景公元年、初崔杼生子成及彊、其母死、取東郭女、生明、東郭女使其前夫子無咎与其弟偃相崔氏、成有罪、二相急治之、立明為太子、」とある。東郭姜が積極的に無咎・偃らを使役するなど、『左傳』とやや異なっている。また崔成に罪有ったとすることは梁玉繩は疑問を抱き、「若果有罪、成安得請老于崔乎、」と述べている。司馬遷がなにか依拠するところが有ったのか、なぜこの表現を選んだのかは別に、劉向は『左傳』の様に「有疾」と見る方が理解し易いと考えたのであろう。しかし『列女傳』の例として、女性を事の成りゆきの主導的立場に置いてしまう改変はこれ以前にもしばしばあったのに、崔家における無咎と偃の発言権は東郭姜がこれを与えたものと改めた『史記』に従わなかったのはどうしてであろう。『列女傳』では、無咎と偃とは崔子がこれを愛して相室たらしめている。

原文「崔子前妻二子大子城・少子彊、及姜入後、生二子明成、」とあることにつき、王注は、『左傳』は「城」を「成」に作る、また姜は「生明」とあるが、「成」字はないと云う。また梁注は、「子」の上の「二」字は衍、「明」の下にも「成」字を衍す。「頌」に「明成」とあるので誤ったのだと指摘する。しかし「頌」に依って本文を誤ったとするのは十分納得のいく指摘とは云い難い。梁注の衍字説はもつともであるが、「大子城」の「城」も「成」字に改めなければなるまい。これより後に「城」のことは全く見えないのだから。しかしいずれにしても、劉

向における人物関係の設定に混乱が存することが指摘されるのも当然ではある。

⑩有疾の成に対して哀んで願いを受け入れようとする崔子の「哀」は『左傳』にも『史記』にもない。このことは前注⑨の部分における「崔子愛之」と同様である。この東郭姜伝では女性主人公よりも崔子の方が重要な役割を得ていて、なにか『列女傳』中にあつて特異なまとめ方になっている。「愛」や「哀」の様な崔子の情念に關わる語がわざと使用されること、さらに前注③の「愠」や、⑦における崔子の言動とこれに対応する莊公の扱ひなどを加えて全体を見渡すと、なにか劉向は意識的に崔杼を表面に押し出そうとしているかに受け取れる。従つて東郭姜の悪女的な面は不思議にもむしろ薄められ視界の外に置かれる結果となつてゐる。更に云えば、東郭姜は崔杼を失脚させる為は何らの積極的な行動をしたのではなく、逆に崔杼とつれそつたが故に結果的に自らを破滅させることになる。そのきつかけとなるものは、ほとんどの場合、むしろ崔杼が形成する結果になっていると云えそうなのである。こう見てくると、東郭姜の伝がこの孽嬖に入れられる理由は不明確と云わざるを得ないことになるわけだが、劉向は東郭姜を、存在するだけで周囲に不幸を形成し、自らもその動きの中で破滅せざるを得ない女性として扱おうとしたのであろうか。いずれにしても、話を叙述する劉向自身にも様々な態度決定上の迷ひがあつたから、この東郭姜伝から読者が全体としての整然たる意図をつかみ難い結果に終つてゐるのであろうか。まとまりの良い伝とは云い難い。

『左傳』では、「成請老于崔、崔子許之、偃与无咎弗予、曰、崔、崇邑也、必在宗主、成与彊怒、将殺之、告慶封曰、夫子之身、亦子所知也、唯无咎与偃是從、父兄莫得進矣、大恐害夫子、敢以告、」とある。『史記』は、「成請老於崔杼、崔杼許之、二相弗聽、曰、崔宗邑、不可、成彊怒、告慶封、」とある。『列女傳』は、「崔宗邑云々」を「争」だけでかたづけられている。

⑪『左傳』では、「慶封曰、子姑退、吾凶之告盧蒲癸、盧蒲癸曰、彼君之讎也、天或者将棄彼矣、彼実家乱、子何

病焉、崔之薄慶之厚也、他日又告、慶封曰、苟利夫子、必去之、難吾助女、九月庚辰、崔成・崔彊殺東郭偃・棠无咎於崔氏之朝、」とある。「呂氏春秋」慎行論には、慶封の謀略がもつとあからさまに示されている。即ち「崔杼与慶封謀殺齊莊公、莊公死、更立景公、崔杼相之、慶封又欲殺崔杼而代之相、於是掾崔杼之子、令之爭後、崔杼之子相与私闘、崔杼往見慶封而告之、慶封謂崔杼曰、且留、吾將與甲以殺之、因令盧滿鞮與甲以誅之、尽殺崔杼之妻子及枝屬、燒其室屋、報崔杼曰、吾已誅之矣、崔杼婦、無婦、因而自殺也、慶封相景公、」とある。ここでは慶封の陰險さのみが強調されたかたちにとめられている。「史記」では、「慶封与崔杼有卻欲其敗也、成彊殺無咎偃於崔杼家、」とあり、慶封の成・彊らへのけしかけの部分には省かれている。「列女傳」は、この部分では「左傳」よりも「呂氏春秋」のまとめ方に近くなっている。

⑫『左傳』では、「崔子怒而出、其衆皆逃、求人使駕、不得、使圉人駕、寺人御而出、且曰、崔氏有福、止余猶可、遂見慶封、慶封曰、崔慶一也、是何敢然、請為子討之、使盧蒲鞮帥甲以攻崔氏、崔氏堞其宮而守之、弗克、使圉人助之、遂滅崔氏、殺成与彊、而尽俘其家、其妻縊、嬖復命於崔子、且御而婦之、至則無婦矣、乃縊、」とある。「史記」では、「家皆奔亡、崔杼怒無人、使二宦者御見慶封、慶封曰、請為子誅之、使崔杼仇盧蒲鞮攻崔氏、殺成彊、尽滅崔氏、崔氏婦自殺、崔杼無婦、亦自殺、」とある。「左傳」を単純なかたちに整理し、特に盧蒲鞮を崔杼の仇と定めている。「列女傳」はおおむね『左傳』に依っているが、やや丁寧な叙述しようとして、かえって冗長に失する感がある。しかも東郭姜の悪女ぶりは全く精彩を欠いてしまっている。

⑬『毛詩』大雅、蕩には、「枝葉未有害、本実先撥」とある。序には「召穆公傷周室大壞也、厲王無道云々、」とある。「詩三家義集疏」によれば、その注に「魯、撥作敗」という。「韓詩外傳」五に引用するものは『毛詩』に同じである。

一一、衛の二亂女

衛の二亂女は、南子及び衛の伯姫なり。南子は、宋女にして衛の靈公の夫人なり^①。宋の子朝に通ず。太子蒯聵^②知之て之を惡む。南子 太子を靈公に讒して曰く、太子 我を殺さんと欲すと、靈公 大いに蒯聵を怒る。蒯聵 宋に奔る。靈公 薨ず。蒯聵の子 輒 立つ。是を出公と爲す。衛の伯姫は、蒯聵の姊なり。孔文子の妻にして、孔悝の母なり。悝 出公に相たり。文子 卒して、姫と孔氏の豎 渾良夫と淫す。姫 良夫を蒯聵に使す。蒯聵曰く、子 苟に能く我を国内に報ゆるに乘軒を以てし、子に三死を免ぜんと。与に盟して、許すに姫を良夫の妻と爲すことを以てす。良夫喜びて以て姫に告ぐ。姫 大いに悦ぶ。良夫乃ち蒯聵と入りて孔子の圃に舍す。昏時、二人 衣を蒙りて乘し、遂に入りて姫の所に至る。已に食す。姫 戈を杖つきて先だち、太子と五介冑の士と 其の子悝に 厠に迫りて、強ひて之に盟はしむ。出公 魯に奔る。子路 之に死す。蒯聵 遂に立つ。是を莊公と爲す。夫人南子を殺し、又た渾良夫を殺す。莊公 戎州の亂を以て、又た出奔す。四年にして出公復た入る。將に入らんとするに、大夫 孔悝の母を殺して公を迎ふ。二女亂を爲すこと五世、悼公に至りて後定まる。詩に云ふ。鼠を相るに皮あり。人にして儀無し、人にして儀無くんば、死せずして何をか為さんと。此の謂なり。

頌に曰く、南子 惑淫し 宋朝を是れ親しむ。彼の蒯聵を譖して、之を出奔せ使む。悝母 亦た嬖せられ、兩君に出入す。二亂 交錯して 威 以て身を滅す。

〔注〕

①『史記』衛康叔世家の「集解」によれば、「賈逵曰、南子、宋女、」とあるが、『列女傳』のここの伝が原本のままであるとするれば、宋女という指摘は劉向が先ということになる。しかし『列女傳』にもなにかもとづく文献があつたのかも知れない。

『論語』雍也篇に、「子見南子、子路不説、云々」とある。

②『左傳』定公一四年によれば、「衛侯為夫人南子、召宋朝、大子蒯聵獻孟于齊、過宋野、野人歌之、曰、既定爾婁豬、盍歸吾艾窶、大子羞之」とある。『史記』衛世家では、「三十九年、太子蒯聵与靈公夫人南子有惡、欲殺南子」とあるのみである。なぜ太子と夫人とが「有惡」なのか具体的説明はない。

なお『論語』雍也篇に、「子曰、不有祝鮀之佞、而有宋朝之美、難乎免於今之世矣」とある。従来の解釈では、この宋朝とは宋の公子朝のことと見られている。

③『左傳』定公一四には、前注に続いて、「(太子)謂戲陽速曰、從我而朝少君、少君見我、我顧乃殺之、速曰、諾、乃朝夫人、夫人見太子、太子三顧、速不進、夫人見其色、啼而走、曰、蒯聵將殺余、公執其手以登台、太子奔宋、尽逐其党」とある。『史記』は、「蒯聵与其徒戲陽遯謀、朝使殺夫人、戲陽後悔不果、蒯聵數目之、夫人覺之、懼呼曰、太子欲殺我、靈公怒、太子蒯聵犇宋、已而之晉趙氏」とある。『靈公怒』は、『左傳』の靈公が助けを求める夫人の手をとって台に登ったとするのに比べると、王者の威嚴をかるうじて保つ。『列女傳』は恐らくこれに依ったのであろう。「靈公大怒」とする。しかし、『左傳』・『史記』における夫人暗殺の描写を略して、「讒太子」に置き替えた為に、むしろ南子に感溺した公の愚劣ぶりを、強調する表現効果を高める結果になっている。また前二文獻に比べて、南子の陰險さも程良く強調されている。

④『左傳』哀公二年に、「初衛侯遊于郊、子南僕、公曰、余無子、將立女、不对、他日又謂之、对曰、郚也不足以辱社稷、君其改凶、君夫人在堂、三揖在下、君命祇辱、夏、衛靈公卒、夫人曰、命公子郚為大子、君命也、对曰、郚異於他子、且君没於吾手、若有之、郚必聞之、且亡人之子輒在、乃立輒」とある。『史記』衛世家もほとんど同じであるが、子南を靈公の少子であると明確にしているところが異なる（『左傳』杜注は、「子南、靈公子郚也」としている。『禮記』檀弓上の孔疏引の『世本』にも「靈公生昭子郚云々」とある。『左氏會箋』は

杜注を非とし、『世本』も誤りであるとして、もし郢が靈公の子なら、「余無子」と云うのはおかしいので、靈公の庶弟であるとする。しかし司馬遷も、郢を靈公の少子としているのであるから、必ず依るところが有つたに違いない。因みに『漢書』司馬遷伝にも「采世本」とあるから、郢を靈公の子と見ることを軽々に否定することはできない。楊伯峻編『春秋左傳注』は、阮芝生『拾遺』の「謂無良子也、此自古人恒語、如叔向云盼又無子是也」を引き、君位を欲しがらぬ郢を子と見れば、無良子とは云えぬが、適子がないという程の意と見れば良いとし、哀公一七年の「將以杞妃之子非我為子」の杜注が「為適子」としているのを証とする。『列女傳』はこのあたり細かな経過を省略してしまっている。

⑤『左傳』哀公一五年に、「衛孔圉取太子蒯聵之姉、生慚、孔氏之豎渾良夫長而美、孔文子卒、通於内、」とある。『史記』もほとんど同じである。『列女傳』の「慚相出公」はこの兩文献に見えない。

⑥『左傳』哀公一五年に、「太子在戚、孔姬使之焉、太子与之言、曰、苟使我入獲国、服冕乘軒、三死無与、与之盟、為請於伯姬、閏月、良夫与太子入、舍於孔氏之外圃、」とある。『史記』衛世家は、「太子在宿、慚母使良夫於太子、太子与良夫言曰、苟能入我国、報子以乘軒、免子三死、母所与、与之盟、許以慚母為妻、閏月、良夫与太子入、舍孔氏之外圃、」とある。約束の内容は『左傳』とやや異なっている。『列女傳』は恐らく『史記』に依つたのである。しかも更に筆を加えて、「良夫喜以告姫、姫大悦、」とし、『左傳』の「為請於伯姬、」とは、やや様子が変えられる結果となっている。

⑦『左傳』は前引に続いて、「昏、二人蒙衣而乘、寺人羅御如孔氏、孔氏之老嬖寧問之、称姻妾以告、遂入適伯姫氏、既食、孔伯姫杖戈而先、太子与五人介、輿緞從之、迫孔慚於厠、強盟之、遂劫以登台、樂寧將飲酒……奉衛侯輒來奔、……(子路)曰、太子焉用孔慚、雖殺之、必或繼之、且曰、太子無勇、若燔台半、必舍孔叔、太子聞之懼、下石乞孟驚敵子路、以戈擊之、断纓、子路曰、君子死、冠不免、結纓而死、……孔慚立莊公、」とある。

『史記』もほとんどこれに同じである。『列女傳』は孔氏の混乱や子路の活躍の部分は省略している。なお『左傳』經、哀公一六年に、「春王正月己卯、衛世子蒯聵自戚入于衛、衛侯輒來奔、」とある。

⑧南子を殺したことは先行文獻には見えない。ただ『左傳』哀公一六年には、孔愷が母伯姬を伴って宋へ出奔したことが見えている。また『左傳』哀公一五年には、位に就いた莊公（蒯聵）は次の様な行動をとっている。

即ち、「莊公害故政、欲尽去之、先謂司徒臯成曰、寡人離病於外久矣、子請亦嘗之、婦告褚師比、欲与之伐公、不果、……（十六年）臯成・褚師比出奔宋、」とある。『列女傳』では、これらと哀公一七年の渾良夫殺害の記載から、更に南子を殺したことをも類推して付け加えつくり出したのである（因みに『史記』では、莊公は大臣たちを殺そうとしたが、羣臣が乱を起さそうとしたので止めたまとめている）。渾良夫を殺したことは『左傳』哀公一七年に、「春、衛侯為虎嵬於藉圃、成、求令名者、而与之始食焉、大子請使良夫、良夫乘衷甸而牡、紫衣狐裘、至、袒裘、不積劍而食、大子使牽以退、數之以三罪、而殺之、」とある。なおこの事件は前年の、「大子使五人輿緹從己、劫公而強盟之、且請殺良夫、公曰、其盟免三死、曰、請三之後有罪、殺之、公曰、諾哉、」から続いている。また後日渾良夫が衛侯の夢にあらわれ、「被髮北面而諫、曰、……余為渾良夫、叫天無辜、」であつたとある。

⑨『左傳』哀公一七年に、「十一月、衛侯自鄆入、般師出、初公登城以望、見戎州、……既入焉、而示之璧、曰活我、……遂殺之、而取其璧、衛人復公孫般師、而立之、」と見える。『史記』には、「三年、莊公上城見戎州、……十一月莊公出奔、衛人立公子斑師為衛君、」とある。『列女傳』は「殺」でなく、「出奔」と見た『史記』に従っている。

⑩『左傳』哀公一八年に、「夏、衛石圃逐其君起、起奔齊、衛侯輒自齊復歸、逐石圃、而復石魋与大叔遺、」とあり、孔愷の母を殺したことは見えない。因みに、前注⑧に述べたごとく、『左傳』哀公一六年には、孔愷が母を

伴つて宋に出奔したことを記載している。『史記』では、「起奔齊、衛出公輒自齊帰立、初出公立、十二年亡、亡在外四年、復入、出公後元年、賞從亡者、立二十二年卒、」とある。

⑩『左傳』に依れば、靈公——出公輒——莊公蒯聶——般師——莊公——般師——公子起——悼公の順となる。

⑪『毛詩』鄘風の相鼠に、「相鼠有皮、人而無儀、人而無儀、不死何為、」とある。序に、「刺無礼也、衛文公能正其羣臣、而刺在位承先君之化、無礼義也、」という。『詩三家義集疏』では、注に、「魯説曰妻諫夫也」とあり、疏には、『白虎通』諫諍篇を引いてこれを証している。しかしここでの用い方は少し異なる。なお「相鼠」を引くものが『韓詩外傳』卷一（二回）卷五、『說苑』雜言篇などに見える。

一三、趙靈の呉女

趙靈の呉女は、孟姚と号す。呉廣の女にして、趙武靈王の后なり。初め、武靈王、韓王の女を娶りて夫人と為す。子章を生む。立てて以て后と為し、章は太子と為る。王嘗て夢に処女の鼓瑟して歌ふを見る。曰く、美人煢煢たり、顔若の榮の若し、命なるかな、命なるかな、天の時に逢ひて生まる。曾て我を羸羸とするもの莫しと。異日、王、飲酒して樂しむ。数ば、夢見る所を言ひて、其の人に見はんと想ふ。呉廣、之を聞く。乃ち后に因りて其の女、孟姚を入る。甚だ色有り。王、之を愛幸して、離す能はず。数年にして、子、何を生む。孟姚、数ば、微言す。后に淫意有り、太子に慈孝の行無しと。王、乃ち后と太子とを廢して、孟姚を立てて惠后と為す。何を以て王と為し、是を恵文王と為す。武靈王、自ら主父と号す。章を代に封じ、安陽君と号す。四年、羣臣を朝す。安陽君、来朝す。主父、旁従り羣臣宗室を觀窺するに、章儼然として、反りて弟に臣たるを見、心に之を憐む。是の時惠后死して久しく恩衰ふ。乃ち趙を分かちて、章を代に王とせんと欲す。計、未だ決せずして輟む。主父、沙丘宮に遊ぶ。章、其の徒を以て乱を作す。李兌、乃ち四邑の兵を起こして章を撃つ。章、主父に走る。主父、之を閉す。兌、因りて主父の宮を囲む。既に章を殺す。乃ち相ひ与に謀りて曰く、章を以て主父を囲む。即ち兵を解かば、吾が属、夷されんと。乃ち遂に主父を囲む。主父、出でんと欲すれども得ず。又た食を得ず。乃ち雀穀を探して之を食ふこと三月余。遂に沙丘宮に餓死す。詩に曰く、流言以て対げ、寇攘、内に式ふと。不善の内従り出ずるを言ふなり。

頌に曰く、呉女、苕顔、趙靈を神寤す。既に嬖近せられて、惑心、乃ち生ず。后を廢し戎を興こし、子の何を是れ成す。主は沙丘に閉され、国は以て乱傾すと。

〔注〕

- ① 『史記』 趙世家の武靈王五年に、「娶韓女為夫人、」とある。
- ② 『史記』 には、一六年に、「王遊大陵、他日、王夢見処女、鼓琴而歌、詩曰、美人煢煢兮、顔若若之榮、命乎、

命乎、曾無我贏、異日、王飲酒樂、數言所夢、想見其狀、吳廣聞之、因夫人而內其女娃贏、孟姚也、孟姚甚有寵於王、是為惠后、とある。『列女傳』に比較すると、いくらか異なる点が指摘できる。先ず「鼓琴」は『列女傳』では「鼓瑟」となっている。誤りではなく意識的に「瑟」に変じたものと思われるが、その理由は明確にできない。歌とともにするなれば、楽器のイメージとしては「瑟」の方がふさわしいと考えたのであろうか。蕭注は、『水經注』汾水・『太平寰宇記』ではこの話を引いて、「鼓琴」に作ると云う。ただしいずれも『列女傳』の文として引用しているのではないから、重みのある指摘とは云い難い。また『史記』は「詩曰」としているが、『列女傳』ではこれを簡略にしている。

「命乎命乎、曾無我贏」を「命兮命兮、逢天時而生、曾莫我贏贏」と変じている。一見同内容かと思えるが、『列女傳』の表現からすれば、夢の女は、天の恵を身に受けて生まれたと自覚しており、従ってこの世での栄達に対する自信と野心を抱いている。夢の女はまさしく後にあらわれる孟姚なのである。孟姚が夢を通じて王に訴えている様に設定している。『史記』では夢の神秘性に特に強い意味を込めてはいない。王は見出されぬわが身を命なるかなと嘆いている女性を夢に見ただけである。劉向は夢に対する考え方も司馬遷と少し異なり、恐らく武靈王と孟姚との出会いを神秘的な宿命の力に依るかの若くとらえたのである。それは後に暗躍する孟姚の悪魔的なイメージを殊更に強調するためであったろう。またこれは前漢から後漢にかけて神秘主義的な様々な觀念が現実性を付与されつつあったことと無関係ではあるまいが、このささいな一資料から、現実の風潮や劉向の思想の特質を逆に証明するのはなお無理であろう。『史記集解』引墓母遷は「言有命祿、生遇其時、人莫知己貴盛盈滿也、」と云うが、これは『史記』の歌の意をむしろ『列女傳』の詩の意から逆に解釈しなおしたものではあるまいか。『史記』の意味は『會注考證』に中井積徳を引き、「命乎、歎無人知也、……美好絶倫、而人不知焉、故歎婦命耳」と云うのが正しかろう。蕭注は『史記集解』引の墓母遷説はこの『列女傳』に対する注

であつたらうとする。また王注は「人莫知己貴盛盈滿也」と云つてゐるのを引き、『列女傳』の「羸羸」は「盈盈」であり、「榮榮」とも声義同じで、「其容体輕麗」の意であるとする。また梁注も「羸羸」の説について、顧廣圻に依り「羸」を「盈」と讀んだのであらうと云う。

『史記』の「想見其状」を「想見其人」に変じてゐる。『史記』では「想見」はその夢の有様を思ひうかべるほどの意であらうが、『列女傳』では夢の人のみを思ひうかべる意が強く、「想見」に、是非この現実の場であつた王の氣持が込められてゐる様である。

『史記』の「夫人」が「后」に改められてゐる。

『史記』では「而内其女娃羸、孟姚也」とあるのを『列女傳』は「而入其女孟姚」とし、「娃羸」を省いてしまつてゐる。『會注考證』には、方苞の説を引いて、「娃羸」とあるのは、夢の中の歌にある「我羸」にかけて呉廣がその女を「羸」と名づけたのだとしてゐる。『史記』では夢の話をも呉廣が上手に利用したことを強調する。『列女傳』は、呉廣の存在を無視はしないが、孟姚と王の結びつきを、むしろ神秘的にまとめようとしてゐるから、『史記』の意図するところをいささか消去したのである。『史記』の「孟姚甚有寵於王、是為惠后、」は后になるまでの説明が加えられて「甚有色焉、王愛幸之、不能離、數年、生子何、孟姚數微言后有淫意、太子無慈孝之行、王乃廢后与太子、而立孟姚為惠后、」とある。孟姚の謀略の部分は何に依つたか明確にできないが、恐らくこれも劉向の創作と見て良いのではなからうか、太子をけなす表現は『史記』では後に惠文王の三年の李兌の言に、「公子章 強壯而志驕、党衆而欲大、殆有私乎云々」とあり、また四年に、肥義は、「公子与田不禮、甚可憂也、其於義也、声善而実悪、此為人也、不子不臣云々、」と云つてゐる。孟姚が太子を批判する部分は、この李兌や肥義の言に依つて作りあげたものと思われる。劉向は、趙の内紛に関わつた公子のとりまきの臣達の行動や思惑の部分はとりはずし、これらを用いてむしろ悪女としての孟姚の物語にしたてあげたため、公子

章の人間性や趙の内紛の様は全く異なつたかたちにまとめられる結果になつてゐる。

尚、『史記』趙世家には、趙王と孟姚との出会いに神秘的な力が作用していることをほのめかず伏線が用意されてゐる。即ち趙簡子が夢で天帝のお告げを受けた部分に、「今余思虞舜之勲、適余將以其胄女孟姚、配而七世之孫、」とある。

③『史記』趙世家武靈王二十七年に、「立王子何以爲王、……是爲惠文王、惠文王、惠后吳娃子也、武靈王自号爲主父、」とあり、惠文王三年に、「封長子章爲代安陽君、章素侈、心不服其弟所立、主父又使田不禮相章也、」とある。なお惠后は武靈王二十五年に卒するとある。ここで「索隱」は、惠后を武靈王の前后であり、太子章の母で惠文王の嫡母である。惠后の卒後、吳娃が正室となつた。孝成二年に「惠文后卒」とあるのがこれであると云う。しかし『會注考證』は陳仁錫を引いて「索隱」を非とし、惠后は吳娃孟姚であり、惠文王の生母である。だから惠后と号して太子章の母と區別したのだ。下文で「吳娃死愛弛」とあるのは惠后のことを云つてゐるのであり、惠文后とあるのは惠文王の夫人の称であるとする。すでに武靈王一十六年に、「孟姚甚有寵於王、是爲惠后、」（前注②）とあるから、「索隱」の説には従ひ難い。

『列女傳』に依ると、孟姚の謀略や后と爲つたこと、章を陥れ何を王にしたことなど、すべてこの女性の暗躍に出るかと思わせるが、『史記』では、惠后は武靈王二十五年に卒してゐるのであり、何が王になつたのは二七年となつてゐる。劉向は惠后の卒をこのあたりでは省いて、読者に、孟姚の存在が趙国内紛に強い影響を与えているかの如き感じを抱かせる。しかしこれを伏せきせず後文では「是の時惠后死して久しく」と述べ、『史記』の表現を受け入れた形にまとめてゐる。

④『史記』には惠文王四年に、「朝羣臣、安陽君亦來朝、主父令王聽朝、而自從旁觀羣臣宗室之禮、見其長子章儼然也、反北面爲臣詘於其弟、心憐之、於是乃欲分趙而王章於代、計未決而輟、……主父初以長子章爲太子、後

得呉娃愛之、為不出者數歲、生子何、乃廢太子章而立何為王、呉娃死愛弛、憐故太子、欲兩王之、猶豫未決、故乱起、以至父子俱死、為天下笑、豈不痛乎、」とある。このあたり『史記』に略同じである。

『史記』の「反北面為臣、誦於其弟、」は「反臣於弟」となっている。「反臣」は叛臣の意かも知れないが、『史記』と同じ様に、弟に対して臣として仕える意と見ておく。「四部叢刊」本では「反目」に作る。歐氏『列女傳考證』は『史記』に依って「反臣」に改めるべきであるとしているが、確証はない。「臣」を「目」に誤ったとは考え得るかも知れないが、「反目」でも十分意味はとれる。しかしここは一応「反臣」として読んでおく。

章を憐れと感じ、代王にしてやろうと思つた理由又はその表現が可能な周囲の状況を説明しようとして、『列女傳』では「心憐之」の次に「是時惠后死久恩衰」の一句を置いている。これは『史記』の後文「呉娃死愛弛、憐故太子、欲兩王之、」を變形して持つて来たものと思われる。

⑤『史記』には、「主父及王游沙丘、異宮、公子章即以其徒与田不禮作乱、詐以主父令召王、肥義先入、殺之、高信即与王戰、公子成与李兌自国至、乃起四邑之兵入距難、殺公子章及田不禮、滅其党賊而定王室、公子成為相、号安平君、李兌為司寇、公子章之敗、往走主父、主父開之、成兌因困主父宮、公子章死、公子成李兌謀曰、以章故困主父、即解兵、吾属夷矣、乃遂困主父、令宮中人、後出者夷、宮中人悉出、主父欲出不得、又不得食、探爵穀而食之、三月余而餓死沙丘宮、」とある。『列女傳』は乱に関係した臣の名をできるだけ省き、事件の経過も単純にしている。しかしそれだけ『史記』に比して迫力を失っている。

『史記』では、王と主父が沙丘に遊んだことになっているし、『會注考證』引張文虎も云っている如く、公子章もやはりこの時沙丘に居たらしく読める。

『史記』の「主父開之」を「主父閉之」に作る。ただし「四部叢刊」本は「開」に作る。歐氏『校證』は王(照圓)本が「開」を「閉」に作ることを指摘している。さらに王注では『史記』の「開」は「開門して之を納

れたという意で、「閉」に作る本があるが、それは閉藏する意である。どちらでも通ずると述べている。また梁注はやはり『史記』が「開」に作ることに関連して、「索隱」の「譙周及孔衍皆作閉之、閉謂藏之也」を引いている。なお『會注考證』は王念孫が『列女傳』をも証としつつ「正義」本によって「閉」に作るべきであるとするのを引く。

『列女傳』の「乃相与謀曰」は、『史記』の文章から省略しすぎたため、不明瞭な表現になってしまった。このあたりのまとめ方は丁寧とは云い難い。

原文の「主父欲出不得」は、『史記』の如く「令宮中人、後出者夷、宮中人悉出」が有ってはじめて効いてくる表現である。これを省いた劉向は省くことに主に氣をとられて、話を要領よくまとめることへの配慮がやや欠けている。

『史記』の「爵轂」は「雀轂」に改めている。「集解」に「慕母遂曰、轂、爵子也」とあり「索隱」に、「按曹大家云、轂、雀子也、生受哺者謂之轂」とある。いずれも『史記』の注釈に、逆に『列女傳』が参照され、影響を与えた側と考えることができるのではあるまいか。

⑥『毛詩』大雅、蕩に、「流言以对、寇攘式内、」とある。『詩三家義集疏』はここを引いて、魯・毛文同じく、意味も箋に合するという。ただこの、他伝との異は、「此之謂也」でなく、引詩後に具体的に、「言不善之從内出也」と説明文を続けていることである。しかしこの型のものは全く他伝に無い例だとは云えない。

⑦『四部叢刊』本は「主」でなく「生」に作る。次の句の「國」に対応すれば「主」の方が良さそうである。

一四、楚考の李后

楚考の李后は、趙人 李園の女弟にして、楚の考烈王の后なり^①。初め、考烈王に子無し。春申君 之を患ふ。李園 春申君の舎人と為る。乃ち其の女弟を取りて春申君に与ふ。身有るを知るや、園の女弟 承間 春申君に謂ひて曰く、楚王の君を貴幸すること、兄弟と雖も如かず。今 君 楚に相たること三十余年にして而も王に子無し。即ち百歳の後、將に兄弟を立てんとするに、即ち楚 更めて君の後を立つれば、彼も亦た各其の親とする所を貴ばん。又た安んぞ長に寵有るを得んや。徒に然るのみに非ざるなり。君 事を用ふることに久しく、礼を王の兄弟に失する多し。王兄弟 誠に立たば、禍且に身に及ばんとす。何を以てか相の印江東の封を保んぜんとするや。今 妾 身有るを知る。而して人 知る莫し。妾の君に幸せらるること未だ久しからず。誠に君の重を以て妾を楚王に進むれば、楚王必ず妾を嬖せん。妾 天に頼りて子男有れば、則ち是れ君の子王と為るなり。楚國 尽く得可し。身 不測の罪に臨むに孰与ぞと。春申君 大いに之を然りとす。乃ち園の女弟を出して謹しみて之を舎し、之を考烈王に言ふ。考烈王 召して之を幸す。遂に子悼を生む。立てて太子と為す。園の女弟 后と為る。李園 貴くして事を用ひ、士を養ひて春申君を殺して、口を滅せんと欲す。考烈王 死するに乃びて、園乃ち春申君を殺し、其の家を滅ぼす。悼立つ。是れを幽王と為す。後に 考烈王の遺腹の子 猶有り。立つ。是を哀王と為す。考烈王の弟 公子負芻の徒、幽王 考烈王の子に非ざるを聞知して、哀王を疑ふ。乃ち哀王と太后を襲殺し、尽く 李園の家を滅ぼして、而して負芻を立てて王と為す。五年にして、秦 之を滅す。詩に云ふ、盜言孔だ甘し、乱 是を用て餓むと、此の謂なり。

頌に曰く、李園の女弟、迹を春申に発す。考烈に子無くして、果たして身を納るるを得たり。重なるを知りて入り、遂に嗣を為すを得たり。既に立ちて本に畔き、宗族 滅弑す。

〔注〕

①『史記』春申君列傳に、「趙人李園、持其女弟欲進之楚王」とある。『戰國策』楚四同じ。『越絶書』越絶外傳春

申君第一七には、「昔者、楚考烈王、相春申君、吏李園、園女弟女環謂園曰云々」とある。「女環」の名が、いずこより出たものか不詳である。

②『列女傳』では李園の野心は明示されていない。『史記』・『戰國策』では李園の画策が明確に語られる。即ち前者に從えば、注①引に続いて、「聞其不宜子、恐久毋寵、李園求事春申君舍人、已而謁婦、故失期還謁、春申君問之状、対曰、齊王使使求臣之女弟、与其使者飲、故失期、春申君曰、媵入乎、対曰、未也、春申君曰、可得見乎、曰、可、於是李園乃進其女弟」とある。春申君の気をひかんとする李園の大げさな言動が巧みに記されている。『列女傳』では、李園の妹売込みのこの部分は省略している。李後の策略のみを強調したいからであろうが、作者独特の工夫もなく、ただ省略に頼っているため、あまり巧みなまとめ方とは云えない。ところで『越絶書』ではこれらに先立って李園に入れ知恵しているのは李園の妹である。即ち注①に続いて「我聞王老無嗣、可見我於春申君、我欲仮於春申君、我得見於春申君、徑得見於王矣」とある。全く異なつた角度から人間が描かれているのは興味深い。そしてこの方が李後の悪女ぶりは『列女傳』の場合よりも更に強調されて効果的にまとめられている。

③『史記』ではここで李園と妹とが共謀したことになっている。即ち「即幸於春申君、知其有身、李園乃与其女弟謀、園女弟承間以説春申君曰、」とある。『戰國策』も同じである。「四部叢刊」本では、「承間」を「因間」に作る。

④「三十余年」を『史記』・『戰國策』は、「二十余年」に作る。梁注は「三」は誤とする。梁注の指摘は正しい。⑤原文「即楚更立君後、彼亦各貴其所親、」について、『戰國策』では「即楚王更立、彼亦各貴其所親、」とあり、「後」字が無い。『史記』では「則楚更立君後、亦各貴其所親、」とある。これには「彼」が無い。一方に欠けているこの二字を、『列女傳』では両方とも生かしている。興味深い特徴と云えそうである。

⑥「君用事久」について、「四部叢刊」本は「久」を「又」に作る。歐氏は他本や『史記』などのように「久」字であるのが正しく、ここを改めるべきだと云う。「又」を誤と断ずるには、根拠が十分とは思えない。これでも読めないことはない。しかし今一応、王注本以下に従って読んでおく。

「兄弟誠立」について、「梁注」本は「王兄弟誠立」に作り、「四部叢刊」本もこれに同じである。歐氏も「王」字があるのが正しいとする。「蕭注」本は梁注を紹介しつつも「王」字は削っている。『戰國策』・『史記』には「王」字が無い。

⑦「楚王必嬖妾、妾頼天……」、王注は、『史記』には「必」の下に「幸」字があるから、ここには脱したと指摘する。梁注も『史記』・『戰國策』に依って、「幸」字を補っている。「四部叢刊」本には「必」の下に「嬖」字がある。歐氏は「文選樓叢書」本には、『史記』と同じく「必」の下に「幸」字があると指摘している。以上の如き諸氏の説が有るが、この部分については少し観点を変えて検討する必要がある。『必』と『頼』の間には字体のまぎらわしい文字が連なっている。即ち『戰國策』・『史記』では「幸妾妾」、「四部叢刊」本では「嬖妾妾」、「文選樓叢書」本・「梁注」本では「幸妾妾」、「王注」本・「蕭注」本では「妾妾」となっているのである。今、『列女傳』の本来の姿がどの様であったか明確にすることは困難であるが、少なくとも『史記』・『戰國策』のみを絶対的な基準とし得ないことは勿論である。『列女傳』の作者が、必ずしも原典に忠実とは云えない場合はしばしば存在するからである。(そしてこのことは『列女傳』だけには限らない。)この様な観点に立つとき、興味深いのは「四部叢刊」本の「楚王必嬖妾妾頼天有子男」である。「梁注」本・「文選樓叢書」本は「幸」字を補ったと云うよりも、「妾」字を「幸」に改めただけの結果になっている。『戰國策』・『史記』に依って、「幸」字を補うのが誤りと断定はできぬが、「嬖」字にしている「四部叢刊」本の表記が、むしろ本来の姿に近いのではないかと思われる。今、これに従って読んでおく。

孰与身臨不測之罪乎」の「身」字、『戰國策』では「其」に作る。『史記』は「身」に作る。なお『戰國策』では、「楚國尽可得」の「国」字下に「封」がある。

⑧「遂生子悼」について、王注は『史記』では「悼」を「悍」に作る。これは字形の誤であると指摘する。ただし『史記』春申君列傳のこれに対応する部分は「遂生子男」に作り、『戰國策』も同じである。又、『史記』は後文でも「楚考烈王卒、……而李園女弟初幸春申君有身而入之王所生子者、遂立、是為楚幽王、」と記すのみである。ただし「悍」の名は「楚世家」には見える。即ち「考烈王卒、子幽王悍立、」とある。ところが王注の指摘にもかかわらず、「六國年表」には「楚幽王悼元年」とある。

⑨「李園貴用事」、「戰國策」は「楚王貴李園、李園用事」と表現している。『史記』も同じ、ただ下の「李園」は「園」に作る。なお『戰國策』はこれ以下「李園既入其女弟為王后、子為太子、恐春申君語泄而益驕、陰養死士、欲殺春申君以滅口、而国人頗有知之者、春申君相楚二十五年、考烈王病、朱英謂春申君曰、世有無妄之福、又有無妄之禍云々、」と続く。『史記』も略同じで、李園は身分が安定して保身を図らねばならない立場に置かれ、今度は春申君を抹殺することを画策する。これを知る説客朱英が春申君に耳うちするが、李園に脅威を感じず、警戒心も持たない春申君はこれを信じようとしなない。しかし春申君が軟弱人と評して、要注意の人としなかつた李園も、周囲の状況に支えられて一時の勢を得て、終に春申君を殺してしまう。ところで以上の様な話の展開を、『列女傳』ではあつまり省略してしまった。李后を中心にまとめるための省略であろう。従ってこのあたり、作者の意図をくむなら、焦点をぼかさないための配慮がうかがわれるから、要領の良い簡略化と一応は評価できるであろう。

⑩この部分の事件は「春申君列傳」には見えない。『史記』楚世家に、「二十五年、考烈王卒、子幽王悍立、李園殺春申君、幽王三年、秦魏伐楚、秦相呂不韋卒、九年、秦滅韓、十年、幽王卒、同母弟猶代立、是為哀王、哀

王立二月余、哀王庶兄負芻之徒、襲殺哀王、而立負芻為王云々、とある。『列女傳』はこれに近いが、「負芻」を考烈王の弟とするのが異なり、又、「聞知幽王非考烈王子、疑哀王」や、太后を殺し、李園を滅したことの部分は「史記」には見えない。劉向に何か基づくものが存在したのであろうか。又あるいはこれも劉向の創作部分かも知れない。なお梁玉繩（『史記志疑』卷三〇）は、『列女傳』で「負芻」を考烈王の弟とすることについて、「今不可詳矣」としている。『史記』では表でも（『六國年表』）「楚王負芻元年、負芻哀王庶兄」とある。『史記索隱』は「春申君列傳」において、考烈王の子に、悼・猶（李后の子）、庶兄負芻、昌平君（始皇本紀）九年に見える。この「索隱」は「昌平君、楚之公子」と云う）の四人があつたと云う。ただし梁玉繩も指摘するように、昌平君が考烈王の子であるという確証はないし、「始皇本紀」によれば、昌平君の他に昌文君の名も見える。以上『史記』に依れば悼・猶（『六國年表』では悼・郝）が同腹、負芻が異腹の兄弟である。『列女傳』は負芻は考烈王の弟としているのである。

梁注は『史記』六國年表では「猶」（楚世家）は同じ）を「郝」としていることを指摘している。

⑩『毛詩』小雅、巧言に、「盜言孔甘、乱是用譖」とある。なおこの篇の「君子信盜、乱是用暴」が「殷紂妲己」に引用されている。

⑪「重」について、王注は「謂懷孕也」と述べ、『詩』大雅、大明に「大任有身」とあり、「毛傳」には、「身重也」とあるのを指摘する。この指摘は興味深い。ただ、疑問は、本文の方では「知有身」という表現を用いているし、「重」は、「以君之重」の様に用いられている点に在るが、これは、「頌」で、前の句に「納身」の字を用いたため、ここには「重」を使用せざるを得なかつたからであらう。

一五、趙悼の倡后

倡后は、趙悼襄王の後なり。前日、一宗の族を乱し、既に寡となる。悼襄王其の美なるを以て之を取らんとす。李牧諫めて曰く、不可なり。女の正しからざるは、国家の覆りて安からざる所以なり。此の女一宗を乱す。大王畏れざらんやと。王曰く、乱と不乱と寡人の為政に在りと。遂に之を娶る。初め、悼襄王の後子嘉を生む。太子と為す。倡后既に入りて姪と為る。子遷を生む。倡后既に王に嬖幸せられて、陰かに后及び太子を王に譖す。人をして太子を犯りて、之を罪に陥れ使む。王遂に嘉を廢して遷を立てて后と為す。悼襄王薨するに及びて、遷立つ。是れを幽閔王と為す。倡后淫佚にして正しからず。春平君に通じて、多く秦の賂を受け、而して王をして其の良將武安君李牧を誅せ使む。其の後秦兵徑入するも能く距む莫し。遷遂に秦に虜へらる。趙亡ぶ。大夫倡后の太子を譖すると李牧を殺すとを怨む。乃ち倡后を殺して其の家を滅し、共に嘉を代に立つ。七年、秦に勝つこと能はず。趙遂に滅びて郡と為る。詩に云ふ。人にして礼無し、死せずして胡をか俟たんと。此の謂なり。頌に曰く、趙悼の倡后、貪叨足る無し。后適を廢し、執詐して愆ならず。春平に淫乱し、意の欲する所を窮む。賂を受けて趙を亡ぼし、身は死し国を滅す。

〔注〕

①この倡后のことについては、この伝に見えるものほどまとまったものは他に見えない。『史記』趙世家には、その終りに、「太史公曰、吾聞馮王孫、曰、趙王遷其母倡也、嬖於悼襄王、悼襄王廢適子嘉、而立遷、遷素無行、信讒、故誅其良將李牧、用郭開、豈不謬哉、秦既虜遷、趙之亡大夫共立嘉為王、王代六歲、秦進兵破嘉、遂滅趙、以為郡、」とある。『戰國策』にも『史記』以上の詳細な資料はなく、ここに掲げた以外に依るべき資料が存在したのかどうか明らかでない。後文、李牧や春平君の扱いには、劉向の創作の雰囲気を感じられる

し、倡後の譖などについても『列女傳』独特のお決まりの形式があてはめられている様に思われる。しかしこの部分における「前日而乱一宗之族、既寡」などからは、この女性に関する資料があるいは他に存在してこれに依つたのではないかとも思わせられる。

王注は『史記集解』に「徐廣曰、列女傳曰、邯鄲之倡」とあるにより、原文「倡后者」の下にこの四字が脱すると見ている。伝の例にてらしても妥当な指摘と思われるが、今一応四字を脱したままで読んでおく。

②李牧の諫言はいずこに出るかわからない。本来は將軍として活躍した李牧が、愛人のことで趙王に諫言するのは、一見ふさわしく思われないことである。従つて依るべき資料が実在したとはほとんど考えられない。なぜ劉向が李牧にこの役を与えたのか分らないが、次の様な事柄が想像されるであろうか、即ち、彼が、一時は趙の存亡に関わる有能な將軍として注目され、趙王からも信頼され期待をかけられながら、終には秦国や郭開の暗躍で、趙王遷の時失脚し誅せられることになつた悲劇の將軍であることが先づ注目されたのであろう。またこれらの事件の展開が趙国の滅亡と一致するため、倡後の暗躍・謀略が国を覆す結果を招いた話としてまとめるこの伝において、趙を亡ぼす原因となる女性であることを見ぬいて、王に諫言する臣としては、李牧以外にふさわしい人物は外に見あたらなかつたのであろう。『史記』においても、李牧は滅亡を救えたかも知れない趙国最後の將軍として扱われている。だから滅亡をもたらす倡后を王からへだてようとする人物として、李牧が選ばれてここで登場させられたと想像することは、許されそうである。

③この部分もほとんど『史記』には見えない。倡后が嬖せられ、嘉が廃せられて遷が立てられた簡単な経過が見える（注①）だけである。恐らくこれらを骨子として、倡後の譖、太子を罪に陥れた等の話をつけ加えて、この部分はつくられたのであろうと想像される。

「幽閔王」について、『史記』趙世家には、「悼襄王卒、子幽繆王遷立、」とある。「集解」には徐廣が「又云

「幽王」と云い、又『世本』の「孝成王丹生悼襄王偃、偃生今王遷」を引いて、「年表及史考、趙遷皆無諡」と云うのを紹介している。「素隱」は、この徐廣の説を受けて、ここで「幽繆王」と称しているのは、秦が趙を滅ぼした後、人臣が密かに追諡したもので、太史公は別に見る所があつて記したのであると述べている。『列女傳』王注は徐廣を引いて、「潛」は即ち「閔」であると云う。『史記志疑』は『戰國策』では「幽王」に作ると云う。

④春平君に通じたという現存史料は見出せない。王注では、春平君とは、即ち太子嘉であるとする。蕭注はこれを疑う。即ち、王注が春平君を太子嘉と見るのは、徐廣（『史記』趙世家「文信侯曰、善、囚遺之」の「集解」引）が、「年表」に、「太子從質婦秦」（趙悼襄王偃二年）とあることを指摘し、「正義」が、太子とは春平君のことだと考えているのに因つたからであろうとする。蕭注はさらに続けて、『史記』には「秦召春平君、因而留之」とは云うが、「質秦」の明文はない。又、「春平君者、趙王甚愛之、而郎中妒之」・「春平君、言行信於王」とあるのからしても、太子であるらしくはない。もし春平君が即ち太子であつて、太后がこれに通じ、秦の賂を受けて李牧を誅したのなら、春平君は必ずこのことを知つていたに違いないのだが、実際には与聞せず従つて諫阻もしていないのだ。趙の大夫たちは倡后を怨み、その家を殺滅しておきながら、太子（春平君）だけに愛情をかけて、これを即位させたと見るのはいかにも不自然で、春平君を太子嘉とするのは無理だと述べている。春平君は太子嘉でないとする結論には賛成であるが、又恐らく劉向も、春平君を太子嘉として扱いはしなかつたであろうが、『史記』とは異なつた人物把握をする『列女傳』の性格を知っているなら、両資料を混じて、以上の如き議論をするのはあまり効果的ではないことがはっきりわかるう。『史記』は春平君と倡后が通じたことさえ記載してはいない。このことはまた『戰國策』にさえも見えない。

倡后が淫佚でありまた春平君と通じたというのは、恐らく倡后悪女話の一素材として劉向の作りだした話である。なにももとづく文献が無くてこの様なエピソードが勝手に作られると考えるのは少し乱暴かも知れない。

いが（そして従来の出典主義学者はこの様な想像を学問と認めないだろうが）逆に、なにもこれに関する資料がなかったからこそ劉向はこの話を大胆に作り出したのだと考えることができると思うのである。

『史記』では、秦の賂を受けて李牧を陥れるのは郭開である（注①引参照）。このことは、「馮唐列傳」にも（其後會趙王遷立、其母倡也、王遷立、乃用郭開讒、卒誅李牧、）見えているし、「李牧傳」（第二二）にも、「秦多与趙王寵臣郭開金、為反間、言李牧・司馬尚欲反、」とある。劉向は『史記』などにおける郭開の役割をとつて、これを倡后のそれにすり替えたのではあるまいか。また『史記』が趙王遷を「遷素無行信讒」とする部分も、『列女傳』では無視する。

なお『史記』の資料だけに限つても、春平君が太子であることを、中井積徳は否定する。即ち『史記』趙世家「秦召春平君、因而留之、」の「正義」は「春平未詳」とし、『會注考證』引中井積徳は「春平君、必王之親臣矣、非太子、且太子未聞有君号者、」とする。

⑤ 蕭注は『淮南子』（秦族訓）より、「趙王遷流於房陵、思故郷、作為山水（木）之嘔、」を引く。

⑥ 「趙亡大夫」について蕭注は、『史記』に、「秦既虜遷、趙之亡大夫、共立嘉為王」とあるより、この四字は連続すべきであるとする。もつともな指摘である。

⑦ 『毛詩』鄘風、相鼠に、「人而無儀、不死何為、……人而無止、不死何俟、……人而無礼、胡不遄死、」とある。

これよりすると『列女傳』における詩の引用は、互に隔った両句を結びつけている様に見える。『詩三家義集疏』卷三中は、この引用について、「礼是止之譌、何作胡、魯異文、」と述べている。「四部叢刊」本『列女傳』では、「胡」でなく「何」に作る。

⑧ 王注は、「与嫡同」とする。

⑨ 梁注は、「国、顧校改族」とする。

○ 主要参考文献

底本として、梁端『校注列女傳』（廣文書局）を用い、王照圓『列女傳補注』・蕭道管『列女傳集注』・歐纘芳「列女傳校證」（『文史哲學報』第一八期）・荒城孝臣『列女伝』（明德出版社）等を参照した（敬称略）。尚、「孽嬖」については（七）以後を収めた。（一）～（六）までは、『広大文学部紀要』（巻四一・四二）に発表している。

（二九八三・八）

Notes and Commentary on *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), I

Takao SHIMOMI

Liu Hsiang (劉向, 79-8 B.C.), Confucianist in the closing period of Qian Han (前漢), is well known for his compilation of a classified catalogue of the old books owned by the court library. Moreover, he published a number of books himself, which include *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), *Xin-xu* (『新序』) and *Shuo-yuan* (『說苑』). They are all moral stories gleaned from classics and edited on the Confucian principles.

Lieh-nü-chuan is the first biographies of women in China, and is worthy of note in that it advocates how women should live in the feudal society. The author classifies women, according to their personalities, into seven types, i.e. mu-yi (母儀), xian-ming (賢明), ren-zhi (仁智), chen-shun (貞順), jie-yi (節義), bian-tong (辯通) and nie-bi (孽嬖); and he makes brief comments on each type from the Confucian point of view.

It is true that the book was utilized for the purpose of controlling women's characters in various ways; but it is to be highly valued from the viewpoint of the history of Confucianism, since before that time very little had been written about women's social role as compared with that of men. Liu Hsiang prescribed in this book, for the first time, women's social role distinct from men's, and clearly defined women's social status in the light of the Confucian outlook on mankind. Consequently, with the publication of *Lieh-nü-chuan*, Confucianism reached the more solid stage as a precept on which the world is kept in order and improved.